

関西社会経済研究所資料

07-06

政令指定都市の事業評価
—経済性、効率性、有効性の視点による—

2007年5月

財団法人 関西社会経済研究所

ISBN978-4-87769-632-0

目 次

	頁
調査研究結果の概要	1
序 章 本研究の課題	9
第1章 ゴミ収集処理事業（清掃事業・環境事業）の評価	12
第1節 はじめに 問題意識	12
第2節 各評価指数の検討	13
1 環境評価指数	13
2 効率性評価指数	16
3 サービス評価指数	17
4 使用しないその他の指数	18
第3節 ゴミ処理事業の評価を3つの評価指数で表示	19
付属資料1 ゴミ処理の概要（排出量、リサイクル率）	23
2 ゴミ搬入量の状況（直営率）	24
3 ゴミ収集運搬の状況（収集方式、頻度）	25
4 廃棄物処理事業経費	26
5 廃棄物処理従事職員数	27
第2章 小学校給食事業の評価	28
第1節 はじめに	28
第2節 学校給食事業の性格と各市の現状把握	28
1 学校給食事業の性格	28
2 各市の現状把握	32
第3節 学校給食事業の評価	36
1 評価の視点と区分	36
2 先行研究と政令市の評価実例	39
第4節 評価課題と評価指標の設定	47
1 供給側による需要者ニーズの把握	47
2 供給側の自己評価にみる評価課題	47
3 本研究における評価課題と評価指標の設定	50
第5節 評価の実施とその結果	51
1 政令市の現状の比較	51
2 経済性評価・効率性評価	57
3 有効性評価	59
第6節 結びにかえて	62
参考文献	64
参考資料1 供給側(行政担当者)アンケート調査結果 (付・同アンケート調査票)	65

2	需要側(児童)アンケート調査結果 (付・同アンケート調査票)	127
第3章	政令市の協働・パートナーシップ事業に関する 調査・分析	164
第1節	問題意識	164
1	「参画」と「協働」	164
2	「まちづくり」を問い直す	164
3	自治体政策としての「協働」の内容を問う	165
第2節	調査方法	166
第3節	評価項目(チェック・リスト)の内容	166
1	官民協働への基本姿勢	166
2	官民協働への体制づくり	167
3	恒常的コミュニティ組織、地縁組織(自治会、 町内会、地域連合会など)	167
4	アソシエーション型組織、志縁組織(ボランティア 団体、NPOなど)との協働	168
5	地域経済活性化への官民協働	168
第4節	集計結果	168
1	官民協働への基本姿勢	168
2	官民協働への体制づくり	170
3	恒常的コミュニティ組織、地縁組織(自治会、 町内会、地域連合会など)との協働	172
4	アソシエーション型組織、志縁組織(ボランティア 団体、NPOなど)との協働	174
5	地域経済活性化への官民協働	175
6	アンケート結果による得点化とその集計	179
第5節	関西3政令市のヒアリング結果	181
終章	まとめにかえて	186
	研究メンバーおよび研究会開催記録	190

執筆分担	序章	主査：新川教授
	第1章	委員：稲継教授、美谷総括調査役
	第2章	委員：初谷教授、武者研究員
	第3章	委員：中川教授、宇都参与・研究統括
	終章	主査：新川教授

調査研究結果の概要

財団法人関西社会経済研究所（会長：秋山喜久 関西経済連合会会長、所長：本間正明）では、地方分権時代に対応した自治体評価に関する研究に取り組んでいます。

その研究成果の一つとしてこの度、市民主導による公共サービス選択システムの確立に向けた「政令指定都市の事業評価- 経済性、効率性、有効性の視点による-」（主査：新川達郎 同志社大学大学院教授）の調査研究結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

この調査研究では、官から民への流れを踏まえて関西の政令指定都市（以下、政令市）が実施している代表的な公共サービス事業（ゴミ収集処理、小学校給食、官民パートナーシップ）に関して他の政令市と比較し、結果 output と成果 outcome の観点から、経済性 economy と効率性 efficiency の評価に留まらず、有効性 effectiveness を加味した評価も試みました。結論として、関西の京・阪・神の3政令市の効率性の低さが浮き彫りになりました。

序 本研究の課題

（1）研究のねらい

住民サービスの多くを実施する市町村の事業について、その評価をできる限り客観的に行うことを主たる研究目的とする。その評価結果に基づき、各地方自治体が事業の改善を行うことができるような事業評価手法を開発することを目指す。

（2）2005年度の研究状況

次の典型的な4事業を研究対象とした。①**ごみ収集処理**：市民一人当たりのごみ排出量や処理費、収集時のサービスレベルなどが指標化され意味づけができた。②**学校給食**：アウトプットとアウトカムを意識しつつ、食育的な側面とコスト比較を中心に指標を探索した。③**公営交通**：サービス提供状況、サービス価格とコストなどが比較検討された。④**官民協働推進事業**：協働の基本姿勢に関わる指標、地縁組織やNPO組織などとの協働事業の実態指標などが探求された。

（3）2005年度の研究の到達点

次の4つの指標の探索方式を開発した。①指標を評価する主体（行政の管理者、市民、社会全体）の立場を想定して考えられたもの②客観的な指標を探索するためにアウトプット指標を目指して、3E（有効性 effectiveness、効率性 efficiency、経済性 economy）に着目し、それを示す指標を探索③民間企業経営を下敷きに、サービス量、価格、コスト、フローとストックの経営状況を指標化しようというもの④定量化できない場合に、代替的にチェックリストを作成し、その評価を通じて定量化と比較分析を試みるという方法の開発。

1 ゴミ収集処理事業の評価

(1) ゴミ収集処理事業の評価の意義と方法

ゴミ収集処理事業は、市民の日々の生活に直結し、地域社会の衛生環境を向上させる基礎的な事業である。同時に、その排出量や処理方法は地球規模での環境や資源利用のあり方にも影響する。しかも多額の税金によって運営されている公共サービスである。個々の市民が行政と共にそのあり方を考え、取組まなければならない重要な課題である。

そこで、ゴミ収集処理事業の評価に関して、効率面、環境面、サービス面の3つの視点で評価することを試みた。

効率面

ゴミ処理事業にかかる経費は全国で1兆9343億円であり、膨大な税金が投入されている。いかに低コストで効率的に遂行するかは納税者にとっては重要な関心事である。ここでは効率性を示す指標として、人口一人当たり処理及び維持管理費用（＝人件費＋処理費＋車両購入費＋委託費＋処理費その他）を用いる。

環境面

各政令市の「一般廃棄物処理基本計画」の基本理念を見るとそのほとんどが、「循環型社会を構築する」、「ゼロエミッションを目指す」と謳っている。全国のゴミ総排出量は2004年度5,059万トン（前年度比2.0%減）、国民1人1日当たりでは1.086キログラム（前年度比1.8%減）となる。指標としては、市民のゴミ排出量の比較ということ考えた場合、事業系ゴミを除いた生活系ゴミのみの1人1日当たりゴミ排出量で比較することが適当であろう。

また、リサイクル率は全国平均で17.6%（前年度比0.8ポイント増）である。自治体により取組みに違いがあるので比較評価の対象とした。

サービス面

ここでは外形的なもの、例えば提供されるサービスのメニューとかサービスの量をとらえて評価する方法を用いる。

まず、収集の方式と頻度とがリサイクル率と重労働負担軽減に最も影響すると仮定した。頻度では、家庭普通ゴミ（混合ゴミ又は可燃ゴミ）に関しては、川崎市の週4回というのが最高で、次は、千葉市・横浜市の週3回、他都市は、基本的に週2回である。収集方式には、戸別収集方式とステーション収集方式がある。戸別収集方式（名古屋市、大阪市、福岡市）の方が市民にとっては楽であるが、コスト増の要因となる。ステーションまで運ぶのは重労働であり、ステーションそばの住民にとっては不快でもある。ここでは戸別収集方式に高い得点を与えることとする。

他に付帯サービスとして、高齢者や障害者に対するゴミ出しの支援があるかどうか、輪番制の場合、都市には夫婦共働き世帯が多いことからゴミ収集後の片付けや清掃を行うようなサービスがあるかどうか、前処理としてのカラス対策を挙げた。

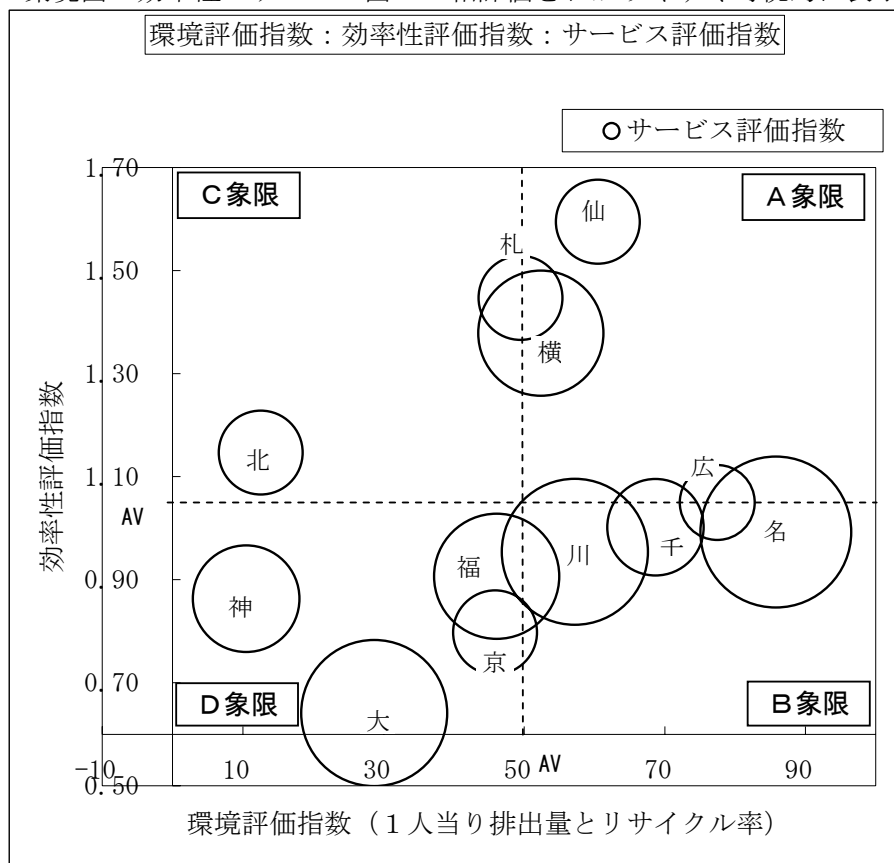
(2) ゴミ処理事業の評価を市民が判断できるようにわかりやすい可視的表示

以上見てきた、効率面、環境面、サービス面という3つの評価を考えた場合、それらが、互いにトレードオフの関係に立つ場合があることがわかる。

当研究会は、3つの評価面を指数化し、各市がこれら3つの評価軸のどこに位置するかを可視的表現によりわかりやすく示し、議論の素材を提供することを目指した。

図表1は、左右軸が環境評価指数を示し、右へ行くほど環境に配慮された都市であると考えられる。上下軸は効率性評価指数を示す。上へいくほど、効率的にゴミの収集処理がなされていることを表す。各市の円の大きさは、サービス評価指数をあらわす。円が大きいほど提供されるサービスのメニューや量が多いことを示す。

図表1 環境面・効率性・サービス面の3軸評価をわかりやすく可視的に表示



この図で、当該都市が右上A象限に位置しかつ円が大きければ、環境面・効率面・サービス面の全てで評価が高いという優れた市であることになる。

他方で、B象限とC象限は、効率面を重視するか環境面を重視するかを、それぞれの自治体（ならびに住民）が選択しているとも考え得る。

ところが、D象限の自治体は効率面も環境面も悪いという、望ましくない自治体ということになる。ここに位置する大阪市、神戸市、京都市については別途の詳細な分析が必要

であろう。マスメディアでも指摘されるように職員による直営方式のデメリットがあらわれているケースかもしれない。大阪市の場合はサービス評価指数で名古屋市と同等であるにも拘わらず、効率性でも環境面でも名古屋市より劣っている原因は何なのか、分析する必要がある。

この図の中で、位置付けと円の大きさを各自治体行政および市民が念頭に置きつつ、将来の市の状況を見据えて、トレードオフ関係にある効率・環境・サービスの最適解を求めて今後のゴミ処理行政を考察していく一助としていただきたい。

2 小学校給食事業の評価

小学校給食(以下「給食」)については、外部委託など事業の合理化といった点に加え、今日では、食育実践の場、食に関する指導の機会の一つとして、そのあり方に大きな関心が寄せられている。しかし、食育は新しい領域であるだけに、その評価は各学校現場に任されており、都市間比較に用いられる共通の評価基準や評価指標は未だ確立していない。

そこで本研究では、「大都市学校給食連絡協議会」の資料や各市へのヒアリングから得られた情報を元に、給食サービスの供給側の行政担当者向けと、需要側の児童向けの二通りのアンケート調査を設計した。そして、小学校給食事業そのものと、「給食を通じた食育(食に関する指導)」の二つについて評価指標を設定し、千葉市を除く14政令市を比較した。本文では14市の結果を述べるが、ここでは、関西の4政令市を中心に紹介する。

(1) 給食事業と給食を通じた食育(食に関する指導)の成果を調査

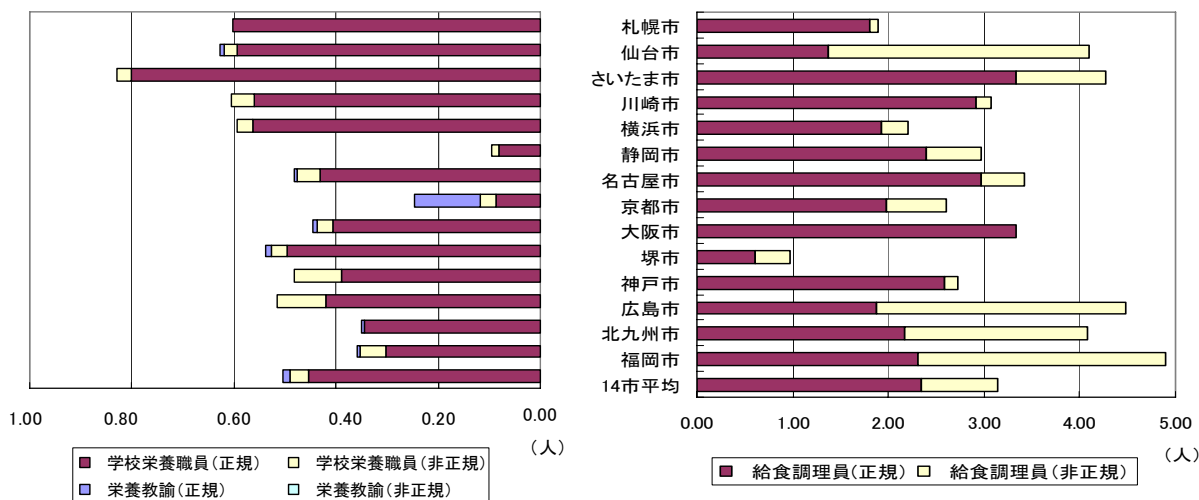
事業評価では一般に、インプット、アウトプット、アウトカムの各指標を元に、3E、すなわち経済性(Economy)を単位当たりインプット、効率性(Efficiency)を単位当たりアウトプット、有効性(Effectiveness)を単位当たりアウトカム(成果)で測る。

そこでまず、経済性・効率性評価の観点から、栄養教職員(栄養教諭および学校栄養職員)と給食調理員のそれぞれ1校当たり職員数を評価指標とした。次に「食に関する指導」について有効性評価の観点から、児童へのアンケート調査を用いて、指導内容の理解度、家族への伝達度、新たな学習内容への意欲喚起度など新たなアウトカム指標を設定した。

(2) 給食事業を「1校あたり栄養教職員数・給食調理員数」で比較

まず、1校あたりの給食調理員数について関西4政令市と、千葉を除く14市平均とを比較すると、大阪が14市平均(3.15人)を上回り、神戸、京都、堺は14市平均を下回っている(図表2)。ただ、1校あたり給食調理員(正規職員)数でみると、大阪、神戸、京都に比べ、堺は0.60人と、14市平均(2.35人)を大幅に下回っており、行革努力で給食調理業務の外部委託化が進められていることがうかがえる。なお、正規職員が給食調理員総数に占める割合を見ると、大阪は全員(100%)、神戸：約95%、京都：約76%、堺：約61%と、14市平均：約75%に比べ、京阪神3市は正規職員の割合が高い。

図表2 14政令市の小学校1校当たり栄養教職員数及び給食調理員数



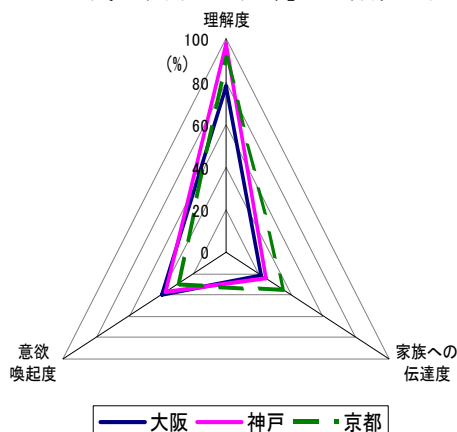
次に、1校あたりの栄養教職員数をみると、神戸、大阪、京都は14市平均(0.49人)を下回る一方、堺は14市平均を上回っている。さらに、栄養教諭の配置数をみると、神戸、堺、大阪の3市は未だ少ないが、京都は25人と、14市の合計33人の8割近くを占める。

(3) 「食に関する指導」を児童の視点に立つ新指標で比較

次に、需要側について、児童(小学5年生)向けアンケート調査に対する回答を元に、まず「給食」そのものへの満足度を、次に「食に関する指導」について、①指導内容の理解度、②家族への伝達度、③新たな学習内容への意欲喚起度をそれぞれアウトカム(成果)指標として設定し(図表3)、小学校ごとに全回答の得点累計が満点に占める比率を比較した。

ここでは、関西4政令市のうち、アンケート調査を行った京阪神3市の結果を紹介する。

図表3 小学校児童への「食に関する指導」の有効性評価例



第一に、給食の満足度は3小学校でほとんど差がなかった。各校の給食内容が異なるため単純比較はできないが、満足度が同じならば、給食サービスはより効率的に供給される

ことが望ましい。第二に、「食に関する指導」のアウトカム指標とした3項目を同様に比較したところ(図表3)、3市とも「食に関する指導」に対する児童の理解度は高いものの、家族への伝達度やさらなる学習内容への意欲喚起度は低い状況にあることがうかがえる。また、各市ごとでは、理解度では神戸、伝達度では京都、意欲喚起度では大阪と神戸がそれぞれ高い。

各市とも給食サービスの内容、食に関する指導内容が異なるため、直ちに各市の小学校における指導の成果を比較することはできないが、「食に関する指導」について、こうした新たな指標を用いて各市の全児童を対象に調査を行うならば、前掲の栄養教職員数の多寡など給食サービス供給側の指標との関係を分析することを通じて、より適確な有効性評価を行うことが可能となる。指導によって児童の食習慣や生活習慣、また各家庭で保護者が調える食にどのような効果が見られたかなど、指導との因果関係をより濃密に推定し得るような新たな成果指標を開発、設定して評価することも有益であろう

(3) 多面的パートナーシップと不断の評価を

今回の調査からは、政令市の給食事業におけるパートナーシップが、単なる外部委託などの官民関係だけでなく、例えば京都市での保護者の参画による委員会方式など、受益者である市民との協働も制度化して行われている事例が見られた。自治体と受益者、ひいては幅広い市民との協働まで視野に入れた多面的なパートナーシップが求められる。

「食」は優れて地域特性の発揮される分野であり、各市がそれぞれの地域資源を活かしながら、こうしたパートナーシップ・協働を伸展させ、3Eの観点から給食事業を不断に評価して事業の合理化を図ることにより人的・物的資源を生み出し、児童の育ちに役立つ給食サービスや食育に係る施策・事業へ、一層効果的に配置、配分することが期待される。

3 政令市の協働・パートナーシップ事業の評価

(1) 官民協働体制の必要性

わが国の構造改革の柱の一つである分権改革の中で、「中央主権・官主導」から「地方主権・民主導」へと権限委譲が進められ、国と地方の役割分担が再編されつつある。地方主権を確立しそれぞれの地域力を高めるためには、どうしても住民と地方行政との協働体制の構築が不可欠である。いかにして官民の協働体制を作り上げていくのか、そのために行政はどのような施策を行なっているのかについて、まず全国の8政令市を対象に調査し、さらに、関西の三大都市(大阪市、京都市、神戸市)についてはヒアリング等も加えて詳しく調査した。

(2) 大阪市、京都市、神戸市の「官民協働」体制構築への取り組み実態調査

「官民協働」についての自治体経営評価は、テーマの性質上、その成果を定量的に捉え、その優劣を機械的にはじき出すという手法には適さない。あくまでどのような協働体制の構築を目指し、どのような施策を実行し、どのような成果を上げているかを個々の自治体

について精査し、その過不足を定性的に評価するという形を取らざるを得ない。

関西の三大都市（大阪市、京都市、神戸市）に対しヒアリングとアンケート調査を実施して分かったことだが、ひと口に「地域コミュニティ」や「自治会」といっても、それぞれの地域の歴史的成り立ちや、そこで培われて来た住民の意識などにより組織の性質が著しく異なる。官製的に区画された地域コミュニティもあれば、互助的に自発的に成立した地域コミュニティもある。ただ、三市ともに地域コミュニティ系団体との関係を実体的に重視していることは分かった。つまり、従来の自治会、町内会及びその基盤から登場してくる各種地域団体や人材を重視する、という点では同じと見なせる。だが、それを時代に対応した新たなコミュニティ政策の中へとらえ直し、行政の協働パートナーとして位置付けし直そうとしているか、という点では微妙に違いが生じている。

大阪市は、昭和21年の南海地震の際に作られた赤十字奉仕団を母体とする「振興町会」が自治会の役割を担っており、この振興町会との関係の中で伝統的なコミュニティ対応がなされている。さらにそれらの集合体として小学区単位に「連合振興町会」、さらに区単位に「〇〇区地域振興会」という重層構造になっている。京都市は、戦前の小学校区を単位とする「元学区」という住民自治単位があり、この組織が自治会・町内会の役割を担っている。しかし元学区はあくまで自主的な団体として位置付けられており、行政との直接関係は存在しない。行政との関係では、市役所業務と住民とを結ぶパイプ役として市長から直接委嘱を受けた8,200人に及ぶ「市政協力委員」の制度がある。神戸市は、自治会は自主的に活動するものとの原則を尊重し、決して行政の下部組織とは見ないという姿勢を貫いているが、「自治会活動ハンドブック」作成・配布などの間接支援は行っている。その一方で、「地域づくり推進条例」による、各種団体が集合・連携したコミュニティ再構築に取り組んでいる。

一方、NPOやボランティア団体等への政策の水準を見ると、大阪市は民間活動に大きく依拠しており、公的政策は他の二市に比較して弱い。神戸市、京都市は支援センターを設置するなどして積極的に政策展開している。

今回の調査とヒアリングからは、大阪市の旧来型の伝統依拠型スタイル、神戸市のコミュニティ不介入原則からの住民自治システム再構築への挑戦と都市型NPO支援、京都市の盤石なボランティア型「市政協力委員」制度と都市型NPO支援、という様子が窺えてきたように思う。

（3）3市の評価と今後の方向性

最近の第3次、第4次にあたる自治体総合計画でも、多くの自治体で「協働」の概念とシステムが導入され、政策の大きな柱となってきている。「参画」と「協働」があつて地域のまちづくり、コミュニティづくりも進む。そのカギとなる「協働」政策が地方自治体において、どのようにビルト・インされているかが、当該自治体における市民社会・地域社会への分権化と、自治体改革への決意及び取り組み水準をも表している。そして「協働」がたんなる謳い文句、絵に描いた餅とならないためには、そこに謳われている協働事業の

内容やその有効性を明確にしていく必要がある。

ただ、「官民協働社会の構築」という新しい概念が導入されてまだ日が浅いせいもあるが、大阪市、京都市、神戸市の三市を例にとっても、「協働型社会」構築に向けての明確な理念と達成への工程表を確立できていない。これは、調査した他地域の政令市にも共通する。早急に、明確な協働社会理念を掲げた「自治基本条例」などの基本方針を再整備する必要があると思われる。特に、政令市においては住民に最も近い区役所の官民協働に果たす役割や権限の再構築を急ぐべきであろう。これらの点で、大阪市、京都市、神戸市の三市を評価してみると、神戸市と京都市は全国の政令市のなかでも中位かやや上位に位置付けられるが、大阪市はやや出遅れていると感じられる。

また、わが国が目指す分権型国家では、「住民でできることは住民で、住民で出来ないことを地方行政で、地方行政でもできない事を国で」という「補完制の原理」を貫いていかなければならないが、この理念の出発点になる「住民」の側に「住民でやれることは住民でやるんだ」という意識が極めて薄い。住民の意識高揚に各自治体も懸命に取り組んでいるが、前掲の三市の中で最も協働活動施策の進んでいると思われる神戸市のように、意欲のある地域を積極的に支援して成功事例を作り、その数を増やしていくことで周辺地域の住民にも協働の必要性を気付かすという政策も有効だと思われる。いずれにしても、明確な理念の下に息の長い取り組みが必要とされる。

まとめにかえて

(1) 2006年度の研究課題と成果

①政令指定都市をいくつかの事業ごとに串刺しにした都市間比較分析を行なった②指標の更なる彫琢については、汎用性があるとしても実用性に富む指標開発ができる端緒をえた③評価の最終的な判定者たる市民の視点の組入れについては、直接的な指標として明らかなものや、市民満足度のように情緒的判断に基づくものもあり、上述した市民満足指数を相対的に効率や有効性との関係で位置づける方法を開発。

(2) 今後の展望

全ての研究課題に答えられたわけではないが、2005-2006年度の研究課題を着実に解決してきたことによって、本研究は次のステップにむけて、進むことができると考えている。

これまでの研究を土台にして、2007年度以降、より多くの自治体を対象に、より多くの事業分野についての事業評価が実施されることが期待される。

謝 辞

本研究に当たっては、全国の政令指定都市のかたがた、関係行政機関のかたがたに、調査研究に際して、情報提供、インタビュー、アンケート調査などを通じて、多大なご協力を頂いた。ご多用中にもかかわらずご協力いただいた皆様方に、深く感謝申し上げます。

序 章 本研究の課題

(1) 研究のねらい

政令市事業評価研究会は、地方自治体の中でもとりわけ対住民サービスの多くを実施する市町村の事業について、その評価をできる限り客観的に行うことを主たる研究目的としてきた。そのため具体的には、どのような評価方法や指標を取り上げることが妥当なのか、またそれら指標が各地方自治体間で比較可能なのかについて検討を行ってきた。そして、できうれば、その評価結果に基づき、各地方自治体が事業の改善を行うことができるような事業評価手法を開発したいと考えて取り組んできたところである。

本研究の究極の目的を別の言い方でいえば、普遍的に応用できる地方自治体事業の厚生関数を求めること、そして、この厚生関数を活用しながら、地方自治体のサービス評価を行い、その改善を促進することである。すなわち、市町村自治体を主たる対象としながら、その事業やサービスを客観的な指標によって評価し、その改善のポイントを明らかにするとともに、具体的な改善策を提案できるシステムの構築に向けて、その基礎となる作業を行ってきたところである。

(2) 2005年度の研究状況

以上のような研究目的にしたがって、2005年度は、政令指定都市におけるいくつかの類型的な事業を事例として取り上げ、分析を進めることにした。純粋公共財に近いと考えられるような事務、準公共財に相当するもの、市場財に近く民間部門でも供給可能なものなど、そして公民の双方が一体的に関わっている分野などを念頭に、ごみ収集、学校給食、公営交通、協働推進事業の四つを取り上げた。

各委員が分担して、それぞれの事業の特性に応じた事業評価の枠組みを検討し、そこで採用可能な評価指標を明らかにすることを試みている。

ごみ収集に関しては、市民一人当たりのごみ排出量や処理費、職員数、収集時のサービスレベル、リサイクルや分別の状況などが指標化され意味づけができた。公営交通事業の指標としては、事業規模、サービス提供状況、サービス価格とコスト、経営ストックなどが比較検討された。学校給食については、アウトプットとアウトカムを意識しつつ、食育的な側面とコスト比較を中心に指標を探索した。協働事業については、協働の基本姿勢に関わる指標、地縁組織やNPO組織などの協働事業の実態指標、そして地域経済活性化との関係指標などが探求されている。

2005年度においては、研究対象が政令指定都市に限定されたという特殊性や、取り上げた事業が本当に典型的な事業かどうかという問題もあるが、事業評価のための手法を開発する前提となる、基礎的な検討を行うことができた。

(3) 2005年度における評価指標の検討結果

2005年度に重点を置いた評価指標の開発については、これまでの政策評価や行政評価の指標検討などで、従来から実務面でもかなり多くの検討がなされてきたものが含まれている。しかしその一方では、理論的にも、実用的にも、妥当とされる指標は、とりわけ成果指標と一般に呼ばれているものについては、これまで発見もされず、また開発もできていない。別の言い方をすれば、地方自治体の事業について、その厚生関数は、発見できていないということである。我々も、一応は、厚生関数の追及を目指しながらも、現実には、地方自治体の事業を点検し、改善のために役立つ評価ができる指標を発見できれば、当面は十分だと考えることにした。

そのために、いくつかの条件を満たす指標の探求を、目指すこととした。一つは、何らかのアウトカムを示すという点で意味のある指標と考えられるもの、二つには、比較的容易に収集又は作成が可能な指標、三つには、時間的な変化や自治体間比較が可能な指標、そして四つめには、簡明でわかりやすい理解しやすい指標である。もちろん最後に、その指標又は指標群は、最も少ない数で、当該事業の全体像を、ある程度表現できることが重要と考えるところである。

(4) 2005年度の研究の到達点

以上のような考え方にしたがって、指標の発見に努めた結果、それぞれの事業形態によって、事業に固有の指標ではあるものの、一定の指標の考え方を導くことができた。

一つは、指標を評価する主体の立場を想定して考えられるものである。つまり、行政の管理者側から見た意味のある指標、市民の側から見た意味のある指標、そして社会全体で社会的効用を達成しうべきものと考えられる指標群などである。

二つには、極力、客観的な指標を探すという意味でアウトプット指標を目指して、評価の基本である3E、つまり有効性 effectiveness、効率性 efficiency、経済性 economy に着目して、それを示す指標を探索するという手法である。

三つには、民間企業の経営を下敷きにしながら、サービス量、価格、コスト、フローとストックの経営状況を指標化しようというものである。この方法は、比較的簡単に、事業者間比較を可能とする。

四つには、金銭価額などで定量化できない場合に、代替的にチェックリストを作成すること、そしてその評価を通じて、定量化と比較分析を試みるという方法である。多くの地方自治体で共通にとられている事業手法や、その構成要件を、定性的評価項目としながら、それらの多数の項目群の評価の総括を計数的に示そうというのである。

以上の四つの指標の探索方式は、重なる部分が多いが、一方では、相互に利用できない側面を持っている。異なる事業には、それぞれの事業内容に適した評価指標がある。しかしながら、その一方では、異なる事業相互の間で性質として共通性を持つ指標がないという意味ではないし、自治体間の事業の違いにもかかわらず共通する指標への変換は可能であり、比較ができないというわけでもないということが明らかになった。

(5) 2006年度の研究課題

以上の検討結果を受けて、2006年度の研究においては、基本的に次の作業に取り組むこととした。

一つは、政令指定都市をいくつかの事業ごとに串刺しにした都市間比較分析である。これによって、各市の強みや弱み、あるいは事業ごとの課題が明らかになると考えている。

二つには、2005年度には四事業であったが、この事業パターンの再検討である。すべての事務事業ではなく、典型的な事務事業をさらに検索し、絞り込む作業を進める必要がある。それらの典型は、多くの自治体事業を類型化し、分析を容易にするはずである。

三つには、指標の更なる彫琢である。すでに、効果性、効率性、経済性の視点や、インプット、アウトプット、アウトカムの指標による整理などが検討されてきているが、汎用性がある、しかも実用性に富む指標開発をさらに進める必要がある。

四つには、評価の最終的な判定者たる市民の視点をどのように組み入れるかという観点である。直接的な指標として明らかなものもあるが、また、市民満足度のように情緒的判断に基礎を置く場合もあり、これらの有用性についての一定の判断をしておく必要がある。

五つには、本研究会としての各事業指標についての考え方を整理することである。それは評価的情報と同時に、問題点の析出や改善すべき方向について、多くの示唆を与えるものと考えられる。翻って、我々自身の指標の有効性や、我々の評価能力が問われることになる。

以上のような課題に応えることで、政令指定都市の事業評価は、評価のための評価ではなく、事業の現状に対する客観的な視点を提供し、その事業の見直しや改革に結びつくものと考えているし、その点こそが、本研究における最も重要な異議だと認識しているところである。

第1章 ゴミ収集処理事業（清掃事業・環境事業）の評価

第1節 はじめに 問題意識

ゴミ収集処理に関する事業は、市民の日々の生活に直結し、地域社会の衛生環境を向上する基礎的な事業である。それとともに、その排出量や処理方法は、地球規模の環境や資源のあり方にも影響する。個々の市民が行政とともにそのあり方を考え、取り組まなければならない重要な課題ともなっている。

このようなゴミ収集処理の評価に関して、当研究会は、環境面、効率性、提供されるサービスの3つの軸をもとに評価することを試みた。

第一に環境面を考える。上に述べたように地球環境のあり方を考えて行くに際して環境にやさしい取り組みをしていくことが求められている。政令指定都市（以下、政令市）の「一般廃棄物処理基本計画」の基本理念をみても、その殆どが、循環型社会の構築、ゼロエミッションを目指すことを高らかに謳っている（表1-1参照）。

表1-1 政令市の一般廃棄物処理基本計画の基本理念の比較

都市	基本理念	計画の（サブ）タイトル
札幌市	環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現	さっぽろごみプラン ～豊かな環境を明日へ引き継ぐために～
仙台市	1. ごみの発生や排出が抑制される循環型の社会経済システムへの転換 2. リサイクルを基調とした環境負荷の少ない循環型の処理システムの構築 3. 市民、事業者、市のパートナーシップによる取り組みの推進	チャレンジ21 100万人のごみ減量大作戦
千葉市	リサイクルを考え行動する、循環型社会の貢献者へ～1人1日ごみ150g減量～	1人1日ごみ150g減量をめざして
横浜市	「環境行動都市」の創造に向けて	横浜G30プラン
川崎市	地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して	かわさきチャレンジ・3R
名古屋市	1. 循環型社会(持続的発展の可能な社会)への挑戦 2. 循環型社会実現に向けての協働(環境パートナーシップ)	循環型社会への挑戦
京都市	環境への配慮が未来を拓く-明るい循環型都市・京都の実現	京（みやこ）のごみ戦略21
大阪市	持続可能な循環型都市の構築	なにわ'ともあれ～ごみ減量は「上方（かみがた）」から
神戸市	おしゃれな循環型都市“こうべ”の創造～「美しく住みよいまち 神戸」を未来の世代に引き継ぐために～	おしゃれな循環型都市“こうべ”の創造
広島市	ゼロエミッションシティの実現を目指す都市	
北九州市	「リサイクル型」、そして「循環型」へ	循環型社会のモデル都市をめざして
福岡市	『元気が持続する循環のまち・ふくおか』～参加しよう！ごみの発生を回避し、ものを循環利用するまちづくり～	循環のまち・ふくおか基本計画

全国のゴミ総排出量は、平成 16 年度数値¹で、5,059 万トン（前年度比 2.0%減）、1 人 1 日当たりのゴミ排出量は 1.086 キログラム（前年度比 1.8%減）である。排出量抑制をすすめる取組みの度合いは、自治体によって異なると予想される。また、リサイクル率は全国平均で 17.6%（前年度比 0.8 ポイント増）となっているが、これも自治体による取組み姿勢に違いがある。そこで、各都市でどの程度、環境に優しい取組みがなされているかについて、その度合いを測ることとする。

第二に、効率性を考える。ゴミ処理事業にかかる経費は全国で 1 兆 9343 億円（内訳は、建設改良費 3018 億円、処理・維持管理費 1 兆 5446 億円）²であり、膨大な税金がそこに投入されている。納税者である市民は、より少ないコストでより大きなアウトプットがもたらされることを望んでいる。ゴミの収集処理という事業をいかに効率的に遂行するかは市民にとっては重要な関心事である。また、簡素で効率的な政府が目指されており、効率的な行政サービスの提供が求められていることはいままでもない。

第三に、提供されるサービスメニューやサービス量を考える。一般に、市民は、できるだけ手厚いゴミ収集のサービスが提供されることを望むであろう。定曜日収集は最低限の条件である。以前は大都市でも定曜日収集ではなく、戸外に出されたゴミを、収集車が順に（その日に収集できるところまで）収集していくという方式がとられることもあったが、今では、定曜日収集が全国的なスタンダードになっている。定曜日収集であっても、その頻度によって市民が感じる満足は異なるだろう。週 1 回よりも 2 回、3 回の収集がなされている方が、市民のゴミ出しは楽になる。家庭の中も片付きやすい。また、収集方式も満足感に影響する。一定地域でまとめてゴミ出しをするステーション方式と、家庭ごとに収集する戸別収集方式を比較した場合、後者の方が労働負担は軽減すると感じるであろう。各家庭からステーションまでのゴミの運搬が市民、とりわけ高齢者にとって負担となることや、ステーション近辺の家庭の不快感が増すことなどから、ステーション方式は戸別収集方式に比較して、市民が感じる満足は下がるだろう。その他、運搬が不可能な高齢者世帯に対して、玄関までゴミの収集に訪問する「ふれあいゴミ収集」のような施策をしている場合、当該者の満足は上がる。さらに夫婦共稼ぎ世帯の場合、収集後の清掃を行政側が代わって行なう場合、やはり満足は上がるだろう。

次節では、これらの 3 つの軸のそれぞれの指数について検討する。

第 2 節 各評価指数の検討

1 環境評価指数

環境面を評価する指数として、考えられる指標としては様々のものがあるが、ここでは、

¹ 環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成 16 年度実績）について」による。平成 18 年 6 月 29 日報道発表資料。

² 同上資料。

まず、市民1人1日当たりゴミ排出量をとることとする。ゴミ排出量が減少すれば、その運搬や焼却処理のためのエネルギー消費が少なくなり、CO₂排出量も全体として減少する。

表1-2 市民一人一日当たりゴミ排出量

一人当たりゴミ合計		生活系ゴミ		事業系ゴミ	
	(g/人日)		(g/人日)		(g/人日)
①	名古屋市 990	①	広島市 549	①	名古屋市 340
②	広島市 1,024	②	京都市 582	②	川崎市 347
③	川崎市 1,041	③	名古屋市 650	③	横浜市 362
④	横浜市 1,076	④	福岡市 678	④	千葉市 447
⑤	仙台市 1,203	⑤	川崎市 694	⑤	広島市 475
⑥	千葉市 1,209	⑥	大阪市 700	⑥	仙台市 498
⑦	京都市 1,318	⑦	仙台市 705	⑦	神戸市 528
⑧	札幌市 1,329	⑧	横浜市 714	⑧	北九州市 539
⑨	北九州市 1,399	⑨	札幌市 718	⑨	札幌市 611
⑩	福岡市 1,428	⑩	千葉市 761	⑩	京都市 736
⑪	神戸市 1,430	⑪	北九州市 859	⑪	福岡市 750
⑫	大阪市 1,793	⑫	神戸市 903	⑫	大阪市 1,093

東京都23区分	1,249	東京都23区分	869	東京都23区分	380
---------	-------	---------	-----	---------	-----

資料出所：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」各都道府県版より抜粋して筆者作成。以下の表において、断りなきかぎり同様。

まず、表1-2の第1列の市民1人1日当たりゴミ排出量³をみる。最も少ない名古屋市の990グラムと、最も多い大阪市を比較すると、1.8倍の開きがある⁴。

1位：名古屋市 990 g/人、2位：広島市 1,024 g/人
11位：神戸市 1,430 g/人、12位：大阪市 1,793 g/人

ただ、この「ゴミ排出量」には、生活系ゴミだけではなく、事業系ゴミも含まれている。企業が集積し昼間流入人口の多い大阪市などは必然的に高く出てしまうことになる。

市民のゴミ排出量の比較ということを考えた場合、事業系ゴミは除外して、生活系ゴミでのみ比較することが適当であろう。

³ 以下、環境省の公表データ（一般廃棄物処理実態調査結果）を用いる。ゴミ処理事業に関しては、各市で独自に算出した数値が「〇〇市環境事業概要」などに掲載されている場合も多いが、これらのデータは必ずしも都市横断的に比較できる形にはなっていない。そこで、環境省によって集計された、「廃棄物処理情報」の「一般廃棄物処理実態調査結果」に依拠して比較することとする。

この調査は、毎年度、都道府県を経由して、全国の市区町村、一部事務組合におけるゴミ・し尿の排出処理状況、廃棄物処理事業経費・人員、一般廃棄物処理施設の整備状況等について調査しているもので、各市区町村別の詳細なデータが、環境省のホームページで公表されている。本稿では、都道府県別でエクセルデータで公表されているものから政令指定都市所在道府県の分を抜粋し、そこから政令指定都市分について抽出して、項目別に統合する形で、比較の基礎となるデータを作成した。平成19年3月現在、入手できる最新版は、18年6月に公表された「16年度決算実績」である。

http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h16/index.html

⁴ 全国平均は、1.086キログラムであるが、大都市の場合、事業所から出るゴミが多いため、全国平均を上回っているところが多い。

市民1人1日当たりゴミ排出量（生活系ゴミのみ）を比較すると、表1-2の第2列になる。最も少ない広島市の549グラムと、最も多い神戸市の903グラムとの間には、1.64倍の開きがある（全国平均は、731グラム）。

1位：広島市 549 ｸﾞﾗ/人、 2位：京都市 582 ｸﾞﾗ/人
11位：北九州市 859 ｸﾞﾗ/人、 12位：神戸市 903 ｸﾞﾗ/人

市がゴミ減量に向けた広報活動を積極的に行い、市民がその施策に協力して地球環境にやさしい取組みをしている成果がここにあらわれることになる。今回対象となる政令市すべてにおいて、前年度よりも数値が小さくなっており、減量に向けた取組みがなされていることがわかる。川崎市は前年度の836グラムから694グラムへと17%減となっており、12位の神戸市も前年度と順位は変わらないものの、982グラムから903グラムへと8%の削減となっている。

環境評価指数の二つ目に、リサイクル率を取り上げる。表1-1でみたように、各都市とも、循環型社会構築、ゼロエミッションシティを目指すことを基本理念として掲げているが、その観点からは、このリサイクル率というものが大きな意味をもってくる。リサイクルに対する各市の取組みが、この数値となってあらわれてくる。リサイクルするにはゴミを分別して回収する必要がある、各市で分別の種類や仕方が異なる。表1-3をみると、このリサイクル率が、名古屋市のように20%を超えるところから、京都市や大阪市のように3%台に止まるところまで大きな違いが出ている。全国平均が、17.6%であることから考えると、下位の都市の取組みがかなり遅れていることがわかる。

1位：名古屋市 22.8%、 2位：千葉市 22.3%
11位：京都市 3.7%、 12位：大阪市 3.5%

表1-3 リサイクル率（単位：%）

①	名古屋市	22.8
②	千葉市	22.3
③	仙台市	16.1
④	川崎市	14.2
⑤	広島市	14.1
⑥	横浜市	13.4
⑦	札幌市	12.5
⑧	福岡市	9.0
⑨	神戸市	7.5
⑩	北九州市	6.0
⑪	京都市	3.7
⑫	大阪市	3.5
東京都区部		14.0

注：リサイクル率（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）／（ゴミ処理量+集団回収量）×100

2 効率性評価指数

効率性を示すものとしては、人口1人当たり一般財源や、ゴミ1トン当たり処理維持管理費用などが考えられる。

人口一人当たり一般財源支出は、表1-4の第1列のとおりである。

1位：仙台市 3,526円、2位：広島市 7,490円
11位：神戸市 13,955円、12位：大阪市 16,601円

廃棄物歳入のうち、国庫支出金や地方債などの特定財源は、焼却場建設などの経費に充てられることが多い。住民の税金からの歳入である一般財源が少ない都市ほど納税者にはありがたい（なお、ゴミの有料化に踏み切っている自治体の場合、手数料収入が増えるので、一般財源から賄われる割合が減ることになる）。

2番目に考えられる指標としては、ゴミ1トン当たり処理維持管理費用が考えられ得る。ゴミの収集処理をいかに効率的に行っているかを示す指数とすることができるだろう。表1-4の第2列がこれを示している。

1位：札幌市 19,294円、2位：仙台市 19,335円
11位：川崎市 37,346円、12位：名古屋市 37,764円

廃棄物処理事業経費のうち、建設改良費を除いた「処理及び維持管理費（人件費＋処理費＋車両購入費＋委託費＋処理費その他）」の合計が少ないほど、単位ゴミ当たりの効率的な収集処理がなされているとすることができる。

ただし、一人当たりのゴミの排出量が少ないと総ゴミ量が少なくなり、単位処理にかかる経費が上昇してしまうため、リサイクル率が高く、かつ一人当たり排出量が少ない名古屋市などは、この指数が悪くなってしまう。

表1-4 ゴミ処理費用

人口一人当たり一般財源			1t当たり処理費(処理及び維持管理費)			人口一人当たり処理及び維持管理費		
		(円)			(円)			(円)
①	仙台市	3,526	①	札幌市	19,294	①	仙台市	8,493
②	広島市	7,490	②	仙台市	19,335	②	札幌市	9,360
③	札幌市	7,578	③	北九州市	23,138	③	横浜市	9,824
④	横浜市	8,103	④	横浜市	25,023	④	北九州市	11,811
⑤	北九州市	8,197	⑤	福岡市	28,668	⑤	広島市	12,906
⑥	名古屋市	11,019	⑥	神戸市	30,061	⑥	千葉市	13,522
⑦	千葉市	11,189	⑦	千葉市	30,650	⑦	名古屋市	13,647
⑧	福岡市	11,350	⑧	大阪市	32,273	⑧	川崎市	14,196
⑨	京都市	12,376	⑨	広島市	34,545	⑨	福岡市	14,945
⑩	川崎市	12,840	⑩	京都市	35,295	⑩	神戸市	15,695
⑪	神戸市	13,955	⑪	川崎市	37,346	⑪	京都市	16,981
⑫	大阪市	16,601	⑫	名古屋市	37,764	⑫	大阪市	21,123

そこでその欠点を克服する指標として人口一人当たり処理及び維持管理費用をみること

とする。表1-4の第3列がこれを示している。

1位：仙台市 8,493円、2位：札幌市 9,360円

11位：京都市 16,981円、12位：大阪市 21,123円

この指数は、ゴミの収集処理に関する効率性をあらわす重要な指標と考え得る。この人口1人当たり処理維持管理費用を効率性評価指数として用いることとする。

3 サービス評価指数

ここでは、外形的なもの、つまりサービスのメニューとサービスの提供量をとらえて指数を推測する方法を用いる。指数としては、様々の指標を候補に挙げる。

表1-5 サービス評価関連

	家庭ゴミの収集方式及び頻度				付帯サービスなど					合計点	
	収集方式	評価点	収集頻度	評価点	高齢者・障害者対応:家庭普通ゴミ出し時の支援	評価点	片付け清掃	評価点	生ゴミの対カラス犬猫対策		評価点
	方式	30	回数/週	30	有無	20	有無	15	有無		5
札幌市	stn.	10	2	10	無	0	無	0	過去一度防護ネット購入の助成金。広報でカラス対策板囲いの作り方	5	25
仙台市	stn.	10	2	10	無	0	無	0	初回防護ネット無償支給	5	25
千葉市	stn.	10	3	20	無・粗大ゴミは有	0	無	0	ネットを発注済み	3	33
横浜市	stn.	10	3	20	有・地域ボランティアによる	10	有・ハウキとチリトリ積み・防護ネット片付けと一寸の片付け。基本は町内会	10	プラ容器の分別時にネットを無償支給	5	55
川崎市	stn.	10	4	30	有。無償	20	有・職員が実施	15	無	0	75
名古屋市	各戸	30	2	10	有。無償	20	有・職員への指導+保健員も片付ける	15	HPでカラス対策	5	80
京都市	stn.	10	2	10	無・実験中(基本は介護の範囲)	0	無	0	ネット貸与。無償	5	25
大阪市	各戸	30	2	10	有。安否確認も。無償	20	有。職員の提案による	15	無	0	75
神戸市	stn.	10	2	10	有。安否確認も。	20	無	0	無	0	40
広島市	stn.	10	2	10	無、粗大ゴミは有	0	無	0	無	0	20
北九州市	stn.	10	2	10	無(介護ヘルパーの範囲)	0	無	0	ネットまたは簡易集積器を貸与。無償	5	25
福岡市	各戸	30	2	10	無	0	有・でも夜間収集につき町民で可能	15	無	0	55

stn. はステーション収集方式

資料出所：環境省 「平成16年度一般廃棄物実態調査結果」

注) 収集頻度がリサイクル率と重労働負担軽減に最も影響すると仮定してウェイト付け。

すでに述べたように、収集頻度や収集方式（戸別かステーションか）、高齢化社会を前提においた際のお年寄り世帯に対するゴミ出しのサポートがあるかどうか（障害者世帯も同様）、都市には共働き世帯が多いことから収集後片付け清掃サービスがあれば半日休暇を取ってまで片付け清掃する必要がなくなる、など、さまざまなことが市民によるサービス評価に影響する。

収集頻度は、まず家庭普通ゴミ（混合ゴミ又は可燃ゴミ）に関して言えば、川崎市の週4回⁵というのが最高で、次は、千葉市・横浜市の週3回であって、他市は、基本的に週2回である。資源ゴミについては、ガラス、ペットボトルなど、品目によって回収頻度が異なることや、また、一般の普通ゴミに比べて出る量も限られていることから、ここでは評価指数に含めない。

次に、収集方式として、戸別収集方式かステーション方式かの違いがある。戸別収集方式の方が、市民にとってはありがたいが、コスト増の要因となる。ここではサービス評価指数を計測するため、戸別収集方式に高い得点を与えることとする。

さらに、表1-5に掲げた付帯サービスなどもそれぞれウェイト付けした上で得点化した。

4 使用しないその他の指数

なお、以上の3つの軸からは、やや異なる観点の大都市比較も可能である。表1-6は、各都市の生活系ゴミ収集事業の直営率や、ゴミ処理に従事する職員数・人件費等を比較したものである。

簡素で効率的な政府という観点からは、民間でできるものは民間に任せることが望ましい。大都市のゴミ収集作業については、その長い歴史の中で、直営が原則となっている大都市（大阪市、神戸市、川崎市など）と、委託が原則となっている大都市（福岡市、千葉市など）とでは大きな開きがある。直営と委託との効率性の比較検証は、環境省の全国調査データからは分析できないが、一般的な調査結果は直営の方がコスト増になることを示している。これは、技能労務職の人件費が、法律の原則に基づく職務給原則となっておらず、年功的な給与体系となってしまうことがその大きな要因であると考えられる。また、環境省データを調べてみても、直営の場合の当該従業員の退職手当や付帯人件費（共済年金の雇用主負担分）などが、環境省に報告された経費の中に含まれていない可能性が高く、そうであればなおさら直営の場合、実質的なゴミ処理維持管理費用はさらに高くなる可能性がある。また、昨今の公務員の服務規律の乱れが、奈良市や京都市の例をみるまでもなく、清掃現場で多く摘発されていることをかんがみると、今後、民間業者への委託方式をとっていく方向が望ましいと判断する市民も多いと考えられる。

⁵ 2007年1月時点。2007年4月からは週3回収集へ変更する予定とのこと。2007年2月9日川崎市へのヒアリング結果。

一般生活系ゴミ収集の直営率

1位：千葉市 1.8%、2位：福岡市 2.2%

10-12位：川崎市、神戸市、大阪市 ほぼ100%

人口10万人当たり廃棄物処理従事公務員数

1位：福岡市 29.2人、2位：千葉市 33.3人

11位：川崎市 109.5人、12位：大阪市 153.3人

大阪市の廃棄物処理従事公務員数153.3人のうち、技能労務職が131.5人とその大部分を占める。

人口1人当たり廃棄物処理従事公務員人件費

1位：福岡市 2,055円、2位：仙台市 2,434円

11位：川崎市 10,676円、12位：大阪市 14,816円

表1-6 廃棄物処理従事公務員関係指数

直営率（許可業者除く）		人口10万人当たり廃棄物処理職員数		人口一人当たり廃棄物処理関係自治体人件費	
	(%)		(人)		(円)
① 千葉市	1.8	① 福岡市	29.2	① 福岡市	2,055
② 福岡市	2.2	② 千葉市	33.3	② 仙台市	2,434
③ 仙台市	6.8	③ 仙台市	34.8	③ 千葉市	2,799
④ 北九州市	43.5	④ 札幌市	50.3	④ 広島市	4,319
⑤ 広島市	49.0	⑤ 広島市	50.5	⑤ 札幌市	4,387
⑥ 札幌市	53.8	⑥ 北九州市	60.4	⑥ 北九州市	5,364
⑦ 名古屋市	84.5	⑦ 横浜市	66.6	⑦ 横浜市	6,160
⑧ 京都市	86.7	⑧ 名古屋市	70.2	⑧ 名古屋市	6,449
⑨ 横浜市	96.0	⑨ 神戸市	102.7	⑨ 京都市	9,264
⑩ 大阪市	99.0	⑩ 京都市	104.4	⑩ 神戸市	10,225
⑪ 川崎市	100.0	⑪ 川崎市	109.5	⑪ 川崎市	10,676
⑫ 神戸市	100.0	⑫ 大阪市	153.3	⑫ 大阪市	14,816

この第4の評価指数は、効率性評価指数に影響を与えていると考えられるものであるが、全体の総括図の中に入れることは難しく、上述の効率性評価指数で代替できると考えられるので、本報告では、このような傾向があることを指摘するにとどめておく。

第3節 ゴミ処理事業の評価を3つの評価指数で表示

以上見てきた、環境評価指数、効率性評価指数、サービス評価指数という3つの軸を考えた場合、それらが、互いにトレードオフの関係に立つ場合があることがわかる。リサイクルを促進して循環型社会の構築を目指すことは、他方で、様々の手間やコストを発生させ、効率性評価指数を下げる可能性がある。戸別収集方式や収集頻度を多くするとサービ

ス評価指数を高めるが、それらは効率性評価指数を下げる方向に働く。

収集頻度が少なくてもコスト削減を望むのか、あるいはその逆を望むのか。手間やコストがかかっても、分別収集を徹底することによってリサイクル率を上げ、また、ゴミ排出量を少なくすることを望むのか、あるいはその逆を望むのか。最終的には国民、市民が決定することになる。

当研究会は、各市が、これら3つの評価軸のどこに位置するのかを可視的表現によりわかりやすく示し、議論の素材を提供することを目指すこととする。そのため、これら3つの軸の関係を、バブルチャートであらわすこととした。

図1-1 環境面・効率性・サービス面の3軸評価をわかりやすく可視的表示

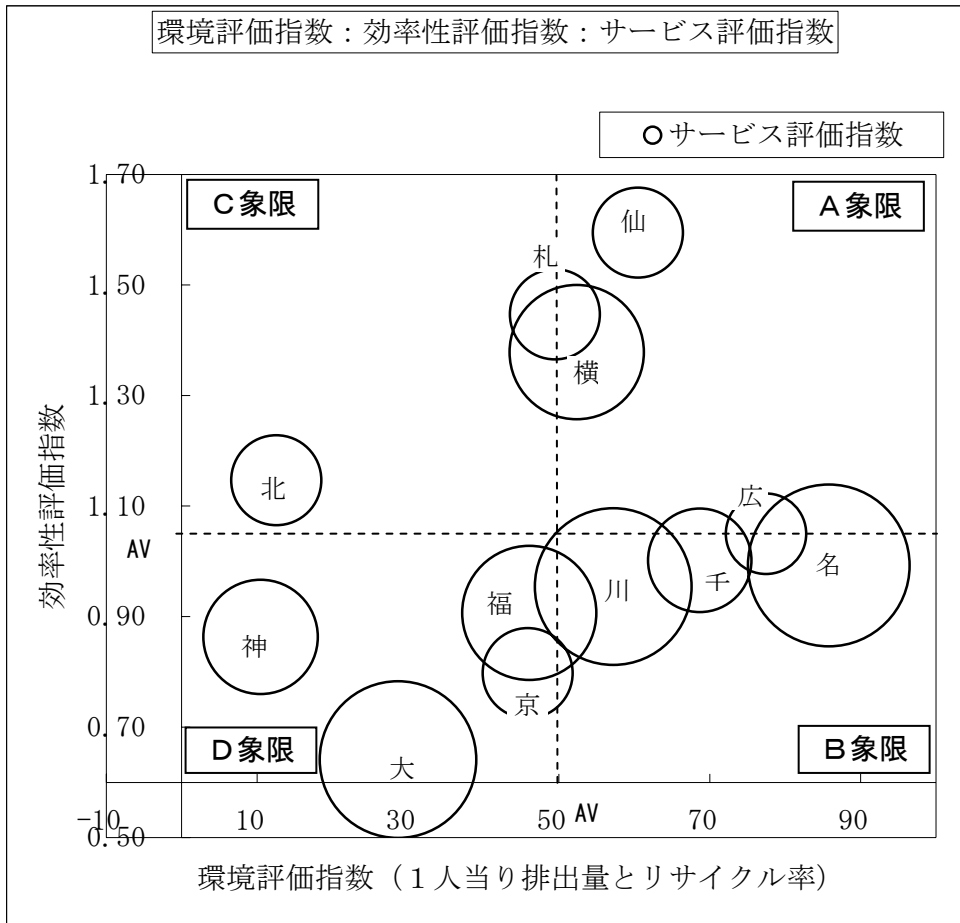


図1-1は、左右軸が環境評価指数をあわらし、右へ行くほど環境に配慮された都市であると考えられる。一人当たりの生活系ゴミ排出量が少なく、また、リサイクル率が高い自治体ほど、右に位置され、逆の場合は左側に位置されることになる。

上下軸は効率性評価指数をあらわす。上へいくほど、効率的にゴミの収集処理がなされ

ており、下にいくほど非効率な部分が多いことを表している。

各市の円の大きさは、サービス評価指数をあらわす。円が大きいほど提供されるサービスが多く、逆に円が小さいほど少ないことを示す。戸別収集を行っている名古屋市、大阪市、福岡市、あるいは収集頻度が週4回の川崎市、は円が大きくなっている。

さて、この図で、当該都市が、右上に位置づけされかつ円が大きければ、環境評価指数も効率性評価指数もサービス評価指数も高い、という優れた市であることになる。しかし、現実問題として、この3つの要素は互いに相反する関係に立つことも多い。

例えば、仙台市は効率的なゴミの収集処理を行っているが、それは、ステーション方式をとり、収集頻度も週2回で、また、付帯サービスが少ないことから達成できている可能性がある。そのため、サービス評価指数をあらわす円は大きくない。

名古屋市の場合は、循環型社会の構築を念頭においており、分別収集も相当進んでいる。そのため、1人1日当たりゴミ排出量も少なく、かつ、リサイクル率が高いので、左右軸でいうと右に位置する。サービス評価指数も高い。だが、効率性評価指数で見ると、全体の中位程度に位置することになる。

一般にA象限でかつ円が大きければ、3評価軸のいずれも高得点であることがわかる。他方で、B象限、C象限は、効率性を重視するか、環境面を重視するかを、それぞれの自治体（ならびに住民）が選択しているとも考え得る。

ところが、D象限の自治体は、効率性も悪く、かつ、環境面も悪いという、望ましくない自治体ということになる。ここに位置づけられる京都市、大阪市、神戸市については別途の詳細な分析が必要であろう。しばしばマスメディアでも指摘されるように職員による直営方式のデメリットがあらわれているケースかもしれない。大阪市の場合、サービス評価指数で名古屋市と同等であるのに、効率性でも環境面でも名古屋市より劣っている原因は何なのか、分析する必要があるだろう。

他方で、委託方式の福岡市がD象限に位置しているのは、戸別収集をしていることからコスト高になっていることが影響しているものと推測される。戸別収集をステーション方式に切替えた場合、収集地点が集約され、大型車による運搬が可能になり、相当程度効率性が向上することが予測される。しかし、サービス評価指数は低くなり、福岡市や大阪市の円が小さくなる。この点は、市民がどのような選択をするかにかかっている。表1-5に見られるように、付帯サービスを環境局職員ではなくコミュニティや保健員が担う、あるいは介護保険の範囲と考える市もある。この点も少子高齢社会との兼ね合いとなる。

以上を踏まえた上で、この図1-1の中で、自分の市が効率面と環境面でどこに位置付けられるのか、また、サービスの円がどの程度大きいのか小さいのかということ、自治体および市民が念頭に置きつつ、将来の地域の実情を見据えて、今後のゴミ処理行政の最適解を考察していく一助としていただきたい。

（なお、この指数は、環境省の一般廃棄物処理実態調査結果を用いれば、全国のすべての市について算出可能であり、汎用的な指標として使うことが可能であると考え。）

表1-7 環境評価指数・効率性評価指数・サービス評価指数の計算

	1人1日当たりの生活系ごみ排出量		リサイクル率 (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100		人口一人当たり処理及び維持管理費	環境評価指数	効率性評価指数	サービス評価指数
	合計 (生活系ごみ総排出量)*10 ⁶ /総人口/366	Maxを0点、Minを100点とした場合のそれぞれの点数の位置を指数化	リサイクル率	Maxを100点、Minを0点とした場合のそれぞれの点数の位置を指数化	人口一人当たり処理及び維持管理費			
政令市	(g/人日)	指数a	(%)	指数b	金額c (円)	指数 (a+b)/2	13542/c	点数
札幌市	718	52	12.5	47	9,360	50	1.45	25
仙台市	705	56	16.1	65	8,493	60	1.59	25
千葉市	761	40	22.3	97	13,522	69	1.00	33
横浜市	714	53	13.4	51	9,824	52	1.38	55
川崎市	694	59	14.2	56	14,196	57	0.95	75
名古屋市	650	71	22.8	100	13,647	86	0.99	80
京都市	582	91	3.7	1	16,981	46	0.80	25
大阪市	700	57	3.5	0	21,123	29	0.64	75
神戸市	903	0	7.5	21	15,695	10	0.86	40
広島市	549	100	14.1	55	12,906	77	1.05	20
北九州市	859	12	6.0	13	11,811	13	1.15	25
福岡市	678	63	9.0	29	14,945	46	0.91	55
平均	710	68	12.1	45	13,542	50	1.06	44

以上

付属資料 1

ごみ処理の概要（平成16年度実績）―― ゴミ排出量、リサイクル率

政令市名		札幌市	仙台市	千葉市	東京都23区分	横浜市	川崎市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市		
総人口	(人)	1,868,289	1,001,201	898,523	8,177,388	3,555,473	1,306,021	2,202,111	1,464,238	2,501,911	1,538,609	1,129,462	995,698	1,337,576		
	計画収集人口	(人)	1,868,289	1,001,201	898,523	8,177,388	3,555,473	1,306,021	2,202,111	1,464,238	2,501,911	1,538,609	1,129,462	995,698	1,337,576	
ごみ総排出量 (計画収集量+直接搬入量+自家処理量)	計画収集量	(t)	671,003	389,940	386,764	3,683,759	1,321,355	486,688	766,388	567,448	1,547,377	797,245	400,535	312,306	550,824	
	直接搬入量	(t)	235,371	49,834	9,644	44,463	74,575	9,747	29,398	136,998	90,177	6,059	21,436	195,961	146,479	
	自家処理量	(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合計	(t)	906,374	439,774	396,408	3,728,222	1,395,930	496,435	795,786	704,446	1,637,554	803,304	421,971	508,267	697,303	
1人1日当たりの排出量(表2)	合計 (ごみ総排出量)*10 ⁶ /総人口/366日	(g/人日)	1,329	1,203	1,209	1,249	1,076	1,041	990	1,318	1,793	1,430	1,024	1,399	1,428	
	生活系ごみ (生活系ごみ+自家処理量)*10 ⁶ /総人口/366日	(g/人日)	718	705	761	869	714	694	650	582	700	903	549	859	678	
	事業系ごみ (事業系ごみ)*10 ⁶ /総人口/366日	(g/人日)	611	498	447	380	362	347	340	736	1,093	528	475	539	750	
集団回収量	(t)	54,986	41,319	25,736	194,748	122,643	52,221	122,140	0	27,232	49,565	0	19,549	37,057		
ごみ処理量 (直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量)	直接焼却量	(t)	628,773	355,073	329,087	2,761,127	1,283,306	463,019	603,268	583,721	1,569,479	688,986	314,520	469,621	630,500	
	直接最終処分量	(t)	110,578	4,045	2,487	9,015	9,675	0	3,692	25,594	0	13,257	34,167	7,269	13,375	
	焼却以外の中間処理量(粗大ごみ処理施設+資源化等を行う施設+高速堆肥化施設+ごみ燃料化施設+その他の施設)	合計	(t)	167,056	80,305	29,441	679,296	102,976	33,014	188,599	88,165	67,430	100,416	73,284	31,377	52,438
		粗大ごみ処理施設	(t)	82,136	40,758	15,243	109,998	11,285	10,637	103,678	63,468	33,856	84,852	9,831	17,088	33,418
		資源化等を行う施設	(t)	49,703	38,400	14,198	569,298	82,940	22,377	84,921	18,514	33,574	15,564	63,453	14,289	12,808
		高速堆肥化施設	(t)	0	1,147	0	0	0	0	0	6,183	0	0	0	0	6,212
		ごみ燃料化施設	(t)	35,217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他の施設	(t)	0	0	0	0	8,751	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	(t)	0	351	35,393	324,739	0	402	414	6,966	645	645	0	0	990
	直接資源化量(紙類+金属類+ガラス類+ペットボトル+プラスチック類+その他)	紙類	(t)	0	0	25,758	219,271	0	402	123	97	312	485	0	0	972
		金属類	(t)	0	0	4,995	23,587	0	0	252	0	177	0	0	0	0
		ガラス類	(t)	0	0	2,503	67,100	0	0	0	0	128	147	0	0	0
		ペットボトル	(t)	0	0	0	13,168	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		プラスチック類	(t)	0	0	0	307	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		布類	(t)	0	0	24	963	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	(t)	0	351	2,113	343	0	0	39	6,869	28	13	0	0	18	
	合計	(t)	906,407	439,774	396,408	3,774,177	1,395,957	496,435	795,973	704,446	1,637,554	803,304	421,971	508,267	697,303	
減量処理率 (直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量)/ごみ処理量*100	(%)	87.8	99.1	99.4	99.8	99.3	100.0	99.5	96.4	100.0	98.3	91.9	98.6	98.1		
中間処理後再生利用量 (焼却施設+粗大ごみ処理施設+資源化等を行う施設+高速堆肥化施設+ごみ燃料化施設+その他の施設)	焼却施設	(t)	0	0	16,002	3,542	11,689	0	7,351	0	0	3,750	0	0		
	粗大ごみ処理施設	(t)	3,699	2,907	2,762	7,150	4,188	3,242	4,726	1,517	7,216	8,710	2,061	1,700	12,695	
	資源化等を行う施設	(t)	33,365	31,709	14,198	25,330	65,047	22,147	74,884	11,679	23,252	5,360	53,741	10,262	9,496	
	高速堆肥化施設	(t)	0	1,041	0	0	0	0	0	6,183	0	0	0	0	6,212	
	ごみ燃料化施設	(t)	28,409	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の施設	(t)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	(t)	65,473	35,657	32,962	36,022	80,924	25,389	86,961	19,379	30,468	14,070	59,552	11,962	28,403	
リサイクル率 (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100 (表3)	(%)	12.5	16.1	22.3	14.0	13.4	14.2	22.8	3.7	3.5	7.5	14.1	6.0	9.0		
最終処分量 (直接最終処分量+焼却残渣量+処理残渣量)	直接最終処分量	(t)	110,578	4,045	2,487	9,015	9,675	0	3,692	25,594	0	13,257	34,167	7,269	13,375	
	焼却残渣量	(t)	99,530	57,173	29,140	305,816	171,985	71,033	86,187	104,681	329,802	113,185	30,364	96,194	89,208	
	処理残渣量	(t)	15,351	3,018	3,579	470,615	11,543	0	19,563	0	0	22,138	4,427	74	17,388	
	合計	(t)	225,459	64,236	35,206	785,446	193,203	71,033	109,442	130,275	329,802	148,580	68,958	103,537	119,971	

資料出所：環境省平成16年度一般廃棄物処理実態調査結果。「処理状況」の「各都道府県別データ」のうち「ごみ処理状況.xls」中政令指定都市所在県の方を抜粋し、そこから政令指定都市の方を抽出。項目別に統合する形で作成。

付属資料2

ごみ搬入量の状況（平成16年度実績）－直営率

政令市名		札幌市	仙台市	千葉市	東京都23区分	横浜市	川崎市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
搬入量 (生活系+事業系) = (収集量+直接搬入量)	合計	906,374	439,774	396,408	3,728,222	1,395,930	496,435	795,786	704,446	1,637,554	803,304	421,971	508,267	697,303
	生活系ごみ	489,719	257,781	249,668	2,594,739	926,301	331,041	522,380	311,302	639,255	507,002	226,347	312,306	331,186
	事業系ごみ	416,655	181,993	146,740	1,133,483	469,629	165,394	273,406	393,144	998,299	296,302	195,624	195,961	366,117
ごみ搬入量	合計	906,374	439,774	396,408	3,728,222	1,395,930	496,435	795,786	704,446	1,637,554	803,304	421,971	508,267	697,303
収集量 (混合ごみ+可燃ごみ+不燃ごみ+資源ごみ+その他+粗大ごみ)	合計	671,003	389,940	386,764	3,683,759	1,321,355	486,688	766,388	567,448	1,547,377	797,245	400,535	312,306	550,824
	混合ごみ(直営+委託+許可)	0	0	0	0	1,223,262	453,649	0	539,625	1,494,749	0	350	293,362	0
	直営	0	0	0	0	828,208	307,749	0	248,328	581,909	0	0	129,626	0
	委託	0	0	0	0	0	0	0	35,151	5,446	0	350	163,736	0
	許可	0	0	0	0	395,054	145,900	0	256,146	907,394	0	0	0	0
	可燃ごみ(直営+委託+許可)	531,185	339,818	322,503	2,781,459	0	0	585,858	0	0	693,579	303,294	0	508,407
	直営	215,838	15,085	65	1,692,439	0	0	382,537	0	0	413,691	98,008	0	4,113
	委託	160,235	205,218	216,369	0	0	0	0	0	0	0	51,364	0	305,089
	許可	155,112	119,515	106,069	1,089,020	0	0	203,321	0	0	279,888	153,922	0	199,205
	不燃ごみ(直営+委託+許可)	53,676	663	10,739	525,529	636	0	81,978	0	0	16,994	28,397	0	33,438
	直営	21,190	0	304	525,529	636	0	62,244	0	0	16,805	457	0	3,284
	委託	29,085	0	10,354	0	0	0	0	0	0	0	8,955	0	22,449
	許可	3,401	663	81	0	0	0	19,734	0	0	189	18,985	0	7,705
	資源ごみ(直営+委託+許可)	69,763	39,502	49,498	324,739	78,710	24,011	84,923	18,733	34,220	16,209	61,048	14,289	8,979
	直営	23,169	918	6	324,739	60,285	24,011	662	18,471	32,760	13,675	11,812	6,152	131
	委託	26,439	33,255	14,099	0	18,425	0	84,261	262	732	0	48,568	8,137	8,792
	許可	20,155	5,329	35,393	0	0	0	0	0	728	2,534	668	0	56
	その他(直営+委託+許可)	4,431	1,476	58	0	475	230	3,373	2,951	0	0	3,402	0	0
	直営	3,485	1,476	58	0	475	230	3,373	2,951	0	0	0	0	0
	委託	946	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,402	0	0
許可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
粗大ごみ(直営+委託+許可)	11,948	8,481	3,966	52,032	18,272	8,798	10,256	6,139	18,408	70,463	4,044	4,655	0	
直営	0	0	3,966	52,032	0	8,798	10,256	0	18,408	62,831	0	0	0	
委託	9,332	1,829	0	0	18,272	0	0	6,139	0	0	2,155	4,655	0	
許可	2,616	6,652	0	0	0	0	0	0	0	7,632	1,889	0	0	
直接搬入量		235,371	49,834	9,644	44,463	74,575	9,747	29,398	136,998	90,177	6,059	21,436	195,961	146,479
自家処理量		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

搬入量E		945,398	449,189	400,252	3,816,572	1,583,623	530,355	827,328	713,569	1,664,902	840,513	443,278	530,307	720,655
収集量	合計D	671,003	389,940	386,764	3,683,759	1,321,355	486,688	766,388	567,448	1,547,377	797,245	400,535	312,306	550,824
	直営A	263,682	17,479	4,399	2,594,739	889,604	340,788	459,072	269,750	633,077	507,002	110,277	135,778	7,528
	委託B	226,037	240,302	240,822	0	36,697	0	84,261	41,552	6,178	0	114,794	176,528	336,330
	許可C	181,284	132,159	141,543	1,089,020	395,054	145,900	223,055	256,146	908,122	290,243	175,464	0	206,966
収集量中直営率 A/D	直営率	39.3	4.5	1.1	70.4	67.3	70.0	59.9	47.5	40.9	63.6	27.5	43.5	1.4
搬入量中直営率 A/E	(表6)	29.1	4.0	1.1	69.6	63.7	68.6	57.7	38.3	38.7	63.1	26.1	26.7	1.1
直営/(直営+委託) A/(A+B)		53.8	6.8	1.8	100.0	96.0	100.0	84.5	86.7	99.0	100.0	49.0	43.5	2.2
収集量中委託率 B/D	委託率	33.7	61.6	62.3	0.0	2.8	0.0	11.0	7.3	0.4	0.0	28.7	56.5	61.1
搬入量中直営率 B/E		23.9	53.5	60.2	0.0	2.3	0.0	10.2	5.8	0.4	0.0	25.9	33.3	46.7

資料出所：環境省平成16年度一般廃棄物処理実態調査結果。「処理状況」の「各都道府県別データ」のうち「ごみ処理状況.xls」中政令指定都市所在県の分を抜粋し、そこから政令指定都市の分を抽出。項目別に統合する形で作成。
表下部の直営率等はあくまでも試算値。環境省公表値ではない。

ごみ収集運搬の状況【生活系ごみ】（平成16年度実績）－収集方式、頻度

政令市名		札幌市	仙台市	千葉市	横浜市	川崎市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	
生活系ごみの収集運搬	混合ごみ (表5)	収集運搬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		収集回数(回/週)	○	○	○	3回	4回	○	2回	2回	○	1回未満	2回	○
		収集方式	○	○	○	ステーション	ステーション	○	ステーション	各戸収集	○	ステーション	ステーション	○
	可燃ごみ (表5)	収集運搬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		収集回数(回/週)	2回	2回	3回	○	○	2回	○	○	2回	2回	○	2回
		収集方式	ステーション	ステーション	ステーション	○	○	各戸収集	○	○	ステーション	ステーション	○	各戸収集
	不燃ごみ	収集運搬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		収集回数(回/月)	4回	○	2回	○	○	5回	○	○	1回	2回	○	1回
		収集方式	ステーション	○	ステーション	○	○	各戸収集	○	○	ステーション	ステーション	○	各戸収集
資源ごみ	紙	収集運搬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		収集回数(回/月)	○	○	○	○	○	5回	不定期	4回	○	2回	○	○
		収集方式	○	○	○	○	○	ステーション	その他	その他	○	ステーション	○	○
	金属	収集運搬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		収集回数(回/月)	4回	4回	4回	4回	4回	5回	不定期	2回	2回	2回	4回	○
		収集方式	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	各戸収集	ステーション	ステーション	ステーション	各戸収集
	ガラス	収集運搬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		収集回数(回/月)	4回	4回	4回	4回	4回	5回	4回	2回	2回	2回	4回	1回
		収集方式	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	各戸収集	ステーション	ステーション	ステーション	各戸収集
	ペットボトル	収集運搬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		収集回数(回/月)	4回	4回	4回	4回	4回	5回	4回	2回	2回	4回	2回	1回
		収集方式	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	各戸収集	ステーション	ステーション	ステーション	各戸収集
	プラスチック	収集運搬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		収集回数(回/月)	4回	4回	○	○	○	5回	○	4回	○	4回	○	○
		収集方式	ステーション	ステーション	○	○	○	ステーション	○	各戸収集	○	ステーション	○	○
	その他	収集運搬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		収集回数(回/月)	○	4回	○	○	○	5回	1回	4回	○	2回	不定期	○
		収集方式	○	ステーション	○	○	○	その他	ステーション	その他	○	ステーション	その他	○
その他	収集運搬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	収集回数(回/月)	○	不定期	2回	7回以上	4回	5回	不定期	○	○	2回	○	○	
	収集方式	○	各戸収集	ステーション	ステーション	ステーション	各戸収集	その他	○	○	ステーション	○	○	
粗大ごみ	収集運搬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	収集回数(回/月)	4回	2回	不定期	不定期	2回	1回	不定期	不定期	1回	2回	1回	不定期	
	収集方式	各戸収集	各戸収集	各戸収集	各戸収集	各戸収集	各戸収集	各戸収集	各戸収集	ステーション	各戸収集	各戸収集	各戸収集	

資料出所：環境省平成16年度一般廃棄物処理実態調査結果。「処理状況」の「各都道府県別データ」のうち「ごみ処理体制.xls」中政令指定都市所在県の分を抜粋し、そこから政令指定都市の分を抽出。項目別に統合する形で作成。

付属資料 4

廃棄物処理事業経費【歳入】（平成16年度実績）――一人当たり一般財源

政令市名		札幌市	仙台市	千葉市	横浜市	川崎市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
合計（特定財源（市町村分担金を除く）+一般財源）	(千円)	20,506,154	10,258,401	14,542,423	40,041,775	19,893,420	38,654,460	38,144,222	55,070,421	24,471,883	14,828,619	14,271,425	22,061,185
特定財源（市町村分担金を除く）	(千円)	6,348,212	6,728,061	4,488,978	11,230,718	3,124,062	14,390,011	20,022,700	13,535,929	2,999,936	6,369,156	6,109,715	6,880,140
国庫支出金	(千円)	79,352	2,668,000	0	1,052,772	131,970	2,543,829	3,198,816	1,649,226	0	4,176,304	974,620	142,630
都道府県支出金	(千円)	17,535	33,783	15,676	49,662	38,997	48,192	0	200,120	53,068	10,458	1,000	3,000
地方債	(千円)	532,000	1,498,000	1,427,000	474,000	219,000	5,464,281	8,536,500	1,447,000	226,000	77,000	1,126,000	755,000
使用料及び手数料	(千円)	4,504,487	1,949,157	1,746,812	6,530,728	2,112,908	5,053,506	2,714,135	4,964,526	1,400,027	1,699,320	2,731,368	2,315,749
(市区町村分担金)	(千円)	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—
その他	(千円)	1,214,838	579,121	1,299,490	3,123,556	621,187	1,280,203	5,573,249	5,275,057	1,320,841	406,074	1,276,727	3,663,761
一般財源	(千円)	14,157,942	3,530,340	10,053,445	28,811,057	16,769,358	24,264,449	18,121,522	41,534,492	21,471,947	8,459,463	8,161,710	15,181,045

総人口	(人)	1,868,289	1,001,201	898,523	3,555,473	1,306,021	2,202,111	1,464,238	2,501,911	1,538,609	1,129,462	995,698	1,337,576
一人当たり地方債	円	285	1,496	1,588	133	168	2,481	5,830	578	147	68	1,131	564
一人当たり一般財源（表4）	円	7,578	3,526	11,189	8,103	12,840	11,019	12,376	16,601	13,955	7,490	8,197	11,350

廃棄物処理事業経費【歳出】（平成16年度実績）――一人当たり処理維持管理費、一人当たり自治体人件費1t当たり処理費

政令市名		札幌市	仙台市	千葉市	横浜市	川崎市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
建設改良費（工事費+調査費）	合計 (千円)	1,416,346	1,755,447	2,392,625	3,425,618	330,880	7,668,147	13,280,672	2,222,435	323,513	251,764	2,315,973	2,070,772
工事費（中間処理施設+最終処分場+その他）	合計 (千円)	1,416,346	1,751,562	2,341,660	3,328,009	297,673	7,578,410	13,204,338	2,186,451	323,513	208,747	2,315,973	2,022,629
中間処理施設	(千円)	447,964	1,731,959	499,826	2,776,147	87,725	7,330,198	12,950,657	1,772,561	197,852	103,950	2,311,493	1,105,180
最終処分場	(千円)	963,542	19,603	1,002,334	508,593	209,948	125,858	216,393	210,654	125,661	104,797	0	917,449
その他	(千円)	4,840	—	839,500	43,269	0	122,354	37,288	203,236	0	0	4,480	0
調査費	(千円)	0	3,885	50,965	97,609	33,207	89,737	76,334	35,984	0	43,017	0	48,143
(建設改良費組合分担金)	(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費（人件費+処理費+車両購入費+委託費+処理費その他）	合計 (千円)	17,487,173	8,502,954	12,149,798	34,930,364	18,539,999	30,052,221	24,863,550	52,847,986	24,148,370	14,576,855	11,760,347	19,990,413
人件費	(千円)	8,196,983	2,437,220	2,515,130	21,900,265	13,942,749	14,201,858	13,565,426	37,069,522	15,731,603	4,878,031	5,340,597	2,749,010
処理費（収集運搬費+中間処理費+最終処分場+車両等購入費）	合計 (千円)	1,959,960	1,352,234	3,472,923	8,961,084	3,397,216	12,460,207	6,523,565	11,668,927	5,673,944	2,132,151	1,649,952	4,516,969
収集運搬費	(千円)	489,371	138,340	261,852	2,727,482	780,136	6,088,800	1,870,492	3,587,538	1,954,868	228,537	419,083	29,272
中間処理費	(千円)	1,219,459	1,071,634	2,843,597	3,709,780	2,255,902	5,573,509	3,933,721	7,820,981	3,140,212	1,642,003	1,230,869	3,856,374
最終処分場	(千円)	251,130	142,260	367,474	2,523,822	361,178	797,898	719,352	260,408	578,864	261,611	0	631,323
車両等購入費	(千円)	254,982	26,899	0	2,465	87,972	2,283	55,953	560,114	190,265	31,325	44,908	0
委託費	(千円)	7,075,248	4,686,601	5,816,213	3,767,803	1,109,479	3,145,982	1,409,509	1,102,212	1,243,337	7,129,739	4,724,890	12,550,006
その他	(千円)	0	—	345,532	298,747	2,583	241,891	3,309,097	2,447,211	1,309,221	405,609	0	174,428
(組合分担金)	(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	(千円)	1,602,635	—	0	1,685,793	1,022,541	934,092	0	0	0	0	195,105	0
合計	(千円)	20,506,154	10,258,401	14,542,423	40,041,775	19,893,420	38,654,460	38,144,222	55,070,421	24,471,883	14,828,619	14,271,425	22,061,185

人口一人当たり処理及び維持管理費（表4）	円	9,360	8,493	13,522	9,824	14,196	13,647	16,981	21,123	15,695	12,906	11,811	14,945
人口一人当たり処理自治体人件費（表6）	円	4,387	2,434	2,799	6,160	10,676	6,449	9,264	14,816	10,225	4,319	5,364	2,055
人口一人当たり処理費		1,049	1,351	3,865	2,520	2,601	5,658	4,455	4,664	3,688	1,888	1,657	3,377
人口一人当たり収集運搬費		262	138	291	767	597	2,765	1,277	1,434	1,271	202	421	22
人口一人当たり委託費		3,787	4,681	6,473	1,060	850	1,429	963	441	808	6,313	4,745	9,383
ごみ総排出量		906,374	439,774	396,408	1,395,930	496,435	795,786	704,446	1,637,554	803,304	421,971	508,267	697,303
1t当たり処理費（処理及び維持管理費）（表4）	円	19,294	19,335	30,650	25,023	37,346	37,764	35,295	32,273	30,061	34,545	23,138	28,668

資料出所：環境省平成16年度一般廃棄物処理実態調査結果。「処理状況」の「各都道府県別データ」のうち「経費.xls」中政令指定都市所在県の分を抜粋し、そこから政令指定都市の分を抽出。項目別に統合する形で作成した。

各表下部の一人当たり金額等は試算値。環境省の公表値ではない。

付属資料 5

廃棄物処理従事職員数（平成16年度実績）

政令市名	札幌市	仙台市	千葉市	東京都区部	横浜市	川崎市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
合計 (人)	940	348	299	8,284	2,368	1,430	1,546	1,529	3,835	1,580	570	601	391
一般職（事務系+技術系）	222	169	190	1,402	613	302	389	379	544	228	257	148	271
事務系 (人)	118	64	127	1,239	308	138	155	157	378	130	195	99	107
技術系 (人)	104	105	63	163	305	164	234	222	166	98	62	49	164
技能職（収集運搬+中間処理+最終処分+その他）	718	179	109	6,882	1,755	1,128	1,157	1,150	3,291	1,352	313	453	120
収集運搬 (人)	489	103	91	6,629	1,560	897	1,011	804	2,530	902	310	421	48
中間処理 (人)	181	68	15	213	179	173	115	240	741	349	0	32	46
最終処分 (人)	48	8	3	1	16	3	12	15	15	18	3	0	4
その他 (人)	0	0	0	39	0	55	19	91	5	83	0	0	22

総人口 (人)	1,868,289	1,001,201	898,523	8,177,388	3,555,473	1,306,021	2,202,111	1,464,238	2,501,911	1,538,609	1,129,462	995,698	1,337,576
---------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	-----------

人口10万人当たり廃棄物処理職員数（表6）	(人)	50.31	34.76	33.28	101.30	66.60	109.49	70.21	104.42	153.28	102.69	50.47	60.36	29.23
うち人口10万人当たり一般職員 (人)	11.88	16.88	21.15	17.14	17.24	23.12	17.66	25.88	21.74	14.82	22.75	14.86	20.26	
うち人口10万人当たり技能職員 (人)	38.43	17.88	12.13	84.16	49.36	86.37	52.54	78.54	131.54	87.87	27.71	45.50	8.97	

業者数	合計	8	32	79	493	142	62	40	107	171	34	75	190	53
	ごみ専業	6	11	63	411	123	62	36	86	160	21	40	168	48
し尿専業	0	14	13	31	17	0	3	14	11	12	28	19	3	
兼業	2	7	3	51	2	0	1	7	0	1	7	3	2	
従業員数	合計	399	839	1,398	7,005	1,456	448	386	640	1,962	750	2,143	2,337	1,078
	ごみ関係	377	677	1,213	6,476	1,251	448	323	535	1,709	592	1,349	2,129	1,009
	し尿関係	18	84	34	354	0	0	63	37	117	29	159	160	44
浄化槽関係	4	78	151	175	205	0	0	68	136	129	635	48	25	

第2章 小学校給食事業の評価

第1節 はじめに

現在、国公立私立小学校で学校給食サービスを受けている児童数は全国で約1,029万人であるが、この内小学校児童は715万人(総数約720万人)で完全給食実施率は99.3%である。

本研究で対象とする15政令指定都市(以下、一般に使用されることの多い「政令市」という。) ⁶ には、合計2,526校の公立小学校があり、全国の約17%に相当する1,193,693人の児童が在籍している。 ⁷

これら15政令市の学校給食事業の概要を一覧表にまとめると、**表2-1** のとおりである。

学校給食事業については、従来、食材の安全管理や食物アレルギー対応、外部委託など事業の合理化といった点に加え、今日では、食育実践の場、食に関する指導の機会の一つとして、そのあり方に大きな関心が寄せられている。

文部科学省の調査で給食費総額の1.4%、約22億円にも上る未納額が明らかとなり、保護者の受益者負担の問題がクローズアップされたことも記憶に新しい。 ⁸

学校給食は、これまでも増して、国・地方を通じた総合的な食に関するさまざまな政策や自治体経営の観点からも大きな関心が寄せられるようになってきている。

本研究ではこうした動向も踏まえ、官民役割分担論の観点から、自治体経営における官民パートナーシップ事業の適例として、小学校給食事業を取り上げることにした。 ⁹

第2節 学校給食事業の性格と各市の現状把握

最初に、学校給食事業の性格(1)と、各政令市の現状の把握方法(2)について述べる。

1 学校給食事業の性格

1954年に施行され、1999年に改定された学校給食法は、「学校給食の目標」として次の各号を掲げている(同法第2条)。

「学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

(一) 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。

⁶ 本研究は2005-2006年度の2カ年にわたり行ったことから、2007年4月から政令指定都市となった新潟市、浜松市は含まない。

⁷ 小学校数は、大都市学校給食連絡協議会[2006]について、本研究における各市担当者向けアンケート調査を通じて時点修正済みの値。ただし、千葉市と川崎市は文部科学省「2005年度学校基本調査」(2007年5月1日現在)による。小学校児童数は、同「2005年度学校基本調査」による。ただし、堺市は同市統計書より入手。いずれも公立校のみの値。

⁸ 文部科学省「学校給食の徴収状況に関する調査の結果について」(2007年1月24日)。

⁹ 小学校に限ったのは、中学校の給食サービス供給形式は団体によってまちまちでデータの扱いが複雑になること、その他の学校については対象校数が少ないことによるが、決してそれらの学校における給食事業を軽視するものではない。

表 2-1 15 政令市の学校給食事業の概要

政令市	総人口(人)	小学校児童数(人)	給食人員(1日あたり食数)(万人)	小学校数(校)	給食実施校数(校)	給食実施率(%)	共同調理方式の有無	委託の有無	栄養教諭(うち非正規)(人)	学校栄養職員(うち非正規)(人)	給食調理員(うち非正規)(人)	給食費(円)(小学校高学年)
札幌市	1,880,875	95,644	9.6	207	207	100	無	有	0	126(0)	397(20)	3,350
仙台市	1,024,947	55,245	5.5	125	125	100	有	有	1(0)	79(3)	516(343)	4,000
千葉市	924,353	50,623	-	120	120	100	-	-	-	-	-	-
さいたま市	1,176,269	68,558	6.9	100	100	100	有	有	-	83(3)	427(94)	3,800
川崎市	1,327,009	66,420	-	114	114	100	無	有	0	69(5)	350(17)	3,700
横浜市	3,579,133	188,110	18.3	354	354	100	無	有	0	210(11)	783(102)	3,700
静岡市	700,879	37,211	4.0	85	85	100	有	有	0	8(1)	253(49)	3,830
名古屋市	2,215,031	118,143	-	260	260	100	有	有	1(0)	124(12)	890(119)	3,500
京都市	1,474,764	68,917	-	181	181	100	無	無	25(0)	47(6)	508(123)	3,600
大阪市	2,628,776	123,267	-	298	297	99.7	無	有	3(0)	137(9)	1,040(0)	3,500
堺市	831,111	47,849	4.7	95	95	100	有	有	1(0)	51(3)	93(36)	3,485
神戸市	1,525,389	79,497	8.5	169	169	100	有	有	0	82(16)	476(23)	3,600
広島市	1,154,595	67,380	6.7	140	140	100	有	有	0	72(13)	628(365)	200円×給食回数
北九州市	993,483	52,564	5.6	134	134	100	無	有	1(0)	47(0)	546(255)	3,500
福岡市	1,400,621	74,265	0.0	144	144	100	有	有	1(0)	52(7)	710(376)	3,500
合計	22,837,235	1,193,693	70	2,526	2,525				33(0) 千葉市除く	1,096(89) 千葉市除く	7,617(1,922) 千葉市除く	

(注・出所) ・総人口は、「国勢調査」より入手の平成17年10月現在の人口。
 ・小学校児童数は、「2005年度学校基本調査」による。ただし、堺市は市統計書より入手。いずれも公立校のみの値。
 ・小学校数は、大都市学校給食連絡協議会「学校給食関係比較資料」について各市担当者により修正済の値。ただし、千葉市と川崎市は「2005年度学校基本調査」による。

- (二) 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- (三) 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- (四) 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。」

要約するならば、①食理解・食習慣養成、②社交性養成、③食生活合理化、栄養改善、健康増進、④食糧需給サイクル理解 の4点といえよう。

これらの目標に照らして、学校給食に今日求められる成果を解釈する上では、学校給食の歴史的役割を各種政策的側面から捉えた次のような整理が一つの参考になる。¹⁰

- ① 社会政策的側面・・・戦前から戦後しばらくの間。
- ② 栄養(公衆衛生)政策的側面・・・戦前は③の軍事政策的意味あいから、戦後は国民福祉政策の一環として、公衆衛生的見地から児童の栄養改善、体位向上を図る目的で実施。現在でも、給食行政の中心課題。最近では、食物アレルギー児・肥満児の多発傾向への対応が論議。
- ③ 軍事政策的側面・・・戦前戦中の強兵育成対策。
- ④ 食料政策的側面・・・敗戦直後からかなりの長期間。飽食の時代に入った高度成長期以降は影をひそめている。
- ⑤ 教育政策的側面・・・家庭間格差を取り除くことが、教育的見地から望ましいとする平等主義的配慮。今日でも給食のメリットの一つ。戦後民主主義理念に基づく平等主義傾向を強める有力要因として学校給食の教育効果を指摘する見解も。
- ⑥ 福祉政策的側面・・・高度成長期以降の女性労働の増加に伴い、家庭での弁当づくりの手間を省く実質的役立ちの評価も。近年の行革論議ではむしろ給食廃止論者の論拠に利用される。
- ⑦ 農業政策的側面・・・建前論としては否定されているが、実際問題としての過剰農産物対策としての取り上げ。

これら7つの側面のうち、②栄養、⑤教育、⑥福祉、⑦農業の各政策的側面は、上記の条文の4点から重なり合いながら派生していると読むことも可能である。

また、これらの政策同士が対立する(90年代初期当時における)「政策論争」として次の3点が指摘されている(以下、要約。ただし各項目末のカッコ内は引用者記)。

- (1) 学校給食は「教育」か「福祉」か。(⑤vs.⑥)
教師の「本務」か「雑務」かといった給食の意義論についての教育関係者の論争。
- (2) 学校給食と農業の接点を「食料問題」として捉えるか、「農業問題」として捉えるか、という政策的位置づけについての農政関係者の論争。(④vs.⑦)

¹⁰ 荷見・根岸[1993]、34-37頁。1990年代初期の認識を示している。

- (3) 行政改革の見地から、給食関係の財政支出を漸次縮減すべきとする「合理化論」と、食生活の根源的重要性からみて、むしろ増額すべきとする「給食聖域論」の対立する給食財政論争。(⑥vs. アンチ⑥)

図 2-1 学校給食事業の性格の推移

		戦前	戦中	戦後	(復興)	(成長)	(低成長～停滞)	(現在)
①	社会政策的側面							
②	栄養(公衆衛生)政策的側面							栄養
③	軍事政策的側面							
④	食料政策的側面							
⑤	教育政策的側面							教育
⑥	福祉政策的側面							食育= 栄養+教育+農林水産 (厚労)(文科)(農水)
⑦	農業政策的側面							農林水産

図 2-1 の注釈: 戦前、戦中、戦後(復興、成長、低成長～停滞)の各段階で、②(栄養)と⑤(教育)の側面が対立する関係を示している。戦後(復興)期には「学校給食法」(2条、3号、4号)が制定され、戦後(成長)期には「食料」と「農業」の対立関係が示されている。現在の「食育」は「栄養+教育+農林水産」の統合として位置づけられている。

(出所)荷見・根岸[1993]、34-37頁の記述をもとに作成。

この議論を例えば図 2-1 のように図示してみると、現在は、上記の政策のうち、まず、①栄養(公衆衛生)政策的側面が基盤として持続していることには異論はないと思われる(もとより、求められる「栄養」の水準には時代とともに変化があるとしても)。

それとともに、今日では、栄養政策、教育政策、農林水産政策の三つの側面を併有させる形で、「食育」という国を挙げての政策課題が設定されており、各政策を所管する厚生労働、文部科学、農林水産の三省が内閣府を軸として緩やかに連携する構図で、各省が各々の所管政策の枠内で地方自治体や学校現場に対する指導や働きかけを強めている。

そこで、今日の学校給食事業については、基本的なサービスとしての栄養政策に加え、それに上乗せされた発展的な教育サービスとしての食育政策的側面を重視する必要がある。

振り返ると、2004年5月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し「栄養教諭制度」が創設され、「食に関する指導」と「学校給食の管理」がその職務とされ、2005年4月から都道府県で配置が始まった。

また、2005年6月には「食育基本法」が成立し、学校給食は、学校における「食に関する指導の生きた教材」として位置づけられ、活用されることが期待されている。¹¹

¹¹ 食育基本法成立までの経緯と背景について、河合ほか[2006]、I 参照。また、国(内閣府、農林水産省、厚生労働省、文部科学省)の「食育」に関する取り組みについて、各省のホームページのほか、ヘルスケア総合政策研究所[2006]、54-63頁参照。

さらに、2006年3月には『食育推進基本計画』（2006～2010年度対象）が策定され、シンボリックな事業を抽出しての「数値目標」も掲げられている。

同基本計画にも位置づけられた「学校給食における食育の推進」は、①の側面に加えて、⑤教育政策的側面、⑦農業政策的側面を併有しており、前掲の学校給食の4つの「号」に掲げる項目は、(三)が栄養政策、(一)、(二)、(四)は食育政策に連なるとみることができる。

2 各市の現状把握

各政令市の学校給食事業の現状を把握するため、本研究では、基本資料の収集と、ヒアリング調査及びアンケート調査を用いた。

(1) 基本資料

政令市によって構成される「大都市学校給食連絡協議会」では、毎年度「学校給食関係比較資料」を作成している。そこでまず、同資料の平成17年度版（第69回協議会資料）及び18年度版（第70回協議会資料）を入手し、学校給食関係予算、給食実施状況、給食指導の実態、組織などの基本情報を把握した。¹²

その上で、後述の政令市担当者向けアンケート調査の設問の中で、これらの資料のデータをさらに直近の数値(2005(平成17)年度決算ベース)へ時点修正することを各市担当課に依頼した。

(2) ヒアリング調査

基本情報を踏まえた後、2006年11月～2007年1月にかけて仙台、さいたま、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の7市の実務担当者を訪問し(一部電話取材)、学校給食事業の現状や課題、食育に対する考え方や取り組み状況、学校給食事業を評価する上での観点等についてヒアリングを行った。¹³

(3) アンケート調査

上記の基本情報、ヒアリング調査結果をもとに、重要と考えられる項目について、給食サービスの需要と供給の両面から具体的な情報を収集することとし、供給側として各市の行政担当者、需要側として各市の市立小学校児童に対するアンケート調査票をそれぞれ作成した。

¹² 同資料の存在については、さいたま市、横浜市の担当課から案内をいただいた。資料そのものの情報提供は大阪市の担当課の御協力をいただいた。記して感謝申し上げたい。

¹³ 対象者は、仙台、さいたま、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸各市の教育委員会事務局の給食事業所管課の実務担当者及び小学校校長、学校栄養職員等10名。訪問：大阪(教委):07年1月19日、横浜(教委):06年11月15日、名古屋(教委):06年12月21日、京都(教委):07年2月16日、神戸(教委):07年2月14日、神戸(小学校):同2月26日。電話取材：仙台(教委):06年11月28日・12月28日、さいたま(教委):06年11月15日、名古屋(小学校栄養指導職員):06年12月19日、神戸(教委):07年2月1日。

表 2-2 供給側(行政担当者)アンケート及び需要側(児童)アンケートの調査項目

■供給側アンケートの調査項目

	調査項目	設問番号	設問項目	参考資料1 表番号
(1)	需要者のニーズ把握に対する姿勢	1-1	実態調査等の実施の有無	(1)
		1-2	実態調査等の概要	〃
		1-3	調査等の必要性の認識	〃
		1-4	1-3の回答の理由	〃
(2)	食育への取り組み	2-1	「食育」の定義	(2)
		2-2	「食育推進本部」の設置の有無	(3)
		2-3	「食育推進本部」の名称と設置年月日	〃
		2-4	「食育推進本部」設置の予定、見込み	〃
		2-5	「食育」に関する条例制定の有無	〃
		2-6	「食育」に関する条例の名称と制定年月日	〃
		2-7	「食育」に関する条例制定の見込み	〃
		2-8	「食育基本計画」策定の有無	〃
		2-9	「計画」の名称と策定年月日	〃
		2-10	「食育推進計画」策定の予定、見込み	〃
(3)	小学校給食事業の予算、経費 (平成17年度決算ベース)	3-1	教育費総額	(4)
		3-2	教育費総額のうち、小学校に係る教育費	〃
		3-3	学校給食関係予算	(5)
				(6)
		3-4	小学校給食関係予算	(5)・(6)
		3-5	小学校給食事業費の費目別内訳	(7)
(4)	外部委託	3-6	給食実施状況	(8)
		3-7	学校給食における外部委託状況	(9)
		3-8	学校給食事業の業務区分別の外部委託の有無と外部委託している小学校数	(10)
		3-9	給食事業を民間委託している小学校の委託費総額	(9)
(5)	共同調理場	3-10	共同調理を一部でも利用している小学校数	(6)
(6)	給食費	3-11	標準給食費(完全給食)	(12)
		3-12	保護者の現在の給食費に負担感についての認識	〃

(7)	人員、研修	3-13	小学校給食事業に係る職員数(正規・非正規職員別)	(13)
		3-14	給食調理員への退職者再雇用の有無	〃
		3-15	小学校給食調理員のうちの再雇用職員数	〃
		3-16	給食調理員に対する講習会の1年当りの日数	〃
		3-17	学校栄養職員及び栄養教諭が配置されている小学校数(各別に)	〃
		3-18	「学校栄養職員及び栄養教諭」に対する講習会の1年当りの日数(教職員併せて)	〃
(8)	食に関する指導	3-19	小学校の給食の時間に「食に関する指導」を行った回数	(14)
		3-20	給食において使用した農産物のうち、地場産物を利用した割合(年2回調査期間の平均値)	〃
		3-21	市所在地域(概ね道府県の範囲)で捉えた「郷土料理」の給食への採用の有無	〃
		3-22	採用した郷土料理の名称	〃
		3-23	小学校の給食の時間に取り組みされている「食に関する指導」や「食育」の内容が分かる資料	〃
(9)	残食率	3-24	「残食率」の定義	(16)
		3-25	残食率の算出方法	〃
		3-26	小学校給食における残食率	〃
(10)	衛生管理	3-27	小学校における衛生管理の内容が分かる資料	(17)
(11)	食物アレルギー対策	3-28	小学校給食における食物アレルギー児への対応	〃
		3-29	アレルギー対応の手引きの作成の有無	〃
(4)	外部委託	4-1	小学校給食事業の外部委託の効果についての認識	(11)
		4-2	小学校給食事業について今後さらに外部委託を進める予定の有無	〃
(8)	食に関する指導	4-3	小学校給食時に行った「食に関する指導」の内容について、児童の理解度、教育効果の測定、評価の実施の有無	(15)
		4-4	その測定、評価の方法	〃
		4-5	理解度・教育効果の測定、評価についての意見、感想	〃
		4-6	理解度・教育効果の測定、評価をしていない理由	〃
		4-7	今後、理解度・教育効果の測定、評価の必要性についての認識	〃
(12)	小学校給食事業についての自己評価	4-8	小学校給食事業全般について評価した場合、他の団体に比べて実績が上がっていると思われる点や優れていると考えられる点についての認識	(18)
		4-9	小学校給食事業全般について評価した場合、あまり実績、成果が挙がっていない点など、今後の改善課題についての認識	〃

■ 需要側アンケートの調査項目

	調査項目	設問番号	設問項目	参考資料2 図表番号
(1)	学校給食の感想	1	給食の好き嫌い	(1)
		1-1	好きな理由	(1-1)
		2	小学校給食はあったほうがよいか	(2)
		2-1	2のように思う理由	(2-1)
(2)	「食育」の認知度	3	「食育」ということばを知っているか	(3)
		3-1	どのようにして知ったか	(3-1)
(3)	残食の経験	4	給食で出されたものを残すことがあるか	(4)
		4-1	残す理由	(4-1)
(5)	食に関する指導の記憶、理解度	5	「赤、黄、緑」の三つの食品の役割を覚えてもらったか	(5)
		5-1	どのくらいわかったか	(5-1)
(6)	食に関する指導内容の家族への伝達度	6	家族に話したか	(6)
(4)	生活習慣	7	きのうの夜は何時にねたか	(7)
		8	今日の朝は何時に起きたか	(8)
		9	ふだん、学校に行く前に朝食を食べるか	(9)
		9-1	食べない理由	(9-1)
(5)	食に関する指導の記憶、理解度	10	「朝ごはんを食べることの大切さ」について、覚えてもらったか	(10)
		10-1	どのくらいわかったか	(10-1)
(6)	食に関する指導内容の家族への伝達度	11	家族に話したか	(11)
(8)	給食に対する意見、要望	12	給食についての希望	(12)
(7)	食に関する指導内容に対する希望(さらなる学習意欲喚起)	13	給食の時間に教えてほしいこと	(13)
(8)	給食に対する意見、要望	14	給食について普段感じていることやもっとこうしたらいいと思っていること	(14)

このうち供給側アンケートについては、2007年2～4月に、千葉市を除く14市の協力を得て郵送により実施した。¹⁴

主な質問内容としては、①需要者のニーズ把握に対する姿勢、②食育への取り組み、③小学校給食事業の予算、経費(決算ベース)、④外部委託、⑤共同調理場、⑥給食費、⑦人員、研修、⑧食に関する指導、⑨残食率、⑩衛生管理、⑪食物アレルギー対策の状況、⑫他都市と比較した場合の自己評価 ― などである(表2-2参照)。

¹⁴ 千葉市は本アンケートへの回答を拒否されたことから14市にとどまった。「市民または市会議員の問い合わせには答えるが、個人的な研究には対応していない」(同市教委担当者)との理由による。

一方、需要側アンケートについては、学校給食事業について国や所在道府県の表彰を受けるなど顕著な成果を挙げている小学校を、文部科学省(スポーツ・青少年局学校健康給食教育課)等への照会に基づき調査、抽出した。また、各市担当課から同様の趣旨で直接小学校の推薦を得た。これらの小学校に対し調査への協力を依頼し、応諾を得た8市8小学校において、2007年2~3月にかけて各校の5年生児童全員に対して郵送及び訪問によりアンケート調査を実施した(対象児童数:8校合計638人。回収数:601人、回答率94%)。¹⁵

主な質問内容としては、①学校給食の感想、②「食育」の認知度、③残食の経験、④生活習慣、⑤食に関する指導の記憶、理解度、⑥食に関する指導内容の家庭への伝達度、⑦食に関する指導内容に対する希望(学習意欲喚起)、⑧給食に対する意見、要望 — などである(表2-2参照)。

第3節 学校給食事業の評価

次に、学校給食事業の評価について、「評価の視点と区分」(1)を述べ、「先行研究と政令市の評価実例」(2)を紹介し検討する。

1 評価の視点と区分

(1) 評価の視点

事業評価指標については、一般にインプット、アウトプット、アウトカムの各指標を元に、いわゆる3Eである「経済性」(Economy)は単位当たりサービスコスト、「効率性」(Efficiency)は単位当たりアウトプット、「有効性」(Effectiveness)は単位当たりアウトカムで測られることが多い。

本研究では、取り上げる公共サービスについて、第一に主体を供給と需要の両方からみること、第二にアウトプット指標を介して上記の3Eに着目すること、第三にサービス量、価格、コスト、フローとストックの経営状況を具体的に見ること、第四にしかし定量化できないときには定性的評価を用いること、などを共通の方針とした。

学校給食事業については、全国的に標準化されたサービス水準、サービス供給形態が比較的強く維持されており、その意味では経済性評価、効率性評価に関わるインプットとアウトプットの関係についての「基本指標」類は収集しやすい分野である。¹⁶

その反面、有効性評価に関わるアウトプットとアウトカム(中間、最終)の関係については、後述のとおり、給食サービスの供給現場では、そもそも両者の概念とそのあてはめに

¹⁵ 8市8校の一覧は、参考資料の付表を参照。

¹⁶ ただし、本研究のように対象を「学校給食事業」から「小学校給食事業」に限定した場合には、後掲のアンケート調査において、各市が平素、小学校分のみを取り上げた集計作業や統計作成を行っていない設問項目については、全市から円滑に回答を得られないものもあった。

について多様な解釈（混乱）が見受けられるほか、アウトカムを何に求めるかについても、前掲のように学校給食事業をいかなる政策から導き出される施策、事業とみるかという政策目的の基本的な理解のしかたをめぐり、見解の相違が残っている面も見られ、一義的に設定することはなかなか容易ではない。

① 二つの視点の必要性

そこでまず、学校給食事業の評価に当たっては、①経済性評価（求められるアウトプットに対して、どのようにインプットを抑えるか）、あるいは効率性評価（与えられたインプットのもとで、どのようにアウトプットを大きくするか）と、②有効性評価（到達したアウトプットが、求められているアウトカムに達しているかどうか）¹⁷ の二つの視点を踏まえることとした。

前者の経済性、効率性評価については、「求められるアウトプット」と「与えられたインプット」についての現在のサービス供給現場の実態をできる限り正確に把握した上で、この事業の業務の「効率化」とは、両者の関係をどの程度の水準に移行させることを意味するのか、という視点が必要である。

また、後者の有効性評価については、「求められているアウトカム」の中間段階、最終段階を何に求めるかという意味で、少なくとも学校給食事業の目的・意義を再度確認するとともに、その「達成」がいかなるアウトカムとアウトプットとの比較において言えるのかという視点が求められよう。

② 経済性評価、効率性評価の視点

まず、経済性評価や効率性評価の視点については、従来「学校給食事業の業務合理化」という表現で議論されてきた問題に関わる。

学校給食の業務の合理化については、かつて臨時行政調査会等の指摘を受けた文部省（当時）が、1985年に発した通知「学校給食の合理化について」において、学校給食の質の低下を招かないよう十分配慮しつつ、運営の合理化（①パート職員の活用、②共同調理場方式の採用、③民間委託の実施など）を図ることを指導して今日に至っている。¹⁸

ただ、この20年の間、他方では、こうした合理化目標の設定や合理化に向けた行政指導そのものに対するさまざまな批判や反発が続いてきた。

経済性評価、効率性評価については、こうした事情を踏まえつつ、現在の給食サービス供給実態を把握した上で、「給食事業の業務の効率化」の意味を検討することが必要である。

その際、本研究では、一方で「運営の合理化」に反対する見解もあることは認識しつつ

¹⁷ 中井[2005]、191頁参照。

¹⁸ 鈴木・太田ほか編著[2005]、255-256頁。

も、まず、国が1985年通知で設定した①～③などの内容がどの程度達成されているのかを客観的に観察することから始め、「市民目線での自治体行政改革」という視点から所見を述べることにしたい。

なお、合理化について検討する際、いま一つ留意すべき問題として、給食サービスを担う組織間の関係がある。

今回の比較調査では、いずれ全国自治体に汎用可能な評価指標を開発することを念頭に置きつつも、当面、政令市を対象に評価指標案を検討しているが、学校給食事業に関わる諸組織の関係は、15政令市すべてで一律というわけではない。

具体的には、例えば大阪市の学校給食の組織及び業務フローと横浜市のそれでは、前者は他の多くの都市と同様、市の学校給食協会(以下「市協会」と府の学校給食協会(財団法人)(以下「道府県協会」)が並行的に食材調達を行っているが、後者は2001年度より県協会の関与を排して市協会に一本化している。¹⁹

横浜市のような市協会による調達一元化は、上記の旧文部省の合理化に向けた指導を超える改革であり、今後直ちに他の政令市にも波及するとは見込まれないものの、市協会、道府県協会という組織のあり方については、各自治体における行財政改革の中で議論もある。全国学校給食連合会などはこうした動向に抗して、「各県協会の公益性」を主張し、その必要性や存在意義を訴えている。²⁰

したがって同じ政令市といっても、その多数派の団体が現在依拠している業務フローに登場する諸組織を所与のものとして、その運営の合理化の範囲で評価指標を設定するのか、さらに踏み込んで、こうした組織そのものの合理化に向けた取り組みの程度まで比較評価の対象としていくかは問題となるところだが、本研究では、後者の問題意識を抱きつつ、差し当たり前者の立場で報告することとし、後者を踏まえた研究については、別の機会に譲りたい。

③ 有効性評価の視点

次に、有効性評価の視点については、第2節1で見たように、今日の学校給食を、基本的なサービスとしての栄養政策的側面、及び上乘せの教育サービスとしての食育政策的側面から考えるならば、学校給食に「求められるアウトカム」は、栄養政策に加え、とくに食育政策を取り上げてその掲げる目標の中から見出すことが適当であると考えられる。

そこで、有効性評価の観点としては、児童・生徒に対する食育政策の観点を重視しつつ、栄養政策の観点を補足的に押さえることにしたい。

なお、『食育推進基本計画』では、いくつかのシンボリックな事業について数値目標が

¹⁹ 大阪市政改革本部[2005]の「資料 A-IV 事業分析(経過報告) 学校給食 2005年10月」、6頁(大阪市の学校給食の組織及び業務フロー)、8頁(横浜市・同)。

²⁰ 全国学校給食連合会[2004]。

掲げられているが、²¹ その目標管理は緒についたばかりで、未だ総合的な動きには高まっていない。

また、食育は新しい領域であるだけに、その実践と評価は各学校現場に任されており、都市間比較に用いることのできる共通の評価基準や評価指標は未だ確立していない。²²

本研究では、こうした新たな政策の観点から見た給食事業の比較評価のための評価指標や評価基準を検討することを主眼に置くものとする。

(2) 評価の区分

評価を行う上で、対象とするサービスや事業の「区分」については、「給食」そのものと、「給食の機会を通じた食育」とに分けて評価することとしたい。

「給食」そのもの、「給食の機会を通じた食育」のいずれの区分においても、3Eの観点から経済性、効率性、有効性の評価の対象がいろいろと考えられるが、本稿では後述のように、「給食」そのものについて経済性、効率性の評価、「給食の機会を通じた食育」について有効性の評価を中心に取り上げている。

2 先行研究と政令市の評価事例

上記のような評価の視点や区分を念頭に、学校給食事業の評価にふれている先行研究や、政令市の評価の実例を見てみよう。

(1) 給食

まず、学校給食事業の評価に係る先行研究を見ると、3Eを測る評価指標のうち、アウトプット指標（活動指標）には、「学校給食提供数」、「給食日数」、「栄養士数」などが、またアウトカム指標（成果指標）には、「児童生徒の年間残飯量」、「残食率（の逆数）」、「太りすぎ児童・生徒の減少割合」などが登場する。

また、各市で実際に行われている事業評価でもこうした指標が利用され続けている。

表 2-3 は、給食事業の評価指標について、第一に、複数の先行研究のうち、① I N P M (The Institute of New Public Management) の関西ベンチマーキング コンソーシアムと、②(財)

²¹ 食育推進計画では、食育の推進の目標として、(1)食育に関する活動・行動を実践している国民の割合の増加、(2)学校給食における地場産物を使用する割合の増加、(3)朝食を欠食する国民の割合の減少、(4)「食事バランスガイド」などを参考に食生活を送っている国民の割合の増加、(5)内臓脂肪症候群(メタボリック・シンドローム)を認知している国民の割合の増加、(6)食育の推進に関わるボランティアの数の増加、(7)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加、(8)推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合、の8つの目標値を掲げている。

²² 新学習指導要領の下での「指導要録の改善通知」(2001年4月27日付初等中等教育局長通知)では、小学校児童指導要録における観点別学習状況及び評定の記入方法が示されている。「食に関する指導」は、児童への個別指導のほか給食や学級活動の時間、関連する教科活動などの機会に広く実施されつつあり、その評価は学校単位に、指導の実施される活動単位ごとに行われており、食に関する指導の評価規準として標準化されたものはない。

社会経済生産性本部自治体マネジメントセンターの調査、第二に、政令市で行われている多くの実例のうち、2005年度の予備調査で資料を収集した札幌、仙台、名古屋の3市の例を一覧表にして掲げたものである。

① 先行研究

以下、**表 2-3** に取り上げた範囲で、給食事業の評価指標の例を概観してみよう。

ア. INPM(The Institute of New Public Management) / 関西ベンチマーキング コンソーシアム (2002-2003年)

最初の例は、2002年12月～2003年3月、関西地区11自治体の参加を得て行われた「関西ベンチマーキング・コンソーシアム」(事務局: INPM)でのベンチマーキング作業結果である。²³参加自治体は、尼崎、小野、倉敷、摂津、豊橋、長浜、福井、舞鶴、三木、美濃加茂、八尾の11市であり、いわゆる「関西」だけでなく中部圏にも及んでいる。政令市は含まれていない。

(ア) 評価指標の区分

評価指標は、「基本指標」・「基礎指標」と、「コスト指標」・「量的指標」・「質的指標」の計5種類である。それぞれの意味は次のように解説されている。

- ・「基本指標」:
サービスのパフォーマンス(業績指標)に影響を与える外的環境条件。業務担当者レベルの裁量を超える政策的要件を含む。
＝インプット、アウトプット、アウトカム指標に影響を与えている要因。
- ・「基礎指標」:
業績指標を算出する基礎となるデータ群。算出基礎として提示する。これは、データ・スクリーニング作業に不可欠。
＝インプット、アウトプット、アウトカム指標を計算するためのデータ。
- ・「コスト指標」:
経済性を示す指標。単位当たりサービスコストを算出。例えば、一人当たりコスト、1回当たりコストなど。
- ・「量的指標」:
効率性を示す指標。アウトプットを単位当たり指標に転換する。たとえば、市民一人当たりのアウトプットなど。
- ・「質的指標」:

²³ 大住[2005]、「第8章 ベンチマークからBPRへ」参照。

表 2-3 給食事業の評価指標

■関西ベンチマーキングコンソーシアム 2002.12-2003.3.

■(財)社会経済生産性本部 2003年度

■政令指定都市が用いている評価指標

評価指標の種類	指標の種類	意味	指標名	備考(考慮点等)	指標の種類	指標名	政令指定都市が用いている評価指標		
							札幌市	仙台市	名古屋市
一般的な例 投入指標 (インプット指標) 事業実施に要した費用、人、時間等の投入資源の量(インプット)を表す評価指標	基本指標	サービスのパフォーマンス(業績指標)に影響を与える外的環境要件、業務担当者レベルの裁量を超える政策的要件を含む。 =インプット、アウトプット、アウトカム指標に影響を与えている要因。	<ul style="list-style-type: none"> ・直営・委託 ・自校・センター ・小学校数/児童数 ・中学校数/生徒数 ・児童数(N年度) ・小学校教員数 ・中学校教員数 ・教職員数 ・調理士数(調理担当員で免許取得者) ・栄養士数(県費) ・栄養士数(県費外) ・主食比率(米対パン対麺) ・供給対象(小・中・高・他) ・類似団体 	給食サービスの3E指標に影響を与える基本指標群は、外的環境要因を特定したものである。とくに、「直営・委託」「自校・センター」の二つのサービス供給システムは、政策的なインプリケーションとして重要な論点である。	必要データ	<ul style="list-style-type: none"> A 調理員人件費 B 調理員人件費以外の経常的経費(節別決算額) C 給食材料費 D 年間調理食数(共同調理場の場合、小中学校別) E 小中学校間おかず重量比率 F 小学校基準での総食数 G 学校給食事業所管課年間人件費総額 H 自治体内年間総調理食数 I おかずの残食率 J 公称最大調理食数 年間調理日数・年間開業日数(データ記号なし) K 雇用形態別年間調理員人件費 L 雇用形態別年間調理員数 M 雇用形態別調理員年齢合計 N 雇用形態別調理員数 O 多様化給食の年間対応食数 P 米飯給食の年間対応食数 Q 年間給食費収入 R 年間の主菜のパターン数 S 所要栄養基準充足度 	基本指標		
	基礎指標	業績指標を算出する基礎となるデータ群。算出基礎として提示する。これは、データスクリーニング作業に不可欠である。 =インプット、アウトプット、アウトカム指標を計算するためのデータ。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会職員数(正規職員数、非正規職員(月)数、非正規職員(日)数) ・給食会職員数(正規職員数、非正規職員(月)数、非正規職員(日)数) ・調理業務担当(調理員、ポイラーマン)含職員数 ・年間材料費 ・年間運営費 ・年間給食数(年間調理食数) 	3E指標算定の基礎指標では、人件費の基礎データがきわめて重要な要素となる。	第二層指標 (ア)コスト指標・サービス指標検討用 (イ)受益者負担割合	<ul style="list-style-type: none"> ①学校給食1食あたりのコストの内訳構成 ②キャパシティ関係指標 1.年間調理食数実績 2.調理場の公称最大調理食数に比した実績調理食数 3.年間調理日数と年間開業日数 ③調理員1人あたり平均年間人件費(雇用形態別) ④調理員の雇用形態別構成比と雇用形態別平均年齢 ⑤調理員1人あたりの年間調理食数 ⑥特別な学校給食の実施内容 1.多様化給食の実績 2.米飯給食の実績 (イ) ①年間給食費収入/年間コスト 	基礎指標		
	コスト指標	経済性を示す指標。単位当たりサービスコストを算出する。たとえば、一人当たりコスト、1回当たりコストなど。	<ul style="list-style-type: none"> □給食一食当たりの材料費コスト(年間材料費/年間給食数) □給食一食当たりの運営費コスト(年間運営費/年間給食数) □給食一食当たりのトータルコスト 	給食の食材費は多分に政策的な判断が入りうるため、これを別表示した。	第一層指標 (ア)コスト指標	<ul style="list-style-type: none"> ①1食あたりコスト(小学校基準) ②1食あたりコスト(中学校基準) ③1食あたり所管課人件費 	コスト指標	□事業費合計	□事業費予算 □職員・嘱託・臨時職員の業務量(時間)

活動指標 (アウトプット指標) 行政が資源を投入し、実施した事業の量(アウトプット)を表す評価指標				
成果指標 (アウトカム指標) 目的に照らして、どのような成果(アウトカム)が得られたかを表す評価指標				

■関西ベンチマークキングコンソーシアム 2002.12-2003.3

第一層指標 (イ)サービス指標	①おかず残食率 ②年間おかず献立パターン数 (参考)所要栄養基準充足度
--------------------	---

(出所)財)社会経済生産性本部自治体マネジメントセンター [2004]、55-63頁。

活動指標 (アウトプット指標) ○番号は成果指標と対応。	①学校給食の状況 ②食事環境改善整備校 ③食に関する指導等の実施状況 ④調理等業務委託校数	①調理用献立表作成回数 ②残食の調査・分析頻度 ③物資選定委員会の開催数、発注・検収回数 ④調理作業説明、指導頻度 ⑤洗浄・消毒・後片付け実施校数及び検査項目 ⑦給食時間における食の指導頻度 ⑧授業における食の指導 ⑨試食会の開催回数 ⑩献立表、給食たよりの作成及び配付回数 ⑪関係機関との米飯給食についての協議合意期限 ⑫検便頻度 ⑬衛生研修回数 ⑭調理作業のドライ運用にかかる研修回数 ⑮作業工程の説明及び作業指導頻度	※中学校について、 ①ランチルームメニューの利用率 ②ランチボックスメニューの利用率 ③調理員等対象研修開催数 ④献立作成関係会議開催数
成果指標 (アウトカム指標)	①②③小中学生の太りすぎの割合 ④改善事業(調理等業務外部委託)の経費と委託料の推移 ⑤公務災害発生件数	□児童生徒の肥満率 ①栄養給与率が100%以上の項目数 ②⑦⑧⑨⑩残食率 ③食材が確保できなかった件数 ④給食の時間内供給率 ⑤衛生に関する定期検査等の実施率 ⑥食器等に残留物が残った割合 ⑪1週間の米飯回数 ⑫異常が発見されなかった件数 ⑬食中毒発生件数 ⑭人的要因による公務・労務災害発生件数	①②利用率=(ランチルームメニュー利用者数+ランチボックスメニュー利用者数)/市立中学校生徒数(%) ①②一食当たりの市負担額=委託料/年間給食数(円) ③研修参加延人員

(出所)各市の事業評価資料から筆者作成。

指標の種類	意味	指標名	備考(考慮点等)
効率性指標 投入指標と活動指標の比で表される評価指標	効率性を示す指標。アウトプットを単位当たり指標に転換する。たとえば、市民一人当たりのアウトプットなど。	□給食日数	・これは、一人当たりの給食数でもよいが、給食を食べるのは児童・生徒だけではないので、実質的な稼働日である給食日数のほうがわかりやすいと判断した。
有効性指標 活動指標と成果指標の比で表される評価指標	有効性を示す指標。アウトカムを単位当たり指標に転換する。たとえば、市民一人当たりのアウトカム、1回当たりのアウトカムなど。	□残食数(残食調査による) (測定方法に關しての注釈)	・給食のアウトカムを比較的測定しやすいのは「残食に食べる」給食の割合でよからうという結論になり、その逆数を置いた。

(出所)佐藤[2005]

(出所)大住 [2005]、143-148頁。
比較可能性を考慮しながら、経済性、効率性、有効性についての「業績指標」を基本指標、コスト指標、量的指標、質的指標、基礎指標の五つのカテゴリーで設定。

有効性を示す指標。アウトカムを単位当たり指標に転換する。たとえば、市民一人当たりのアウトカム、1回当たりのアウトカムなど。

(イ) 学校給食事業の評価指標

上記の各指標を学校給食事業についてあてはめた評価指標区分ごとの具体的な指標例として、量的指標（アウトプット指標）に「給食日数」、質的指標（アウトカム指標）に「残食数（残食調査による）」が掲げられていることが注目される。備考欄にあるように、「残食率」については、「給食のアウトカムを比較的測定しやすいのは「残さずに食べる」給食の割合でよからうという結論になり、その逆数を置いた」と説明されている（[表 2-3](#)）。

イ. (財) 社会経済生産性本部（自治体マネジメントセンター）（2001、2003 年度）

いま一つの例は、(財) 社会経済生産性本部による調査研究である。

第一は、(財) 社会経済生産性本部[2002]で、2001 年度に、財務省財務総合政策研究所から受託した「発生主義を用いた地方自治体サービスのフルコストの分析」結果をとりまとめたものである。

そこでは、地方自治体の提供する行政サービスのうち、保育所事業、学校給食事業、公営住宅事業、介護保険在宅訪問サービス事業の4事業に関して、「発生主義」に基づく「フルコスト」の計算、同等のサービスを民間が提供した場合の価格との比較や自治体間の比較、コストと受益者負担の関係に関する考察を行い、事業実績評価のフレームワークを提示している。

第二は、(財) 社会経済生産性本部自治体マネジメントセンター[2004]である。

2003年6月から、千葉県内の4市（我孫子・柏・野田・松戸）の協力を得て、保育所事業、学校給食事業、ごみ収集事業、放置自転車対策事業、図書館事業の5事業に関して、自治体間の相互比較評価と具体的な事業運営の改善に向けた評価結果の活用をパイロット・プロジェクトとして実施している。

(ア) 評価指標の区分

とくに2003年度の調査研究では、「指標の構造」として、次のような2層構造が示されている。

- ・「第一層指標」：

自治体間・施策間の相違を確認する指標。

- ・「単位コスト指標」

- ・「量的なサービス指標」

- ・「第二層指標」：

第一層指標における単位コストの差及びサービスの差の理由を、検討するための指標。

- ・コスト指標・サービス指標検討用
- ・受益者負担割合
- ・「必要データ」：
第一層指標、第二層指標を計算するために必要なデータ。

(イ) 学校給食事業の評価指標

上記の各指標を学校給食事業についてあてはめた評価指標区分ごとの具体的な指標例として、この評価指標体系では、「おかず残食率」は「年間おかず献立パターン」とともに第一層指標のサービス指標として取り上げられている。ただ、これをアウトプット指標とみているのか、アウトカム指標とみているのかは不明である(表 2-3)。

② 政令市の評価事例

次に、各政令市が実際に給食事業評価で使用している評価指標はどのようになっているだろうか。同じく 2005 年度に予備調査で収集した各市の事業評価関係資料から、表 2-3 には、札幌、仙台、名古屋の各市の評価指標例を掲げた。

(ア) 評価指標の区分

各市では、「インプット指標」という用語は用いずに「予算・決算」や「業務量(時間)」が掲げられる。「アウトプット指標」は「行政活動指標」、「アウトカム指標」は「成果指標」と表現されている例が多い。

その意味で、「指標」として表示されているのは、主に「行政活動指標」と「成果指標」の 2 種類であるが、実際にはインプット指標に相当するものを含めて 3 種類が含まれているとよい。

(イ) 学校給食事業の評価指標

上記の各指標を学校給食事業についてあてはめた各市の評価指標区分ごとの具体的な指標例を表 2-3 に掲げた。

例えば、札幌市の場合、インプット指標に当たる事業費をはじめ、活動指標には「学校給食の状況」、「食事環境改善整備校」、「食に関する指導等の実施状況」、「調理等業務委託校数」などが挙げられている。また、成果指標には、「小中学生の太りすぎの割合」、「改善事業(調理等業務外部委託)の経費と委託料の推移」、「公務災害発生件数」などが用いられている。

仙台市の場合は、さらに詳細に指標が設定されており、成果指標には、「児童生徒の肥満率」、「栄養給与率が 100%以上の項目数」、「残食率」、「食材が確保できなかった件数」、「給食の時間内供給率」等、多岐にわたっている。

また、名古屋市では、「ランチルームメニュー利用者数+ランチボックスメニュー利用者

数]、「研修参加延人数」などが成果指標として取り上げられている。

ただ、これらの市をはじめ政令市の類似の評価指標を通覧していくと、そこで「成果指標」(アウトカム指標)とされているものは、むしろ「活動指標」(アウトプット指標)ではないかと思われるものが少なくない。

また、「食育」や「食に関する指導」に関わる各種施策・事業に対応したアウトカム指標については、仙台市などに教科別の評価基準の例はあるものの、指標として明示されているわけではなく、²⁴ 実際の評価活動で活用されている例にしても、残食率など給食事業の評価指標を援用するにとどまっている。

政令市の学校給食事業に係る評価の実際をさらに詳しく把握するため、仙台市の担当課(健康教育課)から取り組み内容を聴取した。²⁵

それによると、「児童生徒が、生涯にわたり健康を保持増進できるような基礎を身に付けることができるようにする」という担当課の目的を達成するため、給食については、【大分類】として「①「食に関する指導(食育)」に係る業務の目的」と「②「実際の給食提供」に係る業務の目的」を分け、大分類を達成するための業務のあり得べき状態について【中分類】を設定している。

例えば上記の「②実際の給食提供」については「①安全・安心な給食提供」、「②給食の質の維持・向上と安定的な提供」、「③業務に従事する職員の質の向上」に三分される。そしてこれらの中分類を達成するための個別具体的な一つひとつの業務が挙げられ、その達成が実績により計られることになる。

その際、課全体の業務量や費用(インプット)は、必ずいずれかの個別業務に割り振られ、その累計値は「課職員の勤務時間総計」ないし「課の予算・決算総額」と等しくなる。

具体的な指標の種類は前掲の表 2-3 で紹介したとおりであるが、現在使用されている業務区分や指標の体系の原型は 2002 年度に設定され、その後、「目的」や各「指標」、指標ごとの「数値目標」などについて、幾度も見直されてきている。²⁶ ただ、「残食率」など当初から用いられている指標が、それぞれどのような経緯、理由で採用されたかについて、判然と伝える資料は現存していないとのことであった。

同市の毎年度の評価スケジュールは、まず、予算確定時(例年 3~4 月)に指標や目標等の見直しが行われる。例えば、前年度の取り組みの結果ほぼ達成された業務や、新年度から新たに取り組む業務について小分類が設定し直され、各小分類への予算が新たに割り振られる。そして、決算時(10~11 月)には、前年度の目標に対する達成度(実績等)を自己評価

²⁴ 仙台市は既に 2003 年 3 月に改訂した「食に関する指導の手引」の中の「I 基本編 3 食に関する指導の展開 (5)食に関する指導の評価」において、学級活動や各教科における「評価規準」(「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」の 4 区分で文章化されたもの)を紹介しているが、具体的な評価指標は示されていない。

²⁵ 前注・2006 年 11 月 28 日の仙台市教育委員会事務局健康教育課に対する照会結果。

²⁶ 詳細は、同市ウェブサイトの「業務マネジメント表」参照。

し、勤務時間実績や決算額等が割り振られることになる。

活動指標と成果指標をどのように区別しているかについては必ずしも明確な回答は得られなかったが、評価指標を固定的に捉えず、毎年度見直して改定、更新している点は注目される。

(2) 給食を通じた食育

次に、給食を通じた食育の場合を見てみよう。まず、調査した範囲では、食育に焦点を絞った事業評価の先行研究は見当たらなかった。

政令市の評価の実例においても、例えば札幌市のように「給食推進事業」の中で「食に関する指導等の実施状況」（実施校数）を「活動指標」の一つに掲げる市はあるが、給食事業そのものの評価指標から食育関係の評価指標を際立たせ、「給食を通じた食育」を3Eの関係を意識して評価している例はほとんどない。

各政令市に対するヒアリング調査で聴取しえた内容として、まず、『食に関する指導』については、最近のように『食育』が声高に言われるようになる以前から各市で取り組んできている」のであり、「食育については、未だ各市ともに計画等も定まっておらず、定義も取り組み方も不透明である。」との指摘があった。

そして、「食に関する指導」の評価については、「子どもたちにとって一律に残食がないことが本当にいいことなのかどうか疑わしいのではないか。子どもは一人ひとり違い、体調も異なる。偏食を認めるという意味ではなく、自分に合うものを残さず食べることがよいことなのではないか。」という考えから、既存の給食に係る評価指標をそのまま援用して「残食率や太りすぎ児童の減少割合を成果指標として用いることが果たして適切なのか」と疑問を呈する意見があった。

また、「子どもの学びが家庭の食生活にどのような影響を与えているか」、換言すれば、「家庭が、子どもの学びをどのように受け止めているか」に着目し、「行政実務上必要な成果指標としては、食に関する指導を児童がどの程度理解したか、またその指導の効果として家庭へ指導内容が伝わっているか、それによって家庭での食のあり方に何らかの影響、波及が見られるのかといった点をむしろ重視したいが、行政としては家庭の状況にまでは入り込めない限界があり、適当な評価指標を見出し得ていない」といった意見・感想があった。

同旨の意見は、教育委員会の担当者だけでなく小学校の校長や学校栄養職員からもあり、「児童だけでなく保護者の理解度を把握することが必要である。家庭での食のあり方に影響し、波及しなければ、真に指導の効果があったとはいえないだろう」といった声が聴かれた。²⁷

こうした現場の声は、既存の評価指標を単に援用するのではなく、より納得性の高い、

²⁷ 以上の意見・感想は、前掲の実務担当者ヒアリングによる。なお、個々の意見については匿名とした。

実務にとっても意味のある評価指標の検討を促すものであるといえよう。

第4節 評価課題と評価指標の設定

「給食」や「給食の機会を通じた食育」について、各政令市が何を評価すべき課題であると認識しているのかを捉えるために、まず、政令市がサービスの供給側として需要者のニーズをどの程度把握しているのか(1)、次いで、政令市が自らの給食事業についてどのように自己評価しているのか(2)をみる。それら政令市の状況を踏まえた上で、本研究で取り上げる評価課題とそれを測る評価指標を設定する(3)。

1 供給側による需要者ニーズの把握

事業の活動内容やその成果を評価するのは、その評価活動を通じて、当該事業の帰趨やインプットの配分に係る今後の取り扱いについて、何らかの意思決定を行うためである。単なる評価のための評価では意味がない。サービスの供給者が事業を評価するためには、その供給によって需要者側に何をもたらすことをもって成果と捉えるかという点が明確に認識されている必要がある。成果の意味内容を考える上で、需要者のニーズの把握は最低の前提条件といってよいだろう。では、給食事業において、供給側はこれまで需要者のニーズをどの程度把握しようとしてきただろうか。

今回の供給側アンケート調査結果によれば、これまで小学校給食事業に関して、児童や保護者に対して何らかの実態調査や聴き取り調査、意見募集などを行ったことのある市は半数の7市（札幌、仙台、横浜、名古屋、京都、堺、神戸）に留まり、行なっていない市が7市（さいたま、川崎、静岡、大阪、広島、北九州、福岡）に上る（参考資料1. (1) 参照）。

ただ、「行なっていない」とした市の中には、給食の機会に食育を推進していくに当たり、「学校給食を生きた教材とするために、実態把握と子供たちの思いを知ることは重要」（静岡）とか、「児童・生徒の家庭での食の実態等を把握する必要がある」（福岡）などの認識を示している市もある。ニーズ把握への意欲は見られるものの、それが実践としては未だ具体化していない。需要者側のプライバシー保護に適切に配慮しつつ、積極的にニーズ把握に取り組むことが期待される。

2 供給側の自己評価にみる評価課題

政令市は、自らの小学校給食事業について、どのような自己評価をしているのだろうか。

14市に「他の団体に比べて実績が上がっていると思われる点や優れていると考えられる点」と「あまり実績、成果が挙がっていない点など、今後の改善課題として考えている点」について尋ねた。その結果を、給食そのものと、給食の機会を通じた食育に区分して見よう（参考資料1. 表(18) 参照）。

(1) 給食

まず「給食」そのものについては、①経費、②設備、③システム、④委託、⑤供食内容 について回答があった。

①経費

第一に、「必要経費の確保」について、仙台は「学校給食費の徴収に係る法的措置」が成果、実績が上がっているとしつつ、他方で「より実効性のある学校給食費の滞納対策」を課題として重視している。

②設備

第二に、食事環境や施設、備品などの設備面について、成果として「『楽しさとゆとりのある給食推進事業』における強化磁器食器の整備、多目的教室を活用したランチルームの整備等の食事環境改善」(札幌)や、「長期展望に立った施設設備計画(総合計画)」(静岡)が挙げられている。

一方、今後の課題としては、食事環境や施設、備品に関して「市全体が大きく小学校数も多く、給食施設改善などが予算配当削減のため長期間の改修計画となり、その間のメンテナンス等の対応」(横浜)、「単独調理校における施設の老朽化による調理員への負担増(人員確保も含む)」(静岡)などが挙げられている。

静岡は、成果・今後の課題の両面から設備面にふれており、関心の高さを示している。

③システム

第三に、物資発注、調達等のシステムについて、成果として「(財)横浜市学校給食会による給食使用物資発注システム、会計システムがデータベース化され、学校からの発注量、業者への注文、支払等がオンライン化(事務作業軽減)」(横浜)が挙げられている。

一方、課題として「給食用物資の供給体制システムの再構築」(札幌)、「物資調達方法のシステムなど、全体的な仕組みが大きく変わらない中での、新しいニーズへの柔軟な対応の難しさ」(福岡)などが挙げられている。

④委託

第四に、外部委託については、成果として「調理業務の民間委託」(北九州)を挙げる市がある。

⑤供食内容

第五に、供食内容については、成果として「完全給食の実施率100%」(広島)、「米飯の実施回数は全国平均を上回る、週3回」(広島)、「食物アレルギー対応」(北九州)、「限ら

れた施設設備で、調理最終段階での卵とマヨネーズの除去食を開始」(福岡)などが挙げられている。

一方、課題として「食物アレルギー児童の対応。手引き等作成により共通理解を図る」(札幌)、「市内産野菜の使用、活用割合が低いことから、その向上方法」(横浜)、「食物アレルギー児童への対応」(神戸)などが挙げられている。

(2) 給食を通じた食育

次に「給食を通じた食育」についてはどうか。①計画、②人員、③内容 について回答があった。

①計画

第一に、計画について、静岡は、成果として「教育委員会だけでなく、市全体としての食育計画策定予定」(静岡)を挙げる一方、課題としても「食育実施における環境整備」(静岡)を挙げている。

②人員

第二に、人員については、成果として「単独調理校への栄養教諭、学校栄養職員の全校配置」(仙台)や、「献立作成業務が基準献立中心で複雑にならないため、各校の栄養職が食に関する指導に注力(研究会組織がしっかりしている。)」(横浜)などが挙げられている。

一方、今後の課題として「栄養教諭制度導入に伴い栄養教諭の専門性を活用し、学校教育における食に関する指導を充実」(札幌)、「栄養教諭の今後の採用(任用替)についての不安(現役栄養士がどれだけ替われるか)」(横浜)等が挙げられている。

③内容

第三に、指導内容については、成果として「料理レシピの整備等、献立内容の充実、手引きの作成など食に関する指導の充実」・「『札幌フードリサイクル』を活用した食育、環境教育の推進」(札幌)、「『地産地消』(知産知消)を教育活動として捉えた、市独自の取組。献立で使用した京野菜の生産の様子を紹介する資料を作成し食指導に活用。19年度から「日本型食生活」を効果的に推進し、伝統ある食文化を次代に継承、適切な食事マナーを伝えるため、米飯給食を政令市最多の週4回実施予定。これまでから実施している麦ごはんを週2回に増加等、米飯給食の多様化」(京都)などが挙げられている。

一方、課題として「残食の低減(残食を減らす指導の工夫(手引)の活用)」(仙台)が挙げられている。

以上のように、各政令市の自己評価結果から、成果として、あるいは今後の課題として、各市の関心の高い項目が分かる。それらは、供給側が評価すべきと考えている課題を示唆

するものである。

3 本研究における評価課題と評価指標の設定

各政令市の問題関心を参考にしつつ、「市民目線」に基づき、本研究ではまず、「給食」そのものについては、各政令市の状況をいくつかの項目について比較した上で、その中から特に「人員」を、また、「給食を通じた食育」については「食に関する指導」の効果を評価課題とし、「給食」については、主に経済性、効率性評価、「給食を通じた食育」については、主に有効性評価を行うこととした。

そして、3E、経済性、効率性、有効性の観点を連続的に捉えるため、まず、①経済性、効率性を意識した「給食」そのもののサービス供給プロセスとして、

[予算の投入] → [栄養教諭・学校栄養職員（以下、両者を合わせて「栄養教職員」という。）の配置] → [給食の実施]
という流れを考えた。

次いで、①のサービス供給に上乘せされた、有効性を意識した「食に関する指導」というサービス供給プロセスとして、

[給食の機会における栄養教職員による「食に関する指導」の実施] → [指導を受けた児童への効果]
という流れを考えた。

上記に基づき、調査回答から得られたデータのうち政令市間比較の可能なものを選び、評価指標について、

①経済性評価、効率性評価に係るアウトプット指標（活動指標）：

- ・「1校当たりの栄養教職員、給食調理員の人数（嘱託職員の割合を含む）」

②有効性評価に係るアウトカム指標（成果指標）：

- ・「食に関する指導に対する児童の理解度、家族への指導内容の伝達度、さらなる学習内容への意欲喚起度」

を設定した。

なお、①のアウトプット(活動)指標として、栄養教職員、給食調理員の人数を用いる例は先行事例の中にも見受けられる（前掲・表 2-3参照）。²⁸

また、②のアウトカム(成果)指標は、前述のとおり、先行研究や実務では「残食率」

²⁸ 効率性評価のためには、当該人員を雇用するために投下されている人件費を正確に把握する必要があるが、栄養教職員については都道府県費負担であるため、その人件費について、今回のアンケート調査では各市の回答状況が捗々しくなかった。そのため、得られたデータの中で都市間比較が可能なものという趣旨で、職員数を採用している。厳密なコスト指標の把握は残された課題である。なお、サービス供給の担い手である人員数、例えば栄養士数を活動指標とする例は実際にあるが、人員は供給されるサービスそのものではないため、「アウトプット指標(活動指標)」という表現に違和感を覚える向きもあるかもしれない。この点は、インプット指標(コスト指標)である人件費との関係においてアウトプットであるという趣旨による。

(の逆数)がよく用いられている。しかし、今回の供給側(担当者)アンケート調査結果からうかがう限り、各市は文部科学省の「週報」作成上の算出方法に依拠しており、残食には食べ残し以外に、もともと供食せず余った量(配り残し)を含めている。各市の未供食分の割合が不明のため、厳密に「食べ残し」に限った数値が把握できないこと、また市によって調査区分(主食、副食等)や調査方法(時期、回数等)が異なっていることから、各市の回答した残食率を、そのまま食に関する指導の成果指標として共通に用いて都市間比較をすることは適当でないと判断し、採用を見合わせた。

その代わりに、ヒアリング調査で得られた現場の声を踏まえ、需要側(児童)アンケート調査を活かし、食に関する指導の内容に対する児童の理解度、その内容の家族への伝達度などを新たなアウトカム指標として設定し、算出することとした。

第5節 評価の実施とその結果

評価の実施とその結果はどうであったか。ここでは、まずアンケート調査結果から得られた各政令市の現状の比較(1)を見た上で、前章で設定した評価指標を用いて実際に評価を行った結果について、経済性、効率性評価(2)、有効性評価(3)について述べる。

1 政令市の現状の比較

まず、政令市の現状を、「給食」そのものについては、①予算、経費、②給食費、③外部委託、④食物アレルギー対策、「給食を通じた食育」については、①制度、組織の整備について見てみよう。

(1) 給食

① 予算・経費

第一に、小学校給食事業の予算、経費の状況である。

まず、小学校に係る教育費が教育費総額に占める割合は10%台から30%台と市によってかなりの開きがある(参考資料1. **表(4)** 参照)。そして、学校給食関係予算のうち小学校分については、各市とも平素独立して集計していないため、今回の調査に対し改めて計算の上回答いただいた4市(仙台、静岡、京都、福岡)について見ると、小学校分が総額に占める割合は、①福岡:83.7%、②仙台:75.4%、③静岡:68.0%、④京都:40.8%の順となっている。

次に、共同調理を導入している市について、学校給食共同調理場関係予算とそのうちの小学校分を見ると、これも上記と同様、平素独立して集計していないが、とくに回答を得た2市(仙台、静岡)について見ると、小学校分が総額に占める割合は、①静岡:68.4%、②仙台:50.6%となっている(参考資料1. **表(5)** 参照)。

さらに、同じく各市で普段は別途集計していない数値であるが、小学校給食事業の費目

別内訳について、概算²⁹数値を回答をいただいた6市(仙台、堺、神戸、広島、北九州、福岡)について見ると、人件費について、堺以外の5市は直接雇用分が94～97%を占めるが、堺は36%と格段に低くなっており、外部委託化がきわめて進んでいることがうかがえる(参考資料1. [表\(6\)](#) 参照)。

「給食実施状況」のうち、完全給食実施率については13市の回答を得たが、大阪を除く全市が100%を達成している(参考資料・1. [表\(7\)](#) 参照)。

② 給食費

第二に、保護者が負担する給食費の状況である。

各市の標準給食費(完全給食)は、最低の札幌:3,350円から最高の仙台:4,000円まで、月額にして650円の開きがある。回答のあった12市の平均は3,614円となっており、全国平均(3,952円)³⁰を下回っている。

また、保護者が現在の給食費に負担感を感じていると思うかどうかについて、各市の認識を尋ねたところ、思うと回答したのは0市、思わないと回答したのは8市(札幌、仙台、さいたま、川崎、名古屋、広島、北九州、福岡)となっている。「思わない」理由には、「全国平均との比較で下回っている」(名古屋、福岡)、「収納率も特に悪化していない」(福岡)ことなどが挙げられている。

いずれとも回答せず「その他」と回答した6市は、「把握していない」(横浜、静岡、大阪、堺)、「保護者代表を委員長とする「小学校給食検討委員会」での検討を踏まえており、保護者の理解のもと金額設定している」(京都)、「就学援助基準線上の保護者は負担に感じていると思う」(神戸)等に分かれる(参考資料1. [表\(12\)](#) 参照)。

なお、昨年末以来、大きく報道された給食費滞納問題について、文科省の調査結果によれば、14市の未納率(金額ベース)はいずれも1%未満に留まっている。

③ 外部委託

第三に、外部委託の状況である。

まず、学校給食における外部委託は、14市のうち京都を除く13市で行われている。(参考資料1. [表\(9\)](#) 参照)。

給食事業を外部委託している小学校について、給食事業の実施プロセスに沿って分けた業務区分別に、外部委託の有無と外部委託している小学校数を見た(12市回答)。外部委託が多い業務は、①「調理業務」、「食器具の洗浄・消毒・保管業務」(ともに10市)、②「配缶業務」、「清掃・日常(定期)点検業務」(ともに9市)等である。

²⁹ 小中学校分(市によっては養護学校分を含む)の合算された予算額を小学校児童数で按分したり、県費負担職員についても同職員数で按分するなどの方法により概算。

³⁰ 文部科学省・学校給食費調査(平成17年5月1日現在)によれば、小学校高学年の場合、給食回数は188回、給食費月額は3,952円。前年と比べ13円の増となっている。

また、業務区分単位で見たときに外部委託業務が多い市は、①川崎、神戸(ともに9業務)、②札幌、仙台、広島(ともに8業務)等であり、これらの市では、給食事業の全プロセスにわたり委託が進んでいることがうかがえる(参考資料1. [表\(10\)](#) 参照)。

なお、評価指標として外部委託率を採用するには、各市の小学校給食事業予算について民間委託費の占める割合を比較する必要がある。今回の調査では、小学校給食事業に限った各市の予算額の回答が、全市からは得られなかったこと、また、委託費の合計額について10市から回答を得たが、それらの委託費に含まれる業務についても、市によって大きな差異があり、例えば「調理業務」など特定業務に限った委託費も算出・回答が困難な状況であるため、採用を見送った。

小学校給食事業に限定した場合、都市間比較に用い得るデータの把握については、さらに検討が必要である。

④ 食物アレルギー対策

第四に、食物アレルギー対策の状況である。

小学校給食で食物アレルギー児に対して行っている対応については、14市から回答を得た(うち4市(札幌、横浜、静岡、広島)は複数回答。「対象施設・学校」、「モデル事業と一般事業」などについてそれぞれ別途回答しているため)。

各市の回答を見ると、「小学校ごとの判断で、給食からアレルギー食品を可能な限り除去している」のが7市(札幌、川崎、横浜、静岡(単独調理場)、名古屋、神戸、広島)と最も多く、次いで「除去食を作る施設や専門の学校栄養職員・調理員の配置まではしていないが、食物アレルギー児にはそのアレルギーの内容に応じて除去食を作るなどの個別対応をしている」のが4市(仙台、横浜、大阪、北九州)となっている。「全児童向けの給食で、アレルギー食品を可能な限り除去」したり(横浜)、「食物アレルギー児にはそのアレルギーの内容に応じて除去食を作るなどの個別対応をしており、除去食を作る施設や専門の学校栄養職員・調理員を配置している」(広島・モデル事業)例は少数で、「とくに対応していない」市(京都、堺)もある。

「その他」として、「牛乳アレルギーの児童に牛乳を中止し、返金」する例(札幌)や、「詳細献立表によるアレルギー食品の提示(センター配食校)」(静岡)、「全市統一した取り組みとして、調理最終段階で加える卵(かき玉汁など)とマヨネーズ(サラダなど)を除去した献立を提供」する例(福岡)もある。「アレルギー対応の手引き」を作成しているのも6市(仙台、横浜、京都、広島、北九州、福岡)に留まり、8市(札幌、さいたま、川崎、静岡、名古屋、大阪、堺、神戸)は作成していない。

このように食物アレルギー対策については、市によって問題意識や対策に大きな差がある(参考資料1. [表\(17\)](#) 参照)。

(2) 給食を通じた食育

① 制度、組織の整備

今後、各市の「給食を通じた食育」サービスに影響を与える外的環境条件として、「食育」の政策化を目的とする各自治体の制度・組織環境の整備の度合いに着目した。具体的には、食育に関する推進本部、条例、計画（基本計画、推進計画）などの整備の度合いを比較した。

これらにみられる団体間の差異は、国レベルの食育政策の動向や各市の政策需要に対する行政としての感応度、対応速度を示唆するものといえるかもしれない。

食育政策に対する 14 市の取り組みを表 2-4 に一覧表にした。

全体の傾向として、まず、庁内に「食育推進本部」を設置しているのは、半数の 7 市（仙台、さいたま、川崎、京都、大阪、神戸、福岡）にとどまっている。³¹

次に、「食育に関する条例」は 2 市（仙台、福岡）のみが制定しており、他市は、札幌、川崎の 2 市が 2007 年度に制定予定であるにとどまる。政令市が所在する道府県が条例を制定している場合、重ねて制定を目指すのではなく、次に述べる「食育推進計画」で施策・事業の展開を図ろうという考え方も多いようである。

その「食育推進計画」は 2 市（京都、福岡）が策定しているが、11 市（札幌、仙台、さいたま、川崎、静岡、名古屋、大阪、堺、神戸、広島、北九州）が 2006 年度末から 2007 年度にかけて策定を予定している。

全政令市の中では、仙台と福岡の両市の取り組みが先行している。

次に、関西の 4 市の取組みを見てみよう。まず、「食育推進本部」は、2006 年度に大阪、神戸、京都の順で 3 市が既に設置している。「食育に関する条例」は 4 市とも未制定で、むしろ「食育推進計画」に沿って食育を推進するとしている。その「食育推進計画」は、京都、神戸が 2006 年度中に既に策定し、大阪・堺両市は 2007 年度中の策定を目指している。

³¹ 川崎市は庁内検討会に留まるが、ここでは横断的な庁内組織の設置という趣旨で含めた。

表 2-4 14 政令市の食育への取り組み

政令市	●食育の定義	●食育推進本部		●食育に関する条例		●食育基本計画	
		設置の有無	名称と設置時期 (未設置の場合は設置の見込み)	制定の有無	制定の見込み	策定の有無	名称と策定期期 (未策定の場合は策定の見込み)
札幌市	食育とは、さまざまな食生活の経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力をつけ、健全な食生活を実践できる人を育てることです。	未設置		未制定	札幌市食育推進会議条例を制定する(2007/4/1)。	未策定	(仮称)札幌市食育推進計画を策定する
仙台市	さまざまな経験を通じて「食に関する知識」と「食を選択する力」を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること	設置	仙台市食育推進会議	制定	仙台市食育推進会議条例	未策定	平成19年3月末に策定・公表の予定
千葉市		2006/6		2006/3/17			
さいたま市	国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組み。	設置	食育推進担当者会議	未制定	☆未記入	未策定	平成19年度中に策定する予定
川崎市	☆未記入	(設置)	平成18年度、庁内委員による「食育推進検討会」を設置し、今後の食育の取組の視点と方向性等について検討をすすめてきた。	未制定	平成19年4月に条例が制定される予定	未策定	平成19年度に「食育推進会議」を設置し、食育推進計画の作成を行う予定。
横浜市	学校教育で取組む食育を「食教育」ととらえている。食の知識、食体験、望ましい食習慣、食の楽しさ、食事のマナーなどを学校の活動を通して指導し、子どもたちの健康な育ちを支援すること(横浜市望ましい学校給食あり方検討委員会報告より)	☆未記入	具体的な予定は現時点ではない。食育担当課長連絡を設け、他課との情報交換を行っている、推進体制の整備についても検討中である。	未制定	☆未記入	未策定	各局、各課ごとの食育に関連する事業計画はあるが、市としての食育推進計画については未定。
静岡市	次世代を担う子どもたちを始めとする市民一人一人が健康に生き生きと生活できるよう、家庭、地域、学校等が連携し、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための取組み	☆未記入	平成19年度に、食育推進会議を設置する予定。現在そのための準備委員会が設置されている。	未制定	平成19年度に食育推進会議条例制定(H19.2議会上程) 食育推進会議設置(H19.6予定)	未策定	H20. 3. 策定予定
名古屋市	(食育基本)法の前文2段落目に定義されていると思います。	未設置	不明。(現在、市食育推進計画担当は、健康福祉局健康学習課になっています)	未制定	条例の制定見込みは不明。	未策定	平成19年度中に策定予定

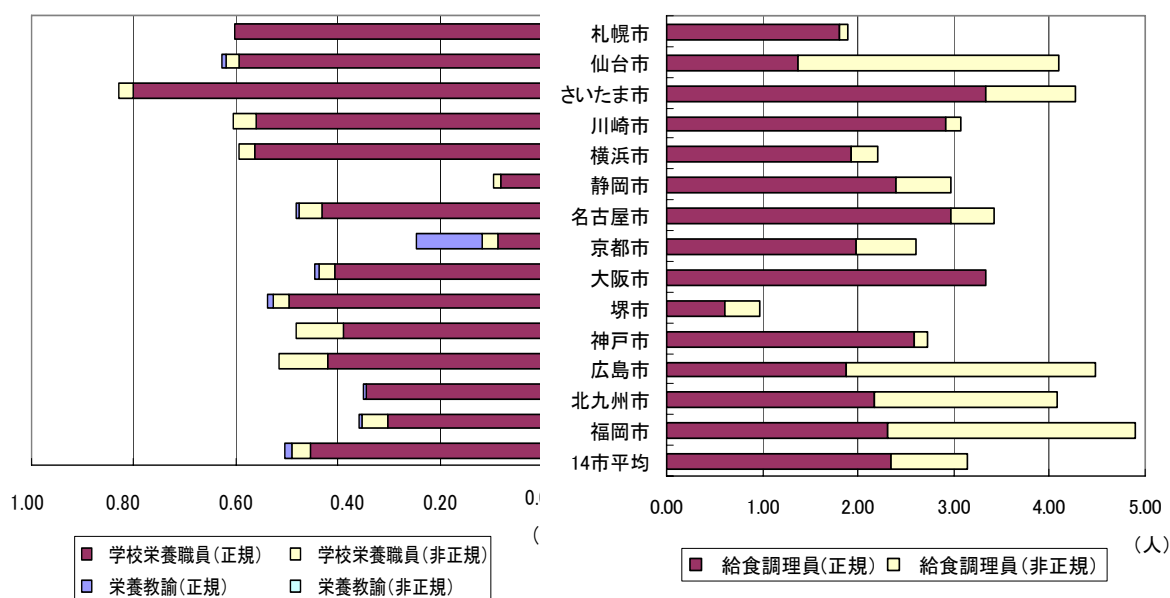
京都市	「食育」は食品の安全性を確保した上で、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現し、安心な食べ物を選択する能力や望ましい食習慣を身に付けるものです。特に、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となることから、最も重要と再認識されています。	設置 2007/3/22	京都市民健康づくり推進会議食育推進部会(京都市食育推進協議会)	未制定	本市では条例を制定する予定はなく、平成19年1月に策定した「京(みやこ)・食育推進プラン」を推進します。	策定 2007/1/31	「京(みやこ)・食育推進プラン」
大阪市	学校における食育は「食に関する指導」として取り組んでいる。食に関する指導は給食時間、特別活動、関連教科、総合的な学習の時間など全教育活動で取り組んでいる。目標は生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、児童一人一人が正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができるようにすること。また、楽しい食事や給食活動を通じて、豊かな心を育成し社会性を涵養すること。	設置 2006/2	庁内食育検討会議	未制定	大阪市食育推進計画を策定し、推進していく見込みである。	未策定	大阪市食育推進計画策定会議が設置され、平成20年3月までに制定される予定
堺市	食育基本法の目的・基本理念をふまえ、本市でも食育推進計画を策定する予定です。	☆未記入	未定だが、各関係部署が集まり協議しています。	未制定	食育基本計画を策定し、その計画に沿って食育を推進していく予定です。	未策定	平成19年度末をめどに策定する予定です。
神戸市	食育の目標 ①食を楽しむ、②食を大切に、③食と健康に関心をもつ	設置 2006/8/31	こうべ食育推進会議	未制定	兵庫県で「食の安全安心と食育に関する条例」が制定されているため。	未策定	平成19年3月に策定予定
広島市	正式に定義したものはない。	☆未記入	平成19年度 食育推進委員会を設置予定	未制定	☆未記入	未策定	19年度策定予定
北九州市	食育基本法の前文にあるように、食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであると考えます。	☆未記入	予定なし	未制定	☆未記入	未策定	現在、検討中
福岡市	別紙参照 「食育推進の基本理念と視点」	設置 2006/3/30	福岡市食育推進会議	制定 2006/3/30	福岡市食育推進会議条例	策定 2007/3	福岡市食育推進計画
計							

(出所)本研究における供給側(行政担当者)アンケート調査結果から作成。

2 経済性評価・効率性評価

前章で設定した評価指標、「1校当り職員数」により、経済性、効率性の評価を試みた。まず、**図 2-2**は、全国 14 市の栄養教職員数と給食調理員数を比較したものである。

図 2-2 14 市の栄養教職員数及び給食調理員数



1校当り職員数を見ると、まず、栄養教職員数は、14市平均が0.49人で、平均を上回る市は、順に①さいたま：0.83人、②仙台：0.63人、③川崎：0.61人、④札幌：0.60人、⑤横浜：0.59、⑥堺：0.54人、⑦広島：0.51人であり、平均を下回るのは、順に⑧名古屋：0.48人、⑨神戸：0.48人、⑩大阪：0.45人、⑪福岡：0.36人、⑫北九州：0.35人、⑬京都：0.25人、⑭静岡：0.09人となっている。

次に、給食調理員数は、14市平均が3.15人で、平均を上回るのが、順に①福岡：4.90人、②広島：4.49人、③さいたま：4.27人、④仙台：4.10人、⑤北九州：4.07人、⑥大阪：3.43人、⑦名古屋：3.42人、平均を下回るのは、順に⑧川崎：3.07人、⑨静岡：2.98人、⑩神戸：2.80人、⑪京都：2.73人、⑫横浜：2.21人、⑬札幌：1.90人、⑭堺：0.98人となっている。

このほか、供給側アンケート調査結果から、「給食調理員への退職者の再雇用」についてみると13市（仙台以外の全市）で行われている。その「再雇用職員数」について回答を得た市のうち、同一条件で比較できる10市について再雇用職員数が各市の給食調理員総数に占める割合を見ると、①堺：10.8%、②さいたま：6.8%、③名古屋：5.2%、④札幌：5.0%、⑤川崎：4.9%、⑥神戸：4.8%、⑦京都：4.7%、⑧大阪：4.4%、⑨北九州：3.5%、⑩福岡：1.1%の順となっており、堺の高比率が注目される。

また、「学校栄養職員及び栄養教諭が配置されている小学校数」はどうか。まず14市すべての回答があった学校栄養職員について、小学校総数に占める配置校数の割合を比較したところ、①さいたま:86.0%、②札幌:60.9%、③川崎:59.6%、④横浜:55.2%、⑤仙台:53.1%、⑥堺:52.6%、⑦大阪:46.0%、⑧名古屋:44.6%、⑨神戸:43.2%、⑩広島:42.1%、⑪北九州:35.1%、⑫福岡:33.3%、⑬京都:23.8%、⑭静岡:18.8% の順となっており、さいたまの高比率が目される。

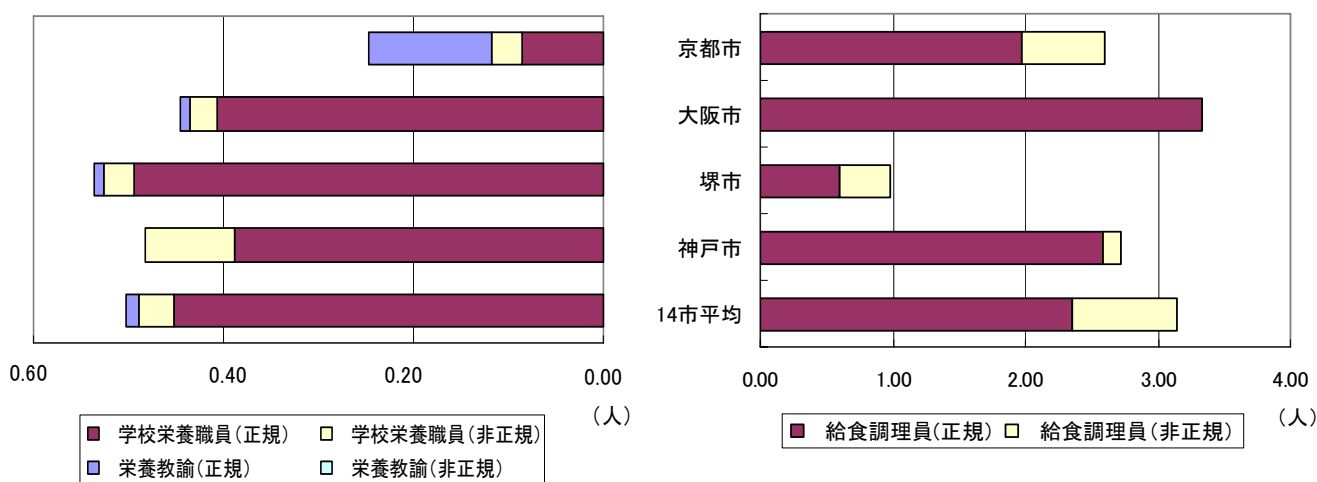
次いで栄養教諭については、13市の回答を得たが、京都の25名が最多で、他市は、3名が1市(大阪)、1名が5市(仙台、名古屋、堺、北九州、福岡)、配置のない市も6市(札幌、川崎、横浜、静岡、神戸、広島)という状態にとどまっている(参考資料1. 表(13) 参照)。

これに関西4政令市について見てみよう。

第一に、1校当たり職員数を見ると、栄養教職員数は堺、神戸、大阪、京都の順に多く、給食調理員は大阪、神戸、京都、堺の順に多くなっている。堺は、栄養教職員数と給食調理員数の順位がそれぞれ1位、4位と逆転する。また、京都は栄養教職員数、給食調理員数ともに3位である。

なお、職員総数でみると、栄養教職員(うち栄養教諭)については、大阪137(3)人、京都47(25)人、神戸82(0)人、堺51(1)人、給食調理員については、大阪1,040人、京都508人、神戸476人、堺93人である。図2-3には1校当たり職員数について関西4市と14市平均とを比較した。

図2-3 関西4市の小学校1校当たり栄養教職員数と給食調理員数³²



³² 本図の職員数は、各市の直接雇用分。

栄養教職員については、京都が栄養教諭を比較的多く配置していること、給食調理員については、大阪の給食調理員が全て正規職員であり、1校当り給食調理員数(3.43人)が14市平均(3.15人)を上回ることが分かる。また、堺では行財政改革の一環として99年度から給食調理業務の民間委託化が進められており、1校当たりの給食調理員(正規職員)数は0.60人と14市平均(2.35人)を大幅に下回っている。

3 有効性評価

次に、有効性評価を試みた。

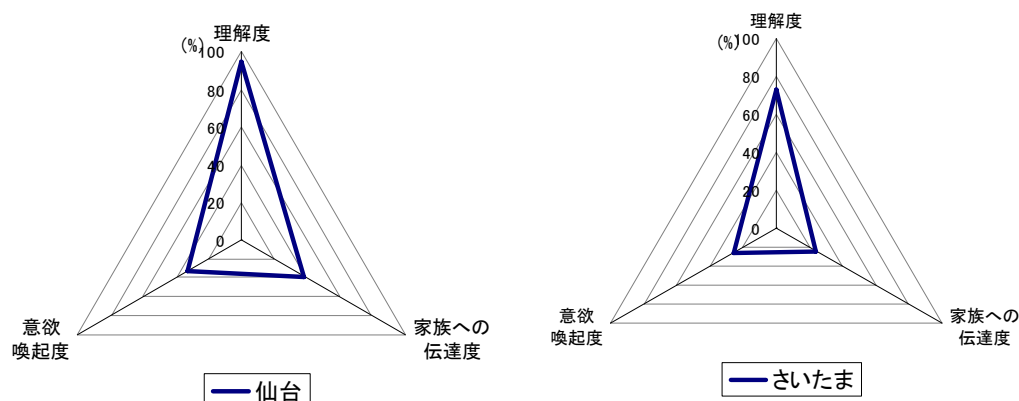
需要側(児童)アンケート調査に対する8市の小学校の回答をもとに、まず「給食」そのものについては①「満足度」を、次に「給食を通した食育」については、「食に関する指導」のアウトカム指標として、①理解度、②家族への伝達度、③意欲喚起度をそれぞれ設定し(表2-5)、小学校ごとに全回答の得点累計が満点に占める比率を比較した。

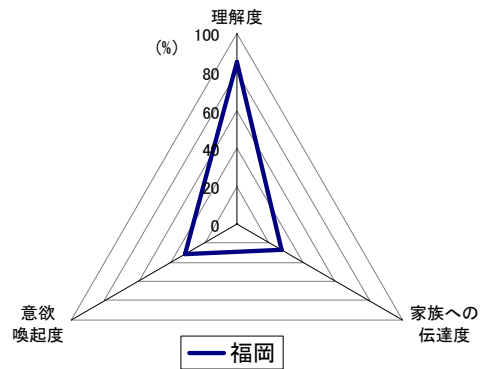
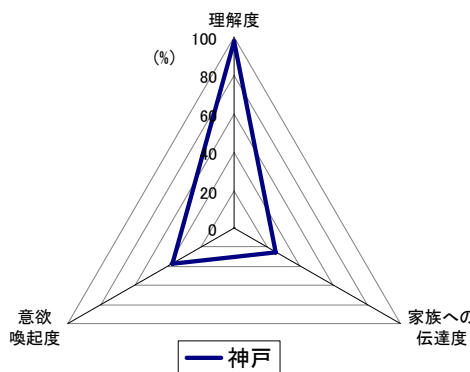
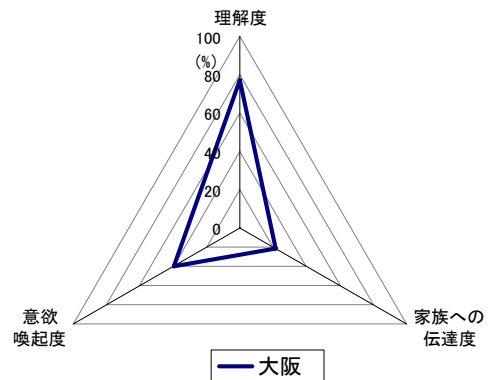
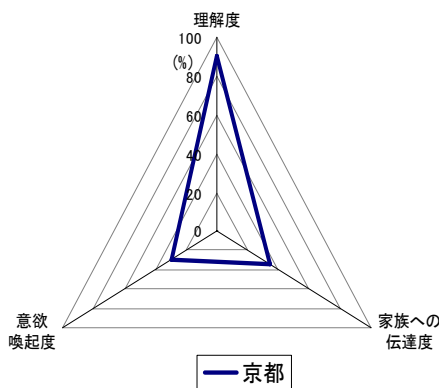
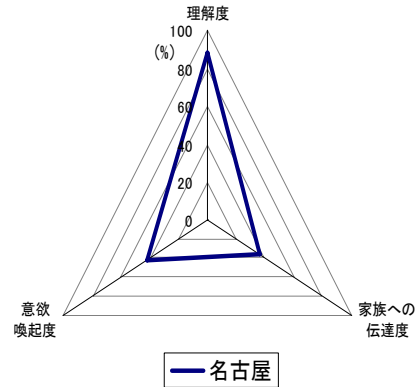
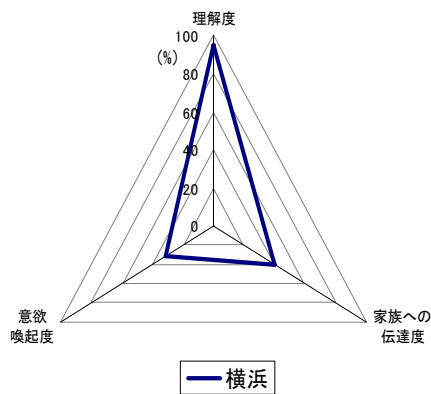
表2-5 需要側(児童)アンケート調査結果に基づく指標設定

対象	指標	設問	回答形式	満点
給食そのもの	満足度	1 給食は好きか	5段階から1つ選択	5点
		2 給食はあったほうがよいか	2択から1つ選択	1点
		4 給食を残すことがあるか	〃	〃
給食における食に関する指導	理解度	5 赤・黄・緑の食品の働きを覚えてもらったか	2択から1つ選択	1点
		10 朝ごはんの大切さを覚えてもらったか	〃	〃
	家族への伝達度	6 学校で覚えてもらった赤・黄・緑の食品の働きを家族に話したか	2択から1つ選択	1点
		11 学校で覚えてもらった朝ごはんの大切さを家族に話したか	〃	〃
	学習意欲喚起度	13 給食の時間に食について教えてほしいことは何か	7択から複数選択	7点

図2-4は、その結果を8小学校ごとにレーダーチャートにしたものである。

図2-4 全国8小学校児童への「食に関する指導」の有効性評価例





これを見ると、第一に、児童の給食に対する満足度は、①仙台：82.7%、②横浜：79.9%、③福岡：74.4%、④京都：73.8%、④大阪：73.8%、⑥神戸：72.9%、⑦名古屋：70.9%、⑧さいたま：66.9%の順となった。概ね7～8割の児童が満足しているといえ、大きな差は見られない。

各校の給食内容が異なるため単純比較はできないが、かりに満足度がほとんど同じならば、給食サービスはより効率的に供給されることが望ましい。すると、例えば図2-3で見た各市の職員数やその正規・非正規職員内訳の差は、サービス供給に伴うコスト面への配慮や、満足度以外の成果、さらにサービス供給の有効性にどのように結びついているといえるだろうか。

第二に、「食に関する指導」のアウトカム指標とした3項目を同様に比較した(図 2-4) ところ、8市とも「食に関する指導」に対する児童の理解度は高いものの、家族への伝達度やさらなる学習内容への意欲喚起度は未だ低い状況にあることがうかがえる。

また、指標ごとに各市の状況を見ると、理解度は、①神戸：97.5%、②横浜：94.9%、③仙台：94.7%、④京都：90.3%、⑤名古屋：88.5%、⑥福岡：84.7%、⑦大阪：77.3%、⑧さいたま：73.0% の順となっている。

家族への伝達度は、①横浜：40.0%、②仙台：38.6%、③名古屋：35.9%、④京都：34.3%、⑤福岡：27.1%、⑥神戸：24.3%、⑦さいたま：23.5%、⑧大阪：21.4% の順となっている。

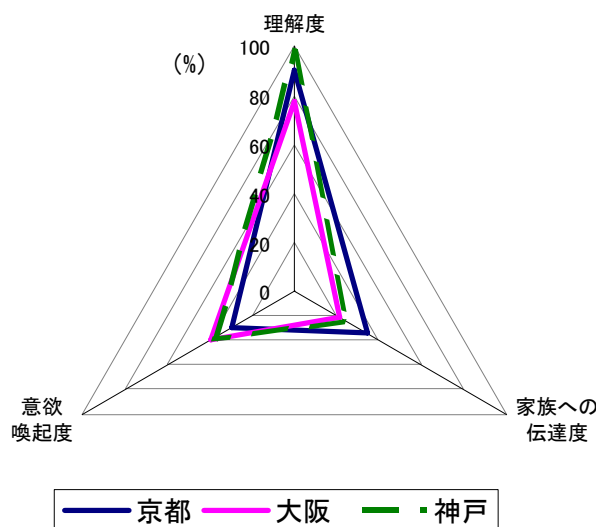
さらなる学習内容への意欲喚起度は、①名古屋：42.1%、②大阪：39.1%、③神戸：37.3%、④仙台：33.3%、⑤横浜：31.3%、⑥福岡：30.8%、⑦京都：29.2%、⑧さいたま：25.9% の順となっている。

三つの指標を全体として見ると、横浜、仙台、名古屋が、どの指標でも比較的高い順位を示している。

これを、関西の3小学校に限って比較してみよう。

図 2-5 は、関西3小学校のチャートを一つの図にまとめたものである。

図 2-5 関西3小学校児童への「食に関する指導」の有効性評価例



これを見ると、第一に、児童の給食に対する満足度は、京阪神3小学校でほとんど差が見られない。上記のとおり、単純比較はできないが、満足度が同じならば、給食サービスはより効率的に供給されることが望ましい。

第二に、「食に関する指導」のアウトカム指標3項目を同様に比較した(図 2-5)とところ、全国8市の場合と同様、3市とも理解度は高いものの、伝達度や意欲喚起度は未だ低い状

況にある。

また、指標ごとに各市の状況を見ると、理解度では神戸、伝達度では京都、意欲喚起度では大阪と神戸がそれぞれ高くなっている。

8 市とも対象が1校であること、各校の給食内容、食に関する指導内容も異なることから、全国の場合も関西に限った場合も、直ちに各市の小学校における指導成果を比較することはできない。

ただ、「食に関する指導」のアウトカム指標として、因果関係が曖昧な残食率や肥満率などを援用するのではなく、かりに、こうした新たな指標を用いて各市の全児童を対象に悉皆調査を行うならば、前掲の栄養教職員数の多寡など給食サービス供給側の指標との関係を分析することを通じて、より適確な有効性評価に接近することが可能となる。

さらに、こうした有効性評価を充実させるには、供給側担当者の問題意識にも見られるように、指導によって児童の食習慣や生活習慣、また各家庭で保護者が^{とどの}調える食にどのような影響や効果が見られたかなど、指導との因果関係をより濃密に推定し得るような成果指標を開発、設定して評価する必要がある。

そして、給食サービスの改善、向上に直結するこうした評価を実現するためには、教育委員会、学校、児童、家庭において、適切な評価指標を用いて公共サービスを評価し、その結果を公共経営に活用していくことについての相互理解が不可欠であり、そのための協力連携が求められる。

第6節 結びにかえて

本稿の冒頭で、給食事業を官民パートナーシップ事業の適例であると述べたが、今回の調査からは、政令市の給食事業におけるパートナーシップが、単に市から学校給食会(公益法人)への補助や民間事業者への外部委託などといった官民関係だけでなく、例えば保護者の参画による委員会方式など受益者である市民との協働も制度化して行われている事例が見られた。³³

パートナーシップを多面的に捉える必要があることが示唆される。それは、自治体と外郭団体(給食会などの旧公益法人。NPOではある。)の既存の協働の刷新はもとより、京都の市民(保護者)参加による委員会のように、自治体と受益者(保護者)、ひいては保護者以外の幅広い市民との協働まで視野に入れた給食パートナーシップの姿である。自治体経営におけるパートナーシップ・協働論は、総論的、概括的な把握から、個々の事業の特性を踏まえた各論としてさらに研究される必要がある。

³³ 例えば京都市では、小学校給食に係る重要事項について、校長会の諮問を受けて、保護者代表を委員長とする「京都市小学校給食検討委員会」において検討することとなっており、保護者の意見を踏まえた学校給食運営が制度化されている。同委員会の構成は、保護者3名のほか、校長会代表2名、栄養教諭・給食主任3名、給食調理員3名、財京都市学校給食協会3名、市教委2名の計15名となっている。

また、「食」は優れて地域特性の発揮される分野でもある。各市がそれぞれの風土や地域資源を活かしながら、こうした市民参加を伴うパートナーシップ・協働を伸展させ、3Eの観点から給食事業を不断に評価して事業の合理化を図ることにより人的・物的資源を生み出し、児童の育ちに役立つ給食事業、あるいは食育に係る施策、事業へ、一層効果的に配置、配分することが期待される。³⁴

³⁴ 本研究で試みた政令市の比較評価は、たんに各市をランキング、序列化することが目的ではない。各市がその特長を発揮した個性的で自律的な行政を展開し、市民参画を促すための一つのツールとして、新たな評価指標を開発し、活用することを期待するものである。

参考文献

- 大阪市市政改革本部 [2005] 「事業分析(経過報告)」(「事業分析実施要領」、「資料 A-IV 事業分析(経過報告) 学校給食 2005 年 10 月」(2005 年 10 月 6 日記者会見資料))
- 大住荘四郎 [2005] 『NPM による経営革新 Will と Skill の統合モデル』学陽書房。
- 河合知子・佐藤信・久保田のぞみ [2006] 『問われる食育と栄養士 学校給食から考える』筑波書房。
- (財)社会経済生産性本部 [2002] 「発生主義を用いた地方自治体サービスのフルコスト分析～保育所・学校給食・公営住宅・介護保険在宅訪問サービス～ 調査結果報告書」(財)社会経済生産性本部。
- (財)社会経済生産性本部自治体マネジメントセンター [2004] 「2003 年度 「自治体事業の相互比較評価パイロット・プロジェクト」(2004 年 4 月)、(財)社会経済生産性本部自治体マネジメントセンター。
- 鈴木久乃・太田和枝ほか編著 [2005] 『給食マネジメント論』第一出版。
(「第 I 部 第 5 章 給食経営のアウトソーシング」、「第 IV 部 第 3 章 学校給食」)
- 仙台市教育委員会 [2003] 「食に関する指導の手引 --- 杜の都発 子どもたちの健康をはぐくむ食に関する指導」
- 全国学校給食連合会 [2004] 『各県学校給食会の「公益性」の現状と今後のあるべき姿に関する調査検討報告書 調査結果の分析・解説と、「展望」(本編)』同会。
- 大都市学校給食連絡協議会 [2005] 「学校給食関係比較資料」(平成 17 年度・第 69 回協議会資料)
- 大都市学校給食連絡協議会 [2006] 「学校給食関係比較資料」(平成 18 年度・第 70 回協議会資料)
- 中井達 [2005] 『政策評価ー費用便益分析から包絡分析法までー』ミネルヴァ書房。
- 荷見武敏・根岸久子 [1993] 『学校給食を考える』日本経済評論社。
- ヘルスケア総合政策研究所 [2006] 『国民の健康と暮らしを守る 食育推進マニュアル』日本医療企画。
- 村上佳江 [2005] 「特集『横浜市役所の構造改革』《都市経営改革の実践》ー公的サービスのあり方検討 ④これからの時代に求められる学校給食のあり方」横浜市都市経営局政策課『調査季報』vol. 157、27-30 頁。
- 文部科学省 [2007] 「学校給食の徴収状況に関する調査の結果について」(2007 年 1 月 24 日)
- 文部科学省 「文部科学省給食実施状況調査 統計表一覧」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/24a/05120202.htm)
- その他、各政令市の行政資料及びホームページを参照。

【 参考資料 1 】

政令市 小学校給食事業

供給側（行政担当者）アンケート調査結果（付・アンケート調査票）

目 次

はじめに

- (1) 需要者のニーズ把握に対する姿勢（問 1-1～1-4）
- (2) 食育への取り組み（問 2-1～2-10）
- (3) 小学校給食事業の予算、経費（決算ベース）（問 3-1～3-6）
- (4) 外部委託（問 3-7～3-9、問 4-1、4-2）
- (5) 共同調理場（問 3-10）
- (6) 給食費（問 3-11、3-12）
- (7) 人員、研修（問 3-13～3-18）
- (8) 食に関する指導（問 3-19～3-23、問 4-3～4-7）
- (9) 残食率（問 3-24～3-26）
- (10) 衛生管理（問 3-27）
- (11) 食物アレルギー対策（問 3-28、3-29）
- (12) 各市の自己評価（問 4-8、4-9）

図表 目次

- 表(1) 問 1 需要者のニーズ把握に対する姿勢
- 表(2) 問 2-1 食育の定義
- 表(3) 問 2-2～2-10 食育への取り組み体制
- 表(4) 問 3-1,3-2 教育費総額、うち小学校教育費
- 表(5) 問 3-3、3-4 学校給食関係予算
- 表(6) 問 3-3、3-4、3-10 学校給食共同調理場関係予算
- 表(7) 問 3-5 小学校給食事業費の費目別内訳
- 表(8) 問 3-6 給食実施状況
- 表(9) 問 3-7、3-9 学校給食における外部委託状況
- 表(10) 問 3-8 学校給食事業の業務区分別の外部委託の有無と外部委託している
小学校数
- 表(11) 問 4-1,4-2 外部委託の効果についての認識
- 表(12) 問 3-11、3-12 標準給食費(完全給食)
- 表(13) 問 3-13～3-18 人員配置状況
- 表(14) 問 3-19～3-23 食に関する指導の実態
- 表(15) 問 4-3～4-7 食に関する指導の効果測定、評価
- 表(16) 問 3-24～3-26 残食率
- 表(17) 問 3-27～3-29 衛生管理と食物アレルギー
- 表(18) 問 4-8,4-9 小学校給食事業についての自己評価

付・供給側アンケート調査票

はじめに

供給側（行政担当者）アンケート調査結果について、(1) 需要者のニーズ把握に対する姿勢、(2) 食育への取り組み、(3) 小学校給食事業の予算、経費（決算ベース）、(4) 外部委託、(5) 共同調理場、(6) 給食費、(7) 人員、研修、(8) 食に対する指導、(9) 残食率、(10) 衛生管理、(11) 食物アレルギー対策、(12) 各市の自己評価 の項目別に述べる。

各項目では、14市の状況を紹介し、可能なものは各市の比較を行うとともに、関西の4政令市を取り出し、とくにその状況、傾向を見ることとする。

なお、調査は2007年2月16日に、14市の教育委員会事務局の学校給食担当課長あて依頼した(3月3日締切)。

(1) 需要者のニーズ把握に対する姿勢(問1-1～1-4)

各市は、給食サービスの需要者である児童や保護者のニーズを、これまでどの程度把握しようとしてきただろうか、あるいは、現在把握しようと考えているだろうか。需要者ニーズ把握の実績や姿勢を尋ねた。

まず、「これまで小学校給食事業に関して、児童や保護者に対して何らかの実態調査や聴き取り調査、意見募集（パブリックコメントを含む）などを行ったことがあるか」(問1-1)という質問に対して、行ったことがあるのは7市(札幌、仙台、横浜、名古屋、京都、堺、神戸)、行ったことがないのが7市(さいたま、川崎、静岡、大阪、広島、北九州、福岡)と、相半ばしている。

このうち行ったことがあると回答した市に対して、「それは何年度に、誰を対象者として、どのような形式で行われ、情報が得られたか」を尋ねたところ(問1-2、当該調査等の成果品として、報告書等があれば、回答に代えて提供を求めた)、その結果は **表(1)** のとおりであった。

年代の早いものから順に、札幌(平成13年度)、堺(同17年度)、仙台(同17、18年度)、横浜・神戸(同18年度)、そして名古屋が、小学校給食事業について、給食への意見や嗜好、食生活、食物アレルギー調査などに関する調査を行っている。

また、特定の調査を行ったということではないが、京都のように、「小学校給食にかかる重要事項については、保護者代表を委員長とする『京都市小学校給食検討委員会』において検討することになっており、保護者の意見を踏まえた学校給食の運営を行う制度を確立している。」とする例もある。

一方、調査を行ったことがないと回答した7市に対し、「現在、小学校給食事業について、児童や保護者を対象とした何らかの調査や意見募集の必要性を感じているか」と尋ねた(問1-3)ところ、必要性を感じているのが2市(静岡、福岡)、逆に必要性を感じていないのが3市(さいたま、大阪、北九州)、「☆未記入」が2市(川崎、広島)と、回答が分かれた。

上記のうち、必要性を感じている市に対して、「どのような点について調査や意見募集の必要があるか」を尋ねた(問1-4)ところ、

- ・静岡:「学校給食を生きた教材とするために、実態把握と子どもたちの思いを知ることは重要である。」
- ・福岡:「食育を推進していくにあたり、児童・生徒の家庭で食の実態等を把握する必要があると思う。」

等の理由が挙げられている。

なお、既に調査を行っている市であるが、この設問にも回答した神戸は、次のように回答している。

- ・神戸:「給食事業の対象者(保護者)のニーズ把握と、満足度を向上の観点、及び教育の一環としての給食との整合性を取るために必要。」

(2) 食育への取り組み(問2-1~2-10)

サービスを食育政策の観点からみた場合の各自治体における「外的環境」として、アンケートでは、各市が「食育」をどのように定義づけているかを見た上で、食育に係る政策、施策、事業の根拠づけ、推進体制として、庁内推進本部の設置、条例制定、計画策定、などについて尋ねた(問2-1)。

まずはじめに、2005年6月に成立、同年7月に施行された食育基本法では、「食育」の定義がなされていないことから、「各市が『食育』をどのように定義しているか」を尋ねた。その際、計画等で定義を明文化されているか否かを問わず、現段階で実務上用いている意味を問うものとし、回答に代えて、該当する記述を含む資料の提供も求めた。

その結果は、**表(2)**のとおりである。多くの市は食育基本法の前文2段目の文言を参考に行っていることが分かるが、横浜や大阪のように学校における食育を「食教育」あるいは「食に関する指導」としてとくに定義して取り組む例もみられる。

- ・横浜:「学校教育で取り組む食育を「食教育」と捉えている。食の知識、食体験、望ましい食習慣、食の楽しさ、食事のマナーなどを学校の活動を通して指導し、子供たちの健康な育ちを支援すること」(横浜市望ましい学校給食あり方検討委員会報告より)
- ・大阪:「学校における食育は「食に関する指導」として取り組んでいる。食に関する指導は給食時間、特別活動、関連教科、総合的な学習の時間など全教育活動で取り組んでいる。目標は生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、児童一人一人が正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができるようにすること。また、楽しい食事や給食活動を通じて、豊かな心を育成し社会性を涵養すること。」

【参考】食育基本法 前文第二段

「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものであ

る。」

次に、食育政策に取り組む体制についての一連の質問である。

食育基本法では、地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有するものとされている（第10条）。

そして、市町村については、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（市町村食育推進計画）を作成するよう努めなければならない（第18条第1項）、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる（第33条第1項）ものとされている。

食育政策に取り組む各市の体制として、①食育推進本部の設置状況、②「食育」に関する条例の制定状況、③「食育推進計画」の策定状況はどうなっているだろうか。

調査結果は、**表(3)** のようにまとめることができる。

第一に、「食育推進本部の設置状況」について尋ねた（問2-2）。

既に設置しているのは7市（仙台、さいたま、川崎、京都、大阪、神戸、福岡）、未設置が7市（札幌、横浜、静岡、名古屋、堺、広島、北九州）と二分された。

既に設置している市に対しては、その名称と設置年月日を尋ねている（問2-3）が、その回答を見ると、設置の早いものから順に、2006年の2月に大阪、3月：福岡、6月：仙台、7月：川崎、8月：神戸、11月：さいたまと続き、2007年3月に京都という順となっている。なお、さいたまは、2007年度に「市長部局 健康増進課内に食育推進係の設置を予定」している。

次に、未設置の市について、今後の食育推進本部を設置する予定や見込みを尋ねた（問2-4）。推進本部そのものではないが「推進委員会の設置」（広島）を予定している市もある。しかし、その他の市は「検討中」（札幌）、「未定」「予定なし」等であった。

第二に、「食育」に関する条例の制定の有無を尋ねた（問2-5）。

既に制定しているのは2市（仙台、福岡）のみで、残り12市は制定していない。制定している2市の条例は、「仙台市食育推進会議条例」（2006.3.17.制定）と「福岡市食育推進会議条例」（2006.3.30.制定）である（問2-6）。

未制定の12市に対して、今後、「食育」に関する条例が制定される見込みについて尋ねた（問2-7）。「食育推進会議条例を制定する」とするものが3市ある（札幌、川崎、静岡）。

「未定」「不明」が横浜、名古屋、「予定なし」とするのは京都、広島、北九州であり、「推進計画」（プラン）により推進する」としているのが、関西4市（京都、大阪、堺、神戸）である。

第三に、「食育推進計画の策定の有無」を尋ねた（問2-8）。

既に策定しているのが、2市（京都、福岡）、残りの12市は未策定である。策定している2市の計画は、「京（みやこ）・食育推進プラン」（2007年1月31日策定）、「福岡市食育推進計画」（2007

年3月策定)となっている(問2-9)。

未策定の12市に、今後、食育推進計画を策定する予定、見込みを尋ねた(問2-10)。2006年度末に策定を予定しているのが1市(仙台)、2007年度に策定を予定しているのが7市(さいたま、川崎、静岡、名古屋、大阪、堺、広島)となっている。

(3) 小学校給食事業の予算、経費(決算ベース)(問3-1~3-6)

次に、平成17年度決算を基準として、「小学校給食事業の予算、経費」について尋ねた。基本資料とした「大都市学校給食連絡協議会」の「給食関係比較資料」(以下「協議会資料」という)の該当の設問・回答欄について、各市に対し時点修正を依頼し、その結果を、**表(4)**~**表(8)**に取りまとめた。

第一に、各市の「教育費総額」(問3-1)と、そのうち小学校に係る教育費(問3-2)については**表(4)**のとおりである。小学校に係る教育費が教育費総額に占める割合は10%台から30%台と、市によってかなりの開きがある。

第二に、「学校給食関係予算」については、「協議会資料」の「A 教育委員会関係 1 平成18年度 学校給食関係予算」の個表(1-8頁)について時点修正を求める(問3-3)とともに、このうち、「小学校給食関係予算」(問3-4)についても、小学校分をカッコ書きで(内数)として回答を求めたところ、その結果は、**表(5)**のとおりである。

学校給食関係予算のうち小学校分については、「算定不能」または「不明」と回答した市が多い中、計算の上回答をいただいた4市(仙台、静岡、京都、福岡)について見ると、小学校分が総額に占める割合は、①福岡:83.7%、②仙台:75.4%、③静岡:68.0%、④京都:40.8%の順となっている。

次に、同じく「2 平成18年度 学校給食共同調理場関係予算」(9-11頁)について時点修正を求めた。全校において単独調理をしている市も多く、ここでは、共同調理を導入している市が対象となるが、結果は**表(6)**のとおりである。

学校給食共同調理場関係予算のうち小学校分についても、「不明」と回答した市が多く、回答を得た2市(仙台、静岡)について見ると、小学校分が総額に占める割合は、①静岡:68.4%、②仙台:50.6%となっている。

第三に、「小学校給食事業費」(平成17年度決算ベース)を大きく括った費目別に回答を求めた(保護者負担分を除く。)(問3-5)。その結果は**表(7)**のとおりである。

この設問に対する回答は、一つには「問3-4で小学校給食事業のみの回答が困難としたため費目別の回答もできない」とするもの、二つには、本設問のうち「①人件費について県費負担職員分が不明」とするものが少なくなく、14市を同じ条件で比較する数値が得られなかった。

そうした中で、小中学校の(市によっては養護学校も)合算された予算について、生徒総数に小学校生徒数の占める割合で按分したり、県費負担職員については、同じく総職員数に占めるその職員数の割合で按分するなど、計算過程を工夫して数値を回答されたのが仙台、堺、神戸、広島、北九州、福岡の6市である。

それを見ると、人件費のうち、①直接雇用分 と②外部委託費のうち人件費相当分 について、①の直接雇用分が①・②の合計額に占める割合を見ると、堺以外の5市は95～98%を占めるが、堺は36%と格段に低くなっており、外部委託化がきわめて進んでいることがうかがえる。

第四に、「給食実施状況」について、「協議会資料」の「A 教育委員会関係 3 平成18年度給食実施状況」(12-14 頁)の一覧表について、平成 17 年度実施ベースで時点修正を求めた(問 3-6)ところ、その結果は **表(8)** のとおりとなっている。

川崎市を除く13市の回答を得たが、完全給食実施率は大阪を除く全市が100%を達成している。

(4) 外部委託(問 3-7～3-9、問 4-1、4-2)

次に、小学校給食事業の外部委託状況を尋ねた。

第一に、「学校給食における外部委託状況」について、「協議会資料」の「A 教育委員会関係 3 平成18年度 給食実施状況 イ 学校給食における外部委託状況」(15-21 頁)の一覧表について、平成 17 年度決算ベースで時点修正を求める(問 3-7)とともに、新たに小学校給食事業を委託している小学校の委託費総額を尋ねた(問 3-9)ところ、その結果は**表(9)**である。

問 3-9 については、「算定できない」や「—」などの回答が4市に上った。

第二に、「給食事業を外部委託している小学校について、給食事業の実施プロセスに沿って分けた業務区分別に、外部委託の有無と外部委託している小学校数」を尋ねた(問 3-8)ところ、その結果は、**表(10)**のとおりであり、11 市の回答を得た。

外部委託が多い業務は、①「調理業務」、「食器具の洗浄・消毒・保管業務」(ともに 10 市)、②「配缶業務」、「清掃・日常(定期)点検業務」(ともに 9 市)等である。

また、外部委託業務が多い市は、①川崎、神戸(各 9 業務)、②札幌、仙台、広島(各 8 業務)等が給食事業の全プロセスにわたり委託していることがうかがえる。

第三に、「外部委託の効果についてどのように認識しているか」について尋ねた(問 4-1)ところ、8 市から回答が寄せられた(残りの 6 市は外部委託をしていない名古屋と、「☆未記入」が 5 市)。

その結果は、**表(11)** のとおりであり、委託による直接的な効果として、経費の削減とその結果得られた財源の再配分、委託先事業者のノウハウの活用などが挙げられているが、間接的あるいは派生的な効果として、雇用促進や地域経済の活性化を挙げる市も見られる。

- ・札幌：「費用効果」
- ・横浜：「給食室から教室までの運搬によるゆとりある給食の実現、学校ニーズに応じた献立内容の充実など、より豊かな給食に向けた取り組みが可能であり、これからの望ましい学校給食の推進に向けた調理業務の改善・向上のためにも利点が多い。」
- ・静岡：「経費の削減」
- ・堺：「人件費の圧縮、施設・設備改善費用に向けることができる。」

- ・神戸：「・経費の削減効果、・他市の情報の把握等」
- ・広島：「今後については未定」
- ・北九州：「行財政改革の一環として進めており、経費削減効果はもとより、雇用促進、地元経済の活性化にも寄与していると考えている。」
- ・福岡：「学校給食の業務についてのノウハウの蓄積がある。」

第四に、「今後さらに外部委託を進める予定の有無」を尋ねたところ(問 4-2)、予定があるとするものは6市(札幌、さいたま、川崎、横浜、静岡、北九州)、予定がないとするものは3市(京都、神戸、福岡)で、「未定」を付記した☆(未記入)は2市(堺、広島)、☆(未記入)が3市(仙台、名古屋、大阪)となっている。関西4市にあまり積極的な姿勢が見られない。

(5) 共同調理場(問 3-10)

次に、「共同調理を一部でも利用している小学校数」を尋ねたところ(問 3-10)、その結果は、**表(6)**のとおりである。7市(札幌、川崎、横浜、京都、大阪、北九州、福岡)が「0校」、6市(仙台、さいたま、静岡、堺、神戸、広島)が利用校があると回答している(名古屋は「一」と回答)。

利用校があると回答した6市について、利用校数が小学校総数に占める割合を見たところ、①静岡:71.8%、②仙台:42.4%、③さいたま:17.0%の順となっている。

(6) 給食費(問 3-11、3-12)

次に、給食費について尋ねた。

第一に、各市の「標準給食費(完全給食)」について、「協議会資料」の「A 教育委員会関係 5 標準給食費(完全給食)」(25-26 頁)の一覧表の時点修正を求めたところ(問 3-11)、その結果は**表(12)**のとおりである。

最低の札幌:3,350 円から最高の仙台:4,000 円まで月間 650 円の開きがある。

回答のあった12市の平均は3,614円となっており、全国平均(3,952円)³⁵を下回っている。

第二に、「保護者は現在の給食費に負担感を感じていると思うか」と、各市の認識を尋ねた(問 3-12)ところ、思う(「はい」と回答したのは0市、思わない(「いいえ」と回答したのは8市(札幌、仙台、さいたま、川崎、名古屋、広島、北九州、福岡)となっている。

名古屋、福岡は、「思わない」理由を次のように付記している。

- ・名古屋：「全国平均 3,900 円/月(小学校)と比べても低額なため」(筆者注：名古屋は現在 3,500 円/月)
- ・福岡：「全国の平均よりも低い基準である (H16)。収納率についても特に悪くない。」

³⁵ 文部科学省・学校給食費調査(平成 17 年 5 月 1 日現在)によれば、小学校高学年の場合、給食回数は 188 回、給食費月額額は 3,952 円。前年と比べ 13 円の増となっている。

また、「その他」と回答した市に具体的な記述を求めたところ、次のとおりであった。

「その他」:6市(横浜、静岡、京都、大阪、堺、神戸)

- ・横浜:「具体的な声を聞いていない。各家庭の状況によるところが大きい。」
- ・静岡:「把握していない」
- ・京都:「学校給食費については保護者代表を委員長とする「京都市小学校給食検討委員会」での検討を踏まえており、保護者のご理解のもと金額設定している。なお、本市1食単価は約223円であり、指定都市平均約220円と同程度である。」
- ・大阪:「把握していない」
- ・堺:「意識調査等を行っていないので、把握していません。」
- ・神戸:「就学援助基準に線上の保護者は負担に感じていると思われる」

(7) 人員、研修(問3-13~3-18)

次に、人員、研修について尋ねた(問3-13~問3-18)ところ、その結果は表(13)のとおりである。

第一に、「小学校給食事業に係る職員数」について、「協議会資料」の「A 教育委員会関係 7 栄養士の配置状況」(29-30頁)及び「8 給食調理員の配置基準及び配置人員」(31-41頁)の一覧表を前提に、正規職員と非正規職員の別により集計した職員数を尋ねた(問3-13)。

栄養教職員は、14市全体では1,185人、うち正規職員は1,096人(92.5%)、非正規職員は89人(7.5%)である。

また、給食調理員は、14市全体では7,617人、うち正規職員は5,695人(74.8%)、非正規職員は1,922人(25.2%)を占める。

第二に、「給食調理員への退職者の再雇用の有無」について尋ねた(問3-14)ところ、「有る」と回答したのは13市(仙台以外の全市)で、「無い」と回答したのが1市(仙台)となっている。

「有る」と回答した13市に、「小学校給食調理員のうち再雇用職員数」を尋ねた(問3-15)ところ、11市から回答を得た。このうち、「(センターを含まない)」としている静岡を除いた10市について、これらの再雇用職員数が各市の給食調理員総数に占める割合を見ると、①堺:10.8%、②さいたま:6.8%、③名古屋:5.2%、④札幌:5.0%、⑤川崎:4.9%、⑥神戸:4.8%、⑦京都:4.7%、⑧大阪:4.4%、⑨北九州:3.5%、⑩福岡:1.1%の順となっており、堺の高比率が目される。

また、「小学校の給食調理員に対する講習会の1年あたりの日数」について尋ねた(問3-16)ところ、14市すべてから回答を得た。最多は京都:17日で最少は静岡:1日、名古屋:1日となっている。³⁶

第三に、「小学校のうち学校栄養職員及び栄養教諭が配置されている小学校数」を尋ねた

³⁶ ただし、名古屋は「全員が対象のもののみ計上」としている。

(問 3-17)ところ、まず学校栄養職員については 14 市すべてから回答を得た。各市の小学校総数に占める割合を比較したところ、①さいたま:86.0%、②札幌:60.9%、③川崎:59.6%、④横浜:55.2%、⑤仙台:53.1%、⑥堺:52.6%、⑦大阪:46.0%、⑧名古屋:44.6%、⑨神戸:43.2%、⑩広島:42.1%、⑪北九州:35.1%、⑫福岡:33.3%、⑬京都:23.8%、⑭静岡:18.8% の順となっており、さいたまの高比率が目される。

次いで栄養教諭については、13 市の回答を得たが、京都の 25 名が最多で、他市は、3 名が 1 市(大阪)、1 名が 5 市(仙台、名古屋、堺、北九州、福岡)、0 名が 6 市(札幌、川崎、横浜、静岡、神戸、広島)となっている。

また、「学校栄養職員及び栄養教諭に対する講習会の1年あたりの日数」について尋ねた(問 3-18)ところ、最多は京都:23 日で、最少は名古屋:1 日となっている。³⁷

(8) 食に関する指導(問 3-19~3-23、問 4-3~4-7)

次に、「食に関する指導」の取り組み状況について尋ねた(問 3-19~3-23)。また、「食に関する指導」の内容について、児童の理解度や教育効果の測定、評価をした経験の有無について尋ねた(問 4-3~4-7)。その結果は表(14)のとおりである。

第一に、「給食指導の実態」について記した「協議会資料」の「A 教育委員会関係 13 給食指導の実態」(61-65 頁)の一覧表を前提に、「給食の時間に『食に関する指導』を行った回数」について、同表に掲げる学校栄養職員の研究組織等で把握しているか否かを尋ねた(問 3-19)ところ、13 市の回答を得た。

その結果は、名古屋のように実施校数を「(84 校)」と挙げたり、京都:「給食時間に常時行っています」、福岡:「適時指導しているので、実数は把握していません」などの回答例もあるが、全市とも「指導回数」を個別には把握していない。指導の実施は各学校に任されており、市は全体像の把握にまで至っていない。

第二に、「給食において使用した農産物のうち、地場産物を利用した割合(年 2 回調査期間の平均値)」について尋ねた(問 3-20)ところ、11 市から回答を得た。百分比による回答(および百分比に換算可能な回答は換算。)のあった 8 市についてみると、値の高い順に ①札幌:71%、②仙台:28.9%、③さいたま:21%、④福岡(野菜類・市産):14.1%、⑤広島:14%、⑥京都:10%、⑦横浜:4.7%、⑧福岡(米・市産):3.0% の順となっている。札幌が飛びぬけて高いが、「地場」の地理的範囲、「地場産物」の定義が厳密に共通とはいえないことから、単純な比較は困難であり、傾向を把握するに留まる。

第三に、「小学校において、当該市が所在する地域(概ね道府県の範囲)で捉えた「郷土料理」を給食へ採用しているか」について尋ねた(問 3-21)ところ、川崎を除く 13 市が採用していた。

³⁷ 同上。

採用していた 13 市に対し、使用した郷土料理について具体的に記述を求めた(問 3-22)ところ、①札幌：「ジンギスカン、石狩汁、鮭のチャンチャン焼き」、②仙台：「おくずかけ、仙台雑煮、ずんだもち、はっと汁など」、③さいたま：「かて飯」、④横浜：「けんちん汁(神奈川県鎌倉市建長寺が発祥といわれている)」、⑤静岡：「静岡おでん、駿河汁」、⑥名古屋：「みそ煮込みきしめん、エビフライ、ういろう」、⑦京都：「京のおぼんざい(おから、ひじき豆、ひじきの煮つけ、切り干し大根の煮つけ、にしんなす、なまぶしとふきの煮付け、高野豆腐と野菜のたきあわせ、はもの蒲焼風、若竹汁、ずいきのくずひき、とうがんのくずひき等)、⑧大阪：「なにわうどん」、⑨堺：「きつねうどん、信太うどん、お好み焼き等」、⑩神戸：「たこめし、かすじり」、⑪広島：「お好みあげ、たこめし、もぶりごはん、あなごめし」、⑫北九州：「いわしのぬかみそ炊き、筑前煮、だぶ、かなぎごはん」、⑬福岡：「儀助煮(ぎすけに)、だぶ、筑前煮」などが挙げられた。京都の多彩さが際立っている。

なお、各市の小学校で給食の時間に取り組まれている「食に関する指導」や「食育」の具体的な内容が分かる資料(例えば、国、道府県レベルで給食事業について表彰を受けた小学校の報告書等)の情報提供を求めた(問 3-24)ところ、札幌：『さっぽろ学校給食フードリサイクル』、横浜：『宮谷小学校研究紀要』、京都：『平成 18 年度 コミュニティスクール・食育研究発表会』(京都市立新町小学校)ほか、福岡：『平成 17 年度 福岡市学校栄養職員研修会 食に関する指導実践事例集』の提供を得た。

さらに、食に関する指導の効果測定、評価について尋ねた(問 4-3～問 4-7) ところ、その結果は、**集計表(15)** のとおりである。

第一に小学校の給食時に行った「食に関する指導」の内容について、児童の理解度や教育効果の測定、評価を行ったことの有無を尋ねた(問 4-3)ところ、「1. 教育委員会の本課・室として、測定、評価したことがある。」：0 市、「2. 市立小学校の中で、学校として測定、評価したところがある。」：6 市(札幌、京都、大阪、堺、北九州、福岡)、「3. 教育委員会、小学校ともに、測定、評価したことがない。」：8 市(仙台、さいたま、川崎、横浜、静岡、名古屋、神戸、広島)と分かれた。

第二に、上記のうち「1. 教育委員会の本課・室として、測定、評価したことがある。」または「2. 市立小学校の中で、学校として測定、評価したところがある。」と回答した市に対して、その測定や評価の方法を尋ねた(回答に代えて、該当資料の提供可)(問 4-4)。その結果は次のとおりである。

- ・札幌：「指導の効果を残食量の推移や児童の感想をもとに評価を行っている。(「さっぽろ学校給食フードリサイクル実施校報告会」平成 19 年 2 月 5 日)」
- ・京都：「食に関する指導も、他の学習と同様に、国立教育研究所が作成した評価基準に基づいた評価を 1 時間につき 1 観点で行うようにしている。学習指導案にも明記している。」
- ・大阪：「アンケート調査等」

- ・堺：「指導前・指導後のアンケート調査や、残食率の減少、児童の意識向上等」
- ・北九州：「アンケートなど」
- ・福岡：「指導後に、児童へわかったことや感想などを書かせるプリント等で行っている。」

また、これらの市に対して「理解度・教育効果の測定、評価についての意見、感想など」を尋ねた(問 4-5)ところ、2 市から次のような回答を得た。

- ・京都：「C(努力を要する状況)と判断された子どもに対して、一時間一時間の授業の中で、適切な支援を行うことができる。毎時の評価は、子どもの学力を確実に身につけるために有効である。」
- ・福岡：「今後、全市的に食に関する指導を推進していくうえで、指導する内容が適切かを判断するために測定、評価は必要であると考えている。」

となった。

第三に、問 4-3 で「3. 教育委員会、小学校ともに、測定、評価したことがない。」³⁸ と回答した市に対して、「理解度・教育効果の測定、評価をしていない理由」を尋ねた(問 4-6)ところ、6 市から次のような回答を得た。

- ・川崎：「食に関する指導の授業を行った場合は、児童の理解度は評価を行っている。栄養職員が行った場合は、教員による評価を行っている学校もある。」
- ・横浜：「評価基準がないため。(取組の大枠を教育委員会で示し、そのうえで学校ごとの取組みや市全体の取組を評価する規準を決める必要がある)」
- ・静岡：「評価以前の栄養士の研鑽、教材研究の必要性を感じている。」
- ・名古屋：「楽しくおいしく残さずに給食を食べることを主眼としており、評価することを考えていないため。」
- ・神戸：「給食時の食指導は時間的にも困難なため、教科や学級活動の時間等での食指導が中心になるため」
- ・広島：「給食時間のみの指導の評価は行っていない。」

また、これらの市に対して、「今後、理解度・教育効果の測定、評価の必要性の認識の有無」を尋ねた(問 4-7)ところ、9 市(札幌、仙台、横浜、静岡、名古屋、京都、大阪、広島、福岡)が「必要性あり」とし、2 市(さいたま、神戸)が「必要性なし」としている。神戸は問 4-6 での回答(「給食時の食指導は時間的にも困難」)が前提となっているためであろうが、「給食時のみの食指導の効果の測定は必要ないと思われる。」と付言している。

なお、3 市(川崎、堺、北九州)は「☆(未記入)」であった。

³⁸ アンケート調査票の問 4-6 の「(次の問 4-6 と問 4-7 は、問 4-3 で「2.いいえ」と・・・)の「2.いいえ」は、本文のように「3.教育委員会、小学校ともに、測定、評価したことがない。」に訂正する。

(9) 残食率(問 3-24～3-26)

次に、「残食率」について尋ねた(問 3-24～問 3-26)ところ、その結果は、**表(16)** のとおりである。

第一に、各市における「残食率の定義」を尋ねた(問 3-24)結果を見ると、文部科学省が都道府県教育委員会を通じて報告を求める「学校給食栄養報告(週報)」の報告要領に則って行われている。調査方法は、パン、米飯、牛乳、おかず(料理ごと)の献立ごとに残菜調査を実施するものとされているが、各市の回答にみられる調査の区分は、「ごはん、パン、おかずの合計」(仙台)、「各料理」(さいたま)、「主食、主菜、副菜、飲み物等に分けて」(川崎)、「米飯、パン、副食ごとに」(神戸)などとなっている。

第二に、「残食率の算出方法」について尋ねた(問 3-25)ところ、基本的な算出式は共通であるが、測定の時期、方法は、「小学校 40 校、中学校 20 校を抽出し、連続した 5 日間の残食量(料理ごとの一人当たり供給量、残食量、残食率)を計算してもらおう。」(札幌)³⁹ など、各市によって違いがある。なお、前掲の「週報」では、調査対象や調査期間について原則によりがたい場合に、都道府県教育委員会の給食担当課等と協議の上、決定されることになっている。⁴⁰

第三に、各市の「小学校給食における残食率」を尋ねた(問 3-26)ところ、「全市調査なし」とした大阪以外の 13 市から回答を得た。これら 13 市の回答について、値の高いものから順に並べると、①神戸(米飯)：14%、②仙台：13.2%、③札幌：12.2%、④横浜(白米のみ)：12%、⑤堺：12%、⑥神戸(パン)：11%、⑦静岡：9.6%、⑧さいたま(1 月平均)：7.5%、⑨北九州(パン)：7.1%、⑩北九州(米飯)：5.8%、⑪川崎：5.6%、⑫北九州(おかず)：5.4%、⑬福岡：5.0%、⑭広島：3.6%、⑮北九州(牛乳)：3.3%、⑯京都：2.6% となっている。

(10) 衛生管理(問 3-27)

次に、衛生管理と食物アレルギーについて尋ねたところ、その結果は、**表(17)** のとおりである。

小学校給食で行われている衛生管理の内容が分かる資料の情報提供を求めた(問 3-27)ところ、札幌：『札幌市学校給食衛生管理マニュアル』、仙台：『単独調理校 学校給食作業の手引き』、横浜：『横浜市学校給食安全衛生管理総合マニュアル』、静岡：『衛生マニュアル』、京都：『衛生管理研修資料』、神戸：『給食室の衛生について』(平成 17 年 5 月改訂)、北九州：『学校給食調理の手引き(市 HP に掲載)』、福岡：『学校給食調理業務の衛生管理・安全管理の手引き』等の提供を得た。

³⁹ 「札幌市学校給食栄養報告(週報)について」も参照。同資料では、小中学校あわせて、報告対象校は 60 校(調理校 30 校、子学校 30 校)、報告対象学年：小学校 3,4 年生、中学校 2 年生とされている。

⁴⁰ 学校給食栄養報告(週報)作成上の留意事項等については、神戸市から教示いただいた。

(11) 食物アレルギー対策(問 3-28、3-29)

食物アレルギー対策についてはどうか。

第一に、「小学校給食で、食物アレルギー児に対して行っている対応」について尋ねた(問 3-28)ところ、14市から回答を得た。うち4市(札幌、横浜、静岡、広島)に複数回答が見られた。これは、「対象施設・学校の種類」、「モデル事業と一般事業」などについてそれぞれ別途回答しているためである。

各市の回答は次のとおりである。

- ・「1. 食物アレルギー児にはそのアレルギーの内容に応じて除去食を作るなどの個別対応をしており、除去食を作る施設や専門の学校栄養職員・調理員を配置している。」：1市(広島・モデル事業)、
- ・「2. 除去食を作る施設や専門の学校栄養職員・調理員の配置まではしていないが、食物アレルギー児にはそのアレルギーの内容に応じて除去食を作るなどの個別対応をしている。」：4市(仙台、横浜、大阪、北九州)、
- ・「3. 全児童向けの給食で、アレルゲン食品を可能な限り除去している。」：1市(横浜)
- ・「4. 小学校ごとの判断で、給食からアレルゲン食品を可能な限り除去している(対応するかどうかを各小学校の判断にまかせている)。」：7市(札幌、川崎、横浜、静岡(単独調理場)、名古屋、神戸、広島)
- ・「5. とくに対応していない。」：2市(京都、堺)、
- ・「6. その他(具体的に)：4市(札幌、さいたま、静岡(センター配食校)、福岡)

このうち、「6.その他」と回答した市の具体的な回答を見ると、札幌：「牛乳アレルギーの児童には牛乳を中止し、返金している。」、さいたま：「各学校ごとの対応のため、詳細については把握しておりません。」、静岡：「詳細献立表によるアレルゲン食品の提示(センター配食校)」、福岡：「全市統一した取り組みとして、調理最終段階で加える卵(かき玉汁など)とマヨネーズ(サラダなど)を除去した献立を提供している。」となっている。

第二に、「アレルギー対応の手引きの作成の有無」を尋ねた(問 3-29)ところ、14市から回答を得た。6市(仙台、横浜、京都、広島、北九州、福岡)が作成しており、8市(札幌、さいたま、川崎、静岡、名古屋、大阪、堺、神戸)は作成していない。

(12) 各市の自己評価(問 4-8、4-9)

アンケートでは最後に、各市に対して、「小学校給食事業についての他市と比較した場合の自己評価」を自由記述で尋ねている(問 4-8、4-9)。

その結果は、**表(18)**のとおりである。

以下、本研究の趣旨に照らして、回答内容について、それが「給食事業全体」に関わるものか、そのうち特に「食育関連」のものかによって分け、前者に○、後者に△の記号を付して紹介する。

第一に、「他の団体に比べて実績が上がっていると思われる点や優れていると考えられる点」(問 4-8)について、8 市の回答を得た。

- ・札幌：○『楽しさとゆとりのある給食推進事業』における強化磁器食器の整備、多目的教室を活用したランチルームの整備等の食事環境改善。」
 - △「料理レシピの整備等、献立内容の充実、手引きの作成など食に関する指導の充実。」
 - △『札幌フードリサイクル』を活用した食育、環境教育の推進」
- ・仙台：△「・単独調理校への栄養教諭、学校栄養職員の全校配置」
 - 「・学校給食費の徴収に係る法的措置」
- ・横浜：○「・財）横浜市学校給食会による給食使用物資発注システム、会計システムがデータベース化されており、学校からの発注量、業者への注文、支払等がオンライン化されている（事務作業軽減）」
 - △「・献立作成業務が基準献立中心となり、複雑にならない。そのため、各校にいる栄養職は食に関する指導に力が注げている（研究会組織がしっかりしている。）」
- ・静岡：○「長期展望に立った施設設備計画（総合計画）」
 - △「教育委員会だけでなく、市全体としての食育計画策定予定」
- ・京都：△「地産地消（知産知消）推進プロジェクト会議」の提言を受け、「地産地消」を教育活動として捉え、食材の生産の様子を知り、消費のされ方を知ることで、生産者等すべての人に感謝する気持ちを育む京都市独自の取組をすすめている。献立で使用した京野菜の生産の様子を紹介する資料を作成し、食指導に活用している。また、平成 19 年度からは「日本型食生活」を効果的に推進するとともに、伝統ある京都の食文化を次代に継承し、箸の使い方等適切な食事マナーを伝えるため、米飯給食を政令指定都市最多の週 4 回実施することになっている、これに加え、これまでから実施している麦ごはんの回数を週 2 回に増やし、子どもたちが伝統的な食文化に数多く触れるため、食物繊維に富む胚芽米ごはんや玄米ごはんを実施する等、米飯給食の多様化を図ることとしている。」
- ・広島：○「完全給食の実施率は 100%である。」
 - 「米飯の実施回数は週 3 回で全国平均より上回っている。」
- ・北九州：○「・食物アレルギー対応」
 - 「・調理業務の民間委託」
- ・福岡：○「限られた施設設備で、調理最終段階での卵とマヨネーズの除去食を開始したことは評価できると思う。」

第二に、「あまり実績、成果が挙がっていない点など、今後の改善課題として考えている点」(問 4-9)について、6 市の回答を得た。

- ・札幌：今後の改善課題：
 - △「養教諭制度導入に伴い栄養教諭の専門性を活用し、学校教育における食に関する指導の充実を図る
 - 「食物アレルギー児童の対応について、手引き等を作成し、共通理解を図る。
 - 「給食用物資の供給体制システムの再構築を図る」
- ・仙台：△「・残食の低減（残食を減らす指導の工夫（手引）の活用）」
 - 「・より実効性のある学校給食費の滞納対策」
- ・横浜：○「・市全体が大きいため、小学校数も多く、給食施設改善などが予算配当削減のため長期間の改修計画となり、その間のメンテナンスも含め、対応がきびしい。」
 - 「・市内産野菜の使用に取り組んでいるが、活用割合は低く今後、それをどのように高めていくか。」
 - △「・栄養教諭の採用が 19 年度 1 名あるが、今後の任用（任用替）について不安。県の動行(マ)をみていく（現役栄養士がどれだけ替われるか）」
- ・静岡：○「単独調理校における施設の老きゅう化(マ)による調理員への負担増（人員確保も含む）」
 - △「・食育実施における環境整備」
- ・神戸：○「食物アレルギー児童への対応」
- ・福岡：○「物資調達方法のシステムなど、全体的な仕組みが大きく変わっていないので、新しいニーズへの柔軟な対応が難しい。」

表(1) 需要者のニーズ把握に対する姿勢

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票		政令市 担当者向け							
		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市	
		回答欄							
問1-1	貴市ではこれまでに小学校給食事業に関して、児童や保護者に対して何らかの実態調査や聞き取り調査、意見募集(パブリックコメントを含む)などを行ったことがありますか。								
	1. はい	1.	<input type="checkbox"/>	1	1	0	0	1	0
	2. いいえ	2.	<input type="checkbox"/>	0	0	1	1	0	1
(問1で「1.はい」と回答された方にお尋ねします。)									
問1-2	それは何年度に、誰を対象として、どのような形式で行われ、情報が得られましたか。具体的にお聞かせください。(その調査等の成果品として、報告書等がございましたら、ご回答に代えてご提供いただければ有難く存じます。) 【自由記述】 (①年度、②対象者、③形式(調査名など)、④得られた情報、⑤その他、の順にご回答ください。)								
		①平成13年度	①平成17,18年度	☆	☆	①18年度	☆		
		②児童・生食用、保護者用	②5年生	☆	☆	②小学校	☆		
		③児童・生食用:「給食などについてのアンケート」、保護者用:「お子さんの食生活の健康に関するアンケート調査」別添1	③給食に対するアンケート調査	☆	☆	③食物アレルギー状況調査	☆		
		④アンケート及び報告書	④児童の給食への思いや嗜好	☆	☆	④実態とそれに対する状況(☆)	☆		
		☆	⑤④を献立立案にも生かすことができている	☆	☆	☆			
(問1で「2.いいえ」と回答された方にお尋ねします。)									
問1-3	現在、小学校給食事業について、児童や保護者を対象とした何らかの調査や意見募集の必要性を感じておられますか。								
	1. はい	1.	<input type="checkbox"/>	☆	☆	0	☆	☆	1
	2. いいえ	2.	<input type="checkbox"/>	☆	☆	1	☆	0	0
問1-4	問1-3へのご回答について、そのように考える理由をお聞かせください。「はい」と回答された方は、どのような点について調査や意見募集の必要があるかをお聞かせください。【自由記述】								
		☆	☆	☆	☆	☆	☆		
							学校給食を生き残るための、実態把握と子どもたちの思いを知る事は重要である。		

(凡例) 1.「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2.「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1=「はい」、0=「いいえ」を表す。

表(1) 需要者のニーズ把握に対する姿勢(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

1	1	0	1	1	0	0	0
0	0	1	0	0	1	1	1

①毎年度		☆	①平成17年度	①同封冊子のとおり →平成18年8月	☆	☆	☆
②児童、保護者		☆	②幼稚園(5歳児)、小学校低学年(2年生)、中学年(4年生)、高学年(6年生)、中学校1年生	②同封冊子のとおり →児童・保護者向け	☆	☆	☆
③アンケート形式		☆	③食生活に関する調査	③「食生活と学校給食に関する調査」 同封冊子のとおり	☆	☆	☆
④現在の給食や新献立に対する評価		☆	④別紙添付	同封冊子のとおり	☆	☆	☆
☆	⑤小学校給食にかかる重要事項については、保護者代表を委員長とする「京都市小学校給食検討委員会」において検討することとなり、保護者の意見を踏まえた学校給食の運営を行う制度を確立している。	☆	☆	同封冊子のとおり		☆	☆

0	☆	0	0	1	☆	0	1
1	☆	1	1	0	☆	1	0

現在のところ、現状の方法で充分と考えているため。	☆	☆	☆	給食事業の対象者(保護者)のニーズ把握と、満足度を向上の観点、及び教育の環境としての給食との整合性をとるために必要。	☆	小学校給食の実施については、父母教師会の代表者等からなる学校給食審議会において、学校給食の企画・運営や普及・発展に関する意見をいただいているため。	食育を推進していくにあたり、児童・生徒の家庭で食の実態等を把握する必要があると思う。
--------------------------	---	---	---	--	---	---	--

表(2) 問 2-1 食育の定義

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票 政令市 担当者向け		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市
		回答欄						
問2-1	食育基本法では「食育」の定義がなされていませんが、貴市では「食育」をどのように定義されていますか。(計画等で定義を明確文化されているか否かを問わず、現段階で実務上用いられる意味をお聞かせください。ご回答に代えて、該当する記述を含む資料をご提供いただいても結構です。) 【自由記述】	食育とは、さまざまな食生活の経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力をつけ、健全な食生活を実践できる人を育てることです。 (札幌市食生活指針ガイド)	さまざまな経験を通じて「食に関する知識」と「食を選択する力」を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること 別添2-1参照		国民一人一人が、生涯を通じて健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組み。	☆	学校教育で取り組む食育を「食教育」としている。食の知識、食体験、望ましい食習慣、食の楽しさ、食事のマナーなどを学校の活動を通して指導し、子どもたちの健康な育ちを支援すること(横浜市望ましい学校給食あり方検討委員会報告より)	次世代を担う子どもたちを始めとする市民一人一人が健康に生き生きと生活できるように、家庭、地域、学校等が連携し、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための取り組み

(凡例)「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。

表(2) 問 2-1 食育の定義(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
<p>(食育基本法)の前文2段落目に定義されていると思います。 一該当部分:子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。</p>	<p>「食育」は食品の安全性を確保した上で、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現し、安心な食べ物を選択する能力や望ましい食習慣を身に付けるものです。特に、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となることから、最も重要と再認識されています。</p>	<p>学校における食育は「食に関する指導」として取り組んでいる。食に関する指導は、給食時間、特別活動、関連教科、総合的な学習の時間など全教育活動で取り組んでいる。目標は、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、児童一人一人が正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができるようにすること。また、楽しい食事や給食活動を通じて、豊かな心を育成し社会性を涵養すること。</p>	<p>食育基本法の目的・基本理念をふまえ、本市でも食育推進計画を策定する予定です。</p>	<p>○食育の目標 1)食を楽しむ、 2)食を大切にする、 3)食と健康に関心をもつ</p>	<p>正式に定義したものは無い。</p>	<p>食育基本法の前文にあるように、食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであると考える。</p>	<p>別紙参照 「食育推進の基本理念と視点」</p>

(凡例)「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。

表(3) 問 2-2～2-10 食育への取り組み体制

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票		政令市 担当者向け						
		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市
問2-2 貴市では、市内に「食育推進本部」が設けられていますか。		回答欄						
1. はい		0	1	1	1	0	0	
2. いいえ		1	0	0	0	1	1	
(問2-2で「1. はい」と回答された方にお尋ねします。)								
問2-3 その推進本部の名称と設置年月日をお答えください。(ご回答に代えて、推進本部に関する資料をご提供いただいても結構です。)								
名称		☆	仙台市食育推進会議	食育推進担当者会議	平成18年度、市内委員による「食育推進検討会」を設置し、今後の食育の取組の視点と方向性等について検討をすすめてきた。	☆	☆	
設置年月日		☆	2006/6	2006/11	2006/7	☆	☆	
(問2-2で「2. いいえ」と回答された方にお尋ねします。)								
問2-4 今後、食育推進本部を設置するご予定や見込みはありますか。【自由記述】								
		検討中	☆	平成19年4月1日に市長部局健康増進課内に食育推進係が設置される予定	☆	具体的な予定は現時点ではない。食育担当課長連絡を設け、他課との情報交換を行っている。推進体制の整備についても検討中である。	☆	平成19年度に、食育推進会議を設置する予定。現在そのための準備委員会が設置されている。
問2-5 貴市では「食育」に関する条例を制定していますか								
1. はい		0	1	0	0	0	0	
2. いいえ		1	0	1	1	1	1	
(問2-5で「1. はい」と回答された方にお尋ねします。)								
問2-6 その条例の名称と制定年月日をお答えください。(ご回答に添えて、当該条例を紹介する資料などがございましたらご提供ください。)		別添2-6参照						
名称		-	仙台市食育推進会議条例	☆	☆	☆	☆	
制定年月日		-	2006/03/17	☆	☆	☆	☆	
(問2-5で「2. いいえ」と回答された方にお尋ねします。)								
問2-7 今後、「食育」に関する条例が制定される見込みについてお聞かせください。【自由記述】								
記入例：「本市が所在する〇〇県で食育についての条例が既に制定されているため、現在、本市独自で条例を新たに制定する予定はなく、市の行政計画として食育を推進していくことになる見込みである。」等。		札幌市食育推進会議条例を制定する。(2007.4.1)	☆	☆	平成19年4月に条例が制定される予定	未定	☆	平成19年度に食育推進会議条例制定(H19.2議会上程)食育推進会議設置(H19.6予定)
問2-8 貴市では「食育基本計画」を策定していますか。								
1. はい		0	0	0	0	0	0	
2. いいえ		1	1	1	1	1	1	
(問2-8で「1. はい」と回答された方にお尋ねします。)								
問2-9 その計画の名称と策定年月日をお答えください。(ご回答に添えて、当該計画を紹介する資料などがございましたらご提供ください。)								
名称		-	☆	☆	☆	☆	☆	
策定年月日		-	☆	☆	☆	☆	☆	
(問2-8で「2. いいえ」と回答された方にお尋ねします。)								
問2-10 今後、食育推進計画を策定するご予定、見込みについてお聞かせください。【自由記述】								
		(仮称)札幌市食育推進計画を策定する	平成19年3月末に策定・公表の予定	平成19年度中に策定する予定	平成19年度に「食育推進会議」を設置し、食育推進計画の作成を行う予定。	各局、各課ごとの食育に関連する事業計画はあるが、市としての食育推進計画については未定。	H20.3.策定予定	

(凡例) 1「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1＝「はい」、0＝「いいえ」を表す。

表(3) 問 2-2～2-10 食育への取り組み体制(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

0	1	1	0	1	0	0	1
1	0	0	1 各関係部署が集まり協議しています。	0	1	1	0

—	京都市民健康づくり推進会議食育推進部会(京都市食育推進協議会)	市内食育検討会議	(斜線で削除)☆	こうべ食育推進会議	☆	☆	福岡市食育推進会議
☆	2007/3/22	2006/2	(斜線で削除)☆	2006/8/31	☆	☆	2006/03/30

不明。(現在、市食育推進計画担当は、健康福祉局健康学習課になっています)	☆	☆	未定	(斜線で削除)☆	平成19年度食育推進委員会を設置予定	予定なし	☆
--------------------------------------	---	---	----	----------	--------------------	------	---

0	0	0	0	0	0	0	1
1	1	1	1	1	1	1	0

—	☆	☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	☆	☆	福岡市食育推進会議 条例
☆	☆	☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	☆	☆	2006/03/30

条例の制定見込みは不明。	本市では、条例を制定する予定はなく、平成19年1月に策定した「京(みやこ)・食育推進プラン」を推進します。	大阪市食育推進計画を策定し、推進していく見込みである。	食育基本計画を策定し、その計画に沿って食育を推進していく予定です。	兵庫県「食の安全安心と食育に関する条例」が制定されているため	なし	予定なし	☆
--------------	---	-----------------------------	-----------------------------------	--------------------------------	----	------	---

0	1	0	0	0	0	0	1
1	0	1	1	1	1	1	0

策定中です。 策定中(19.3月)

—	「京(みやこ)・食育推進プラン」	☆	(斜線で削除)☆	こうべ食育推進計画	☆	☆	福岡市食育推進計画
☆	2007/01/31	☆	(斜線で削除)☆	2007.3.	☆	☆	2007/03

平成19年度中に策定予定	☆	大阪市食育推進計画策定会議が設置され、平成20年3月までに制定される予定	平成19年度末をめどに策定する予定です。	(斜線で削除)☆	19年度策定予定	現在、検討中	☆
--------------	---	--------------------------------------	----------------------	----------	----------	--------	---

(凡例) 1「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1＝「はい」、0＝「いいえ」を表す。

表(4) 問 3-1,3-2 教育費総額、うち小学校教育費

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票	政令市 担当者向け					
	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市

(注) 以下の問3-1から問3-5までの質問については、平成17年度決算ベースの数値についてご回答ください。(なお、ご回答に添えて、該当する資料をご提供いただき、各問に対応する参照頁をお示しいただければ有難く存じます。ご回答に代えて、それらの資料のご提供をいただいても結構です。)

問3-1 貴市の教育費総額はいくらですか。

千円	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市
	30,585,899	40,334,514		37,584,746	48,247,899	87,225,421	22,218,683

問3-2 貴市の教育費総額のうち、小学校に係る教育費はいくらですか。

千円	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市
	11,493,842	8,166,116		算定できません	6,539,168	11,329,436	5,809,122

※ただし学校建設費及び正職員人件費を除く。給食センター関係は児童・生徒数による按分

(凡例) 「★」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。

表(4) 問 3-1,3-2 教育費総額、うち小学校教育費(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

86,417,449	50860439 うち翌年度繰越金 2,320,000	—	25,505,774	95,568,564	54,140,718	35,100,165	40,835
------------	-----------------------------------	---	------------	------------	------------	------------	--------

24,306,745	4,535,134	—	9,372,870	11200135 運営費のみ(建設 費は含まず)	10,680,124	12,010,799	12,051
------------	-----------	---	-----------	--------------------------------	------------	------------	--------

(凡例)「★」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。

表(5) 問3-3、3-4 学校給食関係予算

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票		政令市 担当者向け					
		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市
問3-3	貴市の学校給食関係予算はいくらですか。 (大都市学校給食連絡協議会「平成18年度 学校給食関係比較資料」の「A 教育委員会 関係 1 平成18年度 学校給食関係予算」の 個表(1-8頁)について、平成17年度決算額 に朱書き修正していただいたものをご回答く ださい。)						
1	献立作成費	☆	3,629	☆	☆	☆	8,437
2	調理員研修費	1,068	4		653	☆	452
3	衛生管理費	31,007	7,587		23,997	☆	8,794
1	巡回指導費	236	☆	☆	☆	☆	161
2	調理員衛生管理費	12,864	5,769		7,076	☆	4,059
3	食品検査費	1,350	1,818		3,765	☆	915
4	調理員被服費	16,557	☆		13,156	☆	3,586
4	光熱水費	*	*	☆	☆	☆	136,376
	一般事務費	1,172	125		100	☆	6,467
6	施設設備整備費	96,350	66,607		169,257	☆	121,902
1	機械器具購入費	17,693	46,029		17,400	☆	23,765
2	機械器具維持費	49,281	11,337		55,255	☆	6,397
3	施設建設維持費	1,918	0		76,073	☆	86,068
4	児童生徒用食器購入費	27,458	9,241		20,529	☆	5,672
7	準要保護給食費補助	961,535	236,921		327,679	☆	87,420
8	小・中学校ミルク給食費	195	☆	☆	☆	☆	0
9	定時制高校給食費	5,715	3,891	☆	☆	☆	3,806
10	給食(協)会交付金	0	☆	☆	☆	☆	0
11	給食(協)会貸付金	0	☆	☆	☆	☆	0
12	給食調理員人件費	28,101	360,581	*	☆	☆	1,878,331
13	研究指定校費	☆	☆	☆	☆	☆	0
14	給食運営用消耗品購入費	55,089	38,349		50,800	☆	41,353
15	給食費補助金	☆	☆	☆	☆	☆	0
16	給食廃棄物等処理費	11,352	9,176	☆	☆	☆	19,174
17	教職員給食教材費	☆	☆	☆	☆	☆	0
18	米飯推進事業費	☆	1	☆	☆	☆	0
19	給食指導資料作成費	☆	71	☆	☆	☆	74
20	その他	4,165,270	43,383		2,228,324	☆	495,907
	計	4,395,319	756,395		2,800,810	☆	2,808,493

問3-4	貴市の小学校給食関係予算はいくらですか。 (問3-3でご回答いただいた個表について、 小学校分をカッコ書きで(内数)としてご回答 ください。)	不明		算定不能			
1	献立作成費	☆	3,117	☆	☆	☆	5,574
2	調理員研修費	☆	4	☆	☆	☆	310
3	衛生管理費	☆	6,387	☆	☆	☆	6,019
1	巡回指導費	☆	☆	☆	☆	☆	161
2	調理員衛生管理費	☆	4,859	☆	☆	☆	2,778
3	食品検査費	☆	1,528	☆	☆	☆	627
4	調理員被服費	☆	☆	☆	☆	☆	2,455
4	光熱水費	☆	*	☆	☆	☆	93,330
5	一般事務費	☆	113	☆	☆	☆	4,426
6	施設設備整備費	☆	60,133	☆	☆	☆	83,424
1	機械器具購入費	☆	41,091	☆	☆	☆	16,264
2	機械器具維持費	☆	9,801	☆	☆	☆	4,378
3	施設建設維持費	☆	0	☆	☆	☆	58,901
4	児童生徒用食器購入費	☆	9,241	☆	☆	☆	3,882
7	準要保護給食費補助	☆	153,976	☆	☆	☆	51,093
8	小・中学校ミルク給食費	☆	☆	☆	☆	☆	0
9	定時制高校給食費	☆	3,891	☆	☆	☆	3,806
10	給食(協)会交付金	☆	☆	☆	☆	☆	0
11	給食(協)会貸付金	☆	☆	☆	☆	☆	0
12	給食調理員人件費	☆	279,050	☆	☆	☆	1,285,442
13	研究指定校費	☆	☆	☆	☆	☆	0
14	給食運営用消耗品購入費	☆	32,496	☆	☆	☆	28,301
15	給食費補助金	☆	☆	☆	☆	☆	0
16	給食廃棄物等処理費	☆	7,940	☆	☆	☆	13,122
17	教職員給食教材費	☆	☆	☆	☆	☆	0
18	米飯推進事業費	☆	1	☆	☆	☆	0
19	給食指導資料作成費	☆	71	☆	☆	☆	51
20	その他	☆	26,995	☆	☆	☆	339,376
	計	☆	570,207	☆	☆	☆	1,910,468

注)「☆」印はアンケート調査表に「未記入」、「*」は別途計上を示す

表(5) 問 3-3、3-4 学校給食関係予算(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
☆	☆	3,617	369	3,553	☆	5,503	6,042
☆	*	1,044	200	208	291	2,331	1,567
7,505	14,754	65,552	53,112	11,585	8,889	☆	38,782
☆	☆	100	43,154	☆	☆	☆	☆
4,546	12,716	54,523	☆	4,223	8,225	29,694	25,522
2,959	2,038	10,529		6,265	198	664	3,200
*	*	☆		3,693	7,164	☆	25,736
51,041	*	☆	☆	*	☆	*	134,012
1,796	*	1,838	1,493	27,706	☆	*	23,569
56,576	111,934	63,431	67,168	*	50,118	☆	182,574
22,936	24,907	63,431	37,380	*	26,532	89,928	116,572
5,338	50,278	☆	376	*	23,586	5,628	8,051
21,695	36,749	☆	8,926	*	☆	22,360	48,329
6,607	☆	☆	20,486	*	☆	1,855	9,622
*	*	1,613,047	☆	607,554	566,359	429,766	838,438
☆	☆	☆	☆	5,174	☆	9,626	☆
*	*	5,637	9,735	13,332	2,939	☆	☆
107,317	66,514	440,812	☆	55,000	75,038	46,400	☆
☆	95,000	☆	☆	☆	☆	☆	30,000
*	*	☆	491,987	☆	☆	*	393,417
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
34,659	12,284	☆	2,447	☆	☆	36,385	18,040
8,881	15,866	☆	☆	12,100	☆	☆	53
*	*	☆	17,048	328	25,038	3,696	33,460
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
1,894,872	30,695	☆	1,150,585	6,553	407,310	☆	101,338
2,162,647	934,063	2,194,878	1,784,439	743,103	1,135,982	712,108	1,801,262

不明	小学校分	不明	不明	不明	不明	不明	
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	5,791
☆	*	☆	☆	☆	☆	☆	1,567
☆	12,716	☆	☆	☆	☆	☆	38,664
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	12,716	☆	☆	☆	☆	☆	25,453
☆	0	☆	☆	☆	☆	☆	678
☆	*	☆	☆	☆	☆	☆	12,533
☆	*	☆	☆	☆	☆	☆	133,550
☆	*	☆	☆	☆	☆	☆	22,914
☆	111,934	☆	☆	☆	☆	☆	178,209
☆	24,907	☆	☆	☆	☆	☆	112,833
☆	50,278	☆	☆	☆	☆	☆	8,051
☆	36,749	☆	☆	☆	☆	☆	47,703
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	9,622
☆	*	☆	☆	☆	☆	☆	550,665
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	*	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	66,514	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	95,000	☆	☆	☆	☆	☆	30,000
☆	*	☆	☆	☆	☆	☆	393,417
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	0	☆	☆	☆	☆	☆	18,040
☆	0	☆	☆	☆	☆	☆	53
☆	*	☆	☆	☆	☆	☆	33,460
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	30,695	☆	☆	☆	☆	☆	101,298
☆	381,034	☆	☆	☆	☆	☆	1,507,628

注)「☆」印はアンケート調査表に「未記入」、「*」は別途計上を示す

表(6) 問3-3、3-4、3-10 学校給食共同調理場関係予算

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票	政令市 担当者向け	札幌市	仙台市	千歳市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市

問3-3 貴市の学校給食関係予算はいくらですか。千円
 (大都市学校給食連絡協議会「平成18年度学校給食関係比較資料」の「2 平成18年度学校給食共同調理場関係予算」(9-11頁)について、平成17年度決算額に未書き修正していただいたものをご回答ください。)

共同調理場運営費								
1 調理研修会費	☆	1,216,594	369,710	☆	☆	☆	☆	1,998,059
2 衛生管理費	☆	451	54	☆	☆	☆	☆	316
3 光熱水費	☆	13,314	3,210	☆	☆	☆	☆	5,133
4 一般事務費	☆	783,491	49,244	☆	☆	☆	☆	136,376
5 施設整備整備費	☆	6,774	619	☆	☆	☆	☆	6,394
6 人件費	☆	67,572	22,420	☆	☆	☆	☆	40,459
7 委託業務費	☆	212,282	69,422	☆	☆	☆	☆	1,314,832
8 備品購入費	☆	566,313	123,628	☆	☆	☆	☆	453,878
9 消耗器材費	☆	7,179	2,708	☆	☆	☆	☆	7,210
10 貸付金	☆	59,217	33,396	☆	☆	☆	☆	27,461
共同調理場建設費	☆	☆	65,000	☆	☆	☆	☆	0
1 建設費	☆	19,398	0	☆	☆	☆	☆	54,280
2 備品購入費	☆	☆	0	☆	☆	☆	☆	53,800
3 用地購入費	☆	☆	0	☆	☆	☆	☆	0
4 その他	☆	☆	0	☆	☆	☆	☆	0
その他	☆	19,388	0	☆	☆	☆	☆	480
建設費特定財源(国庫補助金)	☆	2,060,164	701	☆	☆	☆	☆	2,631
建設費特定財源(起債)	☆	☆	0	☆	☆	☆	☆	0
計	☆	☆	0	☆	☆	☆	☆	0
	☆	3,296,156	370,402	☆	☆	☆	☆	2,054,970

問3-4 貴市の小学校給食関係予算はいくらですか。
 (問3-3でご回答いただいた個表について、小学校分をカッコ書きで(内数)としてご回答ください。)

共同調理場運営費								
1 調理研修会費	☆	615,595	☆	☆	☆	☆	☆	1,367,350
2 衛生管理費	☆	228	☆	☆	☆	☆	☆	217
3 光熱水費	☆	6,736	☆	☆	☆	☆	☆	3,513
4 一般事務費	☆	143,447	☆	☆	☆	☆	☆	93,328
5 施設整備整備費	☆	3,428	☆	☆	☆	☆	☆	4,376
6 人件費	☆	34,191	☆	☆	☆	☆	☆	31,794
7 委託業務費	☆	107,415	☆	☆	☆	☆	☆	899,789
8 備品購入費	☆	286,554	☆	☆	☆	☆	☆	310,606
9 消耗器材費	☆	3,632	☆	☆	☆	☆	☆	4,934
10 貸付金	☆	29,964	☆	☆	☆	☆	☆	18,793
共同調理場建設費	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	0
1 建設費	☆	9,815	☆	☆	☆	☆	☆	37,147
2 備品購入費	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	36,818
3 用地購入費	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	0
4 その他	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	0
その他	☆	9,815	☆	☆	☆	☆	☆	329
建設費特定財源(国庫補助金)	☆	1,042,442	☆	☆	☆	☆	☆	1,800
建設費特定財源(起債)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	0
計	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	0
	☆	1,667,852	☆	☆	☆	☆	☆	1,406,294

問3-10 貴市の小学校のうち、共同調理を一部でも利用している小学校数をお聞かせください。

校	0	53	17	0	0	61
---	---	----	----	---	---	----

(凡例)「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。

表(6) 問3-3、3-4、3-10 学校給食共同調理場関係予算(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

	共同調理場なし	共同調理場なし					
79,599	☆	☆	91,755	366,459	265,856	☆	1,755,866
☆	☆	☆	0	☆	☆	☆	☆
508	☆	☆	2,031	8,969	1,614	☆	2,300
14,221	☆	☆	12,344	49,729	71,336	☆	103,536
☆	☆	☆	12,588	☆	4,323	☆	12,123
912	☆	☆	5,000	4,753	8,918	☆	31,212
15,557	☆	☆	38,428	33,304	☆	☆	16,495
48,001	☆	☆	21,363	260,652	159,559	☆	1,466,142
50	☆	☆	0	1,846	11,602	☆	67,889
350	☆	☆	0	7,486	8,504	☆	6,169
☆	☆	☆	0	☆	0	☆	50,000
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	7,726	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
79,599	☆	☆	☆	366,459	273,582	☆	1,755,866

不明	共同調理場なし	共同調理場なし	不明	不明	不明		不明
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

0	0	0	6	24	6	0	0
---	---	---	---	----	---	---	---

(凡例)「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。

表(7) 問3-5 小学校給食事業費の費目別内訳

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票	政令市 担当者向け					
	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市

問3-5 貴市の小学校給食事業費(平成17年度決算ベース)を下表のように大きく括った費目別にご回答ください(保護者負担分を除く)。

別添1

費目	金額 千円	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市
①人件費(市の直接雇用分。正規職員、非正規職員を問わない。なお、県費負担職員がある場合は外数とし、カッコ書きでお示しください。)	千円	25,581	2,283,168 (196,800) ※注記あり	258,3084 (県費は不明)	不明	()	1,285,442 (県費23人)	
うち給食調理員	千円	☆	1,777,047	2,487,842	不明	☆	1,138,960 (人数按分) A	
うち学校栄養職員(栄養士・管理栄養士。栄養教諭を含む。)	千円	☆	431,435 (196,800)	95,242	不明	0 ()	36,620 (人数按分) B	
その他	千円	☆	74,686	☆	不明	☆	109,862 ①、A、B	
②人件費(外部委託費の内人件費相当分。)	千円	2,270,214(調理業務等委託料)	1,248,17 ※注記あり	入札により委託額決定しているため算定は不能	不明	431,280	把握していない	
③設備費(給食センターなどの整備費が含まれるために、平成17年度が平年度に比べて特に高額になっている場合は、その旨、欄外に注記してください。)	千円	作成しておりません	107,771	6,545	不明	858,448	83,424 3-3-1表「6」より	
④運営費等(人件費、設備費以外の項目の合計額)	千円	作成しておりません	1,465,030	185,087	不明	3,457,346	54,1602 3-3-1表 ☆①-②	
⑤就学援助費中に含まれる給食費	千円	小学校 581,949	153,976	206,707	不明	799,655	51,093 3-3-1表「7」より	
計	千円		4,134,762 (196,800)		不明		☆	

(凡例)「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。

表(7) 問 3-5 小学校給食事業費の費目別内訳(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

※養護学校を含む
 ※推計値(決算額ではない)

小中の合計							
(斜線で削除)☆	——	(斜線で削除)☆	534,078	5,857,831	3,063,950	321,4370 (294,730)	2,950,920
(斜線で削除)☆	3,426,317 退職手当 288,376 含む	(斜線で削除)☆	534,078	4,899,936	☆	3,214,370	2,950,920
(斜線で削除)☆	府費負担のため人件費を算出できない。	(斜線で削除)☆	☆	834,665	1985 栄養士(県費含まず)	0 (294,730)	県費職員のため不明
(斜線で削除)☆	——	(斜線で削除)☆	☆	123,230	☆	0	——
(斜線で削除)☆	——	(斜線で削除)☆	947,132	185,458	77767 市学校給食会 人件費	147,160	71,307
(斜線で削除)☆	111,934	(斜線で削除)☆	18,924	14,966	191,228	367,660	178,209
(斜線で削除)☆	204,925	(斜線で削除)☆	1,174,716	813,043	1,370,515	354,800	314,030
(斜線で削除)☆	512,503	(斜線で削除)☆	374,108	597,011	☆	385,049	550,665
(斜線で削除)☆	——	(斜線で削除)☆	3,048,958	7,468,309	4,703,460	446,9039 (294,730)	4,065,131

(凡例)「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。

表(8) 問3-6 給食実施状況

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票	政令市 担当者向け					
	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市

問3-6 貴市の「給食実施状況」についてお聞かせください。
 (大都市学校給食連絡協議会「平成18年度学校給食関係比較資料」の「A 教育委員会関係 3 平成18年度 給食実施状況」(12-14頁)の一覧表について、平成17年度実施ベースで朱書き修正していただいたものをご回答ください。)

完全給食(校)	207	125	100	-	354	85
ミルク給食	0	0	0	-	0	0
捕食給食	0	0	0	-	0	0
未実施	0	0	0	-	0	0
計(校)	207	125	100	-	354	85
完全給食実施率(%)	100	100	100	-	100	100
完全給食:給食人員(人)	95,640	55,234	68,558	-	183,110	39,514
完全給食:給食回数(回)	196	171~188	180	-	187	180

(凡例)「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。

表(8) 問 3-6 給食実施状況(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

260	181	297	95	169	140	134	144
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	0	0	0	0	0
260	181	298	95	169	140	134	144
100	100	99.7	100	100	100	100	100
-	-	-	47,416	85,018	67,365	55,975	-
187	197	187	187	184	187	187	190

(凡例) 「★」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。

表(9) 問 3-7、3-9 学校給食における外部委託状況

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票	政令市 担当者向け					
	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市

回答欄

問3-7 貴市の「学校給食における外部委託状況」についてお聞かせください。
 (大都市学校給食連絡協議会「平成18年度学校給食関係比較資料」の「A 教育委員会関係 3 平成18年度 給食実施状況 イ 学校給食における外部委託状況」(15-21頁)の一覧表について、平成17年度実施ベースで朱書き修正していただいたものをご回答ください。)

委託実施の有無(有=1、無=0)	1	1	1	1	1	1
委託開始年度	H11年度	S52年度		H.16年度	H.15年度	H.15年9月から(夢科学校給食センター)
委託状況	-	-	-	-	-	①調理、洗浄を委託②デリバリー方式(弁当)
単独調理場:学校数	139	-	100 (内17校センター方式)	-	17	23
単独調理場:児童数	63,168	-	60,824	12897(食)	14,324 (契約時食数)	-
単独調理場:委託内容	調理、配膳、洗浄業務	-	小・中親子方式実施校2校については、1)調理業務2)洗浄業務	検取、調理、配缶、運搬・回収、食器具の洗浄・消毒・保管、清掃・日常点検、廃棄物の処理、長期休業中の清掃・点検の各事務	検取、調理、配缶、運搬、食器等の洗浄・消毒・保管、清掃及び日常点検、定期点検	-
共同調理場:調理場数	-	3	3	-	-	1(夢科学校給食センター)
共同調理場:児童・生徒数	-	15,062	12,504	-	-	314
共同調理場:委託内容	-	調理、洗浄業務	1)配送業務2)各学校での配膳業務(人的配置等)3)各機器保守点検・修繕等	-	-	副食の調理、食器・食缶等の洗浄業務
備考	札幌市においては単独調理校方式と親子学校方式を併用している。そのため親学校・子学校の数、児童生徒数も単独調理場の区分に含まれている		-	-	-	-

問3-9 貴市の小学校で給食事業を民間委託している小学校の委託費は市全体でどれくらいの金額ですか。

千円	2,593,203	124,817	算定できません	421,301	507,247 平成17年度	15,218
----	-----------	---------	---------	---------	-------------------	--------

(調理等、親子運搬、廃油回収、検便、食器保管庫等含む) ※給食センターの調理業務委託費用を児童数で按分した額

(凡例)「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。

表(9) 問 3-7、3-9 学校給食における外部委託状況(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

1	0	1	1	1	1	1	1
H.15年度	-	H.11年度	H.11年度	H.14年度	親子調理 H.17.1月 共同調理場 H.17.9月	H.14年度	S.48年
-	-	-	-	-	親子調理:小学校1 校 共同調理場:1校	-	-
-	-	75	75	-	親子調理:1校	17	144
-	-	38,010	38,010	-	親子調理:41	6,725	73,931
-	-	調理業務	調理業務	-	調理・配食・洗浄	調理及び食器洗 浄等	①学校給食に関する 物資の調達及び配送 ②給食材料代金収納 及び給食物資代金支 払い③給食物資の調 査・研究
1(民間調理場)	-	-	-	2	1	-	4
1,417	-	-	-	9979	2,457	-	34,195
調理(物資購入を含 む)、配送、盛付配 膳、食器洗浄、管理 システム業務など	-	-	-	調理、配缶、食器の 洗浄、消毒、保管及 び日常点検、調理 施設・設備の清掃 及び日常点検、残 菜及び厨芥の処理	調理業務を委託 (配送はすでに委 託済み)	-	①学校給食に関する 物資の調達及び配送 ②給食材料代金及び 給食物資代金支払い ③給食物資の調査・ 研究④給食の調理及 び配送⑤給食費の収 納整理事務
-	-	-	-	-	上記デリバリー方 式により、調理、 配送、洗浄業務を 委託している(8 業者からなる1組 合)	-	-

—	—	—	1,008,681	283,097 全体	2,421	147,158	99,433 H17年度実施ベ ース
				185,459→調理			
				97,638→配送			

(凡例)「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。

表(10) 問 3-8 学校給食事業の業務区分別の外部委託の有無と外部委託している小学校数

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票	政令市 担当者向け					
	札幌市	仙台市	千代田市	さいたま市	川崎市	横浜市

問3-8 問3-7でご回答いただいた給食事業を外部委託している小学校について、給食事業を実施プロセスに沿って下記のようにその業務を区分したとき、それらのどの業務を外部委託しているか、また、その学校数はいくらをお聞かせください。(外部委託されている業務について「○印」を付し、その学校数をご記入ください。(不明の箇所には「不明」とご記入ください。)

業務	小学校数	札幌市	仙台市	千代田市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市
①検収業務	校	139	☆	☆	17	23	☆	
②調理業務	校	61	28	2	17	23	6	
③配缶業務	校	139	28	☆	17	23	6	
④運搬・回収業務	校	48 (子学校数)	53	☆	17	23	0	
⑤食器具の洗浄・消毒・保管業務	校	61	28	2	17	23	6	
⑥清掃・日常(定期)点検業務	校	139	28	0	17	23	6	
⑦ボイラー運転業務	校	61	53	0	17	☆	☆	
⑧残菜回収、廃棄物の処理業務	校	☆(不明)	53	不明	17	☆	☆	
⑨長期休業中の清掃・点検業務	校	139	28	138	17	23	☆	
⑩その他(具体的に:)	校	-	☆	☆	☆	☆	☆	

※28～注記あり

業務	外部委託の有無	札幌市	仙台市	千代田市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市
①検収業務		1	-	0	1	1	0	
②調理業務		1	1	1	1	1	1	
③配缶業務		1	1	0	1	1	1	
④運搬・回収業務		1	1	0	1	1	0	
⑤食器具の洗浄・消毒・保管業務		1	1	1	1	1	1	
⑥清掃・日常(定期)点検業務		1	1	0	1	1	1	
⑦ボイラー運転業務		1	1	0	1		0	
⑧残菜回収、廃棄物の処理業務		不明	1	1	1		0	
⑨長期休業中の清掃・点検業務		1	1	1	1	1	0	
⑩その他(具体的に:)		☆	☆	☆	☆	☆	0	

(凡例) 1.「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2.「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1 = 「はい」、0 = 「いいえ」を表す

表(10) 問 3-8 学校給食事業の業務区分別の外部委託の有無と外部委託している小学校数
(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

						H17年度	
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	75	24	1	17	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	75	24	1	17	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	75	24	1	17	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	1	24	1	☆	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	75	24	1	17	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	75	24	1	17	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	☆	24	—	☆	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	75	24	1	17	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	☆	24	1	☆	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆			☆	☆	144

ただし、副食の配送は学校給食協会が「担当」(委託ではな
センター数 2

(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	1	1	1	1	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	1	1	1	1	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	1	1	1	1	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	1	1	1	0	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	1	1	1	1	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	1	1	1	1	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	0	1	0	0	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	1	1	1	1	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	0	1	1	0	0
(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	(斜線で削除)☆	0	0	☆	0	1

平成19年度よりモデル校で委託開始

(財)福岡市学校給食公社に物資の調達及び配送業務を委託

(凡例) 1「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1 = 「はい」、0 = 「いいえ」を表す

表(11) 問 4-1,4-2 外部委託の効果についての認識

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票	政令市 担当者向け					
	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市

回答欄

問4-1 貴市の小学校の給食事業の外部委託について、どのような効果が出ているとお考えですか。【自由記述】

	費用効果	☆	☆	☆	給食室から教室までの運搬によるゆとりある給食の実現、学校ニーズに応じた献立内容の充実など、より豊かな給食に向けた取り組みが可能であり、これからの望ましい学校給食の推進に向けた調理業務の改善・向上のためにも利点が多い。	経費の削減

問4-2 貴市の小学校給食事業について、今後さらに外部委託を進めるご予定がありますか。

1. はい
2. いいえ

1	☆	1	1	1	1
0	☆	0	0	0	0

表(11) 問 4-1,4-2 外部委託の効果についての認識(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

外部委託をしていない。 (斜線で削除) ☆	(斜線で削除) ☆	☆	人件費の圧縮、施設・設備改善費用に付けることができる。	経費の節減効果・他市の情報の把握等	今後については未定	行財政改革の一環として進めており、経費削減効果はもとより、雇用促進、地元経済の活性化にも寄与していると考えている。	学校給食の業務についてのノウハウの蓄積がある。
--------------------------	-----------	---	-----------------------------	-------------------	-----------	---	-------------------------

(斜線で削除) ☆	0	☆	☆	0	☆	1	0
(斜線で削除) ☆	1	☆	☆	1	☆	0	1
			未定		未定		

(凡例) 1.「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2.「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1 = 「はい」、0 = 「いいえ」を表す

表(12) 問 3-11、3-12 標準給食費(完全給食)

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票	政令市 担当者向け					
	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市

回答欄

問3-11 貴市における「標準給食費(完全給食)」をお聞かせください。
 (大都市学校給食連絡協議会「平成18年度学校給食関係比較資料」の「A 教育委員会関係 5 標準給食費(完全給食)」(25-26頁)の一覧表のとおりと理解させていただいてよろしいでしょうか。もし、修正すべき点があれば、朱書き修正していただいたものをご回答ください。)

修正ありません。	一覧表のとおりです。			修正なし	
----------	------------	--	--	------	--

基礎月額(小学校高学年)
1食単価
パン
ミルク
おかず
その他
改訂年月日
上げ幅

(円)	3,350	4,000	3,800	-	3,700	3,600
(円)	205.96	225.00	232.22	-	221.20	225.00
(円)	50.93	44.15	41.67	-	60.58	44.81
(円)	34.27	39.52	38.51	-	39.23	40.64
(円)	120.76	141.33	152.02	-	121.39	139.49
(円)	-	0.00	0.00	-	0.00	0.00
	H15.4	36.251	-	-	H10.11	38.808
	-	20円	-	-	500円	2.7%増

注)各項目の合計は必ずしも総額に一致しない

問3-12 保護者は現在の給食費に負担感を感じていると思われませんか。

1. はい
2. いいえ
3. その他(具体的にお書きください。)

0	0	0	0	0	0
1	1	1	1	0	0
0	0	0	0	1	1
-	☆	☆	☆	具体的な声を聞いていない。各家庭の状況によるところが大きい。	把握していない

(凡例) 1「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
 2「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1=「はい」、0=「いいえ」を表す

表(12) 問 3-11、3-12 標準給食費(完全給食)(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

別紙のとおり	(修正はありません)						修正なし
--------	------------	--	--	--	--	--	------

3,500	3,600	3,500	3,570	3,600	-	3,500	3,500
209.23	208.42	207.69	210.00	215.22	200.00	204.00	202.63
48.81	59.29	46.73	51.57	40.57	54.00	56.00	51.42
41.66	37.58	43.79	44.67	42.25	37.00	39.00	39.97
118.76	111.55	117.17	108.44	126.55	109.00	109.00	111.24
0.00	0.00	0.00	5.32	0.00	0.00	109.00	0.00
H12.1	-	38,078	H17.4	36,617	35,886	H12.4	36,617
-			-	400円	-	400円	

0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	1	1	1
0	1	1	1	1	0	0	0
全国平均 3900円/月(小学校)と比べても低額なため →同市は3,500円/月	学校給食費については、保護者代表を委員長とする「京都市小学校給食検討委員会」での検討を踏まえており、保護者のご理解のもと金額設定している。なお、本市1食単価は約223円であり、指定都市平均約220円と同程度である。	把握していない	意識調査等を行っていないので、把握していません。	就学援助基準に線上の保護者は負担に感じていると思われる	☆	☆	全国の平均よりも低い水準である(H16)収納率についても特に悪くなっていない。

(凡例) 1.「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2.「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1=「はい」、0=「いいえ」を表す

表(13) 問 3-13～3-18 人員配置状況

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票		政令市 担当者向け																						
		札幌市	仙台市	千歳市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市																
問3-13 貴市の小学校の給食事業に係る職員数について、下表よりご回答ください。 (大都市学校給食連絡協議会「平成18年度学校給食関係比較資料」の「A 教育委員会関係 7 栄養士の配置状況」(29-30頁)及び「8 給食調理員の配置基準及び配置人員」(31-41頁)の一覧表のとおりと理解しておりますが、正規職員と非正規職員の別により集計するとそれぞれ何人になるのかをお聞かせください。)		※3-13表から中学校等分を除く。なお、給食センター分は児童数により按分した。																						
①栄養士(栄養教諭を含む)(正規職員)	人	126	76	80	64	199	7																	
栄養士(栄養教諭を含む)(臨任・非常勤等 非正規職員)	人	☆	3	3	5	11	1																	
栄養士(栄養教諭を含む) 計	人	126	79	83	69	210	8																	
②栄養教諭(正規職員) ※①の内数がかかる場合	人	☆	1	☆	0	0	☆																	
栄養教諭(臨任・非常勤等 非正規職員)	人	☆	0	☆	0	0	☆																	
栄養教諭 計	人	☆	1	☆	0	0	☆																	
③給食調理員(正規職員)	人	377	173	333	333	☆	204																	
給食調理員(非正規職員)	人	20	343	94	17	☆	49																	
給食調理員 計	人	397	516	427	350	☆	253																	
問3-14 貴市の小学校では、給食調理員に一度退職した職員を再雇用した例がありますか。		<table border="1"> <tr> <td>1. 有る</td> <td>1. <input type="checkbox"/></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2. 無い</td> <td>2. <input type="checkbox"/></td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>						1. 有る	1. <input type="checkbox"/>	1	0	1	1	1	1	2. 無い	2. <input type="checkbox"/>	0	1	0	0	0	0	
1. 有る	1. <input type="checkbox"/>	1	0	1	1	1	1																	
2. 無い	2. <input type="checkbox"/>	0	1	0	0	0	0																	
問3-15 貴市の小学校の給食調理員のうち再雇用職員の数をお教えてください。		<table border="1"> <tr> <td>人</td> <td>20</td> <td>☆</td> <td>29</td> <td>17</td> <td></td> <td>4</td> <td>(センター含まない)</td> </tr> </table>						人	20	☆	29	17		4	(センター含まない)									
人	20	☆	29	17		4	(センター含まない)																	
問3-16 貴市の小学校の給食調理員に対する講習会の1年あたりの日数をお聞かせください。 給食調理員1人当たりの開催日数		<table border="1"> <tr> <td>日/年</td> <td>4.5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>(ほか リーダー調理員対象 1日/年、他部局異動者対象 1日/年)</p>						日/年	4.5	3	3	7	5	1										
日/年	4.5	3	3	7	5	1																		
貴市全体での開催日数		<table border="1"> <tr> <td>日/年</td> <td>6.5</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>(センター含む)</td> </tr> </table>						日/年	6.5	7	3	7	5	3	(センター含む)									
日/年	6.5	7	3	7	5	3	(センター含む)																	
問3-17 貴市の小学校のうち学校栄養職員及び栄養教諭が配置されている小学校数を、それぞれについてお聞かせください。		<table border="1"> <tr> <td>学校栄養職員</td> <td>校</td> <td>126</td> <td>69</td> <td>86</td> <td>68</td> <td>201</td> <td>16</td> <td>(センター含まない)</td> </tr> <tr> <td>栄養教諭</td> <td>校</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>☆</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>(平成17年度実績)</p>						学校栄養職員	校	126	69	86	68	201	16	(センター含まない)	栄養教諭	校	0	1	☆	0	0	0
学校栄養職員	校	126	69	86	68	201	16	(センター含まない)																
栄養教諭	校	0	1	☆	0	0	0																	
問3-18 貴市の小学校の学校栄養職員及び栄養教諭に対する講習会の1年あたりの日数を、それぞれお聞かせください。 「学校栄養職員及び栄養教諭」1人当たりの開催日数		<table border="1"> <tr> <td>日/年</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> </table>						日/年	4	6	5	7	9	6										
日/年	4	6	5	7	9	6																		
貴市全体での開催日数		<table border="1"> <tr> <td>日/年</td> <td>45</td> <td>17</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>(ほか 新規採用者対象 28日/年、10年経験者対象 10日/年、5年経験者対象 3日)</p>						日/年	45	17	6	6	9	6										
日/年	45	17	6	6	9	6																		

(凡例) 1.「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2.「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1.「はい」、0.「いいえ」を表す

表(13) 問 3-13~3-18 人員配置状況(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

				(19.2 現在)			

112	41	126	48	66	59	47	45
12	6	9	3	16 うち8人は、産休代替	13	☆	7 H18.4.1 実数
124	47	137	51	82	72	47	52 H18.4.1 実数
1	25	3	1	0	0	1	1 H18.4.1 実数
0	0	0	0	0	0	☆	0 H18.4.1 実数
1	25	3	1	0	0	1	1 H18.4.1 実数
771	385	1,040	57	453	263	291	334 H18.6.1 実数
119	123	0	36	23	365	255	376 H18.6.1 実数
890	508	1,040	93	476	628	546	710 H18.6.1 実数

1	1	1	1	1	1	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0

46	24	46	10	23	☆	19	8
----	----	----	----	----	---	----	---

(全員が対象のもののみ計上)

1	17	4	12	3	3	4	2
---	----	---	----	---	---	---	---

—	17	4	12	6	6	9	2
---	----	---	----	---	---	---	---

116	43	137	50	73	59	47	48
-----	----	-----	----	----	----	----	----

1	25	3	1	0	0	1	1
---	----	---	---	---	---	---	---

(全員が対象のもののみ計上)

1	23	約15	13	5	21	6	研修会を12
---	----	-----	----	---	----	---	--------

—	23	35	13	5	21	6	☆
---	----	----	----	---	----	---	---

(凡例) 1.「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2.「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1 = 「はい」、0 = 「いいえ」を表す

表(14) 問 3-19～3-23 食に関する指導の実態

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票		政令市 担当者向け						
		札幌市	仙台市	千代田市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市
回答欄								
問3-19	貴市の小学校の給食の時間に「食に関する指導」を行った回数をお聞かせください。 (給食指導については、大都市学校給食連絡協議会「平成18年度学校給食関係比較資料」の「A 教育委員会関係 13 給食指導の実態」(61-65頁)の一覧表のとおりと理解しておりますが、給食の時間に「食に関する指導」を行った回数について、同表に掲げる学校栄養職員の研究組織等で把握しておられましたら、お聞かせください。)							
	回	把握していない	× 全学校の指導回数の合計は把握できない。	把握しておりません	☆	把握していない	把握していない	把握していない
問3-20	給食において使用した農産物のうち、地場産物を利用した割合(年2回調査期間の平均値)をお聞かせください。							
	%	71	28.9 (食材数ベース)	21	☆	1.6食品/34食品	3種抽出3校分 1日3種	
問3-21	貴市の小学校において、貴市が所在する地域(概ね道府県の範囲)で採れた「郷土料理」を給食に採用することがありますか。							
	1. 有る	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2. 無い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問3-22	問3-21で「有る」と回答された方にお尋ねします。その郷土料理の名称をお聞かせください。							
		ジンギスカン、石狩汁、鮭のチャンチャン焼き	おぐずかけ、仙台雑煮、ずんだもち、はつと汁など	かて飯	☆	けんちん汁(神奈川県鎌倉市建長寺が発祥といわれている)	静岡おでん、駿河汁	
問3-23	貴市の小学校で給食の時間に取り組まれている「食に関する指導」や「食育」の具体的な内容が分かる資料がございましたら、ご提供いただければ有難く存じます。(例えば、国、道府県レベルで給食事業について表彰を受けた小学校の報告書等)							
		「さっぽろ学校給食フードリサイクル」					宮谷小学校研究紀要	

(凡例) 1.「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2.「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1=「はい」、0=「いいえ」を表す

表(14) 問 3-19～3-23 食に関する指導の実態(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

(84校)	給食時間に常時行っています。	学校により異なる	把握していない 各学校で回数は異なる	未調査	未調査	把握していない	給食時間に「食に関する指導」は適時指導しているため、実数は把握していません。
-------	----------------	----------	-----------------------	-----	-----	---------	--

11	10	☆	平均値は把握していませんが、平成17年度の堺産農産物の使用量は7878kgです。(小松菜、青ねぎ、しろな等)	回答不能	14	3/週	市内産地場産物<平成17年度>: (野菜類)14.1% (米)3.0%(県産97.0%)
----	----	---	--	------	----	-----	--

1	1	1	1	1	1	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0

みそ煮込みきしめらん、エビフライ、ういろう	京のおぼんざい(おから、ひじき豆、ひじきの煮つけ、切干大根の煮つけ、にしんなす、なまぶしとふきの煮付け、高野豆腐と野菜のたきあわせ、はもの蒲焼風、若竹汁、ずいきのくずひき、とうがんのくずひき他)	なにわうどん	きつねうどん、信太うどん、お好み焼き等	たこめしがずじる	お好みあげ、たこめし、もぶりごはん、あなごめし	いわしのめかみそ炊き、筑前煮、だぶ、かなぎごはん	儀助煮(ぎすけに)、だぶ、筑前煮
-----------------------	---	--------	---------------------	----------	-------------------------	--------------------------	------------------

なし							学校給食課で実践事例集を作成している(学校栄養職員の実践をもとにして)
----	--	--	--	--	--	--	-------------------------------------

(凡例) 1.「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2.「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1 = 「はい」、0 = 「いいえ」を表す

表(15) 問 4-3～4-7 食に関する指導の効果測定、評価

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票		政令市 担当者向け						
		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市
回答欄								
問4-3	貴市の小学校の給食時に行った「食に関する指導」の内容について、児童の理解度や教育効果を測定、評価したことがありますか。							
1.	教育委員会の本課・室として、測定、評価したことがある。	0	0	0	0	0	0	0
2.	市立小学校の中で、学校として測定、評価したところがある。	1	0	0	0	0	0	0
3.	教育委員会、小学校ともに、測定、評価したことがない。	0	1	1	1	1	1	1
<p>(次の問4-4と問4-5は、問4-3で「1. 教育委員会の本課・室として、測定、評価したことがある。」、「2. 市立小学校の中で、学校として測定、評価したところがある。」と回答された方にお尋ねします。)</p>								
問4-4	その測定や評価はどのような方法で行われましたか。(ご回答に代えて、該当する資料をご提供いただいても結構です。)	指導の効果を残食量の推移や児童の感想をもとに評価を行っている。(別添2「さっぽろ学校給食」)	☆	☆	☆	☆	☆	☆
問4-5	理解度・教育効果の測定、評価についてのご意見、ご感想などをお聞かせください。【自由記述】	-	☆	☆	☆	☆	☆	☆
<p>(次の問4-6と問4-7は、問4-3で「2.いいえ」と回答された方にお尋ねします。)</p>								
問4-6	理解度・教育効果の測定、評価をしていない理由をお聞かせください。【自由記述】	-	☆	☆	食に関する指導の授業を行った場合は、児童の理解度は評価を行っている。栄養職員が行った場合は、教員による評価を行っている学校もある。	評価規程がないため。(取組の大枠を教育委員会ですし、そのうえで学校ごとの取組を評価する規程を決める必要がある)	評価以前の栄養士の研鑽、教材研究の必要性を感じている	
問4-7	今後、理解度・教育効果の測定、評価の必要性があると思われませんか。							
1.	はい	1	1	0	☆	1	1	
2.	いいえ	0	0	1	☆	0	0	

(凡例) 1.「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2.「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1 = 「はい」、0 = 「いいえ」を表す

表(15) 問 4-3~4-7 食に関する指導の効果測定、評価(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	1	1	0	0	1	1
1	0	0	0	1	1	0	0

—	食に関する指導も、他の学習と同様に、国立教育研究所が作成した評価基準に基づいた評価を1時間につき1観点で行うようにしている。学習指導案にも明記している。	アンケート調査等	指導前・指導後のアンケート調査や、残食率の減少、児童の意識向上等	☆	☆	アンケートなど	指導後に、児童へわかったことや感想などを書かせるプリント等で行っている。
---	--	----------	----------------------------------	---	---	---------	--------------------------------------

—	〇(努力を要する状況)と判断された子どもに対して、一時間一時間の授業の中で、適切な支援を行うことができる。毎時の評価は、子どもの学力を確実に身につけるために有効である。	☆	(斜線で削除)☆	☆	☆	内容について、教育委員会では把握していない。	今後、全市的に食に関する指導を推進していくうえで、指導する内容が適切かを判断するために測定、評価は必要であると考えられる。
---	--	---	----------	---	---	------------------------	---

楽しくおいしく残さずに給食を食べることを主眼としており、評価することを考えていないため。	(斜線で削除)☆	☆	☆	給食時の食指導は時間的にも困難なため、教科や学級活動の時間等での食指導が中心になるため	給食時間のみ指導の評価は行っていない。	☆	☆
--	----------	---	---	---	---------------------	---	---

1	1	1	☆	0	1	☆	1
0	0	0	☆	1	0	☆	0

給食時のみの食指導の効果測定は必要ないと思われる。

(凡例) 1.「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2.「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1=「はい」、0=「いいえ」を表す

表(16) 問 3-24～3-26 残食率

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票	政令市 担当者向け					
	札幌市	仙台市	千歳市	さいたま市	川崎市	横浜市

回答欄

問3-24 貴市における「残食率」の定義をお教えてください。(ご回答に代えて、関係資料をご提供いただいても結構です。)

基本的に文部科学省の週報に順次、年二回50校から1校抽出して測定。 定義は残食重量÷供給重量	別添3「札幌市学校給食栄養報告」(週報)について供給した重量に対する残った重量	供食量(kg)に対する残食量(kg)の割合。<重量ベース>供食量はごはん、パン、おかずの合計。	各料理の供給重量に対する残食重量の割合	各校における、1日単位での主食、主菜、副菜、飲み物等に分けて、残量を把握し、率を各々求める。	教室に提供したもののすべてのうち、児童が食べきれなかったもの(配り残しも含む)の割合	(喫食可能な給食提供重量に対する残量の割合)
---	---	---	---------------------	--	--	------------------------

問3-25 貴市における残食率の算出方法をお教えてください。(ご回答に代えて、関係資料をご提供いただいても結構です。)

	小学校40校、中学校20校を抽出し、連続した5日間の残食量(料理ごとの1人当たりの供給量、残食量、残食率)を報告してもらう。	上記のとおり	供給重量÷残食重量×100	(可食量÷残食量)×100=残食率(%) ※欠席者分の可食を含む。	残食量(配り残しも含む)を配食量で除したものを、主食・牛乳・おかず(種類別)に分けて、算出している。	現在は残量を重量にて把握
--	--	--------	---------------	--------------------------------------	--	--------------

問3-26 貴市の小学校給食における残食率をお聞かせください。(ご回答に代えて、関係資料をご提供いただいても結構です。)

%	12.2	13.2	7.5	5.6	別紙17年度年報→12	9.6 年間総量 1209.1kg(主食368.2kg、おかず840.9kg) (小中合算センターのみ)
	(17年度調査)主食、副食、牛乳の合計		※1月平均		白米のみ。他の食品の残食率は別紙参照	

(凡例) 1.「★」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2.「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1=「はい」、0=「いいえ」を表す

表(16) 問 3-24～3-26 残食率(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

問3-25のとおり	供食重量に対する残食量の割合	設定していない(残食なしを目標としているため)	文部科学省週報に準じています。	米飯、パン、副食ごとに1食当り供給量と残食量(全体)の比較	児童・生徒の食べ残しと未配食量の合計量(残食量)を全できあがり量で除したもの	文部科学省 学校給食栄養報告(週報)に準ずる。	提供した重量(kg)に対しての残量(kg)の割合(%)
-----------	----------------	-------------------------	-----------------	-------------------------------	--	-------------------------	-----------------------------

残食重量/提供総重量 (1人1食あたり)	残食量÷供食重量 ×100	☆	(斜線で削除)☆	☆	残食量÷全できあがり量(各クラス食缶配食重量の総量)	同上	残食率(%)=残量/(提供した重量(1人分)×児童数)×100
-------------------------	------------------	---	----------	---	----------------------------	----	---------------------------------

(H18年度月報より)

約11	2.6	全市調査なし	12	米飯14% パン11% 副食については、種類によって差があるため、平均化は困難	3.6	パン7.1%、 米飯5.8%、 おかず5.4%、 牛乳3.3%	5.6 (H17年度)
-----	-----	--------	----	---	-----	--	----------------

(凡例) 1.「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
2.「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1 = 「はい」、0 = 「いいえ」を表す

表(17) 問3-27～3-29 衛生管理と食物アレルギー

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票		政令市 担当者向け						
		札幌市	仙台市	千歳市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市
問3-27 貴市の小学校給食で行われている衛生管理の内容が分かる資料をご提供ください。		回答欄						
	札幌市学校給食衛生管理マニュアル	単独調理校学校給食作業の手引き					横浜市学校給食安全衛生管理総合マニュアル	衛生マニュアル
問3-28 貴市の小学校給食では、食物アレルギー児に対してどのような対応を行っていますか。								
1. 食物アレルギー児にはそのアレルギーの内容に応じて除去食を作るなどの個別対応をしております。除去食を作る施設や専門の学校栄養職員・調理員を配置している。	1. <input type="checkbox"/>	0	0	0	0	0	0	0
2. 除去食を作る施設や専門の学校栄養職員・調理員の配置まではしていませんが、食物アレルギー児にはそのアレルギーの内容に応じて除去食を作るなどの個別対応をしています。	2. <input type="checkbox"/>	0	1	0	0	0	1	0
3. 全児童向けの給食で、アレルギー食品を可能な限り除去している。	3. <input type="checkbox"/>	0	0	0	0	0	1	0
4. 小学校ごとの判断で、給食からアレルギー食品を可能な限り除去している(対応するかどうかを各小学校の判断にまかしている)。	4. <input type="checkbox"/>	1	0	0	1	1	1	1 単独調理場
5. とくに対応していない。	5. <input type="checkbox"/>	0	0	0	0	0	0	0
6. その他	6. <input type="checkbox"/>	1	0	1	0	0	0	1 センター配食校
(「6.その他」と回答された方は、具体的にお聞かせください。)								
		(牛乳アレルギーの児童には牛乳を中止し、返金している。)	☆	各学校ごとの対応のため詳細については把握しておりません。	☆	☆	☆	詳細献立表によるアレルギー食品の提示
問3-29 貴市ではアレルギー対応の手引きを作成していますか。 (「はい」と回答された場合、その手引きを参考資料としてご提供いただければ有難く存じます。)								
1. はい	1. <input type="checkbox"/>	0	1	0	0	1	0	
2. いいえ	2. <input type="checkbox"/>	1	0	1	1	0	1	
		本市HPをご参照ください。						
(凡例) 1.「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。 2.「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1=「はい」、0=「いいえ」を表す								

表(17) 問 3-27～3-29 衛生管理と食物アレルギー(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
	別添の「衛生管理研修資料」をもとに、衛生管理の向上に努めています。			給食室の衛生について		学校給食調理の手引き(市HPに掲載)	「学校給食調理業務の衛生管理・安全管理の手引き」
						→ http://www.city.kitakyushu.jp/file/79020300/kitakyu.kyushoku/eisei_kijun/chouri_tebiki.pdf	
0	0	0	0	0	1 (モデル事業)	0	0
0	0	1	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	1	1	0	0
0	1	0	1	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	1
—	☆	☆	☆	☆	☆	☆	全市統一した取り組みとして、調理最終段階で加える卵(かき玉汁など)とマヨネーズ(サラダなど)を除去した献立を提供している。
0	1	0	0	0	1	1	1
							除去食実施要領
1	0	1	1	1	0	0	0

(凡例) 1.「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。
 2.「はい」、「いいえ」で問う設問の回答は、1 = 「はい」、0 = 「いいえ」を表す

表(18) 問 4-8,4-9 小学校給食事業についての自己評価

政令市 小学校給食事業調査 アンケート調査票	札幌市	仙台市	さいたま市	川崎市	横浜市	静岡市
------------------------	-----	-----	-------	-----	-----	-----

問4-8 貴市の小学校給食事業全般について評価した場合、他の団体に比べて実績が上がっていると思われる点や優れていると考えられる点がございましたら、ぜひお聞かせください。【自由記述】

	<p>「楽しさとゆとりのある給食推進事業」における強化磁器食器の整備、多目的教室を活用したランチルームの整備等の食事環境改善。</p> <p>料理レシピの整備等、献立内容の充実、手引きの作成など食に関する指導の充実。</p> <p>「札幌学校給食フードリサイクル」を活用した食育、環境教育の推進。</p>	<p>・単独調理校への栄養教諭、学校栄養職員の全校配置</p> <p>・学校給食費の徴収に係る法的措置</p>	☆	☆	<p>・財)横浜市学校給食会による給食使用物資発注システム、会計システムがデータベース化されており、学校からの発注量、業者への注文、支払等がオンライン化されている(事務作業軽減)</p> <p>・献立作成業務が基準献立中心となり、複雑にならない。そのため、各校に在る栄養職は食に関する指導に力がそそげている(研究会組織がしっかりしている。)</p>	<p>長期展望に立った施設設備計画(総合計画)</p> <p>教育委員会だけでなく市全体としての食育計画策定予定</p>
--	--	---	---	---	--	--

問4-9 貴市の小学校給食事業全般について評価した場合、あまり実績、成果が挙がっていない点など、今後の改善課題として考えておられる点がございましたら、ぜひお聞かせください。【自由記述】

	<p>今後の改善課題:</p> <p>・栄養教諭制度導入に伴い栄養教諭の専門性を活用し、学校教育における食に関する指導の充実を図る</p> <p>・食物アレルギー児童の対応について、手引き等を作成し、共通理解を図る。</p> <p>・給食用物資の供給体制システムの再構築を図る</p>	<p>・残食の低減(残食を減らす指導の工夫(手引)の活用)</p> <p>・より実効性のある学校給食費の滞納対策</p>	☆	☆	<p>・市全体が大きいため、小学校数も多く、給食施設改善などが予算配当削減のため長期間の改修計画となり、その間のメンテナンスも含め、対応がきびしい。</p> <p>・市内産野菜の使用に取り組んでいるが、活用割合は低く今後、それをどのように高めていくか。</p> <p>・栄養教諭の採用が19年度1名あるが、今後の採用(任用替)について不安。県の動行(ママ)をみていく(現役栄養士がどれだけ替わるか)</p>	<p>単独調理校における施設の老きゆう化による調理員(人員確保も含む)</p> <p>・食育実施における環境整備</p>
--	--	--	---	---	---	--

(凡例) 「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。

表(18) 問 4-8,4-9 小学校給食事業についての自己評価(続き)

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
------	-----	-----	----	-----	-----	------	-----

	<p>「地産地消(知産知消)推進プロジェクト会議」の提言を受け、「地産地消」を教育活動として捉え、食材の生産の様子を知り、消費のされ方を知ることで、生産者等すべての人に感謝する気持ちを育む京都市独自の取組をすすめている。献立で使用した京野菜の生産の様子を紹介する資料を作成し、食指導に活用している。</p> <p>また、平成19年度からは「日本型食生活」を効果的に推進するとともに、伝統ある京都の食文化を次代に継承し、箸の使い方等適切な食事マナーを伝えるため、米飯給食を政令指定都市最多の週4回実施することになっている。これに加え、これまでから実施している麦ごはんの回数を週2回に増やし、子どもたちが伝統的な食文化に数多く触れるため、食物繊維に富む胚芽米ごはんや玄米ごはんを実施する等、米飯給食の多様化を図ることとしている。</p>	☆	☆	☆	<p>・完全給食の実施率は100%である。</p> <p>・米飯の実施回数は週3回で全国平均より上回っている。</p>	<p>・食物アレルギー対応</p> <p>・調理業務の民間委託</p>	<p>限られた施設設備で、調理最終段階での卵とマヨネーズの除去食を開始したことは評価できると思う。</p>
--	--	---	---	---	---	-------------------------------------	---

	(斜線で削除) ☆	☆	☆	食物アレルギー児童への対応 ☆	☆	特になし	<p>物資調達方法のシステムなど、全体的な仕組みが大きく変わっていないので、新しいニーズへの柔軟な対応が難しい。</p>
--	-----------	---	---	-----------------	---	------	--

(凡例) 「☆」印は、アンケート調査票に「未記入」であることを示す。

回答欄

問1-1 貴市ではこれまでに小学校給食事業に関して、児童や保護者に対して何らかの実態調査や聴き取り調査、意見募集(パブリックコメントを含む)などを行ったことがありますか。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1. はい | 1. <input type="checkbox"/> |
| 2. いいえ | 2. <input type="checkbox"/> |

(問1で「1.はい」と回答された方にお尋ねします。)

問1-2 それは何年度に、誰を対象者として、どのような形式で行われ、情報が得られましたか。具体的にお聞かせください。(その調査等の成果品として、報告書等がございましたら、ご回答に代えてご提供いただければ有難く存じます。)**【自由記述】**

(①年度、②対象者、③形式(調査名など)、④得られた情報、⑤その他、の順にご回答ください。)

(問1で「2.いいえ」と回答された方にお尋ねします。)

問1-3 現在、小学校給食事業について、児童や保護者を対象とした何らかの調査や意見募集の必要性を感じておられますか。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1. はい | 1. <input type="checkbox"/> |
| 2. いいえ | 2. <input type="checkbox"/> |

問1-4 問1-3へのご回答について、そのように考える理由をお聞かせください。「はい」と回答された方は、どのような点について調査や意見募集の必要があるかをお聞かせください。**【自由記述】**

問2-1

食育基本法では「食育」の定義がなされていませんが、貴市では「食育」をどのように定義されていますか。(計画等で定義を明文化されているか否かを問わず、現段階で実務上用いておられる意味をお聞かせください。ご回答に代えて、該当する記述を含む資料をご提供いただいても結構です。)**【自由記述】**

--

問2-2

貴市では、庁内に「食育推進本部」が設けられていますか。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1. はい | 1. <input type="checkbox"/> |
| 2. いいえ | 2. <input type="checkbox"/> |

(問2-2で「1. はい」と回答された方にお尋ねします。)

問2-3

その推進本部の名称と設置年月日をお答えください。
(ご回答に代えて、推進本部に関する資料をご提供いただいても結構です。)

名称			
設置年月日	年	月	日

(問2-2で「2. いいえ」と回答された方にお尋ねします。)

問2-4

今後、食育推進本部を設置するご予定や見込みはありますか。**【自由記述】**

--

問2-5

貴市では「食育」に関する条例を制定していますか

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1. はい | 1. <input type="checkbox"/> |
| 2. いいえ | 2. <input type="checkbox"/> |

(問2-5で「1. はい」と回答された方にお尋ねします。)

問2-6

その条例の名称と制定年月日をお答えください。
(ご回答に添えて、当該条例を紹介する資料などがございましたらご提供ください。)

名称			
制定年月日	年	月	日

(問2-5で「2.いいえ」と回答された方にお尋ねします。)

問2-7 今後、「食育」に関する条例が制定される見込みについてお聞かせください。【自由記述】

記入例:「本市が所在する〇〇県で食育についての条例が既に制定されているため、現在、本市独自で条例を新たに制定する予定はなく、市の行政計画として食育を推進していくことになる見込みである。」等。

問2-8 貴市では「食育基本計画」を策定していますか。

1. はい 1.
2. いいえ 2.

(問2-8で「1.はい」と回答された方にお尋ねします。)

問2-9 その計画の名称と策定年月日をお答えください。
(ご回答に添えて、当該計画を紹介する資料などがございましたらご提供ください。)

名称
策定年月日
年
月
日

(問2-8で「2.いいえ」と回答された方にお尋ねします。)

問2-10 今後、食育推進計画を策定するご予定、見込みについてお聞かせください。【自由記述】

--

(注 以下の問3-1から問3-5までの質問については、平成17年度決算ベースの数値についてご回答ください。(なお、ご回答に添えて、該当する資料をご提供いただき、各問に対応する参照頁をお示しいただければ有難く存じます。ご回答に代えて、それらの資料のご提供をいただいても結構です。)

問3-1 貴市の教育費総額はいくらですか。

	千円
--	----

問3-2 貴市の教育費総額のうち、小学校に係る教育費はいくらですか。

	千円
--	----

問3-3 貴市の学校給食関係予算はいくらですか。

(大都市学校給食連絡協議会「平成18年度学校給食関係比較資料」の「A 教育委員会関係 1 平成18年度 学校給食関係予算」の個表(1-8頁)及び「2 平成18年度 学校給食共同調理場関係予算」(9-11頁)について、平成17年度決算額に朱書き修正していただいたものをご回答ください。)

問3-4 **貴市の小学校給食関係予算はいくらですか。**
 (問3-3でご回答いただいた個表について、小学校分をカッコ書きで(内数)としてご回答ください。)

問3-5 **貴市の小学校給食事業費(平成17年度決算ベース)を下表のように大きく括った費目別にご回答ください(保護者負担分を除く。)**

費目	金額
①人件費(市の直接雇用分。正規職員、非正規職員を問わない。なお、県費負担職員がある場合は外数とし、カッコ書きでお示ください。)	千円
うち給食調理員	千円
うち学校栄養職員(栄養士・管理栄養士。栄養教諭を含む。)	千円
その他	千円
②人件費(外部委託費の内人件費相当分。)	千円
③設備費(給食センターなどの整備費が含まれるために、平成17年度が平年度に比べて特に高額になっている場合は、その旨、欄外に注記してください。)	千円
④運営費等(人件費、設備費以外の項目の合計額)	千円
⑤就学援助費中に含まれる給食費	千円
計	千円

問3-6 **貴市の「給食実施状況」についてお聞かせください。**
 (大都市学校給食連絡協議会「平成18年度学校給食関係比較資料」の「A 教育委員会関係 3 平成18年度 給食実施状況」(12-14頁)の一覧表について、平成17年度実施ベースで朱書き修正していただいたものをご回答ください。)

問3-7 **貴市の「学校給食における外部委託状況」についてお聞かせください。**
 (大都市学校給食連絡協議会「平成18年度学校給食関係比較資料」の「A 教育委員会関係 3 平成18年度 給食実施状況 イ 学校給食における外部委託状況」(15-21頁)の一覧表について、平成17年度実施ベースで朱書き修正していただいたものをご回答ください。)

問3-8

問3-7でご回答いただいた給食事業を外部委託している小学校について、給食事業を実施プロセスに沿って下記のようにその業務を区分したとき、それらのどの業務を外部委託しているか、また、その学校数はいくらかをお聞かせください。(外部委託されている業務について「○印」を付し、その学校数をご記入ください。(不明の箇所には「不明」とご記入ください。)

業 務	外部委託の有無	小学校数
①検収業務		校
②調理業務		校
③配缶業務		校
④運搬・回収業務		校
⑤食器具の洗浄・消毒・保管業務		校
⑥清掃・日常(定期)点検業務		校
⑦ボイラー運転業務		校
⑧残菜回収、廃棄物の処理業務		校
⑨長期休業中の清掃・点検業務		校
⑩その他(具体的に:)		校

問3-9

貴市の小学校で給食事業を民間委託している小学校の委託費は市全体でどれくらいの金額ですか。

千円

問3-10

貴市の小学校のうち、共同調理を一部でも利用している小学校数をお聞かせください。

校

問3-11

貴市における「標準給食費(完全給食)」をお聞かせください。
(大都市学校給食連絡協議会「平成18年度学校給食関係比較資料」の「A 教育委員会関係 5 標準給食費(完全給食)」(25-26頁)の一覧表のとおりと理解させていただいてよろしいでしょうか。もし、修正すべき点があれば、朱書き修正していただいたものをご回答ください。)

問3-12

保護者は現在の給食費に負担感を感じていると思われませんか。

- | | | |
|----------------------|----|--------------------------|
| 1. はい | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. いいえ | 2. | <input type="checkbox"/> |
| 3. その他(具体的にお書きください。) | 3. | <input type="checkbox"/> |

--

問3-13

貴市の小学校の給食事業に係る職員数について、下表によりご回答ください。
 (大都市学校給食連絡協議会「平成18年度学校給食関係比較資料」の「A 教育委員会関係 7 栄養士の配置状況」(29-30頁)及び「8 給食調理員の配置基準及び配置人員」(31-41頁)の一覧表のとおりと理解しておりますが、正規職員と非正規職員の別により集計するとそれぞれ何人になるのかをお聞かせください。)

①栄養士(栄養教諭を含む)(正規職員)	人
栄養士(栄養教諭を含む)(臨任・非常勤等 非正規職員)	人
栄養士(栄養教諭を含む) 計	人
②栄養教諭(正規職員) ※①の内数が分かる場合	人
栄養教諭(臨任・非常勤等 非正規職員)	人
栄養教諭 計	人
③給食調理員(正規職員)	人
給食調理員(非正規職員)	人
給食調理員 計	人

問3-14

貴市の小学校では、給食調理員に一度退職した職員を再雇用した例がありますか。

1. 有る 1.
2. 無い 2.

(問3-9で「1.有る」と回答された方にお尋ねします。)

問3-15

貴市の小学校の給食調理員のうち再雇用職員の数をお教えてください。

人

問3-16

貴市の小学校の給食調理員に対する講習会の1年あたりの日数をお聞かせください。

給食調理員1人当たりの開催日数 日/年

貴市全体での開催日数 日/年

問3-17

貴市の小学校のうち学校栄養職員及び栄養教諭が配置されている小学校数を、それぞれについてお聞かせください。

学校栄養職員 校

栄養教諭 校

問3-18 貴市の小学校の学校栄養職員及び栄養教諭に対する講習会の1年あたりの日数を、それぞれお聞かせください。

「学校栄養職員及び栄養教諭」1人当たりの開催日数 日/年

貴市全体での開催日数 日/年

問3-19 貴市の小学校の給食の時間に「食に関する指導」を行った回数をお聞かせください。
(給食指導については、大都市学校給食連絡協議会「平成18年度学校給食関係比較資料」の「A教育委員会関係 13 給食指導の実態」(61-65頁)の一覧表のとおりと理解しておりますが、給食の時間に「食に関する指導」を行った回数について、同表に掲げる学校栄養職員の研究組織等で把握しておられましたら、お聞かせください。)

回

問3-20 給食において使用した農産物のうち、地場産物を利用した割合(年2回調査期間の平均値)をお聞かせください。

回

問3-21 貴市の小学校において、貴市が所在する地域(概ね道府県の範囲)で捉えた「郷土料理」を給食に採用したことがありますか。

1. 有る

1.

2. 無い

2.

問3-22 問3-21で「有る」と回答された方にお尋ねします。その郷土料理の名称をお聞かせください。

問3-23 貴市の小学校で給食の時間に取り組まれている「食に関する指導」や「食育」の具体的な内容が分かる資料がございましたら、ご提供いただければ有難く存じます。(例えば、国、道府県レベルで給食事業について表彰を受けた小学校の報告書等)

問3-24 貴市における「残食率」の定義をお教えてください。(ご回答に代えて、関係資料をご提供いただいても結構です。)

問3-25 貴市における残食率の算出方法をお教えてください。(ご回答に代えて、関係資料をご提供いただいても結構です。)

問3-26 貴市の小学校給食における残食率をお聞かせください。(ご回答に代えて、関係資料をご提供いただいても結構です。)

	%
--	---

問3-27 貴市の小学校給食で行われている衛生管理の内容が分かる資料をご提供ください。

問3-28 貴市の小学校給食では、食物アレルギー児に対してどのような対応を行っていますか。

- | | | |
|--|----|--------------------------|
| 1. 食物アレルギー児にはそのアレルギーの内容に応じて除去食を作るなどの個別対応をしており、除去食を作る施設や専門の学校栄養職員・調理員を配置している。 | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. 除去食を作る施設や専門の学校栄養職員・調理員の配置までしていないが、食物アレルギー児にはそのアレルギーの内容に応じて除去食を作るなどの個別対応をしている。 | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 3. 全児童向けの給食で、アレルゲン食品を可能な限り除去している。 | 3. | <input type="checkbox"/> |
| 4. 小学校ごとの判断で、給食からアレルゲン食品を可能な限り除去している(対応するかどうかを各小学校の判断にまかせている)。 | 4. | <input type="checkbox"/> |
| 5. とくに対応していない。 | 5. | <input type="checkbox"/> |
| 6. その他 | 6. | <input type="checkbox"/> |

(「6.その他」と回答された方は、具体的にお聞かせください。)

--

問3-29 貴市ではアレルギー対応の手引きを作成していますか。
(「はい」と回答された場合、その手引きを参考資料としてご提供いただければ有難く存じます。)

- | | | |
|--------|----|--------------------------|
| 1. はい | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. いいえ | 2. | <input type="checkbox"/> |

問4-1 貴市の小学校の給食事業の外部委託について、どのような効果が出ているとお考えですか。
【自由記述】

--

問4-2 貴市の小学校給食事業について、今後さらに外部委託を進めるご予定がありますか。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1. はい | 1. <input type="checkbox"/> |
| 2. いいえ | 2. <input type="checkbox"/> |

問4-3 貴市の小学校の給食時に行った「食に関する指導」の内容について、児童の理解度や教育効果を測定、評価したことがありますか。

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 1. 教育委員会の本課・室として、測定、評価したことがある。 | 1. <input type="checkbox"/> |
| 2. 市立小学校の中で、学校として測定、評価したところがある。 | 2. <input type="checkbox"/> |
| 3. 教育委員会、小学校ともに、測定、評価したことがない。 | 3. <input type="checkbox"/> |

(次の問4-4と問4-5は、問4-3で「1. 教育委員会の本課・室として、測定、評価したことがある。」、「2. 市立小学校の中で、学校として測定、評価したところがある。」と回答された方にお尋ねします。)

問4-4 その測定や評価はどのような方法で行われましたか。(ご回答に代えて、該当する資料をご提供いただいても結構です。)

問4-5 理解度・教育効果の測定、評価についてのご意見、ご感想などをお聞かせください。【自由記述】

(次の問4-6と問4-7は、問4-3で「2. いいえ」と回答された方にお尋ねします。)

問4-6 理解度・教育効果の測定、評価をしていない理由をお聞かせください。【自由記述】

問4-7 今後、理解度・教育効果の測定、評価の必要性があると思われますか。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 1. はい | 1. <input type="checkbox"/> |
| 2. いいえ | 2. <input type="checkbox"/> |

問4-8

貴市の小学校給食事業全般について評価した場合、他の団体に比べて実績が上がっていると思われる点や優れていると考えられる点がございましたら、ぜひお聞かせください。【自由記述】

--

問4-9

貴市の小学校給食事業全般について評価した場合、あまり実績、成果が挙がっていない点など、今後の改善課題として考えておられる点がございましたら、ぜひお聞かせください。【自由記述】

--

お忙しい中、ご回答にご協力いただきまして誠に有難うございました。
ご回答いただいた内容について、今後確認させていただく必要が生じた場合のために、ご回答者のお名前・ご所属、職名をお聞かせいただければ幸いです。
ご回答者のお名前は、右の目的以外に公表することはありません。
どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(ご氏名)	(所属部署)	(職名)
(ご連絡先) 電話	E-mail	

【 参考資料 2 】

政令市 小学校給食事業

需要側（ 児童 ）アンケート調査結果（ 付・アンケート調査票 ）

目 次

はじめに

- (1) 学校給食の感想（問 1、2）
- (2) 「食育」の認知度（問 3）
- (3) 残食の経験（問 4）
- (4) 生活習慣（問 7、8、9）
- (5) 食に関する指導の記憶、理解度（問 5、10）
- (6) 食に関する指導内容の家族への伝達度（問 6、11）
- (7) 食に関する指導内容に対する希望（学習意欲喚起度）（問 13）
- (8) 給食に対する意見、要望（問 12、14）

図表 目次

- 図表(1) 問 1 給食の好き嫌い
- 図表(1-1) 問 1-2 給食が好きな理由
- 図表(2) 問 2 給食の要否(小学校で給食はあったほうがよいと思うか)
- 図表(2-1) 問 2-1 給食が必要な理由
- 図表(3) 問 3 「食育」の認知度
- 図表(3-1) 問 3-1 「食育」を初めて認知した方法
- 図表(4) 問 4 残食の経験の有無
- 図表(4-1) 問 4-1 残食の理由
- 図表(5) 問 5 食に関する指導「食品の働き」の記憶
- 図表(5-1) 問 5-1 食に関する指導「食品の働き」の理解度
- 図表(6) 問 6 食に関する指導「食品の働き」の家族への伝達度
- 図表(7) 問 7 生活習慣 昨夜の就寝時刻
- 図表(8) 問 8 生活習慣 今朝の起床時刻
- 図表(9) 問 9 生活習慣 朝食摂食の有無
- 図表(9-1) 問 9-1 生活習慣 朝食を摂らない理由
- 図表(10) 問 10 食に関する指導「朝ごはんの大切さ」の記憶
- 図表(10-1) 問 10-1 食に関する指導「朝ごはんの大切さ」の理解度
- 図表(11) 問 11 食に関する指導「朝ごはんの大切さ」の家族への伝達度
- 図表(12) 問 12 給食に対する希望
- 図表(13) 問 13 給食時の食に関する指導の内容に対する希望(学習意欲喚起度)
- 図表(14) 問 14 給食に対する感想、意見、要望(例)

付・需要側アンケート調査票

はじめに

需要側（児童）アンケート調査結果について、(1) 学校給食の感想、(2) 「食育」の認知度、(3) 残食の経験、(4) 生活習慣、(5) 食に関する指導の記憶、理解度、(6) 食に関する指導内容の家庭への伝達度、(7) 食に関する指導内容に対する希望（学習意欲喚起度）、(8) 給食に対する意見、要望 の項目別に述べる。

各項目では、8小学校の回答と8校全員の回答について見ることとする。その際、便宜上、小学校名ではなく政令市名を用いる。

なお、調査は2007年2～3月にかけて各校の5年生児童全員に対して郵送及び訪問により実施した（対象児童数：8校合計638人。回収数：601人、回答率94%）。

(1) 学校給食の感想(問1、2)

まず、学校給食そのものに対する児童の満足度を「大好き」、「好き」、「どちらともいえない」、「きれい」、「大きい」の5段階で尋ね(問1)、「大好き」または「好き」と回答した者に「給食が好きな理由」を尋ねた(問1-1)。

また、「小学校に給食があったほうがよいと思うか」と要否を尋ね(問2)、「あったほうがよい」と回答した者にその「理由」を尋ねた(問2-1)。

以上の結果は、**図表(1)～図表(2-1)** のとおりである。

それによると、給食サービスの需要者である児童の満足度は、比較的高いということが分かった。給食が「大好き」または「好き」という児童はどの地域でも半数を超している。特に仙台では79%、横浜では84%、大阪では76%の児童が給食を「大好き」または「好き」と回答している。その理由で最も多いのは、いずれの市も「おいしい給食が食べられる」または「みんなと一緒に食べられる」である。

その他の市では、「どちらとも言えない」がやや多くなってはいるが、給食が「きれい」または「大きい」という児童は最多の神戸でも10%にとどまる。

また、小学校で給食があったほうがよいと思う児童はいずれの市でも70%以上存在している。その理由で最も多いのは、8市とも「栄養のバランスが取れている」である。

(2) 「食育」の認知度(問3)

次に、「食育」という言葉の知、不知を尋ね(問3)、知っているとは回答した者に対して「どのようにして知ったか」(問3-1)を尋ねた。回答は**図表(3)～図表(3-1)** のとおりである。

学校教育における「食育」という新たな指導分野が、まずは言葉として、どの程度児童に浸透しているかを確認する趣旨である。

その結果、「食育」という言葉に対する児童の認知度は、いずれの市でも6～7割前後にとどまっている。その中では京都が83%、神戸と名古屋が77%の認知度を示している。

その言葉を知った方法、経路のうち最も多い回答について各市ごとに見ると、「テレビ」が6市、「先生」が2市となっており、学校や家族よりもマスメディアを通じて認知が進んでいることがうかがえる。そもそも、食育という用語、表現が大きく取り上げられるようになってきたのも食育基本法制定が一つの節目となっていると考えられ、それからわずか2年あまりで、3分の2程度の児童に認知されているわけである。ただ、今回の調査対象校は、いずれも給食事業に顕著な成果を挙げている学校ばかりであるから、在籍児童の意識も平均を上回っていると考えられ、政令市の小学校全体で見たときにどの程度浸透しているかは、今後の調査課題であろう。

(3) 残食の経験 (問 4)

次に、「給食で出されたものを残すことがあるか」と残食経験の有無を尋ね(問 4)、給食を残した経験のある児童に対して、「残す理由」を尋ねた(問 4-1)。その結果は **図表(4)～図表(4-1)** のとおりである。

それによると、給食を残したことのある児童の割合が最も少ない市は神戸で35%である。なお、神戸は、問1では給食が「きれい」または「大きらい」の割合が最も高いが、給食を残すことは少ないようである。逆に給食を残した経験のある児童が多い市は、大阪:73%、さいたま:61%である。

給食を残した経験のある児童が挙げる理由のうち、最も多いものを各市ごとに見ると、「きれいなものがある」:5市(さいたま、横浜、名古屋、大阪、福岡)、「量が多すぎる」:3市(仙台、京都、神戸)と分かれている。

(4) 生活習慣 (問 7、8、9)

次に、児童の生活習慣を尋ねた。「昨夜の就寝時刻」(問 7)、「今朝の起床時刻」(問 8)を尋ねた上で、「ふだん、学校に行く前に朝食を食べるか」(問 9)、食べないと回答した児童に対して「食べない理由」(問 9-1)を尋ねた。その結果は、**図表(7)～図表(9)** のとおりである。なお、この設問は、2004年度から文部科学省が推奨する「早寝早起き朝ごはん」国民運動を考慮している。

まず、「就寝時刻」については、最も多い時間帯は「10時～11時」:4市(横浜、名古屋、京都、福岡)、②「9時～10時」:2市(仙台、さいたま)、③「11時より後」2市(大阪、神戸)、の順となっている。特に大阪の児童が、「10時～11時」:39%、「11時より後」:42%と、他市と比べて夜遅くまで起きている「宵っ張り」の傾向がうかがえる。

「起床時刻」については、①「7時より前」:5市(仙台、さいたま、横浜、名古屋、神戸)、②「7時～7時30分」:3市(京都、大阪、福岡)の順となっており、大半の児童が7時30分までに起床している。ただ、小学校の平均的な授業開始時刻が8時30分前後

であることを考えると、ゆっくり朝食を食べる時間はなさそうである。

「朝食摂取の有無」については「必ず食べる」と回答した児童の割合は、最も低い仙台で72%、最も高い福岡で89%である。しかし、「半々ぐらい」「食べないときが多い」「食べない」という児童の割合は、最も低いさいたま、名古屋で5%、最も高い大阪では15%存在している。

就寝時刻の遅い児童の割合が高い大阪では、7時30分～8時と比較的遅く起きる児童の割合が25%と他市よりも多い。逆に、就寝時刻が比較的早かった仙台では、82%の児童が7時まで起きており、就寝時刻と起床時刻には関連があることが見てとれる。

(5) 食に関する指導の記憶、理解度 (問 5、10)

「食に関する指導」に関する質問は、最初に、指導を受けたことについての記憶や、指導内容についての理解度を尋ねた。取り上げた指導内容は、『赤、黄、緑』の三つの食品の役割」と「朝ごはんを食べることの大切さ」の2点である。それぞれの内容について、教えてもらったか(問 5、問 10)、「どのくらいわかったか」(問 5-1、問 10-1)を尋ねたところ、その結果は、**図表(5)、(5-1)**・**図表(10)、(10-1)** のとおりである。なお、「赤・黄・緑の三つの食品の役割」を取り上げた理由は、食に関する指導のうち、食育関連の政策が始められる以前より、どの小学校でも低学年から教えられる一般的な知識と思われるためである。

指導を受けたことの記憶(「教えてもらった」)のある児童の割合について見ると、『赤、黄、緑』の三つの食品の役割」は、いずれの市でも80%を超え、とくに仙台と神戸では100%となっている。また、同じく「朝ごはんを食べることの大切さ」は、最も低いさいたまで60%、最も高い横浜と神戸では95%に達している。

理解度については、『赤、黄、緑』の三つの食品の役割」については、全市を合計すると①「よく分かった」:50%、②「半分くらい分かった」:45%、③「よく分からなかった」:5% で、一方、「朝ごはんを食べることの大切さ」については、①「よく分かった」:62%、②「半分くらい分かった」:37%、③「よく分からなかった」:2% と、後者の内容の方が理解度は高い。

(6) 食に関する指導内容の家族への伝達度 (問 6、11)

次に、食に関する指導内容の家族への伝達度を尋ねた(問 6、問 11)。食育にかかわる情報は学校給食の時間だけでなく、家族に伝えられ、家庭の食のあり方に良い影響をもたらすことが期待されている。その結果は、**図表(6)**・**図表(11)** のとおりである。

『赤、黄、緑』の三つの食品の役割」の伝達度は、全体では32%、また、「朝ごはんを食べることの大切さ」は、全体では29%にとどまっている。

「三つの食品の役割」の伝達度については、①仙台：46%、②横浜：39%、③京都：39%が高い。この3市は、指導されたことを記憶している児童の割合が高かったところでもあり、知識の習得と家族への伝達に関連性があることを示唆している。

(7) 食に関する指導内容に対する希望(学習意欲喚起度)(問 13)

次に、食に関する指導内容に対する希望(学習意欲喚起度)を、「給食の時間に教えてほしいこと」として尋ねた(問 13)。その結果は、**図表(13)** のとおりである。

食に関する指導内容と考えられる7つの選択肢(「その他」を含む)を設け、児童がどのような指導内容に対して、さらに学びたいという関心をいっているかを見たところ、8市を合計した割合では①「食品についてのいろいろなこと」：17%、②「好き嫌いをなくす方法」：16%、③「食中毒のこと」：17%、④「食事のいろいろなマナー」：16%、⑤「栄養についてのいろいろなこと」：15%、⑥「食物アレルギーのこと」：12%の順となっている。

①～⑤の項目は、若干の地域差はあるものの、それぞれ15%から17%程度の児童が関心を寄せており、いずれも児童の学習意欲を喚起させるテーマであることが分かる。アレルギーについての知識は他の選択肢に比べてやや低く、平均6%程度の児童が関心を寄せているにとどまる。

各市を個別に見ると、最も関心の高いテーマとなったのは、「食事のマナー」：仙台、さいたま、京都、「食中毒」：横浜、大阪、「食品」：名古屋、神戸、「好き嫌いをなくす方法」：福岡であった。

(8) 給食に対する意見、要望(問 12、14)

最後に、給食に対する希望を多岐選択式(問 12)と自由記述式(問 14)で尋ねた。その結果は、**図表(12)**・**図表(14)** のとおりである。

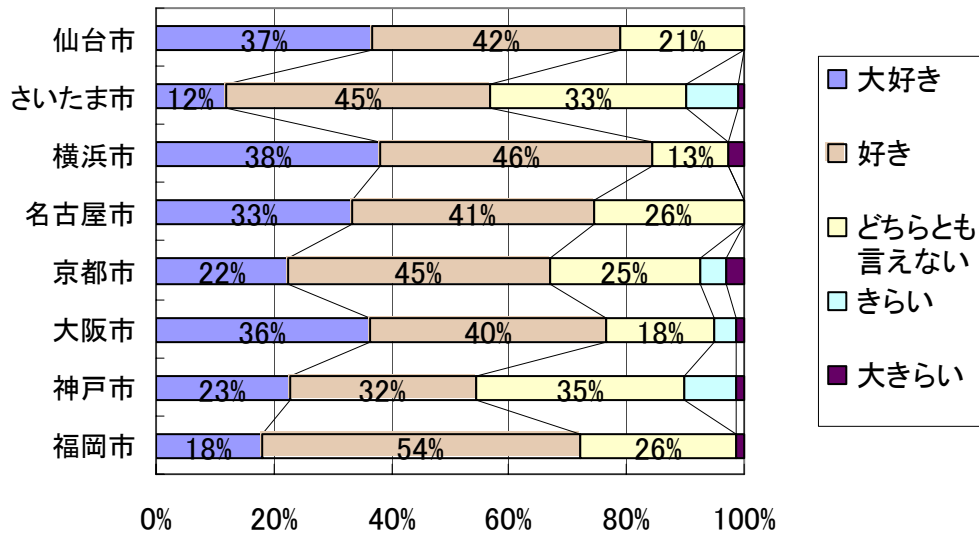
まず、多岐選択では、①「バイキングやカフェテリアなど、自分で選べる食事をもっとしてほしい」：31%、②「食中毒はこわいので、安全な食品を使ってほしい」：21%、③「食堂やランチルームなどをつくってほしい」：14%、④「郷土料理や地元で昔から伝わっている食べ物を取り入れてほしい」：12%、⑤「こん立や味つけをもっと工夫してほしい」：10%、⑥「お皿やスプーンなど食器具をもっと良くしてほしい」：5.8%の順となっている。

自由記述では、どの市でも、給食の献立に関する希望が多く見られた。中でも地域差・男女差なく共通して多かった希望は、「デザートもしくは果物を増やしてほしい」である。食品の取り合わせについての指摘の中で、最も多かったのは「ご飯の日に牛乳を出すのはやめてほしい」である。給食時の環境については、「バイキング形式にして、好きなものを好きなだけ食べたい」「食堂で自分の友達と食べたい」という希望が多く見られた。また、給食そのものや給食調理員に対する感謝の言葉を述べた児童も、相当数見られた。栄養バランスのよさを評価する記述も多く見られた。

図表(1) 問1 給食の好き嫌い

(人)	大好き	好き	どちらとも言えない	きらい	大きらい	合計	未回答
仙台市	21	24	12	0	0	57	0
さいたま市	12	46	34	9	1	102	0
横浜市	41	50	14	0	3	108	0
名古屋市	13	16	10	0	0	39	0
京都市	15	30	17	3	2	67	0
大阪市	28	31	14	3	1	77	0
神戸市	18	25	28	7	1	79	0
福岡市	13	39	19	0	1	72	0
合計	161	261	148	22	9	601	0

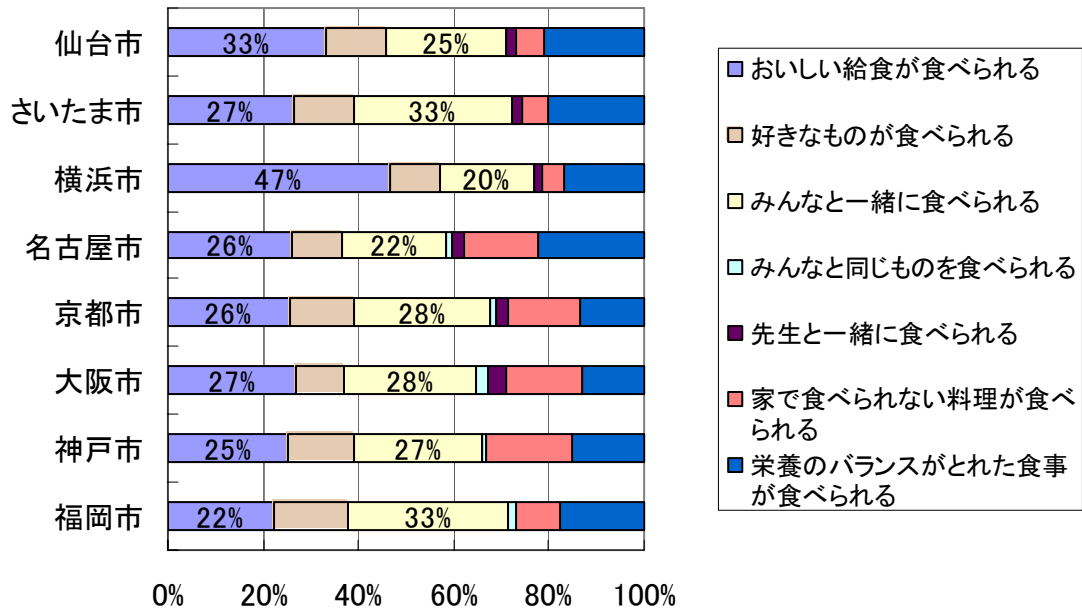
	大好き	好き	どちらとも言えない	きらい	大きらい	合計
仙台市	37%	42%	21%	0%	0%	100%
さいたま市	12%	45%	33%	9%	1%	100%
横浜市	38%	46%	13%	0%	3%	100%
名古屋市	33%	41%	26%	0%	0%	100%
京都市	22%	45%	25%	4%	3%	100%
大阪市	36%	40%	18%	4%	1%	100%
神戸市	23%	32%	35%	9%	1%	100%
福岡市	18%	54%	26%	0%	1%	100%



図表(1-1) 問 1-1 給食が好きな理由(3 つまで選択)

(人)	おいしい給食が食べられる	好きなものが食べられる	みんなと一緒に食べられる	みんなと同じものを食べられる	先生と一緒に食べられる	家で食べられない料理が食べられる	栄養のバランスがとれた食事が食べられる
仙台市	33	13	25	0	2	6	21
さいたま市	28	13	35	0	2	6	21
横浜市	59	13	25	0	2	6	21
名古屋市	20	8	17	1	2	12	17
京都市	19	10	21	1	2	11	10
大阪市	39	14	40	4	5	23	19
神戸市	25	14	27	1	0	18	15
福岡市	24	17	36	2	0	10	19
合計	247	102	226	9	15	92	143

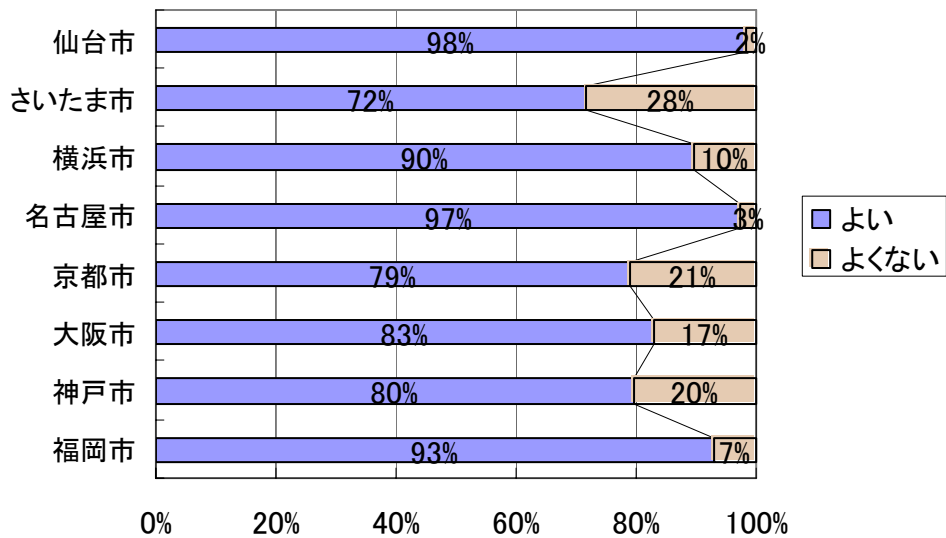
	おいしい給食が食べられる	好きなものが食べられる	みんなと一緒に食べられる	みんなと同じものを食べられる	先生と一緒に食べられる	家で食べられない料理が食べられる	栄養のバランスがとれた食事が食べられる
仙台市	33%	13%	25%	0%	2%	6%	21%
さいたま市	27%	12%	33%	0%	2%	6%	20%
横浜市	47%	10%	20%	0%	2%	5%	17%
名古屋市	26%	10%	22%	1%	3%	16%	22%
京都市	26%	14%	28%	1%	3%	15%	14%
大阪市	27%	10%	28%	3%	3%	16%	13%
神戸市	25%	14%	27%	1%	0%	18%	15%
福岡市	22%	16%	33%	2%	0%	9%	18%



図表(2) 問2 給食の要否(小学校で給食はあったほうがよいと思うか)

(人)	思う	思わない	合計	未回答
仙台市	56	1	57	0
さいたま市	73	29	102	0
横浜市	97	11	108	0
名古屋市	37	1	38	1
京都市	53	14	67	0
大阪市	64	13	77	0
神戸市	63	16	79	0
福岡市	67	5	72	0
合計	510	90	600	1

	思う	思わない	合計
仙台市	98%	2%	100%
さいたま市	72%	28%	100%
横浜市	90%	10%	100%
名古屋市	95%	3%	100%
京都市	79%	21%	100%
大阪市	83%	17%	100%
神戸市	80%	20%	100%
福岡市	93%	7%	100%

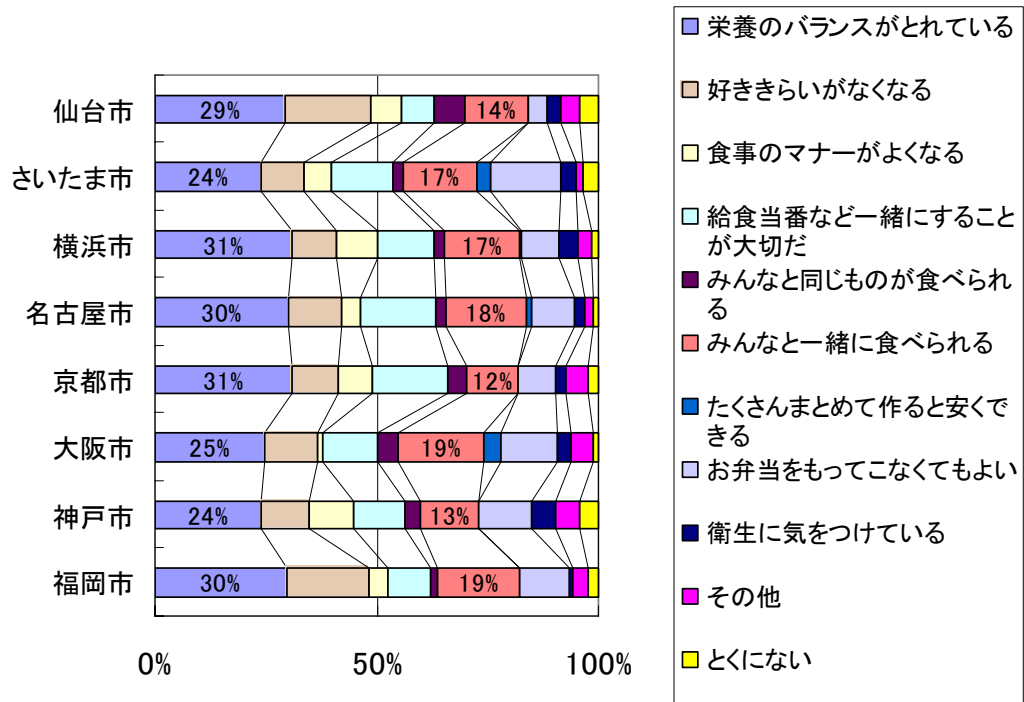


図表(2-1) 問 2-1 給食が必要な理由(3 つまで選択)

(人)	栄養のバランスがとれている	好ききらいがなくなる	食事のマナーがよくなる	給食当番など一緒にすることが大切だ	みんなと同じものが食べられる	みんなと一緒に食べられる
仙台市	35	23	8	9	8	17
さいたま市	34	14	9	20	3	24
横浜市	66	21	20	27	5	36
名古屋市	28	11	4	16	2	17
京都市	29	10	7	16	4	11
大阪市	37	18	2	18	7	29
神戸市	35	16	15	17	5	19
福岡市	40	25	6	13	2	25
合計	304	138	71	136	36	178
	たくさんまとめて作ると安くできる	お弁当をもつてこなくてもよい	衛生に気をつけている	その他	とくにない	
仙台市	0	5	4	5	5	
さいたま市	4	23	5	2	5	
横浜市	1	18	9	7	3	
名古屋市	1	9	2	2	1	
京都市	0	8	2	5	2	
大阪市	6	19	5	7	2	
神戸市	0	18	8	8	6	
福岡市	0	15	1	5	3	
合計	12	115	36	41	27	

	栄養のバランスがとれている	好ききらいがなくなる	食事のマナーがよくなる	給食当番など一緒にすることが大切だ	みんなと同じものが食べられる	みんなと一緒に食べられる
仙台市	29%	19%	7%	8%	7%	14%
さいたま市	24%	10%	6%	14%	2%	17%
横浜市	31%	10%	9%	13%	2%	17%
名古屋市	30%	12%	4%	17%	2%	18%
京都市	31%	11%	7%	17%	4%	12%
大阪市	25%	12%	1%	12%	5%	19%
神戸市	24%	11%	10%	12%	3%	13%
福岡市	30%	19%	4%	10%	1%	19%
	たくさんまとめて作ると安くできる	お弁当をもつてこなくてもよい	衛生に気をつけている	その他	とくにない	
仙台市	0%	4%	3%	4%	4%	
さいたま市	3%	16%	3%	1%	3%	
横浜市	0%	8%	4%	3%	1%	
名古屋市	1%	10%	2%	2%	1%	
京都市	0%	9%	2%	5%	2%	
大阪市	4%	13%	3%	5%	1%	
神戸市	0%	12%	5%	5%	4%	
福岡市	0%	11%	1%	4%	2%	

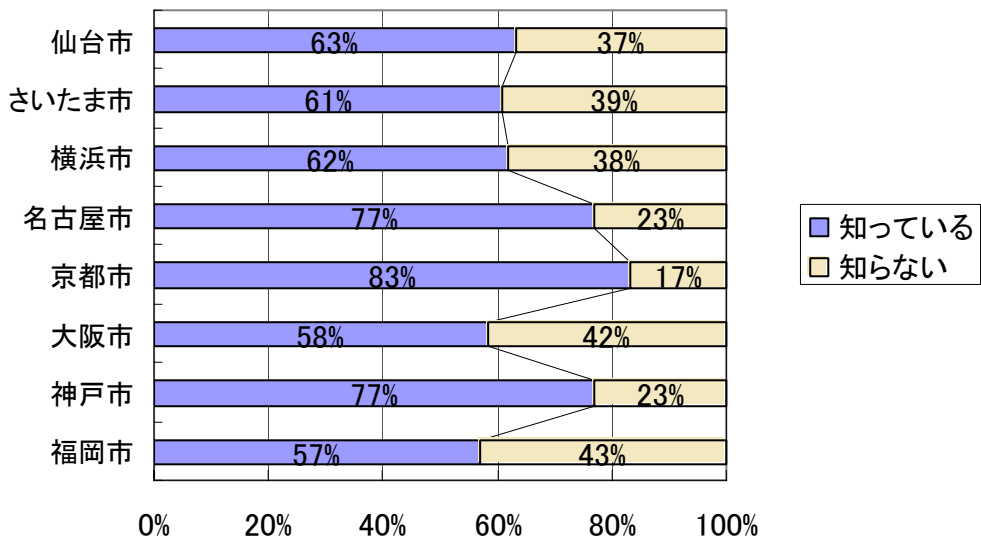
図表(2-1) (続き)



図表(3) 問3「食育」の認知度

(人)	知っている	知らない	合計	未回答
仙台市	36	21	57	0
さいたま市	62	40	102	0
横浜市	67	41	108	0
名古屋市	30	9	39	0
京都市	54	11	65	2
大阪市	45	32	77	0
神戸市	60	18	78	1
福岡市	41	31	72	0
合計	395	203	598	3

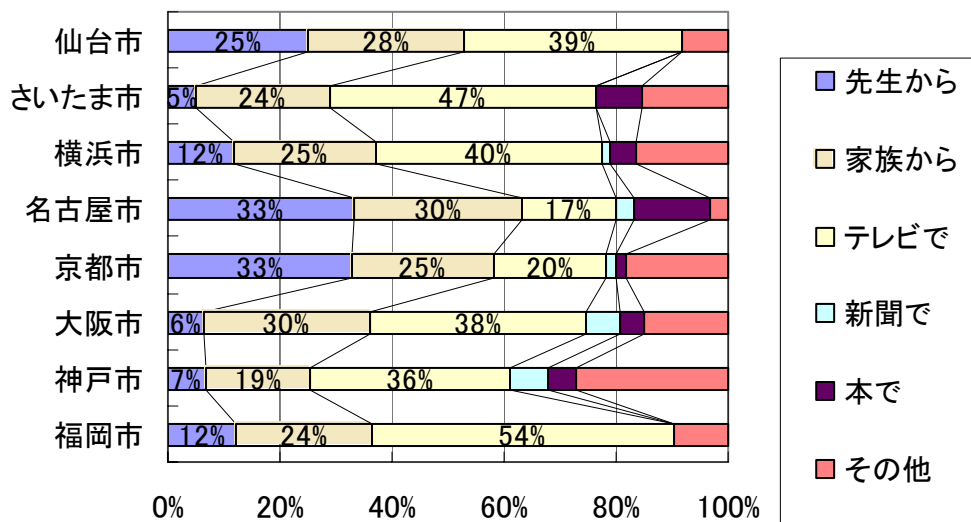
	知っている	知らない	合計
仙台市	63%	37%	100%
さいたま市	61%	39%	100%
横浜市	62%	38%	100%
名古屋市	77%	23%	100%
京都市	83%	17%	100%
大阪市	58%	42%	100%
神戸市	77%	23%	100%
福岡市	57%	43%	100%



図表(3-1) 問 3-1 「食育」を初めて認知した方法

(人)	先生から 教えても らった	家族から 教えても らった	テレビで 知った	新聞で 知った	本で知った	その他	合計	未回答
仙台市	9	10	14	0	0	3	36	0
さいたま市	3	14	28	0	5	9	59	0
横浜市	8	17	27	1	3	11	67	0
名古屋市	10	9	5	1	4	1	30	0
京都市	18	14	11	1	1	9	55	0
大阪市	3	14	18	3	2	7	47	0
神戸市	4	11	21	4	3	16	59	1
福岡市	5	10	22	0	0	4	41	0
合計	60	99	146	10	18	60	394	1

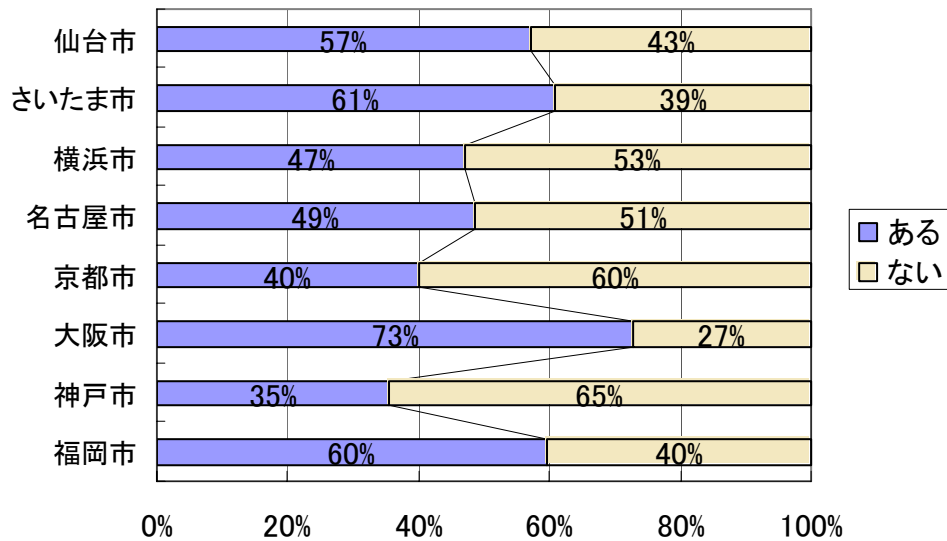
	先生から 教えても らった	家族から 教えても らった	テレビで 知った	新聞で 知った	本で知った	その他	合計
仙台市	25%	28%	39%	0%	0%	8%	100%
さいたま市	5%	24%	47%	0%	8%	15%	100%
横浜市	12%	25%	40%	1%	4%	16%	100%
名古屋市	33%	30%	17%	3%	13%	3%	100%
京都市	33%	25%	20%	2%	2%	16%	100%
大阪市	6%	30%	38%	6%	4%	15%	100%
神戸市	7%	19%	36%	7%	5%	27%	100%
福岡市	12%	24%	54%	0%	0%	10%	100%



図表(4) 問4 残食の経験の有無

(人)	ある	ない	合計	未回答
仙台市	32	24	56	1
さいたま市	62	40	102	0
横浜市	51	57	108	0
名古屋市	19	20	39	0
京都市	26	39	65	2
大阪市	56	21	77	0
神戸市	28	51	79	0
福岡市	43	29	72	0
合計	317	281	598	3

	ある	ない	合計
仙台市	57%	43%	100%
さいたま市	61%	39%	100%
横浜市	47%	53%	100%
名古屋市	49%	51%	100%
京都市	40%	60%	100%
大阪市	73%	27%	100%
神戸市	35%	65%	100%
福岡市	60%	40%	100%

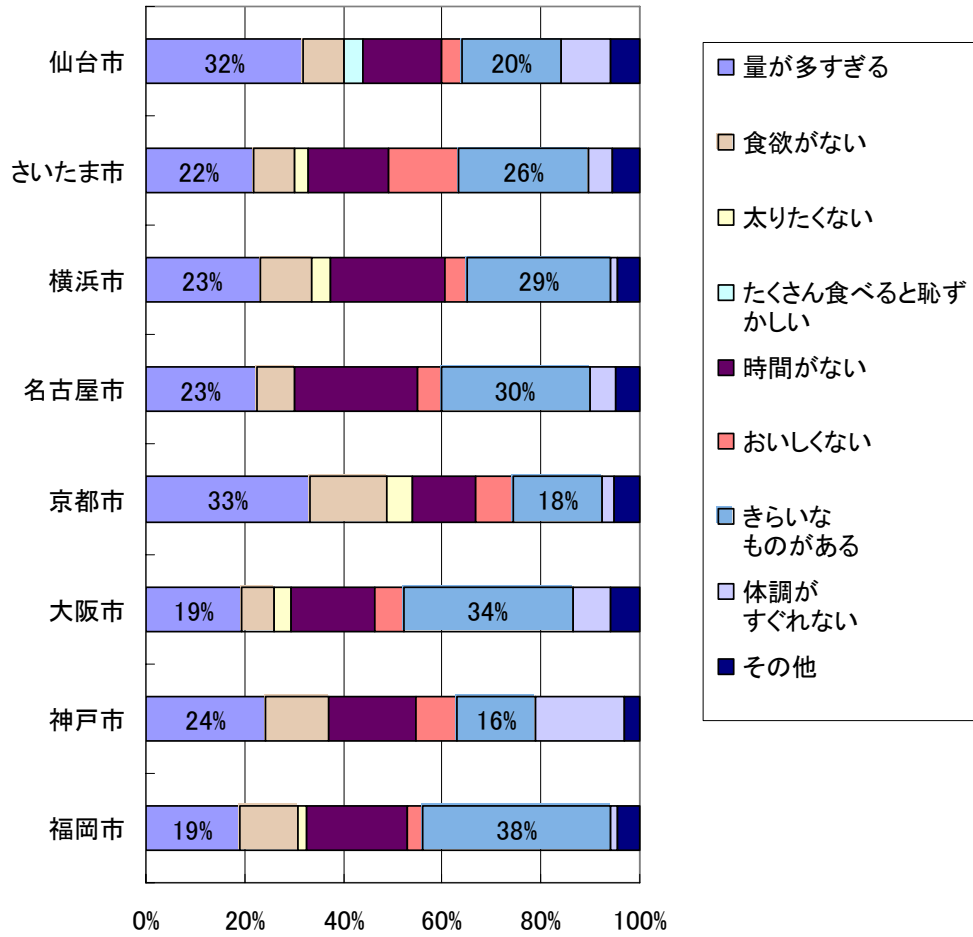


図表(4-1) 問 4-1 残食の理由

(人)	量が多すぎる	食欲がない	太りたくない	たくさん食べると恥ずかしい	時間がない
仙台市	16	4	0	2	8
さいたま市	23	9	3	0	17
横浜市	20	9	3	0	20
名古屋市	9	3	0	0	10
京都市	13	6	2	0	5
大阪市	23	8	4	0	20
神戸市	15	8	0	0	11
福岡市	13	8	1	0	14
合計	132	55	13	2	105
	おいしくない	きれいなものがある	体調がすぐれない	その他	
仙台市	2	10	5	3	
さいたま市	15	28	5	6	
横浜市	4	25	1	4	
名古屋市	2	12	2	2	
京都市	3	7	1	2	
大阪市	7	41	9	7	
神戸市	5	10	11	2	
福岡市	2	26	1	3	
合計	40	159	35	29	

	量が多すぎる	食欲がない	太りたくない	たくさん食べると恥ずかしい	時間がない
仙台市	32%	8%	0%	4%	16%
さいたま市	22%	8%	3%	0%	16%
横浜市	23%	10%	3%	0%	23%
名古屋市	23%	8%	0%	0%	25%
京都市	33%	15%	5%	0%	13%
大阪市	19%	7%	3%	0%	17%
神戸市	24%	13%	0%	0%	18%
福岡市	19%	12%	1%	0%	21%
	おいしくない	きれいなものがある	体調がすぐれない	その他	
仙台市	4%	20%	10%	6%	
さいたま市	14%	26%	5%	6%	
横浜市	5%	29%	1%	5%	
名古屋市	5%	30%	5%	5%	
京都市	8%	18%	3%	5%	
大阪市	6%	34%	8%	6%	
神戸市	8%	16%	18%	3%	
福岡市	3%	38%	1%	4%	

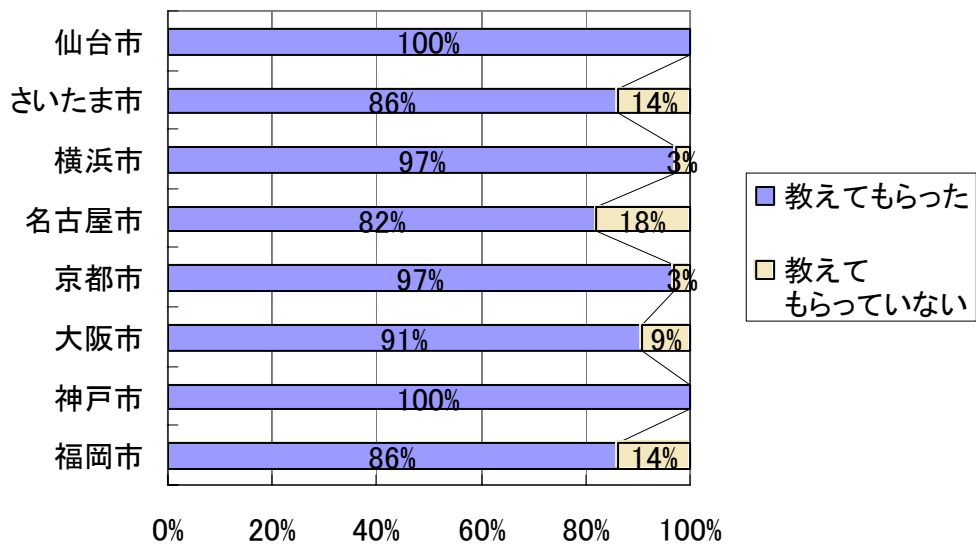
図表(4-1) (続き)



図表(5) 問5 食に関する指導「食品の働き」の記憶

(人)	教えてもらった	教えてもらっていない	合計	未回答
仙台市	57	0	57	0
さいたま市	88	14	102	0
横浜市	104	3	107	1
名古屋市	32	7	39	0
京都市	65	2	67	0
大阪市	70	7	77	0
神戸市	79	0	79	0
福岡市	62	10	72	0
合計	557	43	600	1

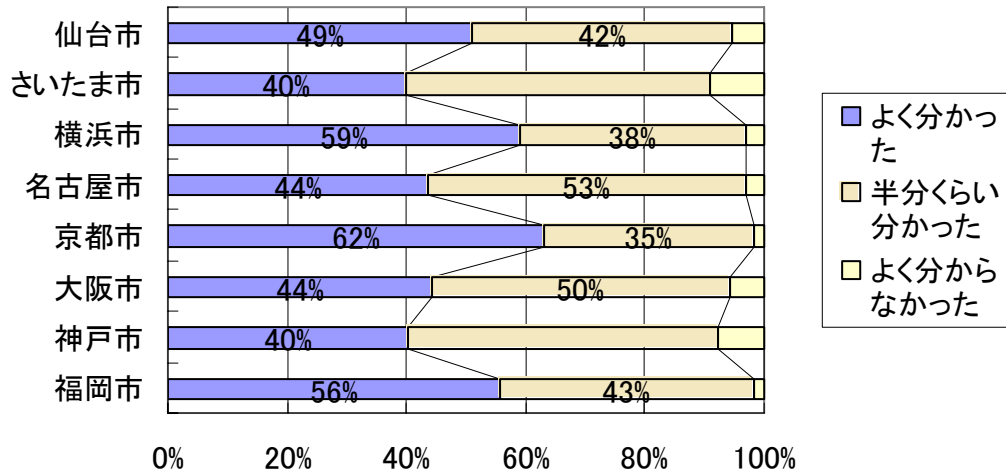
	教えてもらった	教えてもらっていない	合計
仙台市	100%	0%	100%
さいたま市	86%	14%	100%
横浜市	97%	3%	100%
名古屋市	82%	18%	100%
京都市	97%	3%	100%
大阪市	91%	9%	100%
神戸市	100%	0%	100%
福岡市	86%	14%	100%



図表(5-1) 問 5-1 食に関する指導「食品の働き」の理解度

(人)	よく分かった	半分くらい分かった	よく分からなかった	合計	未回答
仙台市	28	26	3	57	0
さいたま市	35	45	8	88	0
横浜市	61	39	3	103	1
名古屋市	14	17	1	32	0
京都市	41	23	1	65	0
大阪市	31	35	4	70	0
神戸市	31	40	6	77	2
福岡市	35	26	1	62	0
合計	276	251	27	554	3

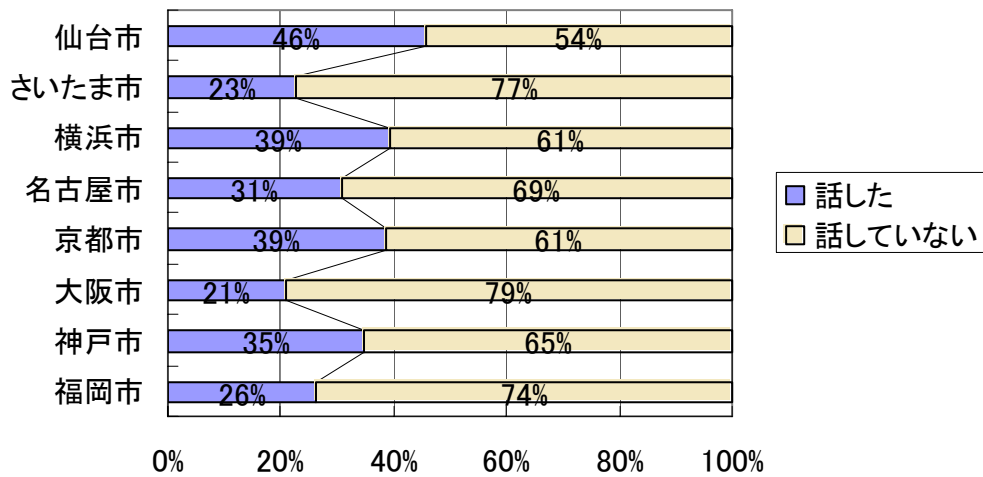
	よく分かった	半分くらい分かった	よく分からなかった	合計
仙台市	49%	46%	5%	100%
さいたま市	40%	51%	9%	100%
横浜市	59%	38%	3%	100%
名古屋市	44%	53%	3%	100%
京都市	63%	35%	2%	100%
大阪市	44%	50%	6%	100%
神戸市	40%	52%	8%	100%
福岡市	56%	42%	2%	100%



図表(6) 問6 食に関する指導「食品の働き」の家族への伝達度

(人)	話した	話していない	合計	未回答
仙台市	26	31	57	0
さいたま市	23	78	101	1
横浜市	42	65	107	1
名古屋市	12	27	39	0
京都市	26	41	67	0
大阪市	16	61	77	0
神戸市	27	51	78	1
福岡市	19	53	72	0
合計	191	407	598	3

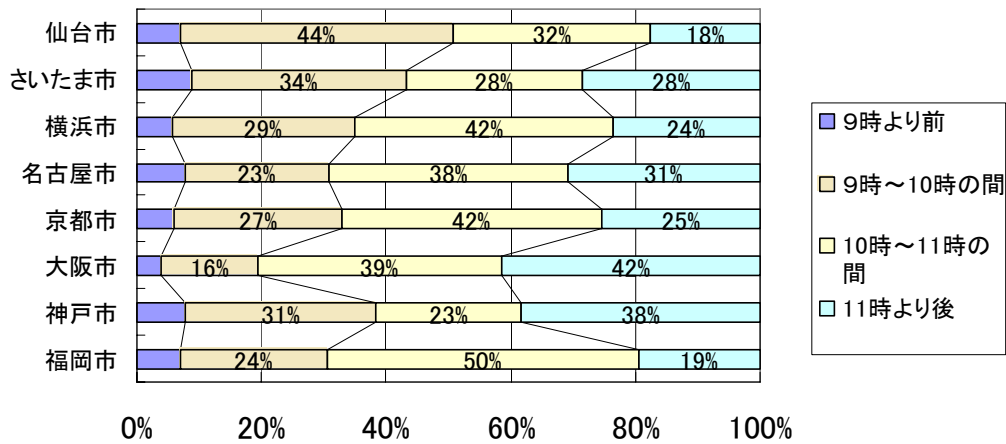
	話した	話していない	合計
仙台市	46%	54%	100%
さいたま市	23%	77%	100%
横浜市	39%	61%	100%
名古屋市	31%	69%	100%
京都市	39%	61%	100%
大阪市	21%	79%	100%
神戸市	35%	65%	100%
福岡市	26%	74%	100%



図表(7) 問7 生活習慣 昨夜の就寝時刻

(人)	9時より前	9時～10時の間	10時～11時の間	11時より後	合計	未回答
仙台市	4	25	18	10	57	0
さいたま市	9	35	29	29	102	0
横浜市	6	31	44	25	106	2
名古屋市	3	9	15	12	39	0
京都市	4	18	28	17	67	0
大阪市	3	12	30	32	77	0
神戸市	6	24	18	30	78	1
福岡市	5	17	36	14	72	0
合計	40	171	218	169	598	3

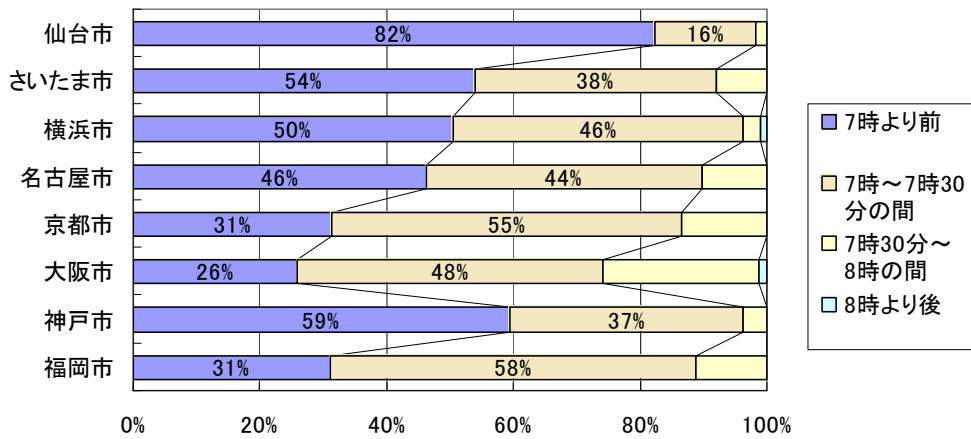
	9時より前	9時～10時の間	10時～11時の間	11時より後	合計
仙台市	7%	44%	32%	18%	100%
さいたま市	9%	34%	28%	28%	100%
横浜市	6%	29%	42%	24%	100%
名古屋市	8%	23%	38%	31%	100%
京都市	6%	27%	42%	25%	100%
大阪市	4%	16%	39%	42%	100%
神戸市	8%	31%	23%	38%	100%
福岡市	7%	24%	50%	19%	100%



図表(8) 問 8 生活習慣 今朝の起床時刻

(人)	7時より前	7時～7時30分の間	7時30分～8時の間	8時より後	合計	未回答
仙台市	47	9	1	0	57	0
さいたま市	55	39	8	0	102	0
横浜市	54	49	3	1	107	1
名古屋市	18	17	4	0	39	0
京都市	21	37	9	0	67	0
大阪市	20	37	19	1	77	0
神戸市	47	29	3	0	79	0
福岡市	22	41	8	0	71	1
合計	284	258	55	2	599	2

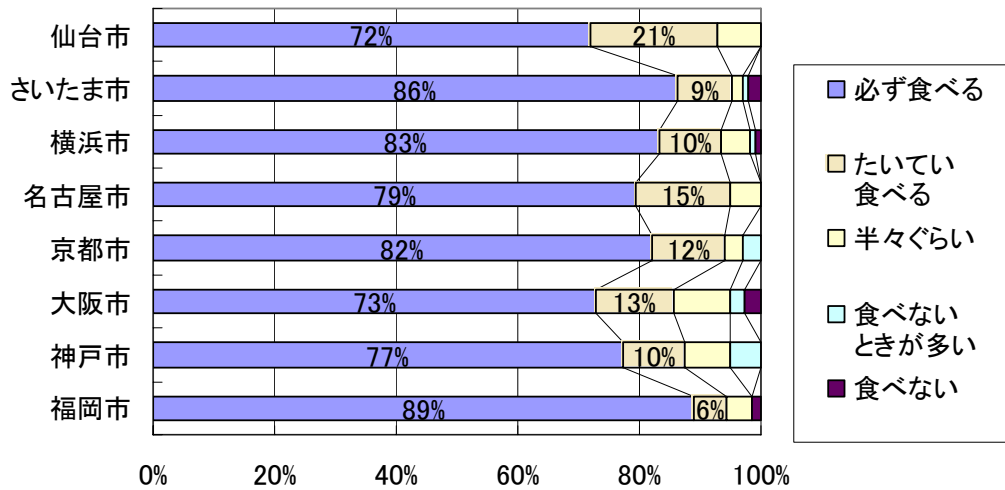
	7時より前	7時～7時30分の間	7時30分～8時の間	8時より後	合計
仙台市	82%	16%	2%	0%	100%
さいたま市	54%	38%	8%	0%	100%
横浜市	50%	46%	3%	1%	100%
名古屋市	46%	44%	10%	0%	100%
京都市	31%	55%	13%	0%	100%
大阪市	26%	48%	25%	1%	100%
神戸市	59%	37%	4%	0%	100%
福岡市	31%	58%	11%	0%	100%



図表(9) 問9 生活習慣 朝食摂食の有無

(人)	必ず食べる	たいてい食べる	半々ぐらい	食べないときが多い	食べない	合計	未回答
仙台市	41	12	4	0	0	57	0
さいたま市	88	9	2	1	2	102	0
横浜市	89	11	5	1	1	107	1
名古屋市	31	6	2	0	0	39	0
京都市	55	8	2	2	0	67	0
大阪市	56	10	7	2	2	77	0
神戸市	61	8	6	4	0	79	0
福岡市	64	4	3	0	1	72	0
合計	485	68	31	10	6	600	1

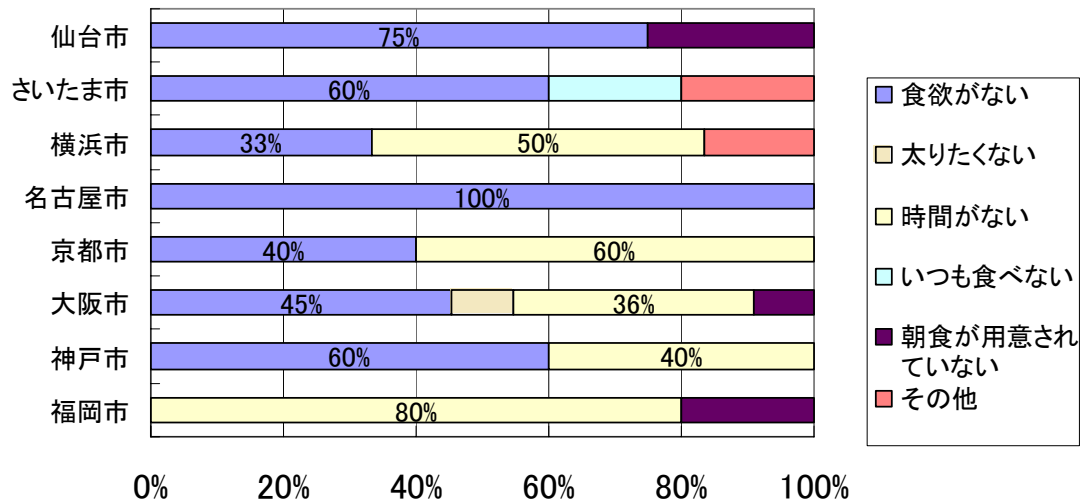
	必ず食べる	たいてい食べる	半々ぐらい	食べないときが多い	食べない	合計
仙台市	72%	21%	7%	0%	0%	100%
さいたま市	86%	9%	2%	1%	2%	100%
横浜市	83%	10%	5%	1%	1%	100%
名古屋市	79%	15%	5%	0%	0%	100%
京都市	82%	12%	3%	3%	0%	100%
大阪市	73%	13%	9%	3%	3%	100%
神戸市	77%	10%	8%	5%	0%	100%
福岡市	89%	6%	4%	0%	1%	100%



図表(9-1) 問 9-1 生活習慣 朝食を摂らない理由

(人)	食欲がない	太りたくない	時間がない	いつも食べない	朝食が用意されていない	その他	合計	未回答
仙台市	3	0	0	0	1	0	4	0
さいたま市	3	0	0	1	0	1	5	0
横浜市	2	0	3	0	0	1	6	0
名古屋市	1	0	0	0	0	0	1	1
京都市	2	0	3	0	0	0	5	0
大阪市	5	1	4	0	1	0	11	0
神戸市	6	0	4	0	0	0	10	0
福岡市	0	0	4	0	1	0	5	0
合計	22	1	18	1	3	2	47	1

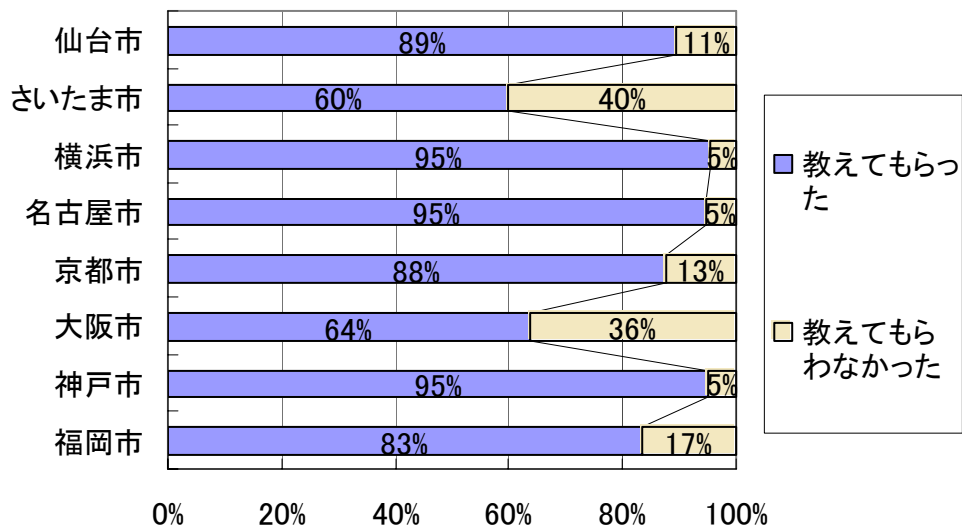
	食欲がない	太りたくない	時間がない	いつも食べない	朝食が用意されていない	その他	合計
仙台市	75%	0%	0%	0%	25%	0%	100%
さいたま市	60%	0%	0%	20%	0%	20%	100%
横浜市	33%	0%	50%	0%	0%	17%	100%
名古屋市	100%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
京都市	40%	0%	60%	0%	0%	0%	100%
大阪市	45%	9%	36%	0%	9%	0%	100%
神戸市	60%	0%	40%	0%	0%	0%	100%
福岡市	0%	0%	80%	0%	20%	0%	100%



図表(10) 問 10 食に関する指導「朝ごはんの大切さ」の記憶

(人)	教えてもらった	教えてもらわなかった	合計	未回答
仙台市	51	6	57	0
さいたま市	61	41	102	0
横浜市	101	5	106	2
名古屋市	37	2	39	0
京都市	56	8	64	3
大阪市	49	28	77	0
神戸市	75	4	79	0
福岡市	60	12	72	0
合計	490	106	596	5

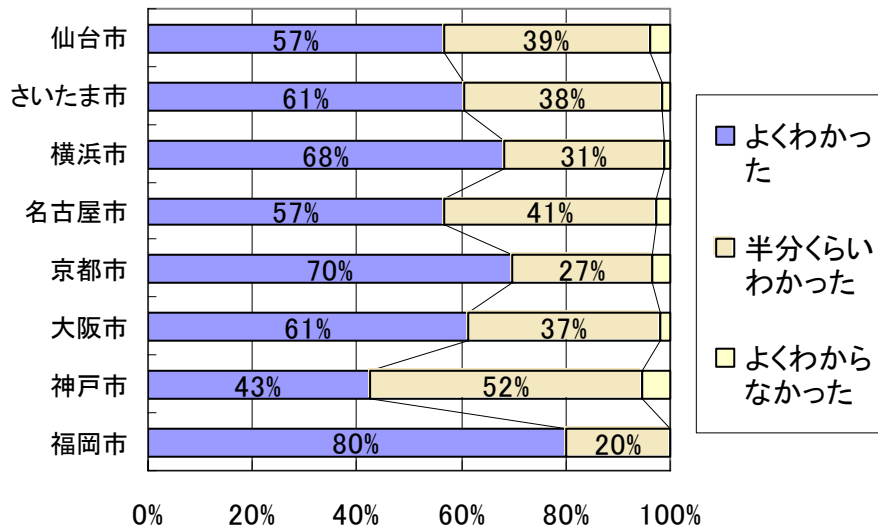
	教えてもらった	教えてもらわなかった	合計
仙台市	89%	11%	100%
さいたま市	60%	40%	100%
横浜市	95%	5%	100%
名古屋市	95%	5%	100%
京都市	88%	13%	100%
大阪市	64%	36%	100%
神戸市	95%	5%	100%
福岡市	83%	17%	100%



図表(10-1) 問 10-1 食に関する指導「朝ごはんの大切さ」の理解度

(人)	よくわかった	半分くらいわかった	よくわからなかった	合計	未回答
仙台市	29	20	2	51	0
さいたま市	37	23	1	61	0
横浜市	69	31	1	101	0
名古屋市	21	15	1	37	0
京都市	39	15	2	56	0
大阪市	30	18	1	49	0
神戸市	32	39	4	75	0
福岡市	48	12	0	60	0
合計	305	173	12	490	0

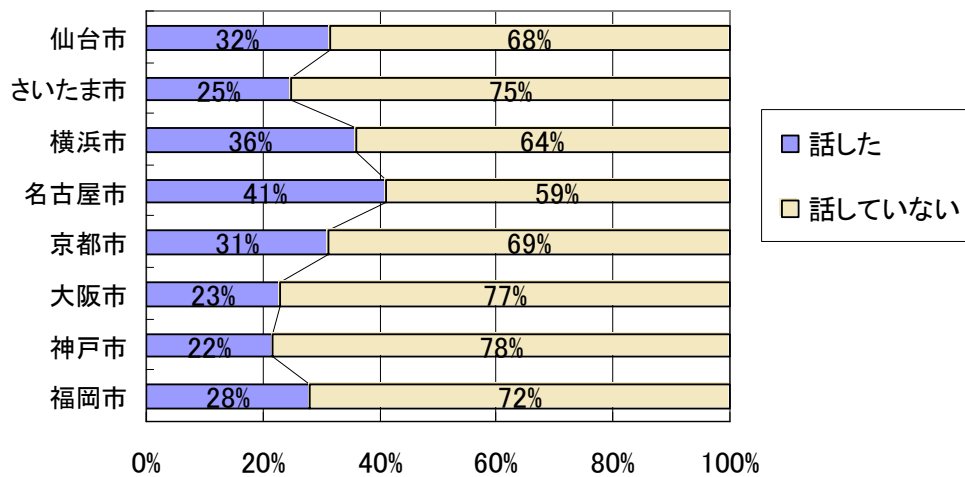
	よくわかった	半分くらいわかった	よくわからなかった	合計
仙台市	57%	39%	4%	100%
さいたま市	61%	38%	2%	100%
横浜市	68%	31%	1%	100%
名古屋市	57%	41%	3%	100%
京都市	70%	27%	4%	100%
大阪市	61%	37%	2%	100%
神戸市	43%	52%	5%	100%
福岡市	80%	20%	0%	100%



図表(11) 問 11 食に関する指導「朝ごはんの大切さ」の家族への伝達度

(人)	話した	話していない	合計	未回答
仙台市	18	39	57	0
さいたま市	25	76	101	1
横浜市	38	68	106	2
名古屋市	16	23	39	0
京都市	20	44	64	3
大阪市	17	57	74	3
神戸市	17	62	79	0
福岡市	20	51	71	1
合計	171	420	591	10

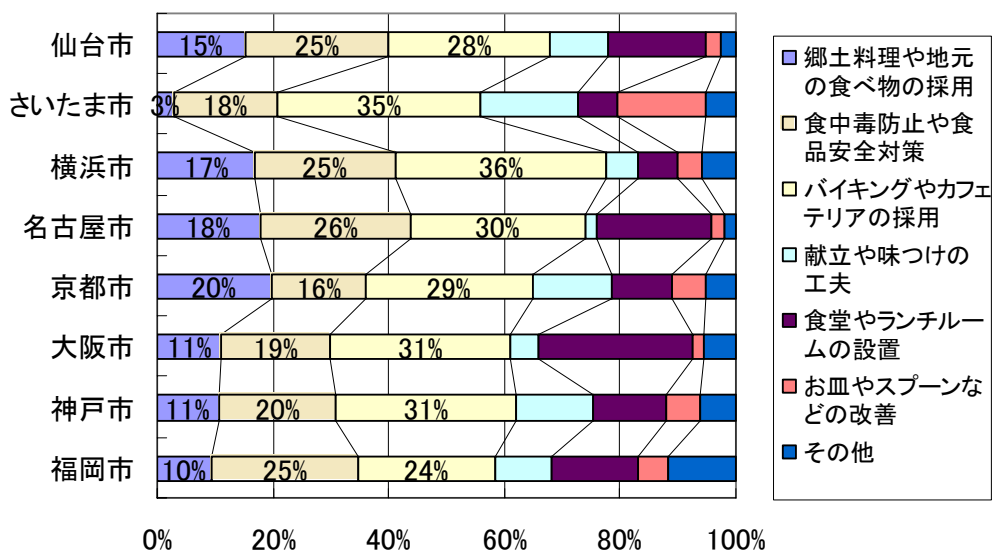
	話した	話していない	合計
仙台市	32%	68%	100%
さいたま市	25%	75%	100%
横浜市	36%	64%	100%
名古屋市	41%	59%	100%
京都市	31%	69%	100%
大阪市	23%	77%	100%
神戸市	22%	78%	100%
福岡市	28%	72%	100%



図表(12) 問 12 給食に対する希望(3つまで選択)

(人)	郷土料理や地元の食べ物の採用	食中毒防止や食品安全対策	バイキングやカフェテリアの採用	献立や味つけの工夫	食堂やランチルームの設置	お皿やスプーンなどの改善	その他
仙台市	18	29	33	12	20	3	3
さいたま市	6	37	72	35	14	31	11
横浜市	37	54	80	12	15	9	13
名古屋市	17	25	29	2	19	2	2
京都市	23	19	34	16	12	7	6
大阪市	22	38	62	10	53	4	11
神戸市	21	39	60	26	25	11	12
福岡市	14	37	35	14	22	8	17
合計	158	278	405	127	180	75	75

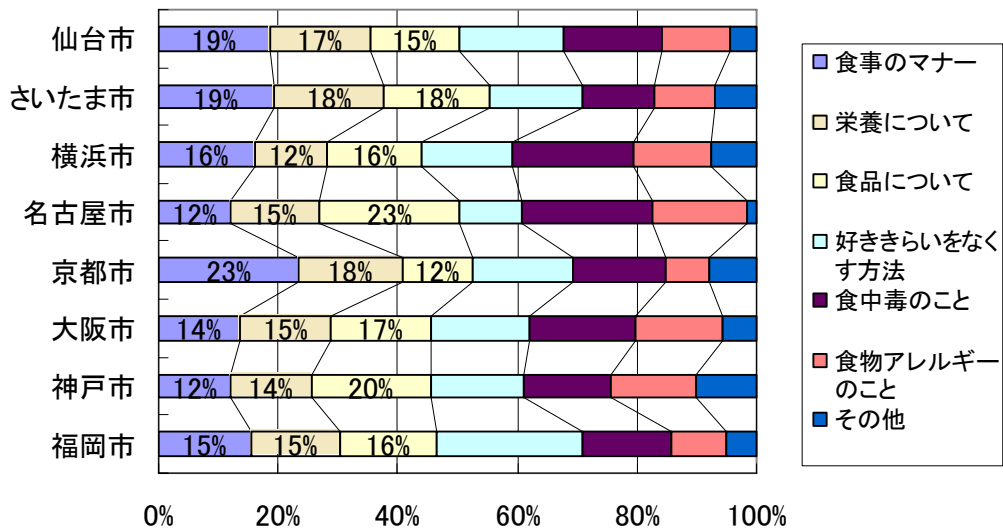
	郷土料理や地元の食べ物の採用	食中毒防止や食品安全対策	バイキングやカフェテリアの採用	献立や味つけの工夫	食堂やランチルームの設置	お皿やスプーンなどの改善	その他
仙台市	15%	25%	28%	10%	17%	3%	3%
さいたま市	3%	18%	35%	17%	7%	15%	5%
横浜市	17%	25%	36%	5%	7%	4%	6%
名古屋市	18%	26%	30%	2%	20%	2%	2%
京都市	20%	16%	29%	14%	10%	6%	5%
大阪市	11%	19%	31%	5%	27%	2%	6%
神戸市	11%	20%	31%	13%	13%	6%	6%
福岡市	10%	25%	24%	10%	15%	5%	12%



図表(13) 問 13 給食時の食に関する指導の内容に対する希望 (学習意欲喚起度、7 つまで選択)

(人)	食事のマナー	栄養について	食品について	好ききらいをなくす方法	食中毒のこと	食物アレルギーのこと	その他
仙台市	25	22	20	23	22	15	6
さいたま市	36	34	33	29	22	19	13
横浜市	38	29	37	36	48	31	18
名古屋市	14	17	27	12	25	18	2
京都市	32	24	16	23	21	10	11
大阪市	29	32	35	35	37	31	12
神戸市	25	28	41	32	30	29	21
福岡市	24	23	25	38	23	14	8
合計	223	209	234	228	228	167	91

	食事のマナー	栄養について	食品について	好ききらいをなくす方法	食中毒のこと	食物アレルギーのこと	その他
仙台市	19%	17%	15%	17%	17%	11%	5%
さいたま市	19%	18%	18%	16%	12%	10%	7%
横浜市	16%	12%	16%	15%	20%	13%	8%
名古屋市	12%	15%	23%	10%	22%	16%	2%
京都市	23%	18%	12%	17%	15%	7%	8%
大阪市	14%	15%	17%	17%	18%	15%	6%
神戸市	12%	14%	20%	16%	15%	14%	10%
福岡市	15%	15%	16%	25%	15%	9%	5%



図表(14) 問 14 給食に対する感想、意見、要望 (例)

仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・ラーメンが出たとき、みそがうすくてあまりおいしくなかった！ ・つくえをふかないので、ちゃんとふいてほしいです！ ・ここああげぱんが出る量を増やしてほしい(おいしいから)。バイキングも1年に2～3回してほしい
さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の具合に合わせて選びたい。学校の人全員とかかわって、食堂やカフェテリアみたいなをつくって自由に食べたい。 ・もっといろいろなデザートを出してほしい。(アイスとか、シャーベットとか、タルトとか、くだものとか) ・いつも栄養のことを考えてくれてありがとうございます。
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・おいしい。給食をのこすもったいないと思う。 ・えいようがとれていていいと思う。安ぜんなものを作ってほしい。 ・4、5、6年生はなぜおさらなのか。すぐわれるから。もうちょっとお茶類を出してほしい。
名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ・パンを一枚にしたい。もっと野菜をきざんでほしい(ピーマン、グリーンピース) ・給食の時間をもっと長くしてもらいたい ・バランス良く作られているし、このままの給食でいいと思います。(主食、主菜、副菜)
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂みたいにして、メニューを選べるようにしてほしい ・もっと給食調理いんをふやしたほうがいいと思う。 ・給食の時間はふだん家であまり食べないものきらいなものをだされた分は食べれるようになる
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・バイキングにしてほしい ・あと少し給食の時間を長くしてほしい(5分くらい)。 ・いつも給食を食べていて、いつもどんな食料をつかっておいしいものができるかしらべたい。
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・パンの種類をふやしてほしい。高級料理を出してほしい。 ・ごはんと牛乳の組み合わせはやめてほしい。 ・ナンをもっと出してほしい(カレーとセット)
福岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・ラーメンなどめん類がのびているのでおいしくない。 ・私はきらいな食べ物をへらしたいです。 ・給食は栄養バランスを考えて作ってくれているから安心。でも1階から牛乳など重たいものをはこぶのは大変だから、1階2階と全体に冷ぞう庫をおいてほしい。

(注) 各小学校児童の回答から各市3件ずつ任意に選択した。表記は原文のとおり

付表 需要側（児童）アンケート協力校（8市8校）

			クラス数 (組)	サンプル数 (人)	回収数 (人)	回収率
1	仙台市	燕沢小学校	2	59	57	97%
2	さいたま市	常盤小学校	3	102	102	100%
3	横浜市	宮谷小学校	3	108	108	100%
4	名古屋市	御劔小学校	2	43	39	91%
5	京都市	新町小学校	2	81	67	83%
6	大阪市	片江小学校	2	77	77	100%
7	神戸市	なぎさ小学校	3	92	79	86%
8	福岡市	塩原小学校	2	76	72	95%
	合計		19	638	601	94%

回答らん
(あてはまるものに○をつけてください。)

◆あなたの性別は

- | | |
|------|-----------------------------|
| 1. 男 | 1. <input type="checkbox"/> |
| 2. 女 | 2. <input type="checkbox"/> |

◆給食について、質問します。

問1 あなたは、給食が好きですか、きらいですか。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| 1. 大好き | 1. <input type="checkbox"/> |
| 2. 好き | 2. <input type="checkbox"/> |
| 3. どちらとも言えない | 3. <input type="checkbox"/> |
| 4. きらい | 4. <input type="checkbox"/> |
| 5. 大きらい | 5. <input type="checkbox"/> |

(問1で「1.大好き」「2.好き」と答えた人だけに質問します。)

給食が好きな理由は何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。(1つ または 2つでもよい)

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1. おいしい給食が食べられる | 1. <input type="checkbox"/> |
| 2. 好きなものが食べられる | 2. <input type="checkbox"/> |
| 3. みんなと一緒に食べられる | 3. <input type="checkbox"/> |
| 4. みんなと同じものを食べられる | 4. <input type="checkbox"/> |
| 5. 先生と一緒に食べられる | 5. <input type="checkbox"/> |
| 6. 家で食べられない料理が食べられる | 6. <input type="checkbox"/> |
| 7. 栄養のバランスがとれた食事が食べられる | 7. <input type="checkbox"/> |

問2 小学校で給食はあったほうがよいと思いますか。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1. 思う | 1. <input type="checkbox"/> |
| 2. 思わない | 2. <input type="checkbox"/> |

(問2で「1.思う」と答えた人だけに質問します。)

小学校で給食があったほうがよいと思う理由は何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。(1つ または 2つでもよい)

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 1. 栄養のバランスがとれているから | 1. <input type="checkbox"/> |
| 2. 好ききらいがなくなるから | 2. <input type="checkbox"/> |
| 3. 食事のマナーがよくなるから | 3. <input type="checkbox"/> |
| 4. 給食当番などをみんなと一緒にすることが大切だから | 4. <input type="checkbox"/> |

- | | | |
|-----------------------|-----|--------------------------|
| 5. みんなと同じものが食べられるから | 5. | <input type="checkbox"/> |
| 6. みんなと一緒に食べられるから | 6. | <input type="checkbox"/> |
| 7. たくさんまとめて作ると安くできるから | 7. | <input type="checkbox"/> |
| 8. お弁当をもってこなくてもよいから | 8. | <input type="checkbox"/> |
| 9. 衛生に気をつけているから | 9. | <input type="checkbox"/> |
| 10. その他 | 10. | <input type="checkbox"/> |
| 11. とくにない | 11. | <input type="checkbox"/> |

問3 あなたは「食育(しょくいく)」ということばを知っていますか。

- | | | |
|----------|----|--------------------------|
| 1. 知っている | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. 知らない | 2. | <input type="checkbox"/> |

(問3で「1.知っている」と答えた人だけに質問します。)

あなたは「食育」ということばを、どのようにしてはじめて知りましたか。あてはまるものを1つ選んでください。

- | | | |
|----------------|----|--------------------------|
| 1. 先生から教えてもらった | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. 家族から教えてもらった | 2. | <input type="checkbox"/> |
| 3. テレビで知った | 3. | <input type="checkbox"/> |
| 4. 新聞で知った | 4. | <input type="checkbox"/> |
| 5. 本で知った | 5. | <input type="checkbox"/> |
| 6. その他 | 6. | <input type="checkbox"/> |

問4 あなたは、給食で出されたものを残すことがありますか。

- | | | |
|--------|----|--------------------------|
| 1. はい | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. いいえ | 2. | <input type="checkbox"/> |

(問4で「1.はい」と答えた人だけに質問します。)

給食を残すときの理由は何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。(1つ または 2つでもよい)

- | | | |
|--------------------|----|--------------------------|
| 1. 量が多すぎるから | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. 食欲がないから | 2. | <input type="checkbox"/> |
| 3. 太りたくないから | 3. | <input type="checkbox"/> |
| 4. たくさん食べると恥ずかしいから | 4. | <input type="checkbox"/> |
| 5. 時間がないから | 5. | <input type="checkbox"/> |
| 6. おいしくないから | 6. | <input type="checkbox"/> |
| 7. きらいなものがあるから | 7. | <input type="checkbox"/> |
| 8. 体調がすぐれないから | 8. | <input type="checkbox"/> |
| 9. その他 | 9. | <input type="checkbox"/> |

問5

あなたは、給食の時間に「食品の働き」には「おもに血や肉となる赤色の食品」、「おもに熱や力となる黄色の食品」、「おもに体の調子をととのえる緑色の食品」というように「赤、黄、緑」の三つの食品それぞれの役割があることを、教えてもらいましたか。

- | | | |
|--------|----|--------------------------|
| 1. はい | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. いいえ | 2. | <input type="checkbox"/> |

(問5で「1.はい」と答えた人だけに質問します。)

「赤、黄、緑」の食品の働きについて教えてもらったことについて、どのくらいわかりましたか。

- | | | |
|--------------|----|--------------------------|
| 1. よくわかった | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. 半分くらいわかった | 2. | <input type="checkbox"/> |
| 3. よくわからなかった | 3. | <input type="checkbox"/> |

問6

あなたは給食の時間に教えてもらった「赤、黄、緑の食品」について、ご家族の方に話しましたか。

- | | | |
|-----------|----|--------------------------|
| 1. 話した | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. 話していない | 2. | <input type="checkbox"/> |

問7

きのうの夜は何時にねましたか。

- | | | |
|--------------|----|--------------------------|
| 1. 9時より前 | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. 9時～10時の間 | 2. | <input type="checkbox"/> |
| 3. 10時～11時の間 | 3. | <input type="checkbox"/> |
| 4. 11時より後 | 4. | <input type="checkbox"/> |

問8

今日の朝は何時に起きましたか。

- | | | |
|---------------|----|--------------------------|
| 1. 7時より前 | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. 7時～7時30分の間 | 2. | <input type="checkbox"/> |
| 3. 7時30分～8時の間 | 3. | <input type="checkbox"/> |
| 4. 8時より後 | 4. | <input type="checkbox"/> |

問9

ふだん、学校に行く前に朝食を食べますか。

- | | | |
|-------------------------|----|--------------------------|
| 1. 必ず食べる | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. たいてい食べる | 2. | <input type="checkbox"/> |
| 3. 食べるときと食べないときとが、半々ぐらい | 3. | <input type="checkbox"/> |
| 4. 食べないときが多い | 4. | <input type="checkbox"/> |
| 5. 食べない | 5. | <input type="checkbox"/> |

(問9で「3.食べる時と食べない時とが、半々くらい」「4.たべない時が多い」「5.食べない」と答えた人だけに質問します。)

朝食を食べない理由は何ですか。あてはまるものを1つ選んでください。

- | | | |
|------------------|----|--------------------------|
| 1. 食欲がないから | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. 太りたくないから | 2. | <input type="checkbox"/> |
| 3. 時間がないから | 3. | <input type="checkbox"/> |
| 4. いつも食べないから | 4. | <input type="checkbox"/> |
| 5. 朝食が用意されていないから | 5. | <input type="checkbox"/> |
| 6. その他 | 6. | <input type="checkbox"/> |

問10 あなたは、給食の時間に「朝ごはんを食べることの大切さ」について、教えてもらいましたか。

- | | | |
|--------|----|--------------------------|
| 1. はい | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. いいえ | 2. | <input type="checkbox"/> |

(問10で「1.はい」と答えた人だけに質問します。)

「朝ごはんを食べることの大切さ」について教えてもらったことについて、どのくらいわかりましたか。

- | | | |
|--------------|----|--------------------------|
| 1. よくわかった | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. 半分くらいわかった | 2. | <input type="checkbox"/> |
| 3. よくわからなかった | 3. | <input type="checkbox"/> |

問11 あなたは給食の時間に教えてもらった「朝ごはんを食べることの大切さ」について、ご家族の方に話しましたか。

- | | | |
|-----------|----|--------------------------|
| 1. 話した | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. 話していない | 2. | <input type="checkbox"/> |

問12 給食について、あなたの希望にあてはまるものを、3つ選んでください。(1つでも 2つでもよい。)

- | | | |
|-------------------------------------|----|--------------------------|
| 1. 郷土料理や地元で昔から伝わっている食べ物を取り入れてほしい | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. 食中毒などは怖いので、安全な食品を使ってほしい | 2. | <input type="checkbox"/> |
| 3. バイキングやカフェテリアなど、自分で選べる食事をもっとしてほしい | 3. | <input type="checkbox"/> |
| 4. こん立てや味つけをもっと工夫してほしい | 4. | <input type="checkbox"/> |
| 5. 食堂やランチルームなどをつくってほしい | 5. | <input type="checkbox"/> |
| 6. お皿やスプーンなど食器をもっと良くしてほしい | 6. | <input type="checkbox"/> |
| 7. その他 | 7. | <input type="checkbox"/> |

問13

給食の時間に何か教えてもらったら、あなたがもっと教えてほしいと思っていることは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | | |
|---|----|--------------------------|
| 1. 食事のいろいろなマナー（たとえば、食器具の使い方、食べ方、みんなと楽しく食べる方法 など） | 1. | <input type="checkbox"/> |
| 2. 栄養についてのいろいろなこと（たとえば、どの食品にどんな栄養が含まれているか、からだの成長のためにはどんな食品がよいかなど） | 2. | <input type="checkbox"/> |
| 3. 食品についてのいろいろなこと（たとえば、歴史や産地、作った人のこと、産地から学校まで届く道すじ など） | 3. | <input type="checkbox"/> |
| 4. 好ききらいをなくす方法 | 4. | <input type="checkbox"/> |
| 5. 食中毒のこと（たとえば、食中毒には種類があるか、どんなときにおきるか、どうやったら防ぐことができるか など） | 5. | <input type="checkbox"/> |
| 6. 食物アレルギーのこと（たとえば、食物アレルギーにはどんな種類があるか、どんな食べ物でアレルギーがおきるか、どうやったら防ぐことができるか など） | 6. | <input type="checkbox"/> |
| 7. その他 | 7. | <input type="checkbox"/> |

問14

給食について、あなたがふだん感じていることや、もっとこうしたらいいと思っていることを、自由に書いてください。

◆アンケートへのご協力、どうもありがとうございました。

謝 辞

— アンケート調査に御協力いただいた皆様へ —

本研究のために、昨夏以来、ヒアリング調査に応じていただいた皆様、また年度末の非常な繁忙期に詳細なアンケート調査にご協力をいただいた 14 政令市担当課と、仙台、さいたま、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡の 8 市 8 小学校の関係者の皆様に、心から感謝申し上げたい。

とくに予算、人員に係る質問項目について県費職員分につき煩瑣な作業をいとわず算出いただいた市、「食育」に係る設問について教育委員会の所管を超えるものについて、市長部局関係課へ細かく照会の上ご回答いただいた市、さらに、問 4 をはじめ、自由記述を求める回答に対し、率直かつ積極的にご回答をお寄せいただいた市も少なくない。

民間の第三者からの任意の調査に対するこうした対応からは、それぞれに市政の情報公開と所管業務の改善に取り組む姿勢や意欲もうかがえ、かりに回答をいただいた内容が厳しい課題をはらむものであったとしても、それらの市の今後の施策・事業の取り組みの進展が期待される。

また、各小学校については、回答いただいた 5 年生児童の皆さんはもとより、各校の校長先生、教頭先生、5 年生担任の諸先生方に、これも卒業式を控えた繁忙期に、貴重な時間を割いて本アンケート調査にご協力をいただいたことに厚く御礼申し上げたい。

「私も含め、教師は日々さまざまな調査や研究を重ねているが、こうした外部の調査結果を還元してもらえれば、また教育現場でも活用してより良い教育内容にしていく参考となる」と語っていただいた校長先生もおられた。

本調査研究が、小学校給食事業のあり方、小学校給食を通じた食育の進め方を考える上での一つの素材となれば幸いである。

第3章 政令市の協働・パートナーシップ事業に関する調査・分析

第1節 問題意識

1 「参画」と「協働」

近年、地方自治体の各種計画において、市民と行政による「参画」と「協働」の「まちづくり」が謳われることが多くなってきた。最近の第3次、第4次にあたる自治体総合計画では、多くの自治体で「協働」の概念が導入され、政策の大きな柱となってきた。

「協働」は、もともとインディアナ大学のビンセント・オストロムが唱えたC o - P r o d u c t i o n（共同生産）の翻訳概念であった。だが、それを意識しているむきはあまりない。「協働」という言葉は、その出自を意識されないまま、急速に我が国に土着化しつつあるともいえるのではないだろうか。

市民と自治体政府との「協働」が成立するためには、その取組課題に関する情報の対称性が確立していなければならない。情報の対称性を確保するためには、市民側からの情報アクセスを許容する「情報公開」レベルのシステムにとどまることなく、積極的に情報の等量・等質な共有を確立するシステムが存在しなくてはならない。それが市民「参画」の各種制度・回路である。

「参加（P a r t i c i p a t i o n）」は、政府行動の各プロセスにおける、市民のある部分的な参入を意味する。特に多いのは事業実行段階におけるボランティアとしての市民参加であろう。この場合、参加者は事業の責任主体ではない。一方、「参画（E n c o u n t e r）」は、「画」という字義のとおり、企画・計画段階からの関わりを意味する。つまり、取組課題に関する政策形成、政策決定、政策実行、政策評価、政策修正（再政策形成）と流れる一連の過程の、最初から最後まで関わりを持つということである。したがって、参画の当事者は事業の共同責任を有する。

要するに、「参画」を前提としなくては「協働」は成り立ち得ないのである。システムとしての「参画」があって行動方式としての「協働」が成り立ち、「協働」のプロセスを通じて、市民と行政との「まちづくり」が実現していく、というのが「参画と協働によるまちづくり」というべきであろう。

2 「まちづくり」を問い直す

では「まちづくり」とは一体何だろうか。1980年代から90年代前半までの「まちづくり」は、衰退期に入った中心市街地の活性化、駅前再開発などの合い言葉であり、まちづくりは「都市（再）開発」「都市（再）整備」と同義でもあった。ここには、地方自治体のターミナルや中心部こそが「まち」であり、そこに資本の再投資、集中投資を行うことが自治体の衰微を防ぐのであるという意識が強く作用している。このような中央集権的、集中主義的リーダーシップ論やトリガー（引き金）論が、結果的に「まちづくり」という

言葉を土木建設のハードウェア志向として強く色づけてきた経過がある。

そこには、分権社会の主体となる市民やコミュニティが意識されることはなかった。都市部における、中心市街地以外の住宅街区のコミュニティづくりは、「まちづくり」の対象から除外されてきたのである。また、郡部における人口減少、高齢化等に対する取り組みは、「まちづくり」ではなくて、「ふるさとづくり」「むらおこし」であり、異なる分野の課題であると考えられてきた。だがもはや、これらは言葉の遊びに過ぎない。筆者に言わせれば、どのような「まちづくり」「ふるさとづくり」「むらおこし」も、三層にわたる社会資本の（再）蓄積とその活用、活性化を意味することにおいて同じである。つまりそれらは、各種社会資本のストック形成とそのフロー化を意味するのである。

ここでいう社会資本（Social Capital）は、インフラとしてのハード・ウェアばかりを意味するのではなく、社会的共通資本（Social Overhead Capital）としての技術、伝承、慣習、ルール等のソフト・ウェアも包含する。それだけではない、R. パットナムが言う、自発的個人、社会集団、各種団体、そしてそれらの間のコミュニケーションまでをとらえる「社会的関係資本」をも包含するのである。

縮めて言えば、「まちづくり」とは「人や集団＝ヒューマン・ウェア」づくりから始まり、次に「技術、ルール＝ソフト・ウェア」へと進み、さらに「モノ＝ハード・ウェア」に至る、きわめて構造的な取り組みなのである。したがって、地方自治体が地方分権時代のこまやかな「まちづくり」を主題とするときに、主体である市民の参画を得て、市民と行政の協働による社会資本の再形成・活性化を志向するのは当然のこと、と考えなくてはならない。

3 自治体政策としての「協働」の内容を問う

このように、参画と協働があって、地域のまちづくりが進む。そのカギとなる「協働」政策が地方自治体において、どのようにビルト・インされているかが、当該自治体における市民社会・地域社会への分権化と、自治体改革への決意及び取り組み水準をも表しているはずである。そして協働がたんなる謳い文句、絵に描いた餅とならないためには、そこに謳われている協働事業の内容やその有効性を明確にしていく必要がある。

とはいえ、現実の「協働」を主題とした行政は、自治会、NPO担当部局の縦割り行政として実行されているケースも多く、多くの自治体では、全行政分野を横断する総合行政として展開される熟度に達していないというのが実情である。中には、民間下請け的に「協働」を発想しているところもある。

「協働」は、いずれ行政システムの改革を必然とする取り組みである。また、市民団体、市民社会側にも、一定の自治力、経営力が要求される試金石である。ここで注意しなければならないのは、協働システムの組織としての相手方には、地域自治会、町内会等のコミュニティ型集団（地縁組織）とNPO、ボランティア団体などのアソシエーション型集団（志縁組織）とがあり、それぞれ性格を異にしていることである。コミュニティ型集団は、その

地域に居住している人を構成要素とし、地域に関する課題、日常的公共サービスに好むと好まざるとを問わず関与しなければならない恒常的組織である。

一方、アソシエーション型集団は、一定の目的を持った住民が篤志的に集合した団体であり、一定の目標に対しては専門性と集中力を発揮するが、地域に発生する他の分野の課題に対しては無関心であり、活動範囲もフレキシブルで、その活動成果においても組織の強度においても流動的である。都市部でも郡部でもこの二つが混在するが、両集団の特性を十分見極めて協働体制を構築していかなければならない。

都市部では後者の活性度が優位であり、郡部では前者が優位であることが想定できる。ただ、世間的にも目を引くアソシエーション型集団との協働システムは、自治体の全行政区域を満遍なくカバーし、日常的な公共サービスを一貫して恒常的に遂行していくことには向かない。これらの公共サービスを地道に恒常的に果たしていくパートナーとして、コミュニティ組織の活性化と強化が喫緊の課題として浮かび上がっているのである。これらへの対策の一環として、市町村合併を契機としたコミュニティ単位の近隣政府型組織である「住民自治協議会」なども結成され、自治体改革の大きな基盤ともなってきたが、今後は、これらも両者を視野に入れて「協働システム」の充実・強化を進めて行かなくてはならないのではないだろうか。

第2節 調査方法

アンケート調査とヒアリングによる調査を併用した。政令市をヒアリング調査し、項目別に用意したチェックリストに記入する。(関西以外の遠隔地については、アンケート及び電話取材、メール取材等を併用した。今回は、関西の三都市のほか、札幌市、仙台市、福岡市にアンケートに答えていただいた。)

チェックリストは、①官民協働の基本姿勢、②官民協働への体制づくり、③恒常的コミュニティ組織、地縁組織、④アソシエーション型組織、志縁組織、⑤地域経済活性化への官民協働の五分野について設問することとした。次章「評価項目」に則して、ブレイクダウンしたチェック項目を用いる(アンケートも同内容である)。

第3節 評価項目(チェック・リスト)の内容

1 官民協働への基本姿勢

- (1) 総合計画に官民協働の理念が明確に謳われているか。
 - ・「理念のみの記述」「理念と共に具体的施策まで記述」「さらに実施日程、成果目標まで記述」かのレベルチェック。
- (2) 「自治基本条例」や「市民参加条例」が制定されているか。
- (3) 条例に「自分たちのことは自分たちで決める」という基本精神が記述されている

か。

- (4) 審議会の委員の半数以上が民間委員で占められているか。
- (5) 公募民間委員の比率が審議会委員全体の4割以上を占めているか。
- (6) 「自治基本条例」や「市民参加条例」は全てホームページで紹介されているか。
- (7) パブリックコメント制度を実施しているか。

2 官民協働への体制づくり

- (1) 地域住民への協働活動施策設定は区役所にどの程度任されているか。
- (2) 区役所内で行う事業費の役何%が市区役所の自由裁量に任されているか。
- (3) 全庁内横断的に市民協働活動に対応する体制（連絡会、庁内協議会など）ができているか。
- (4) 「地域自治区制度」（2004年5月地方自治法改正による）を導入しているか。
- (5) 職員による「地域担当者制」を導入しているか。
- (6) 住民の集会に行政の首長や幹部が出向いて説明、意見交換の仕組み（タウンミーティングなど）があるか。…・実施回数などの実績
- (7) 協働の成果をチェックする中立の評価機関（民間委員が半数以上）があるか。
- (8) 住民参加での事故に対する傷害保険などのリスク管理はされているか。

3 恒常的コミュニティ組織、地縁組織（自治会、町内会、地域連合会など）

- (1) 自治会に関する明確な規定を準備しているか。
…・目的・役割・義務、責任など
- (2) 自治会連合会、住民自治協議会等の広域自治組織は機能しているか。
- (3) 自治会の会員組織率は把握されているか
- (4) 自治会等に対する公共サービスの委託状況
…・市政広報誌、通知などの配布
 - ・自治会地域内の清掃、草取り、溝掃除など
 - ・防犯、見回りなど
 - ・地域集会所などの施設の施錠、管理など
 - ・防災時の協力体制の事前制定
 - ・ボランティア、NPOなどとの協力取り決めの有無
 - ・独居老人などの定時訪問など
 - ・自治体主催の行事の運営への参画（市民祭り、市民運動会など）
- (5) 自治会、町内会などの組織のNPO法人化を進めているか。
- (6) 自治会・町内会などを中心として、地域自治組織を発展的に組織化した、条例等設置による「住民自治協議会」などを組織しているか。
- (7) 「地域通貨」などの地域の活性化・互助システムの導入があるか

4 アソシエーション型組織、志縁組織（ボランティア団体、NPOなど）との協働

- (1) 「NPO支援センター」等の支援システムの整備の有無
- (2) 「指定管理者制度」の実施状況
- (3) 有料ボランティアとしての「行政パートナー」制度の採用
- (4) 行政（市役所・区役所）とNPO等のITネットワークの存在
- (5) NPO等との業務委託の実績…実例、委託分野の開拓努力など

5 地域経済活性化への官民協働

- (1) コミュニティビジネスの育成
- (2) 公共サービスの外部委託（アウトソーシング）
清掃、給食、庁内庶務、庁内IT化、庁内給与計算等々の主な業務についての外部委託率の評価（委託先は民間企業、NPO、ボランティア団体など業態は問わない）

第4節 集計結果

チェックリストの集計結果は、表3-1の通りである。以下、設問分野ごとに、設問の趣旨とその結果を述べる。

1 官民協働への基本姿勢

(1) 総合計画への協働理念の記載

地方自治体の基本計画、長期計画である「総合計画」の位置づけは大変重要である。当該計画の中に、住民と行政との協働に関する記述が、どの程度のレベルで明確化されているか、が協働・パートナーシップの具体化に向けた基本的なバロメーターでもある。区分は、①「官民協働」に関する記述はない、②「官民協働」の理念は掲げているが、具体的内容は書いていない、③「理念とともに具体的施策」まで記述している、④さらに実施日程、成果目標まで記述している、⑤その他、の5区分である。

大阪市は官民協働に関する記述はない。神戸市、京都市は実施日程、成果目標まで記述している。札幌市、仙台市、福岡市は、「理念の記述」もしくは「理念と具体的施策の記述」をしており、その中間ともいえる。

(2) 自治基本条例、市民参画条例、まちづくり条例の有無

「自治基本条例」とは、市民、行政、議会三者の役割と権能を記述した自治体基本条例のことである。それは憲法、地方自治法に規定された地方自治システムを、市民向けにカタログ化する役割を果たすだけでなく、自治体独自の規定を明確化する役割をも果たす。自治基本条例を制定している多くの自治体では、この条例に、住民自治制度の規定や住民投票、情報公開、外部監査、行政評価、パブリックコメント制度等の住民参画の制度を併

せて規定することが多い。

また、自治基本条例を制定していない自治体にあっても、団体自治への市民参画を規定した「市民参画条例」や住民自治システムを支援するための「まちづくり条例」等が制定されていることが多い。この設問ではそれらを問いかけた。

大阪市では、平成18年度から「市民活動推進条例」が施行されている。神戸市ではすでに「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」が施行されている。京都市にも「市民参加推進条例」がある。札幌市では、政令都市で初めての「札幌市自治基本条例」が施行された。

(3) 上記条例に、自己決定・自己責任の精神や参画・協働・情報共有の基本原則が記載されているか

上記条例には、当然の事ながら「自分たちのことは自分たちで決める（自己決定・自己責任）」の原則や、参画・協働・情報共有の原則が記載されていなくてはならない。この設問は、(2)の設問内容をさらに裏付ける設問である。当該条例が有ると答えた自治体すべてから、当然のことながら「記載されている」との答えがあった。

(4) 審議会委員の半数以上が民間委員か

この設問は、執行機関（首長）の附属機関である審議会のあり方を、学識経験者、行政OBを主力とした従来の審議会から、民間企業、一般市民の比重を増やした審議会構成に転換しようとする方向に向かっているか、ということ問いかけるものである。大阪市、京都市が半数以下の状態であり、その他はすべて75%以上が民間人で構成されている。

(5) 公募民間委員の比率が4割以上か

この設問は、上記設問とやや連動するが、一般市民等の公募による民間委員の構成比率が4割以上かどうかを問いかけている。つまり、「市民公募」制度を導入している、というだけでなく、その構成比率が4割以上になっているかを問いかけた。回答があった6市ともに、現在は4割以下にとどまっている。

(6) 設問2で回答があった条例のホームページによる公開

自治基本条例、市民参画条例、まちづくり条例等の条例がホームページ上で公開されているか、を問いかけた。すべての自治体が公開している。ところで、条例の有無の設問項目で、「なし」と回答があった仙台市、福岡市が、ホームページで「公開している」とあるのは、制定された全ての条例を公開している、という意味である。

(7) パブリックコメント等を実施しているか

パブリックコメントは、自治体に義務づけられてはいない。それを制度化するかどうかは自治体の主体性に委ねられているが、今回の6市はすべて実施している。仙台市の「不明」とあるのは、各担当部局で実施しているが、合計数値として集約していない、ということである。

2 官民協働への体制づくり

(1) 協働事業への区役所の分権

政令都市の住民自治の現場は、その多くが行政区単位以下のこまやかな「地域」において実在する。市民活動は、地域性にとらわれない志縁型のNPO活動だけではなく、その多くは地域に密着した地縁型のコミュニティ活動である。したがって、協働・パートナーシップ事業の施策立案、実行等が区役所に分権化されて委ねられているか、が実効性のバロメーターともなる。

大阪市、神戸市、札幌市、仙台市が、②主導権は区役所にあるが市役所（本庁）の了解も必要である、と回答している。福岡市は、④市役所（本庁）と区役所との協議事項である、と回答している。京都市は、①区役所に「全面的に任されている」と回答している。区役所への分権化は、協働・パートナーシップのシステム整備水準、実際に手がけられる事業の成熟度にも関係すると思われるが、なお現在進行形であると考えらるべきであろう。

(2) 区役所の自由裁量比率

区役所への分権化を測るもう一つのモノサシとして、区役所で行う協働事業費の何%が区役所の自由裁量に任されているか、を問いかけた。「事業費の把握が困難」、と回答した札幌市と福岡市を除いて、ほとんどの自治体が100%かそれに近い、と回答している。

大阪市は、「100%に近い」「ただし、区の協働事業費決定の過程で本庁との調整必要」と回答している。京都市は「地域協働推進費として17年度全区で9800万円」、仙台市は「区民とつくるまち推進事業」について100%と回答。

(3) 協働事業に関する全庁的な庁内横断連携組織の有無

協働・パートナーシップ事業は、行政の各分野にまたがり、全庁的な取り組みと部局間連携を要するテーマである。また、それを推進していくプロセスにおいて、不可避に行政側組織、職員の思考、価値観、意思形成システムを自己変革していくことにもなる。いわば行政改革と連結していくテーマでもある。その意味で、庁内啓発と併せて、庁内連携、協力組織の存在が不可欠となる。これが組織されて活動しているかどうかもまた、協働事業の実効性に関するバロメーターとなる。

神戸市、京都市では①できている、と回答しているが、大阪市、札幌市、仙台市は②不十分だができている。福岡市は③全くできていない、と回答があった。

(4) 地域自治区の導入

この設問は、2004年5月地方自治法改正による「地域自治区制度」を導入しているか、を問うものであるが、すべての自治体が導入していない、と回答。現在は、政令市における行政区（区役所）への分権化が先立つ課題となっており、それ以下の単位である「地域自治区」を主題とするにはまだ至っていない、という状況である。

(5) 地域担当職員制度の導入

ここでは職員による「地域担当者制」を導入しているか、を問いかけた。明確に①「導入している、と回答があったのが大阪市、神戸市（9区中2区で実施）、福岡市である。京都市、札幌市、仙台市は②導入せずとの回答であった。

地域担当職員制度は、全国的にもあまり例を見ず、実施しているところも試行的・暗中模索のところがある。市町村合併が進行して後、中小自治体独自による近隣政府型「住民自治協議会」づくりが全国的に始まっており、これに対応した、行政と地域とのコーディネーターとして位置付く、「地域担当職員（グループ）制度」の必要性が問われている。

神戸市もまた、新しい都市型コミュニティ形成を模索しており、地域担当職員制度を試行的に導入している。全市9区の中で、2つの区で試行的に実施し、そのデータ、経験をもとに次のステップを模索している。大阪市、福岡市の担当職員制度は、新しいコミュニティ形成に向けて設定された制度、というよりは従来の伝統的な連絡員等の制度を意味しているのではないかと想定する。

(6) タウンミーティングの有無

住民の集会に行政の首長や幹部が出向いて説明したり、意見交換する仕組み（タウンミーティング）があるかどうか、を設問した。いずれの自治体も実施している。ただし、実施回数の集約、把握・分析という点では少し落差がある。その中でも神戸市の526回という数値が異彩を放っている。

(7) 協働成果の中立評価機関の有無

協働事業は、行政、市民双方からの評価と改善・改良が必要である。互いの文化的な立脚点が異なるために、コミュニケーションに隘路が生じることも多い。その意味でも、中立的な評価機関（ただし民間委員が半数以上）が必要である。ここでは、評価機関設置の有無を問いかけた。

①有りとの回答は、神戸市、京都市、仙台市の三市であった。大阪市、札幌市、福岡市は②なしであった。

(8) 傷害保険等のリスク管理の有無

住民参加での事故に対する傷害保険などのリスク管理の有無について問いかけた。すべ

での自治体が、有り、と回答しているが、その殆どは、ボランティア保険、傷害保険等の種類である。

3 恒常的コミュニティ組織、地縁組織（自治会、町内会、地域連合会）との協働

(1) 自治会に対する規定等の準備

現実には多くの自治体は、自治会・町内会との関係を重視している。自治会・町内会そのものは任意設置、任意加入の団体であるが、その加入率が高くなるほど、社会的資本としての有効性が認められ、地域公共性への貢献度も高くなるからである。そのような実態から、自治会・町内会の運営等には介入しないものの、設立や民主的な運営に向けた支援はしている、というケースが多い。この設問では、自治会のモデル的な規定を用意することで、その設立、活動・運営に向けた支援をしているか、ということをお願いした。

神戸市、仙台市、福岡市が②おおまかな方向性を規定している、という回答であった。大阪市、京都市、札幌市は①準備していない、という回答であった。

(2) 自治会連合会、住民自治協議会等の広域自治組織は機能しているか

コミュニティ系の任意団体である自治会・町内会も、単位組織だけでは大きな役割を果たし得ない。一定の広域的な連携、連帯があつてこそ、地縁型住民自治組織としての力を発揮する。その意味で、広域的な住民自治組織の連携組織が機能しているか、ということをお願いした。

回答では、京都市を除いて、ほとんどの自治体が②の機能している、という答えであった。

(3) 自治会組織率の把握

自治会の会員組織率（加入率）の把握を行政で行っているか、という設問である。現実にはこの組織率が高いか低いか、自治体の住民自治支援政策に大きな影響を与える。概して都市部は低く、郡部は高い、といわれているが、②把握している、と回答があつた各市の数値は、ほぼ75%以上であった。

意外なことに、伝統的な元学区制度を有する京都市と、小学校区単位の住民自治協議会システムを整備した福岡市の二市は把握していない。京都市の場合は、自治会・町内会への行政不介入原則が堅持されていること、福岡市の場合は、全住民が構成員である「住民自治協議会」制度に移行したため、自治会加入率把握は不要と考えられたからではないか。

(4) 自治会組織率向上政策の有無

前の設問と連動するが、在来型の自治会・町内会と連携しながら行政を行っている自治体では、自治会・町内会への加入促進も行政支援の元に行われていることが多い。ここで

は、加入促進、組織率向上への支援施策がとられているか、ということを問いかけた。

ここでも、京都市と福岡市が①とくにはとっていない、という回答であった。大阪市、神戸市、札幌市、仙台市は②支援施策がとられている。その主なものは、下記の通りである。

大阪市…「新規マンション建設時などに区役所と連携して新規加入申請などを行う」

神戸市…「「コミュニティ相談センター」の設置、こうべまちづくり学校、コミュニティ基礎講座などによる人材育成、ふれあい、ちえぶくろ、自治会ハンドブックなどによる地域活動の情報提供・啓発、地域集会所新築助成など地域拠点の整備、確保」

札幌市…「加入促進チラシの作成」

仙台市…「町内会PRチラシ作成、マンション等入居者の加入促進のために建築主や管理会社等向けのチラシの作成、町内会関係ホームページの立ち上げ、各区ごとに「町内会活動の手引き」を作成し、研修会で活用

(5) 自治会への公共事業委託

多くの自治体では、市政広報誌、通知の配布、自治会地域内の清掃、草取り、溝掃除、防犯、見回、地域集会所などの施設の施錠、管理、独居老人などへの定時訪問等、多くの事業が自治会・町内会委託で行われている。この設問では、そのような自治会・町内会への公共サービス事業委託の有無を問いかけた。

回答は、京都市を除いた自治体が委託事業が「有り」と答えている。

大阪市は、広範囲な分野で協力関係を結んでいるが、委託事業ではなく「協力」である。他に、12部局からの個別委託事業があったものの、委託料を補助金に切り替えつつある、と回答。仙台市も大阪市と同じように、広範囲な分野で複数の委託事業がある。神戸市は「コミュニティ相談センター」の運営委託。札幌市、福岡市は、広報誌などの配布委託。

(6) 自治会、町内会などの組織のNPO法人化を進めているか

公共事業等の委託を進めていく上では、パートナーとなる団体の法人化が望ましい。権利能力なき社団の場合は、代表者個人との契約関係に成るからである。その意味から、自治会・町内会の法人化を進めていく姿勢に立っているのか、あるいは別の方向をめざしているのか、を確かめたい。これは、現在すでに自治会・町内会に公共事業の委託を行っているという実態とは別に、改めてどのような方向に進めていこうとするのか、を確認することでもある。

結果は、NPO法人化を進めている自治体はなく、仙台市のみが自治法上の「地縁法人」化を進めていく姿勢に立っていた。その他は、全て①進めていない、という回答であった。

(7) 条例等設置による「住民自治協議会」などを組織しているか。

在来型の地縁型自治組織だけにとどまらず、これらを包含しながら発展的に組織化した、条例設置による「住民自治協議会」を設置しているか、という設問である。ただし、ここで聞いているのは、自治法上の長の諮問機関として設置できる「住民協議会」を意味しているのではなく、小型近隣政府型の「住民自治協議会」システムの有無を聞いている、ということである。理想としては、概ね小学校区単位の全住民を構成員とする「住民自治協議会」が望ましい。

回答では、大阪市、神戸市、仙台市が「なし」と回答。「有り」と答えたのが、京都市、札幌市、福岡市である。ただし札幌市は、条例設置によるものではなく、任意設置のいわゆる「まちづくり協議会」の設立を推進しているとのことであるから、厳密には「なし」とすべきであろう。神戸市も各部局の努力によって、多様な「まちづくり協議会」的な団体活動が推進されており、その取り組み姿勢と水準は札幌市と同様だからである。

京都市は、新たなコミュニティ形成をめざした、小学校区単位のモデル的まちづくり活動を推進している。福岡市は、すでに全小学校区単位での住民自治協議会システムづくりを終えている。

(8)「地域通貨」などの地域活性化・互助システムの導入

この設問では、地域コミュニティにおける自治の活性化を促進するための「地域通貨」などのシステムが、行政の協力・支援により導入されているかを聞いた。結果は、ほとんどが導入していない、ということであった。福岡市が「有り」と答えているが「件数に関しては把握していない」とのことなので、やはり民間での事業ではないかと想定される。

4 アソシエーション型組織、志縁組織（ボランティア団体、NPOなど）との協働

(1)「NPO 支援センター」等の活動支援システムの整備の有無

この設問では、アソシエーション型組織であるNPO団体に対する、その支援制度の中核ともいえる「NPO支援センター」等の整備の有無を問いかけた。都市型自治体では、地縁型のコミュニティ系団体に対する政策革新と併せて、志縁型のアソシエーション団体への活性化支援政策の水準が問われるからである。

NPO政策に関しては、中間支援型組織の必要性が説かれるが、全国的に見ても民間NPO主体の中間支援組織は未だに脆弱であり、自治体による公的な政策バックアップが必要である。回答は大阪市のみが「なし」であり、他の自治体すべてが「有り」と回答した。

(2)「指定管理者制度」を実施しているか。

この設問では、コミュニティ系団体、アソシエーション・NPO系団体を「指定管理者」としている実例があるか、また、どのような「公の施設」をその対象としているか、を問いかけた。「指定管理者制度」は、協働とパートナーシップ事業の良き事例となりうる上、

行政と各団体との関係の成熟度をも測定できる、との想定からである。

回答は、大阪市が、企業、行政出資の財団・社団、コミュニティ系団体に指定。施設は、公民館、市民ホール、体育館、プール等であった。

神戸市が、指定団体別の回答はなく、施設は、駐車場、公園、旅客ターミナル等を対象としてあげている。

京都市は、NPOなどのアソシエーション系団体に、施設として、集会所、児童館、コミュニティ支援センターなどを対象としてあげている。

札幌市、仙台市、福岡市は、企業、財団・社団、コミュニティ系団体、NPOのすべてを指定団体としてあげ、また、図書館を除く殆どの施設を対象施設としてあげている。

(3) 有料ボランティアとしての「行政パートナー」制度の採用の有無

埼玉県志木市の事例にある「行政パートナー」制度採用の有無を問いかけたが、回答は、すべて「なし」であった。

(4) 行政（市役所・区役所）とNPO等のITネットワークの存在

行政とNPOとのITネットワークの存在の有無を問いかけた。「有り」は神戸市のみで、他の自治体はすべて「なし」であった。

(5) NPO等との業務委託の実績の有無

「指定管理者」を除いて、NPO法人への業務委託があるか、という設問である。「なし」は京都市のみで、他はすべて「有り」であった。

大阪市は、本庁区政課の事業として、18年度よりNPOからの公募提案型委託事業を開始。6団体6事業に委託。

神戸市は、区民センター小ホール管理運営、青少年会館管理運営、青少年国際交流キャンプ、青少年会館リーダー養成、要介護認定調査業務、生きがいデイサービス事業、リサイクル工房運営、子ども料理教室、環境大学リーダー養成講座などをあげている（ただし17年度）。

札幌市は配食事業、仙台市は環境学習プログラムの作成、福岡市は消費生活相談事業をあげている。

5 地域経済活性化への官民協働

(1) コミュニティビジネスの育成・支援事業を行っているか

この設問に関しては、関西の三都市はいずれも「なし」の回答であったのに対して、札幌市、仙台市、福岡市の三都市は「有り」であった。札幌市は、商店街と連携したコミュニティビジネス事業企画提案事業に100万円（17年度実績）、仙台市は、コミュニティ

ビジネス起業家セミナーの実施に320万円（18年度予算）、福岡市は、もう少し多様な展開で732万円余（年度不明）であった。

(2) 公共サービスの外部委託

ここでは、民間企業、NPO、ボランティア団体等を問わず、市役所の建物、公的施設の清掃、学校給食事業、庁内庶務、庁内IT化、庁内給与計算関しての外部委託状況について聞いた。結果は、福岡市（施設清掃、庁内IT化に委託事業有り）を除いて無回答であった。いずれの都市においても外部委託が進んでいることは想像できるが、具体的な数値として把握しがたい、というのが実情だからであろう。

表3-1 政令都市の協働・パートナーシップ事業に関する回答状況

	大阪市	神戸市	京都市	札幌市	仙台市	福岡市
1 官民協働への基本姿勢						
質問1 総合計画への協働理念の記載	① 官民協働に関する記述はない	④ 実施日程、成果目標まで記述している	④ 実施日程、成果目標まで記述している	② 理念は掲げているが具体的内容は記述せず	③ 理念とともに具体的施策まで記述	③ 理念とともに具体的施策まで記述
質問2 自治基本条例、参画、まちづくり条例の有無	② 有 18年度に市民活動推進条例施行	② 有 神戸市民による地域活動の推進に関する条例	② 有 市民参加推進条例	② 有 19年度札幌市自治基本条例施行	① なし	① なし
質問3 参画・協働・情報共有の原則	② 有	② 有	② 有	② 有	無回答	無回答

質問4 審議会委員の半数が民間	② 半数以下 1委員会 のみ	① 82%	② 半数以 下	① 75.5%	① 76.9%	① 91%
質問5 公募民間委員の比率4割以上	② 4割以下 8.3%	② 4割以下	② 4割以 下	② 4割以 下	② 4割以 下	② 4割以下
質問6 2の条例のホームページ公開	① 有	① 有	① 有	① 有	① 有	① 有
質問7 パブリックコメントの実施	② 有 19回	② 有 11回	② 有 20回	② 有 12回	② 有 不明	② 有 12回
2 官民協働への体制づくり						
質問8 協働事業の区役所への分権	② 原則区主 導だが本 庁の了解 が必要	② 原則区主 導だが本 庁の了解 が必要	① 全面的 に区に 任され ている	② 原則区 主導だ が本庁 の了解 が必要	② 原則区 主導だ が本庁 の了解 が必要	④ 区と本庁 との協議 事項であ る
質問9 区役所の自由裁量比率	100%に 近い	100%	100%	把握困 難	100%	把握困難
質問10 協働事業の庁内連携組織	② 不十分だ ができる ている	① できてい る	① できて いる	② 不十分 だがで きている	② 不十分 だがで きている	③ 全くでき ていない
質問11 地域自治区の導入	② 導入せず	② 導入せず	② 導入せ ず	② 導入せ ず	② 導入せ ず	② 導入せず
質問12 地域担当職員制度の導入	① 導入して いる	① 導入して いる 9区中2	② 導入せ ず	② 導入せ ず	② 導入せ ず	① 導入して いる

質問13 タウンミーティング	② 有	② 有 526回	② 有	② 有 10回	② 有 4回	② 有 48回
質問14 協働成果の中立評価機関	① なし	② 有	② 有	① なし	② 有	① なし
質問15 傷害保険等のリスク管理	② 有	② 有	② 有	② 有	② 有	② 有
3 恒常的コミュニティ組織 、地縁組織との協働						
質問16 自治会に関する規定の準備	① なし	② 大まかに 規定	① なし	① なし	② 大まかに 規定	② 大まかに 規定
質問17 自治連合会等の広域自治組織	② 機能して いる	② 機能して いる	① あまり 機能し てない	② 機能し ている	② 機能し ている	② 機能し ている
質問18 自治会組織率把握	② 把握して いる 75%	② 把握して いる 76.2%	① 把握し ていな い	② 把握し ている7 4.5%	② 把握し ている8 9.5%	① 把握し ていない
質問19 自治会組織率向上施策の有無	② 有	② 有	① なし	② 有	② 有	① なし
質問20 自治会への公共事業委託	② 有	② 有	① なし	② 有	② 有	② 有
質問21 自治会等のNPO化	① 進めてい ない	① 進めてい ない	① 進めて いない	① 進めて いない	② 進めて いる35 件	① 進めてい ない
質問22 条例等による住民自治協議会 設置	② なし	② なし	① 有	① 有 まち協	② なし	① 有
質問23 地域通貨導入	① なし	① なし	① なし	① なし	① なし 但し民 間有	② 有 但し民間 か

4 アソシエーション型組織、志縁組織との協働						
質問24 NPO支援センター等の有無	① なし	② 有	② 有 ※	② 有	② 有	② 有
質問25 指定管理者制度の導入	② 有	② 有	② 有 ※	② 有	② 有	② 有
質問26 行政パートナー制度	① なし	① なし	① なし	① なし	① なし	① なし
質問27 行政とNPOとのITネットワーク	① なし	② 有 261団体	① なし	① なし	① なし	① なし
質問28 NPOへの業務委託	② 有	② 有	① なし	② 有	② 有	② 有
5 地域経済活性化への官民協働						
質問29 コミュニティビジネス育成	① なし	① なし	① なし	③ 積極的 に支援	③ 積極的 に支援	③ 積極的 に支援
質問30 公共サービスの外部委託	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	清掃、IT

京都市の※は、回答は①「なし」であったが、ヒアリングの結果、②「有」に修正

6 アンケート結果による得点化とその集計

以上のアンケート回収と、ヒアリング、照会による修正を加えた結果が表3-1であるが、それを設問区分に応じて得点化・集計した結果、下記のような得点表となった。

表3-2 得点集計表

区分	大阪市	神戸市	京都市	札幌市	仙台市	福岡市
質問 1	0	3	3	1	2	2
2	1	1	1	1	0	0
3	1	1	1	1	0	0
4	0	1	0	1	1	1

5	0	0	0	0	0	0
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
基本姿勢 小計	4	8	7	6	5	5
8	2	2	3	2	2	0
9	1	2	2	0	2	0
10	1	2	2	1	1	0
11	0	0	0	0	0	0
12	1	1	0	0	0	1
13	1	1	1	1	1	1
14	0	1	1	0	1	0
15	1	1	1	1	1	1
体制づくり 小計	7	10	10	5	8	3
16	0	1	0	0	1	1
17	1	1	0	1	1	1
18	1	1	0	1	1	0
19	1	1	0	1	1	0
20	1	1	0	1	1	1
21	0	0	0	0	1	0
22	0	0	1	0	0	1
23	0	0	0	0	0	0
コミュニティ政策 小計	4	5	i	4	6	4
24	0	1	1	1	1	1
25	1	1	1	1	1	1
26	0	0	0	0	0	0
27	0	1	0	0	0	0
28	1	1	0	1	1	1
アソシエーション政策 小計	2	4	2	3	3	3
29	0	0	0	2	2	2
30	0	0	0	0	0	0
地域経済活性化官民合同小計	0	0	0	2	2	2
総合計	17	27	26	20	24	17

合計点では、①神戸市27点、②京都市26点、③仙台市24点、④札幌市20点、⑤

福岡市17点、⑤大阪市17点の順位となった。

以上は、あくまでも回答を単純に集計しての得点とその小計、合計であるが、ある程度の傾向性は見受けられる。①制度整備と実態的な②体制づくりの点からは、関西が優位である。③コミュニティ政策の視点からは、京都市の1点が際だが、他の各都市に大きな差異はない。ただし、京都市は、既成のコミュニティに対して行政不介入の原則を堅持しているため、得点が低いのはある意味で当然である。④NPOなどのアソシエーション政策に関しては、神戸市の4点が筆頭であるが、下位でも2点である。

しかしながら、総合計点数で見ると、神戸市の27点、京都市の26点に対して、下位の大阪市、札幌市が17点、と10点～9点の開きが出る。その大きな要因は、やはり基本姿勢と体制づくりの分野での取り組みの開きである。これらの分野の得点は、現時点ではなく、将来に向けての変革要因を示していることから、協働事業の発展と成熟度に、今後さらに大きな落差が生じることが予想できる。

第5節 関西3政令市のヒアリング結果

上記アンケート（ヒアリング調査用シートを兼ねる）と併せて、関西の3政令都市（大阪市、神戸市、京都市）には、個別にヒアリングを行った。

(1) 大阪市へのヒアリング（大阪市区政振興課を窓口として）

① 他都市で言う「自治会」にあたるものは、大阪市の場合「振興町会」である。大阪市内では、昭和21年に南海大地震を契機として赤十字奉仕団が作られた。これを母体として、昭和24年に日本赤十字社への事業協力と併せて、市区行政の円滑化、地域社会の福祉増進、その発展向上のために「振興町会」が作られた経過がある。

振興町会は、概ね町（丁目）の区域の居住者（個人・法人を問わず）で構成される。振興町会を構成する最小単位は、20世帯程度を単位とする「班」である。振興町会の上部団体として、概ね小学校区内の振興町会で構成される「連合振興町会」がある。さらに区内の「連合振興町会」の集まりとして「区地域振興会」があり、その区の名前を冠して「大阪市〇〇区地域振興会」と呼ばれる。これら「区地域振興会」の集合体が「大阪市地域振興会」である。

② 「振興町会」は、かつては大阪市内の全エリアをカバーしていたが、近年大型マンションの建設が増え、マンション住民は管理組合を中心に自己完結型の自治組織を作るため、なかなか「振興町会」に入りたがらず、空白になっているところが増えてきている。現在の大阪市当局は、地縁組織との協働に関しては、既存の「振興町会」「連合振興町会」との関係を重視し、当該組織を支援・育成することによって公共サービスの円滑な協働体制を維持しようとしていることが窺える。

③ 「地域担当制」については、「連合振興町会」の地域を担当する「地域担当者」を措

いている区もある。ただし、一人の職員が住民からのあらゆる分野の申し入れ・苦情・要望・問い合わせに対応するのは不可能で、複数人数の班でテーマに応じて順番に対応するのが望ましい、とする意見が、本庁では強かった。

④ 住民との対話については、「出前講座」として区長や「地域担当者」が地域に出向いて、対話を行うようにしている区が複数ある（例、此花区、大正区、生野区、東住吉区、北区、都島区など）。また、関市長の行革マニフェストにならい、区単位で「区長改革マニフェスト」を作っている。

⑤ 大阪市のコミュニティ政策では、やはり伝統的な既存のシステムが重視されており、進行しつつある地域社会の構造変化にも戸惑いがあるものの、これに対応したコミュニティ政策への革新を模索する方向には未だに転換していない、ということが分かった。NPOなどに向けたアソシエーション活動の支援政策は、市内に有力な中間支援型NPOもすでに多く存在するので、あくまで民間活動に委ねており、特に公的な支援施策は用意していない、とのことであった。

(2) 神戸市へのヒアリング（神戸市市民参画推進局地域力強化推進課を窓口として）

① 神戸市では、これまで各部署が局地的に支援してきたさまざまな「まちづくり」団体があり、さらに各部署が地域社会にまんべんなく部局別・課題別の行政協力団体を作ってきた経過がある。かつての群雄割拠ともいえるべき状態が、今日では地域社会の高齢化ともあいまって、新たな壁にぶつかっている。その主要な課題は、人材の高齢化と併せた後継者不足である。また、地域社会の個別課題に応じた団体が分立して存在することによる総合性の欠如も目立ってきている。

② このような状態を克服し、新たな総合的コミュニティ支援政策へ転換することを、「神戸市民による地域づくり推進条例」によって推進することとしているが、その方法は極めて着実で穏やかな手法である。市内全域のコミュニティを平等かつ均等に支援して、全体の底上げを図るという手法ではなく、意欲のある地域の運動をバックアップし、成功事例を沢山作って、他地域のモデルとしていこうとしている。この場合も、あくまで住民の自主性を重んじ、行政からの介入は避ける。

③ 自治会は、自主的に活動するものであるとの原則を堅持し、決して行政の下部組織とみなさないという姿勢を貫いている。したがって、自治会会員組織率アップのための公的施策は特別に取ってはいない。その一方で、間接支援策として、よりよい地域社会づくりのための『自治会活動ハンドブック』が、無料で配布されている。この冊子は内容が豊富で充実しており、平易で理解しやすい記述がなされていた。実際に住民の啓発にも大きく役立っている、とのことであり、神戸市の変化しつつある地域コミュニティに向けた、直接介入を避けつつ間接支援を図るという過渡期のスタンスが理解できる。

ただし、神戸市においても、住民の自治意識には地域差があり、古いコミュニティとニュータウンなどとの違いが際立ち、その対応の違いに苦慮している、とのことであった。

この場合も、各地域の自主性尊重の原則は堅持されている。

④ 神戸市は、もともと進取の気風に満ちた土地柄であることに加え、阪神大震災の経験などもあり、早くからボランティア活動やNPO活動のメッカとなった。それだけに、NPO活動支援政策も全国に比べて進んでいる。公設、市民参画運営の「参画と協働のプラットフォーム」が市役所本庁舎に設けられていることをはじめ、各種条例、規則、協約なども整備されている。さらに、各種の支援システムを民間委員の参画を得てチェックする仕組みも発達している。

⑤ 2004年6月策定の「神戸2010ビジョン」(神戸市後期総合計画)は、各分野のアクションプラン(行動計画)ごとに目標値と現状値が明確に対比できるようになっている。毎年、チャレンジ指標一覧が出され、フォローと点検が第三者機関としての事業評価委員会で行われる。

例	アクションプラン名	「こどもが健やかに生まれ育つまちプラン」				
	チャレンジ指標	・子どものボランティア参加率				
	現状値	平成15年度	小学生	37.6%	中学生	36.6%
	2010年目標値		小学生	40.0%	中学生	40.0%

(3) 京都市へのヒアリング(京都市総合企画局プロジェクト推進室を窓口として)

① 京都市には、戦前の小学校区を単位とする「元学区」という住民自治単位があり、この組織が自治会・町内会の役割を担っている。この元学区は、京都市内で220あり、全地域をカバーしている。高度成長期に新たな小学校の設置があっても、住民組織としては元学区がそのまま残り、名称では「〇〇自治会」「〇〇町内会」と呼ぶことがあっても、実態は元学区のままである。

この元学区は、どちらかというとも互助・協力・親睦組織として機能している。市役所業務と住民とを結ぶ公的なパイプ役としては、別に「市政協力委員」制度があり、全市域をカバーして8200人ほど委嘱されている。この市政協力委員が、他市における自治会長的な役割を実質的に担っている。

② 市政協力委員は、市長から委嘱を受けた非常勤特別職の公務員として位置づけられており、自治会・町内会(元学区)とは別に、市民と市政をつなぐ制度として昭和28年に発足している。

市政協力委員の役割は、「市民しんぶん」をはじめとする広報物の配布や、市民要望の取り次ぎなど住民と市政のつなぎ役として活躍している。任期は1年である。

③ 京都市は、元学区を母体とする自治会・町内会を、地域住民の自主的・任意の組織と位置づけ、その運営も住民の意思により民主的に行われるのが望ましい、との立場をとっており、行政不介入の原則を堅持している。その代わりに、市政と住民とのパイプ役としての「市政協力委員」制度を導入しており、これは京都市独自の制度である。この背景

には、長い歴史を持ち、自主独立の気風が高い京都の町衆文化の伝統を重んじたことが窺える。

④ 一方、京都市はNPO支援や、個別地域の「まちづくり」にも精力を注いでいる。特に「景観・まちづくりセンター」を中心としたまちづくり活動支援が活発である。毎年、重点的に10地区程度を選び、コーディネーター、コンサルタントの派遣、助成金を支給するなどの支援策が充実している。

この場合の「まちづくり」は、モデル的にはあれ、個別地域で展開される地域再生活動となり、当然に地元コミュニティの関わりが重要となる。町屋保存などに注力するNPOなどだけではなく、多様なNPO活動家等と、地元コミュニティの有力者とのコミュニケーションも生まれる。京都市は、個別・重点的な地域づくりをベースとして、コミュニティとNPOとのより良き接点を作り出し、併せて新しいコミュニティ再生を展望している、と窺えた。

⑤ 京都市もまた、その政策評価制度に具体的な指標（客観指標＝アウトカム指標）を導入している。それぞれの施策（106項目）ごとに複数個の具体的な客観評価指標と市民生活実感評価を活用し、5段階の総合評価をしている。さらにこの評価の客観性は、第三者機関である「京都市政策評価制度評議会」によって担保されている。

(4) 関西3政令都市の特徴（まとめ）

今回の研究調査では、札幌市、仙台市、福岡市にも照会しつつ、大阪市、神戸市、京都市の3市を重点的に調査した。ヒアリングと限られたアンケート項目が中心であり、調査以前の問題意識とその意図を明らかにするためにはまだ不十分ではあることは否めない。ともあれ、ヒアリングからは、関西という地域特性から三市ともに地域コミュニティ系団体との関係を実体的に重視していることが分かった。つまり、従来の自治会、町内会及びその基盤から登場してくる各種地域団体や人材を重視する、という点では同じと見なせる。だが、それを時代に対応した新たなコミュニティ政策の中へとらえ直し、行政の協働パートナーとして位置づけし直そうとしているか、という点では微妙に違いが生じている。

大阪市は、昭和21年の南海地震の際に作られた赤十字奉仕団を母体とする「振興町会」が自治会の役割を担っており、この振興町会との関係の中で伝統的なコミュニティ対応がなされている。京都市は、戦前の小学校区を単位とする「元学区」という住民自治単位があり、この組織が自治会・町内会の役割を担っている。しかし元学区はあくまで自主的な団体であり、行政との直接関係は存在しない。行政との関係では、市役所業務と住民とを結ぶパイプ役として8,200人規模の「市政協力委員」制度がある。神戸市は、自治会は自主的に活動するものとの原則を尊重し、決して行政の下部組織とは見ないという姿勢を貫いているが、「自治会活動ハンドブック」作成・配布などの間接支援は行っている。その一方で、「地域づくり推進条例」による、各種団体が集合・連携したコミュニティ再構築に取り組んでいる。

かたやアソシエーション政策として位置づけられるNPO政策の水準を見ると、大阪市は民間活動に全面的に依拠しており、公的政策の存在感が薄い。神戸市、京都市は支援センターを設置するなどして積極的に政策展開している。今回の調査とヒアリングからは、大阪市の伝統依拠型スタイル、神戸市のコミュニティ不介入原則から住民自治システム再構築への挑戦と都市型NPO支援、京都市の盤石なボランティア型「市政協力委員」制度と都市型NPO支援によるコミュニティ再生との連動、という様子が窺えてきたように思う。

終章 まとめにかえて

(1) 2006年度の研究経過

2006年度においては、2005年度に引き続いて、以下の点を主たる研究課題として取り組んできた。第一に、それぞれの指標群についての検討を深めること、第二に、政令指定都市15市について、悉皆的に調査を実施し、指標の収集と比較検討を行うこと、第三に、今後の地方自治体における事業評価手法とその活用のあり方について、検討を行うことである。

前年度と同様に、まず、ごみ収集事業、公共交通事業、学校給食事業、そして協働事業を取り上げて、検討を深めることとした。その際に、2005年度に析出した指標を基礎としながら、極力、アウトカム指標に近いものを探求すること、客観的に把握できる指標を追求すること、また各市比較が可能な指標であることを基本として研究を進めた。

政令指定都市各市や、関係行政機関の協力をいただき、一部、実施できなかったところもあるが、一応のところ15市を対象に4事業についての調査とその指標化の検討を行うことができた。一部の自治体や事業現場については、ヒアリングやアンケート調査を行うなど、各市の協力を得ながら作業を進めることができた。

(2) 事業評価指標の検討

それぞれの事業について、指標を作成または抽出し、当該事業を評価する視点を明らかにするよう努めた。その研究成果については既に前章までにおいて明らかにされておりであるが、指標による評価とその意義について、要約的に簡単に見ておこう。

ごみ収集処理事業については、いわゆる清掃事業・環境事業についての評価を行っている。ここでは、効率性指数、環境指数、サービス指数の3軸で評価を行っている。効率性指数は、ごみ処理事業経費、維持管理費などのコストに関する指標群からなる。環境指数は、市民一人当たりごみ排出量とリサイクル率の2指標からなる。サービス指数は、収集方式や頻度、付帯サービス指標などを得点化して算出している。この三つの指数は、必ずしも相関しないが、概して、環境指数が高くなれば、効率性指数も高くなる傾向が一部に見られる。しかし、サービス指数は必ずしも他の指数と相関しない。それぞれの指標を比較して見ることで、当該地方自治体の強みと弱みが明らかであり、その事業改善のポイントが明らかになる。効率を上げるか直接のサービス向上を目指すかはゼロサムゲーム的な面があり、政策的な選択が求められているともいえる。なお、これらの指数の考え方のうち、環境指数やサービス指数は、社会的成果の指数に近く、他の事業にも応用可能な考え方といえよう。

公営交通事業については、事業経営をしている政令指定都市9市について検討を行った。ここではアウトプット指標の検討からはじめ、アウトカム指標を展望している。まずアウトプット指標については、施設や職員規模、輸送人員や運輸収益、効率性や経済性、事業

経営の健全性（経常収支比率や補助金割合など）が明らかにされている。たとえば、鉄道事業では、営業キロ当たりの職員数や職員給与費の比較、同じく営業キロ当たりの経常収支や起業債利息の比較などから、事業の効率性や経済性、経営の健全性比較などがある程度は検討できる。しかしこれらは、アウトカム指標とはいえないことから、一つは消費者満足（CS）の視点から、サービスの質に関する指標として、事故、遅延、始発終電時刻などの検討が必要とされている。また、この研究においては、政策的指標として、都市の日常活動を円滑にする役割を表すような指標として、モーダルシフトを客観的に捕らえられないか、そして福祉的な観点からは料金面の指標が、例として初乗り運賃の比較、福祉的な料金優遇制度などから考えられないか、といった点が検討課題とされた。なお、公営交通事業の研究については、現段階では十分な情報が揃わない事情等もあり、次年度以降の継続研究として、本報告書には記載していない。

学校給食事業については、経済性と効率性について主にアウトプット指標から、そして有効性についてはアウトカム指標からの探索を行った。特に小学校給食事業について、アンケート調査票による調査を実施した。調査は、供給者・事業者向けと、需要者・児童向けとし、児童向けアンケートは文科省の紹介で給食優秀校8市へ依頼した。評価の視点としては、学校教育における給食の位置づけ、学校給食をめぐる組織間関係、給食費その他の市民負担の意義、給食事業の効率性、給食事業の有効性などについて、様々な関係指標を収集し検討を行った。学校給食については基本法があるが、市町村や校長が給食の中身について工夫している面がある。また、最近の食育基本法制定で地産地消の方向にあるが、概してコスト高になる難点もある。また、センター一括調理方式と学校別調理方式との違いや学校給食会による材料調達など独特の構造があり、給食費も市によって差がある。これらを、給食の政策目的（社会的目的）から見た有効性、事業の効率性、CS（児童と親の満足）の3面から評価できないかという検討を行ってきた。

協働事業については、いわゆるパートナーシップなどの考え方に基づく諸施策が緒にいたばかりということもあり、指標として客観的な数値が収集できるものは少ない。そこで定性的な指標をもって、これを客観的に測定する方法を検討してきた。そのため、協働・パートナーシップ事業に関する事項を整理し、その有無を確認することで代替できないかを検討した。具体的には、一つは、官民協働への基本姿勢について、関連する計画や条例の有無、市民参加や情報公開などから、二つには官民協働の体制作りについて、地域分権や全庁的協働体制作り、協働の評価やリスク管理などから、三つには、協働活動実態について、地縁組織の現状やNPO型組織の活動状況などから、四つには地域経済活性化との関係については、コミュニティビジネス育成や外部委託状況について、それぞれ現状を把握しそれらから合成した指標化を試みている。評価の指標に共通する視点として、協働体制ができていくかどうか、受け手側の市民との関係や活動環境の改善、そして市民サービスの向上に結びついているかといったCSを考えている。

(3) 2006年度の成果と課題

2006年度の研究においては、基本的に当初課題としてきた次の作業について、一定の成果が得られた。

一つは、政令指定都市をいくつかの事業ごとに串刺しにした都市間比較分析であるが、4つの事業については実施することができた。これによって、各市の強みや弱み、あるいは事業ごとの課題が、一定程度は、明らかになったと考えている。

二つには、四つの事業の検討を行ってきたが、この事業パターンの再検討である。この作業は、すべての事務事業ではなく、典型的な事務事業をさらに検索し、その典型を絞り込む作業であり、それによって多くの自治体事業を類型化し、幅広い分析を容易にするはずであった。しかし残念ながら、力及ばずこの側面での検討はできなかった。

三つには、指標の更なる彫琢である。すでに、効果性、効率性、経済性の視点や、インプット、アウトプット、アウトカムの指標による整理などが検討されてきたが、汎用性があり、しかも実用性に富む指標開発ができる端緒をえた。具体的には、効率性に関する指数、社会的有効性に関する指数、そして市民満足に関する指数という枠組みで、各指標を捉えなおすことで、客観的で比較検討が可能となる指標群を用意できるように思われる。

四つには、評価の最終的な判定者たる市民の視点をどのように組み入れるかという観点であった。直接的な指標として明らかなものもあるが、また、市民満足度のように情緒的判断に基礎を置く場合もあり、これらの有用性についての一定の判断をしておく必要があるとしてきたが、上述した市民満足指数を相対的に効率や有効性との関係で位置づける方法が妥当なのではないかと現時点では考えられる。

五つには、本研究会としての各事業指標についての考え方を整理することであった。具体的には、評価指標を指数化してとりまとめることが、大きな方向としては示唆された。指数については、効率性の視点、社会的効果(有効性)の視点、そして市民満足(消費者満足)の視点から考えることができる。それによって、事業の改善点を明らかにすることができること、政策目標の中長期的な達成に向けての評価ができること、そして市民サービスの向上を評価できることが、ある程度確認できた。これらの評価情報や改善情報をベースにして、事業の問題点の析出や改善すべき方向についての検討を各地方自治体が行い、自治的に選択を行っていくことが本来の地方自治の姿ということになる。こうした地方自治体の努力が行われるに当たって、多くの示唆を与えるものとなることが、我々自身の指標の有効性や評価の分析力であるともいえる。翻ってそれは、我々自身の研究の真価が問われることでもある。

(4) 今後の展望

全ての研究課題に答えられたわけではないが、2005-2006年度の研究課題を着実に解決してきたことによって、本研究は次のステップにむけて、進むことができると考えている。それは、「日本の地方自治体における公共サービスないし事務事業を、全市区町村、都道府

県を通じて、具体的かつ客観的に点検を行い、地方自治体のそれぞれの事業やサービスが抱える問題点を析出し、その改善を促すことができる」という具体的な解決方法を提示できる可能性である。

もちろんそのためには、さらに研究を重ねる必要があるが、少なくとも問題の所在を明らかにする手がかりはすでに得られている。2007年度以降においては、残された課題として、典型的な事業の類型化、その指標群の指数化のパターンの発見による評価手法の確立がある。これによって、実際に各事業への評価をおこなうことができるし、現実には、各地方自治体の事業についての分析と評価によって、その事業の更なる改善を検討することができる。今後の展開においては、これまでに開発した事業評価手法を実際に適用することと、その更なる洗練が探求されるべきであり、加えて最終的には地方自治体の全事業・サービスについての応用が期待できるような事業評価手法が展望されなければならないと考えている。こうした課題については、今後の研究に期待するとともに、本研究会参加者一同も他日を期したいと考えている。

謝 辞

本研究に当たっては、全国の政令指定都市のかたがた、関係行政機関のかたがたに、調査研究に際して、情報提供、インタビュー、アンケート調査などを通じて、多大なご協力を頂いた。ご多用中にもかかわらずご協力いただいた皆様方に、深く感謝申し上げます。いである。

2005～6（平成17～18）年度
（財）関西社会経済研究所 政令市事業評価研究会

1 研究会メンバー（敬称略）

主査	新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
委員	中川 幾郎	帝塚山大学法政策学部教授
	稲継 裕昭	大阪市立大学法学部教授（当時）、早稲田大学政治経済学術院（大学院公共経営研究科）教授（現在）
	初谷 勇	大阪商業大学総合経営学部教授
	前川 聡子	関西大学経済学部准教授
事務局	宇都 弘道	参与・研究統括
	宮原 孝信	次長
	美谷 寛	総括調査役
	北浦 義朗	研究員
	武者 加苗	研究員

2 研究会開催記録

2005. 7. 30.（土）第1回研究会
・当研究会の目的、方向、過去の経緯
2005. 9. 21.（水）第2回研究会
・先行事例の紹介
2005. 11. 1.（火）第3回研究会
・3事業分野の政令市のデータと協議
2005. 12. 9.（金）第4回研究会
・3事業分野の7政令市の資料と協議
2006. 2. 23.（木）第5回研究会
・タイプ別公共事業の評価方法
2006. 4. 26.（水）第6回研究会
・政令市サンプル事業の評価指標の担当別報告
2006. 7. 中間報告書とりまとめ
2006. 9. 21.（木）第7回研究会
・2006年度の研究の進め方
2006. 11. 8.（水）第8回研究会
・4つの事業別評価指標、事業別のベンチマークとする市の候補
2007. 3. 2.（金）第9回研究会
・4つの事業別の評価指標と評価結果
・成果報告のまとめ方および発表について
2007. 3～5 報告書とりまとめ
2007. 5. 28.（月）成果報告発表

政令指定都市の事業評価
—経済性、効率性、有効性の視点による—

発行日 2007（平成19）年5月
発行所 〒530-6691
大阪市北区中之島6丁目2番27号
中之島センタービルディング29階
財団法人 関西社会経済研究所
Kansai Institute for Social and Economic Research (KISER)
TEL (06) 6441-5750(代表)
FAX (06) 6441-5760
電子メール kiser@kiser.or.jp
URL <http://www.kiser.or.jp>
発行者 武田 壽夫

ISBN 978-4-87769-632-0